

大崎上島町地域防災計画

令和8年3月修正

大崎上島町防災会議

目次

第1章 総則

第1節 防災計画作成の目的	3
第2節 基本方針	3
第3節 防災業務実施上の基本理念及び基本原則	4
第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	6

第2章 災害予防計画

第1節 基本方針	15
第2節 町土の保全に関する計画	16
第2節の2 防災施設・設備の新設又は改良に関する計画	21
第3節 地震被害軽減のための基本的な施策	22
第4節 防災まちづくりに関する計画	23
第5節 住民の防災活動の促進に関する計画	30
第6節 調査、研究に関する計画	42
第7節 迅速かつ円滑な災害応急対策等への備えに関する計画	43
第7節の2 円滑な避難体制の確保等に関する計画	55
第7節の3 危険物等に関する災害予防計画	63
第7節の4 災害対策資機材等の備蓄等に関する計画	65
第8節 要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画	69
第9節 広域避難の受入れに関する計画	73

第3章の1 災害応急対策計画（基本編）

第1節 基本方針	77
第2節 災害発生直前の応急対策	78
第1項 組織、動員計画	78
第1項の2 労働力確保計画	91
第2項 気象警報等の伝達に関する計画	92
第3項 住民等の避難誘導に関する計画	107
第3節 災害発生後の応急対策	115
第1項 災害情報計画	115
第2項 通信運用計画	120
第4節 ヘリコプターによる災害応急対策	123
第5節 災害派遣・広域的な応援体制	128
第1項 自衛隊災害派遣要請計画	128
第2項 相互応援協力計画	131
第3項 防災拠点に関する計画	135
第6節 救助・救急、医療及び消火活動	137
第1項 救出計画	137
第2項 医療救護・助産計画	139

第3項	消防計画	143
第4項	水防計画	146
第5項	危険物等災害応急対策計画	151
第7節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	155
第1項	災害警備計画	155
第2項	交通・輸送応急対策計画	156
第8節	避難生活及び情報提供計画	166
第1項	避難対策計画	166
第2項	災害広報・被災者相談計画	170
第3項	住宅応急対策計画	173
第9節	救援物資の調達・供給活動	179
第1項	食料供給計画	179
第2項	給水計画	181
第3項	生活必需品等供給計画	183
第4項	救援物資の調達及び配送計画	185
第10節	保健衛生・防疫、遺体対策に関する活動	186
第1項	防疫計画	186
第2項	遺体の捜索、取扱い、埋火葬計画	188
第11節	応急復旧、二次災害防止活動	191
第1項	公共施設等災害応急復旧計画	191
第2項	電力・ガス・水道・下水道施設災害応急復旧対策計画	192
第3項	その他施設災害応急対策計画	195
第4項	廃棄物処理計画	196
第5項	有害物質等による環境汚染防止計画	199
第12節	ボランティアの受入れ等に関する計画	201
第13節	文教計画	204
第14節	災害救助法適用計画	208
第15節	航空機事故による災害応急対策計画	211
第16節	海上災害応急対策計画	212
第17節	主な災害の特質及び対策	217
第3章の2 災害応急対策計画（震災対策編）		
第1節	基本方針	223
第2節	災害発生直前の応急対策	224
第1項	配備、動員計画	224
第2項	地震及び津波に関する情報等の伝達に関する計画	227
第3項	住民等の避難誘導に関する計画	233
第3節	災害発生後の応急対策	237
第1項	災害情報計画	237

第2項	通信運用計画.....	242
第4節	ヘリコプターによる災害応急対策計画.....	243
第5節	災害派遣・広域的な応援体制.....	243
第1項	自衛隊災害派遣要請計画.....	243
第2項	相互応援協力計画.....	243
第3項	防災拠点に関する計画.....	243
第6節	救助・救急、医療及び消火活動.....	243
第1項	救出計画.....	243
第2項	医療、救護計画.....	244
第3項	消防計画.....	245
第4項	水防計画.....	248
第5項	危険物等災害応急対策計画.....	249
第7節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動.....	251
第1項	警備、交通規制、交通確保計画.....	251
第2項	輸送計画.....	251
第8節	避難の受入れ及び情報提供活動.....	251
第1項	避難対策計画.....	251
第2項	災害広報・被災者相談計画.....	251
第3項	住宅応急対策計画.....	251
第9節	救援物資の調達・供給活動.....	252
第1項	食料供給計画.....	252
第2項	給水計画.....	252
第3項	生活必需品等供給計画.....	252
第4項	救援物資の調達及び配送計画.....	252
第10節	保健衛生・防疫、遺体対策に関する活動.....	252
第1項	防疫計画.....	252
第2項	遺体の搜索、取扱い、埋火葬計画.....	252
第11節	応急復旧、二次災害防止活動.....	253
第1項	公共施設等災害応急復旧計画.....	253
第2項	電力・ガス・水道・下水道施設応急復旧対策計画.....	253
第3項	その他施設災害応急対策計画.....	253
第4項	廃棄物処理計画.....	253
第5項	有害物質等による環境汚染防止計画.....	253
第12節	ボランティアの受入れ等に関する計画.....	253
第13節	文教計画.....	253
第14節	災害救助法適用計画.....	254

第4章 災害復旧計画

第1節 目的.....	257
第2節 被災者等の生活再建の支援及び生業回復等の資金確保計画.....	257
第3節 被災者の生活確保に関する計画.....	260
第4節 施設災害復旧計画.....	261
第5節 激甚災害の指定に関する計画.....	263
第6節 義援金、救援物資の受入れ及び配分に関する計画.....	263
第7節 災害復興計画（防災まちづくり）.....	265

第 1 章 総則

第1節 防災計画作成の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づいて、町土並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために、本町の地域に係る防災に関し、町、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、さらに住民の役割を明らかにし、各種災害対策を迅速、的確かつ総合的に実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 基本方針

- 1 この計画は、防災の時間経過に応じて、災害予防計画、災害応急対策計画及び災害復旧計画の基本的事項を定め、災害対策を総合的に推進していくものである。
- 2 この計画に基づき、各防災関係機関は細部実施計画等を定め、その具体的推進に努める。
- 3 この計画は、防災関係機関の災害対策の推進状況に応じて、必要な修正を行う。

第3節 防災業務実施上の基本理念及び基本原則

1 基本理念

防災関係機関は、災害対策について、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 本町の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図る。
- (2) 災害対策の実施に当たっては、防災関係機関は、それぞれの果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。これとあわせて、住民一人ひとりが自ら行う防災活動及び自主防災組織その他地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進する。
- (3) 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。
- (4) 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、災害直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (5) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦及び外国人その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に配慮するものとする。
- (6) 新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。
- (7) 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

2 基本原則

防災関係機関は、基本理念にのっとり、災害の未然防止、災害発生時の被害拡大防止、応急対策及び災害復旧等防災業務の実施に関しては、各法令及びこの計画によるほか、次の一般原則に従う。

(1) 町

町は、基礎的な地方公共団体として、区域内の災害に対して第一次的な責務を有するものであり、住民の郷土愛護、隣保協同の精神を基調として、町の有する全ての機能を十分に発揮し得るよう、町域に係る防災計画を作成してこれに対処する。

また、この計画は、防災関係機関の災害対策の推進状況に応じて、必要な修正を行う。

(2) 県

県は、市町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その指定地方行政機関又は県の他の執行機関、指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は求める。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、その所掌する事務又は業務について防災に関する計画を定め災害に対処するとともに、その所掌する事務については県又は市町に対して勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとる。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務について防災に関する計画を定め災害に対処するとともに、その業務の公共性に鑑み、それぞれの業務を通じて防災に寄与するよう努める。

(5) 公共的団体、防災上重要な施設の管理者等

公共的団体、防災上重要な施設の管理者及びその他法令により防災に関し責務を有する者は、その管理する施設の災害に対しては自己の責任において措置し、その業務の公共性又は公益性に鑑み、それぞれの業務を通じて防災に寄与するよう努める。

(6) 防災関係機関

防災関係機関は、その所掌する業務を遂行するに当たって、他の機関の防災上有する責務が十分に果たされるよう相互に協力し、応援する。

また、要配慮者や観光客に対する配慮や、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

(7) 大崎上島町防災会議

大崎上島町防災会議（以下「町防災会議」という。）は、各防災関係機関の行う災害対策が相互に一体的有機性をもつて的確かつ円滑に実施されるよう連絡調整を行う。

(8) 住民

住民は、平常時から防災意識のかん養に努めるとともに、災害発生時には、相互の協力により、被害が最小限になるよう努める。

第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱の主要なものは、以下のとおりである。

1 大崎上島町

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 被害調査
- (3) 災害広報
- (4) 避難指示等の発令及び避難者の誘導並びに避難所の開設
- (5) 被災者の救出、救助等の措置
- (6) 消防及び水防活動
- (7) 被災施設の応急復旧
- (8) 災害時における防疫その他保健衛生に関する応急措置
- (9) 被災児童、生徒等に対する応急教育
- (10) 町内における公共的団体及び住民の防災組織の育成指導
- (11) 災害時におけるボランティア活動の支援
- (12) 被災建築物応急危険度判定（震災時）
- (13) 被災宅地危険度判定（震災及び豪雨時）
- (14) 広島地方気象台と協力した、緊急地震速報の利用の心得等の周知・広報

2 広島県

- (1) 津波警報等の伝達
- (2) 災害情報の収集及び伝達
- (3) 被害調査
- (4) 災害広報
- (5) 被災者の救出、救助等の措置
- (6) 被災施設の応急復旧
- (7) 災害時における防疫その他保健衛生に関する応急措置
- (8) 被災児童、生徒等に対する応急教育
- (9) 防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- (10) 災害時におけるボランティア活動の支援
- (11) 被災建築物応急危険度判定（震災時）
- (12) 被災宅地危険度判定（震災及び豪雨時）
- (13) 広島地方気象台と協力した、緊急地震速報の利用の心得等の周知・広報

3 県警察本部・竹原警察署

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 被害実態の把握
- (3) 被災者の救出、救助等の措置
- (4) 避難路及び緊急交通路の確保
- (5) 交通の混乱の防止及び交通秩序の維持

- (6) 行方不明者の捜索及び遺体の調査、検視
- (7) 危険箇所の警戒及び住民等に対する避難指示及び誘導
- (8) 不法事案の予防及び取締り
- (9) 被災地・避難場所及び重要施設等の警戒
- (10) 広報活動
- (11) 関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力

4 東広島消防局大崎上島消防署・大崎上島町消防団

- (1) 災害時の消防・水防活動に関すること。
- (2) 救急救命に関すること。
- (3) 災害時の情報の収集及び伝達に関すること。
- (4) 被災者の救出、救助等の措置に関すること。
- (5) 危険箇所の警戒並びに住民等に対する避難指示等の伝達及び避難誘導に関すること。

5 指定地方行政機関

- (1) 中国四国管区警察局
 - ア 管区内各県警察の指導、調整及び広域緊急援助隊等の応援派遣に関する調整
 - イ 他管区警察局との連携
 - ウ 関係機関との協力
 - エ 情報の収集及び連絡
 - オ 警察通信の運用
 - カ 津波警報の伝達
- (2) 中国四国防衛局
 - ア 米軍の艦船・航空機に起因する災害に関する通報を受けた場合に、関係地方公共団体等に連絡すること。
 - イ 災害時における防衛省本省及び米軍等との連絡調整
- (3) 総務省中国四国管区行政評価局
 - ア 被災者への生活支援情報の提供
 - イ 専用電話を備えた相談窓口の開設
 - ウ 特別行政相談所の開設
- (4) 中国総合通信局
 - ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達
 - イ 電波の管理及び電気通信の確保
 - ウ 災害時における非常通信の運用監督
 - エ 非常通信協議会の指導育成
 - オ 災害対策用移動通信機、臨時災害放送機器及び移動電源車等の貸与並びに携帯電話事業者に対する貸与要請
- (5) 中国財務局
 - ア 被災復旧事業費の査定への立会
 - イ 地方公共団体に対する被災復旧事業に係る財政融資資金地方資金の貸付

- ウ 国有財産の無償貸付等
- エ 金融機関に対する金融上の措置の要請
- (6) 中国四国厚生局
 - 国立病院機構等関係機関との連絡調整（災害時における医療の提供）
- (7) 広島労働局
 - ア 工場、事業場における労働災害の防止に関する指導、監督
 - イ 労働者の業務上の災害補償保険に関する業務
- (8) 中国四国農政局
 - ア 農業関係被害の調査、報告、情報の収集
 - イ 農地保全施設又は農業水利施設の防災管理
 - ウ 災害時における生鮮食料品等の供給対策
 - エ 災害時における家畜の管理、飼料供給の対策及び指導
 - オ 土地改良機械の緊急貸付
 - カ 被災した農地・農業用施設の応急対策のための技術者の派遣
- (9) 近畿中国森林管理局
 - ア 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の管理
 - イ 災害応急対策用木材の供給
- (10) 中国経済産業局
 - ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達
 - イ 電気、ガスの供給の確保に必要な指導
 - ウ 被災地域において必要とされる災害対応物資（生活必需品、災害復旧資材等）の円滑な供給を確保するため必要な指導
 - エ 被災中小企業者の事業再建に必要な資金融通の円滑化等の措置
- (11) 中国四国産業保安監督部
 - ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達
 - イ 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保に必要な監督、指導
 - ウ 鉱山における危害及び鉱害の防止並びに鉱山施設の保全に関する監督指導
- (12) 中国地方整備局
 - ア 直轄土木施設の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧
 - イ 地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械等の提供
 - ウ 国土交通省所掌事務に関わる地方公共団体等への勧告、助言
 - エ 災害に関する情報の収集及び伝達
 - オ 洪水予報及び水防警報の発表及び伝達
 - カ 災害時における交通確保
 - キ 海洋の汚染の防除
 - ク 緊急を要すると認められる場合は、申合せに基づく適切な応急措置を実施
- (13) 中国運輸局
 - ア 所掌業務に係る災害情報の収集及び伝達
 - イ 運送等の安全確保に関する指導監督

- ウ 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整
- エ 緊急輸送に関する要請及び支援
- (14) 広島空港事務所
 - ア 災害時における航空機による輸送の安全確保に必要な措置
 - イ 遭難航空機の捜索及び救難
 - ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底
- (15) 広島地方気象台
 - ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
 - イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
 - ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
 - エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・援助
 - オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
 - カ 緊急地震速報の利用周知・広報
- (16) 第六管区海上保安本部
 - ア 警報等の伝達
 - イ 情報の収集及び情報連絡
 - ウ 海難救助等
 - エ 緊急輸送
 - オ 物資の無償貸付又は譲与
 - カ 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援
 - キ 流出油等の防除
 - ク 海上交通安全の確保
 - ケ 警戒区域の設定
 - コ 治安の維持
 - サ 危険物の保安措置
- (17) 中国四国地方環境事務所
 - ア 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達等
 - イ 家庭動物の保護等に係る支援
 - ウ 災害時における環境省本省との連絡調整
- (18) 中国地方測量部
 - ア 災害情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用の支援・協力
 - イ 防災情報及び災害復旧・復興に資する地理空間情報の提供と活用支援・協力
 - ウ 災害復旧・復興に伴う公共測量への技術的助言及び審査の実施

6 自衛隊

- (1) 災害派遣の準備
 - ア 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集
 - イ 自衛隊災害派遣計画の作成
- (2) 災害派遣の実施

- ア 人命及び財産の保護のため必要な救援活動の実施
- イ 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付又は譲与

7 指定公共機関

- (1) 独立行政法人国立病院機構中国四国グループ
 - 災害時における医療、助産等救護活動の実施
- (2) 日本郵便株式会社中国支社及び町内各郵便局
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除
 - オ 災害時における災害特別事務取扱い等の窓口業務の確保
- (3) 日本銀行広島支店
 - ア 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調整
 - イ 円滑な資金決算の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置
 - ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置
 - エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る措置
 - オ 各種措置に関する広報
- (4) 日本赤十字社広島県支部
 - ア 災害時における医療、助産等救護の実施
 - イ 避難所奉仕及び義援金の募集、配分
 - ウ 日赤関係医療施設の保全
- (5) 日本放送協会広島放送局
 - ア 気象等の予警報及び被害状況等の報道
 - イ 県民に対する防災知識の普及に関する報道
 - ウ 被災者の安否情報、被災地域への生活情報の放送
 - エ 放送施設の保守
 - オ 義援金の募集、配分
- (6) NTT西日本株式会社（以下「NTT西日本」という。）中国支店、NTTドコモビジネス株式会社（以下「NTTドコモビジネス」という。）、株式会社NTTドコモ中国支社（以下「NTTドコモ中国支社」という。）
 - ア 公衆電気通信設備の整備と防災管理
 - イ 災害非常通信の確保及び気象警報の伝達
 - ウ 被災公衆電気通信設備の復旧
 - エ 災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「Web171」の提供
 - オ 「災害用伝言板サービス」の提供
- (7) 日本通運株式会社広島支店
 - 災害時における救援物資の緊急輸送の協力

- (8) 中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社東広島ネットワークセンター
 - ア 電力施設の防災管理
 - イ 災害時における電力供給の確保
 - ウ 被災施設の応急対策及び応急復旧
- (9) KDD I 株式会社中国支社
 - ア 電気通信設備の整備及び防災管理
 - イ 電気通信の疎通確保及び設備の応急対策の実施
 - ウ 被災電気通信設備の災害復旧
- (10) ソフトバンク株式会社
 - ア 電気通信設備の整備及び防災管理
 - イ 電気通信の疎通確保及び設備の応急対策の実施
 - ウ 被災電気通信設備の災害復旧
- (11) 楽天モバイル株式会社
 - ア 電気通信設備の整備及び防災管理
 - イ 電気通信の疎通確保及び設備の応急対策の実施
 - ウ 被災電気通信設備の災害復旧

8 指定地方公共機関

- (1) ガス供給事業者
 - ア ガス施設の防災管理
 - イ 災害時におけるガスの供給の確保
 - ウ 被災ガス施設の応急対策及び災害復旧
- (2) 旅客、貨物運送業者
 - ア 災害時における旅客の安全確保
 - イ 災害時における救助物資、避難者の輸送の協力
- (3) 民間放送機関
 - ア 気象等の予警報及び被害状況等の報道
 - イ 県民に対する防災知識の普及に関する報道
 - ウ 被災者の安否情報、被災地域への生活情報の放送
 - エ 放送施設の保守
- (4) 一般社団法人広島県医師会
 - 災害時における医療救護活動の実施

9 防災上重要な施設の管理者

- (1) 診療所、旅館等不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者
 - ア 施設の防災管理
 - イ 施設に出入りしている患者、観光客、宿泊者その他不特定多数の者に対する避難の誘導等の安全対策の実施

- (2) 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物、各燃料物資等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設の管理者
 - ア 施設の防災管理
 - イ 被災施設の応急対策
 - ウ 施設周辺住民に対する安全対策の実施
- (3) 社会福祉施設等の管理者
 - ア 施設の防災管理
 - イ 施設入所者に対する避難の誘導等安全対策
- (4) 農業協同組合、漁業協同組合など
 - ア 共同利用施設の被害応急対策及び災害復旧の実施
 - イ 農林水産関係の県、町の実施する被害調査、応急対策に対する協力
 - ウ 被災農林漁業者に対する融資及びそのあっせん
 - エ 被災農林漁業者に対する生産資材の確保及びそのあっせん
- (5) 商工会
 - ア 災害時における物価安定についての協力
 - イ 災害救助用及び復旧用物資の確保についての協力
- (6) 社会福祉協議会
 - ア 災害ボランティア団体への活動支援
 - イ 町、県の実施する応急対策等に対する協力
- (7) 各地区自治会及び女性会など
 - ア 災害時の避難など自治会内住民に対する連絡
 - イ 災害時における応急諸対策の協力
- (8) その他防災上重要な施設の管理者
 - 前記1～3に準じた防災対策の実施

資料編 ・ 防災関係機関及び連絡先一覧

第2章 災害予防計画

第1節 基本方針

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害発生時における応急措置等の迅速かつ的確な実行を期するため、災害予防責任者（町長、県知事、指定地方行政機関の長、指定公共機関の長、指定地方公共機関の長並びに町の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。以下この章において同じ。）の行うべき業務の大綱及び相互の連絡調整について定め、その内容は以下のとおりとする。

- 1 町土の保全に関する事項
- 2 防災施設・設備の新設又は改良に関する事項
- 3 防災都市づくりに関する事項
- 4 住民の防災活動の促進に関する事項
- 5 調査、研究に関する事項
- 6 迅速かつ円滑な災害応急対策への備えに関する事項
- 7 円滑な避難体制の確保に関する事項
- 8 危険物等災害予防計画
- 9 災害対策資機材等の備蓄等に関する事項
- 10 要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する事項
- 11 広域避難の受入れに関する事項

第2節 町土の保全に関する計画

1 目的

この計画は、災害に強い町土を形成するとともに、建築物等への対策を進めることにより、災害を未然に防ぎ、被害を軽減するなど、事前防災に取り組むことを目的とする。

なお、大規模自然災害（複合災害を含む。）に備えた防災・減災の対策については、この計画のほか大崎上島町強靱化地域計画の定めるところによる。

2 現況及び対策

(1) 治山

ア 実施責任者

町、県、近畿中国森林管理局

イ 現況

本町は、沿岸部の保水性の乏しい風化花崗岩からなる脆弱な地質と、平地の少ない急峻な地形等から集中豪雨や台風による災害を受けやすい状態にある。また、時代の変遷により過疎化・高齢化が急激に進むとともに労力不足が顕著になり、森林の管理が行えないことから森林の荒廃が進んでいる。さらに、急傾斜地域を多く抱えている本町では、災害のおそれのある「山地災害危険地区」が数多く存在している。

ウ 対策

山地に起因する災害の「復旧対策と未然防止」を図るため、県に対して山地災害危険地区対策や荒廃森林整備等の計画的な実施を働きかけていく。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組みと連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を働きかけるほか、町が実施主体となる対策事業を実施し、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施するものとする。

(2) 河川

ア 実施責任者

町、県、中国地方整備局

イ 現況

本町の二級河川（原田川、原下川、小原川）は、河川維持修繕工事及び河川改良工事が進められているが、洪水や高潮により人命や財産に被害を与えるおそれがある。

また、気候変動の影響による水害の頻発化・激甚化が現実視される中、市街化が進展している地域では、さらなる水害リスクの増大が懸念される。

ウ 対策

河川改修等の施設整備については、人口・資産の集積状況や重要施設の立地等を踏まえ事業の重点化を図るとともに流域全体で行う持続可能な治水対策により事前防災対策の加速化を図る。

水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び都道府県知事が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「都道府県大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、

公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組みを推進するための密接な連携体制を構築するものとする。

特定都市河川の河川管理者、特定都市河川流域に係る地方公共団体及び特定都市下水道の下水道管理者は、特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るため、共同して、流域水害対策計画を策定するものとする。その際、「流域水害対策協議会」等を組織し、流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行うものとする。

国及び地方公共団体は、特定都市河川流域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進する。

また、施設能力を上回る災害からも人命を守るため、災害リスク情報提供の充実を図るなど、デジタル技術を積極的に活用しながらハード・ソフト一体となった取組みを推進する。

(3) 砂防

ア 実施責任者

町、県、中国地方整備局

イ 現況

本町の地質は酸性岩が多く分布し、花崗岩が主なものである。花崗岩は、断層や節理等から水が染み込むと深部まで化学的変質が進行し、いわゆる「マサ土」と呼ばれる風化花崗岩となるため、土砂災害が発生しやすく、土砂災害警戒区域が数多くある。

資料編	<ul style="list-style-type: none">・土石流危険渓流一覧・急傾斜地崩壊危険箇所一覧・急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覧・山地災害危険地一覧
-----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

ウ 対策

砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業については、関係住民の理解と協力を得ながら、県に対して法指定の促進、また「土砂災害の危険性が極めて高い箇所」や「土砂災害警戒区域内の重要交通網、町地域防災計画に位置付けられている避難場所及び社会福祉施設等要配慮者利用施設を保全対象に含む危険箇所」等から効率的かつ重点的に整備を実施するよう働きかけていく。

また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 57 号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、地形改変等による土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を計画的に行い、土砂災害による被害抑制対策を推進するよう、県に働きかけていく。

なお、これら土砂災害、山地災害の前兆現象を早期に発見し、被害を最小限に防ぐため、町内郵便局との協定による郵便外務職員からの情報を有効に活用する。

資料編	<ul style="list-style-type: none">・地域情報の提供に関する連携・協力に係る協定書
-----	-------------------------------------------------------------------------

(4) 海岸

ア 実施責任者

町、県、中国地方整備局

イ 現況

本町は、瀬戸内海中央、芸予諸島に浮かぶ島しょであり、海岸線は入江が多く見られ、温暖な気候とあいまって天然の良港となっている。

しかし、台風による暴風、波浪や高潮等による被害が発生しやすい土地柄から、これらの被害や地震災害を防止するため、海岸法の規定に基づき資料編に定める海岸が、海岸保全区域に指定されている。

また、海岸保全区域である外表海岸及び野賀海岸では、海岸保全機能の維持修繕及び海岸保全施設の補修工事が進められている。

資料編 ・ 海岸保全区域一覧

ウ 対策

海岸保全施設の整備の充実と既存施設の維持管理に努めるとともに、これら施設の整備充実にあたっては、関係機関相互の連絡を図り、効率的な保全事業の促進及び適正な管理を図る。

(5) ため池

ア 実施責任者

町、県、ため池の所有者及び管理者（以下「所有者等」という。）

イ 現況

本町には、防災重点農業用ため池が存在している。なお、防災重点農業用ため池とは、破堤時に人家及び公共施設に被害が想定される農業用ため池をいう。多くのため池は耐震性について検証されていない状況にある。

資料編 ・ 防災重点農業用ため池の現況

ウ 対策

ため池の決壊による人的な被害を未然防止するため、防災重点ため池の再選定を進めるとともに、対象箇所については、迅速な避難行動につながるよう、ため池マップや浸水想定区域図の策定・公表などの対策を講じる。また、農業利用するため池は緊急性や影響度を考慮しながら、管理体制を確保したうえで補強工事等を進めるとともに、農業利用しなくなったため池については、廃止工事などを進める。

(6) まちづくり

ア 実施責任者

町、県

イ 現況

土砂災害特別警戒区域など災害リスクの高い土地の区域指定が進み、災害のおそれのある土地の区域に市街地が形成されている状況が明らかになっている。

近年の豪雨災害においても、災害リスクの高い土地の区域において、甚大な被害が発生している。

ウ 対策

将来にわたって災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくりに取り組んでいくため、長期的な視点をもちながら、災害リスクの低い地域へ居住を誘導する取組みを推進する必要がある。

特に豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討し、災害のおそれのある土地には都市的土地利用を誘導しないものとするなど、必要に応じて開発抑制や移転等も促進することで災害に強い土地利用を推進する。

(7) 建築物

ア 実施責任者

町、県

イ 現況

南海トラフ地震の将来 30 年間の発生確率が 80%程度とされている中、県内の建築物の耐震化率は 8 割強と耐震化が進んでいない。

また、地球温暖化の影響により、頻発・激甚化する豪雨災害や台風被害に対する住宅の防災対策が十分進んでいない。

ウ 対策

住宅の台風被害防止対策に関しては、沿岸部の人口集中地区など、特に大きな被害が想定される地区を中心に取組みを進める。

(8) 空家

ア 実施責任者

町

イ 現況

災害による被害が予測される空家等の状況把握を進める必要がある。

ウ 対策

町は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

(9) 盛土

ア 実施責任者

町、県

イ 現況

盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、課題がある盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正措置を行う必要がある。

ウ 対策

県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

あわせて、警察に対し、当該盛土に関する情報について共有を図る。

第2節の2 防災施設・設備の新設又は改良に関する計画

1 目的

この計画は、防災に関する各種の施設・設備について、必要な新設又は改良を要するものの整備及び点検について必要な事項を定め、災害を未然に防止することを目的とする。

2 実施責任者

災害予防責任者

3 実施事項

以下に掲げる施設・設備について、点検及び必要な整備を実施する。

- (1) 水害予防に関する施設・設備
- (2) 風害予防に関する施設・設備
- (3) 高潮、津波予防に関する施設・設備
- (4) 土石流、山崩れ、がけ崩れ、ため池等災害の予防、警戒避難体制に関する施設・設備
- (5) 建造物災害の予防に関する施設・設備
- (6) 海上における大規模な流出油等の災害防止に関する施設・設備
- (7) 災害時における緊急輸送に必要な施設・設備
- (8) その他の防災に関する施設・設備

4 実施方法

この計画については、計画的かつ総合的に実施する必要があるため、既存の法令による各種の整備計画及びこれに基づくそれぞれの災害予防責任者の所掌事務又は業務計画に従って実施し、必要により町防災会議が関係機関の総合調整に当たる。

第3節 地震被害軽減のための基本的な施策

1 方針

広島県は、地震被害想定の結果を踏まえ、次のとおり、地震被害を軽減するための基本的な施策に取り組むものとする。

これらの基本的な施策の推進に当たっては、施策を効果的に実施していくため、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づく具体的な実施目標を定め、自助・共助・公助の考えをもとに、住民・事業者・地域・行政がそれぞれの役割と責務を果たし、事前防災の取組みを着実に推進するとともに、地震が発生した場合の応急復旧に係る対策を含めた地震防災対策を総合的かつ計画的に推進していくものとする。

なお、広島県地震防災戦略（平成20年3月）は、これらの基本的な施策の策定に伴い廃止する。

2 目標

災害死ゼロを目指すことを目標とする。

3 施策体系

広島県は、いかなる大規模な地震及びこれに伴う津波が発生した場合にも、人命を最大限守り、社会経済を機能不全に陥らせないことが重要であり、また、それらを実現するためには、総合的な防災力を高めることが必要であることから、「命を守る対策」、「生活と社会機能を維持する対策」、「防災力の向上対策」を柱として、施策を推進する。

4 対策内容

広島県は、施策体系に基づき、対策を推進するものとしている。（詳細は、「広島県地域防災計画」第2章 第3節「地震被害軽減のための基本的な施策」4 対策内容を参照）

また、本町においては、「大崎上島町 強靱化地域計画」に基づきまちの強靱化を図るとともに、県の施策を踏まえた地震被害軽減のための施策を進めていく。

第4節 防災まちづくりに関する計画

1 方針

地震・津波発生時には、建物の倒壊、火災、ライフラインの寸断、交通機関の途絶等による被害の発生が予想される。

このため、町は、各防災関係機関との相互の緊密な連携のもとに、これらの被害をできるだけ防止し、住民が安心して生活できるよう災害に強いまちづくりに努めるものとする。

この場合、阪神・淡路大震災での、密集市街地における住宅や防災上重要な公共施設等の倒壊・延焼等を踏まえ、個々の施設について、液状化対策をはじめとする耐震性・防災性の向上を図るとともに、密集市街地の計画的な再開発により災害を防止・緩和するオープンスペースの整備を進め、広域的・総合的に防災性の高いまち構造の形成を目指していく。

なお、この防災まちづくりは、既成市街地及び既存施設等を対象とするものや新たに組み込むべきものがあるため、長期的視点に立って、個々の施設整備に連携をもちながら、緊急性、重要性、地域性等にも配慮し、計画的に行うものとする。

2 防災上重要な公共施設の整備

(1) 防災上重要な建築物の整備

ア 町有建築物の整備及び耐震化・津波災害対策の向上

町は、県の指導等により、町役場、学校、幼稚園、公民館等災害時に災害対策本部、避難所等の防災業務のために利用する町有施設や防災行政無線等の通信施設について、耐震化及び耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした耐震性に係るリストの作成などに努める

特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるとともに、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

また、広島県津波浸水想定図における津波浸水域内の施設については、施設の安全性の点検や非常用電源の設置場所の工夫等に努める。

なお、庁舎をはじめとする公共建築物を整備する場合には、地震発生時における情報伝達、避難誘導及び救助等のために活用できる施設・設備の整備に努める。

さらに、防災上重要な公共建築物の管理者は、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステム等を含め非常用電源等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。

イ 民間の防災上重要な建築物の耐震性の向上

町は、県と連携して医療機関、認定こども園、スーパーマーケットといった民間の防災上重要な建築物や不特定多数の人が集まる施設について、耐震性の調査、耐震補強方法に関しての民間建築関係団体等の指導に努め、各々の施設の耐震性の向上を図り、倒壊防止に努める。

また、各施設の管理者は、各々の施設の耐震性・津波災害対策の向上を図り、倒壊防止及び浸水防止に努める。

ウ 学校の津波対策

町は、津波浸水想定地域における児童、生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化等、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策について努めるものとする。

(2) 緊急輸送道路等の整備

ア 橋梁の耐震性の向上

緊急輸送道路に選定される道路の橋梁を重点的に点検し、耐震性の向上が必要な場合は、順次補修、補強、架替等を行う。

イ 緊急輸送道路ネットワーク等の整備

県は、災害時に緊急車両の円滑な通行を確保するために、「緊急輸送道路ネットワーク計画」に基づき、国道及び幹線道路の整備を進め、県内各市町の中心部を結ぶ多重ネットワークを構築する。

このうち、緊急交通路に選定された道路については、重点的に整備を進める。また、河川空間を活用した緊急用河川敷道路の有効活用を図る。

ウ 緊急輸送ヘリポートの整備

ヘリコプターによる人員・患者・物資の搬送を行うため、防災活動の拠点となるその他重要な施設に緊急輸送ヘリポートを計画的に整備する。

エ 沿道建築物の耐震化対策の推進

広島県耐震改修促進計画（第3期計画）に基づき、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化対策を推進する。

また、町は、耐震改修促進計画を定め、沿道建築物について耐震診断を義務付けるべき緊急輸送道路を必要に応じて追加する等、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化対策を推進する。

(3) 河川・海岸の整備

東日本大震災による地震・津波被害を踏まえた広島沿岸海岸保全基本計画に基づき、緊急性の高い箇所から整備するように努める。

ア 津波対策

次の2つのレベルに分け、対策を行う。

レベル1【比較的発生頻度の高い津波】

- ・最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、施設整備を進める。

レベル2【最大クラスの津波】

- ・発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波に対しては、住民の生命を守ることを最優先とし、住民の避難を軸に、とり得る手段を尽くした総合的な対策を講じる。
- ・また、ゼロメートル市街地堤防等における耐震性の向上など、減災の観点から施設整備を進める。

イ 耐震対策

地震による浸水被害を防止するため、ゼロメートル市街地堤防等における耐震性の向上を目的とした施設整備を進める。

ウ 消火用水、生活水の確保

河川水・海水を緊急時の消火用水、生活水として活用するため、各施設管理者と協議して雨水貯留施設、車両が進入できるスロープ護岸、取水ピット、せせらぎ水路網等の整備を図る。

(4) 港湾の整備

東日本大震災の国の調査結果と整備基準・設計基準の見直しを受けた広島県の港湾・漁港の設計マニュアル等により整備する。

ア 耐震強化岸壁の整備

災害時に被災者の避難及び応急対策に必要な要員、物資等の迅速かつ確実な輸送を確保するため、鮎崎港、木江港、大西港について県に整備の推進を働きかけて耐震岸壁を順次整備するとともに、避難場所となる港湾ターミナル周辺を活動拠点として順次整備する。

イ 港湾緑地の整備

被災地の復旧・復興の支援拠点や避難地に資する港湾緑地を整備する。

ウ 臨港道路橋梁の整備

避難者や緊急物資の輸送等に資する臨港道路について、橋梁の耐震性を確保する。

資料編 ・ 港湾の現況

エ 海上緊急輸送ネットワークの構築

陸路による交通が途絶した場合において、海上輸送が必要となるため、前記アの整備にあわせて、緊急輸送道路ともアクセスできる海上緊急輸送ネットワークを構築する。

3 住宅、建築物等の安全性の確保

(1) 一般建築物の耐震性の向上

広島県耐震改修促進計画（第3期計画）により、耐震化による被害軽減効果が高いと考えられる大規模建築物、住宅及び不特定多数が利用するもの、公共性が高いもの、避難施設として利用するもの、建築時期が古く耐震上問題があると想定されるものから重点的に耐震性の向上を図ることとし、耐震診断・改修の啓発・指導、相談窓口の開設等の施策を総合的に推進する。

また、広報誌等により耐震工法・耐震補強の重要性を周知し、国の方針に沿ってさらなる技術の開発・普及に努める。

(2) 居住空間内外における安全確保

ア 家具固定の推進

地震発生時の室内の安全確保のため、移動・転倒のおそれがある家具類の固定を促進する。

イ 落下防止対策

建築物等の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下防止対策について周知徹底する。

(3) 文化財及び文化施設各建築物の耐震性の向上

町は、指定された文化財及びそれらを収容する資料館等の建築物について、耐震性の調査、耐震補強を計画的に実施するとともに、所有者に対して耐震性の調査、耐震補強方法等の指導に努める。

資料編 ・ 文化財一覧

(4) 宅地の安全性の確保

造成宅地の地震に対する安全性を確保するため、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく適正な宅地造成を促進するとともに、造成宅地の災害防止を促進する。

町及び県は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表し、住民へ周知するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化の実施を促進する。また、液状化ハザードマップの作成・公表を促進する。

(5) 公営住宅の改修・建替の推進

既設公営住宅については、昭和56年の建築基準法改正以前の耐震基準で建設された住宅を中心に耐震診断、改修を行うとともに、市街地の防災性の向上を図るため、住宅密集地に重点を置いて老朽公営住宅の建替を推進する。

(6) 土砂災害の防止対策の推進

町は、がけ崩れ、地すべり、土石流等の危険箇所の集中している地区について、地震による土砂災害の拡大を防止するため、避難場所、避難路等防災上重要な施設を保全する急傾斜地崩壊対策事業、砂防事業を強力に推進するとともに、住民に対しては土砂災害のおそれがある箇所等についての情報提供を行う。

また、町は、土砂災害に関する情報の伝達方法及び避難地に関する事項、その他円滑な警戒避難を確保するうえでの必要な事項を住民に周知するための措置を講ずる。

4 ライフラインの整備

(1) 各ライフラインの整備

ア 上水道

災害時の被害を最小限とするため、水道施設の耐震化及び津波災害対策の向上に努めるとともに、水源の多系統化、配水池容量の増強や水運用ラインの強化、事業体間相互の連絡管整備等、バックアップ機能を強化する。

また、主要配水池への緊急遮断弁の設置や避難場所への耐震性貯水槽の設置等を推進するとともに、被害の限定化や復旧の迅速化を図るため、配水ブロック化や配水コントロールシステムを導入する等して、機動的な水道システムの構築に努める。

イ 下水道

(ア) 耐震性の向上

既設の下水道施設については、耐震性能調査を行い、必要に応じて補強、更新、改築工事を推進する。また、新設施設については、最新の耐震基準に基づき、より耐震性の高い施設の整備を進める。

(イ) 耐津波対策

広島県津波浸水想定図に基づき、下水道施設の各機能の重要度により求められる耐津波性能の確保を図るため、必要に応じて対策工事を推進する。

(ウ) 災害復旧の迅速化

災害時の通信手段を確保するため、下水道終末処理場への防災無線の設置を推進するとともに、下水道施設管理情報のネットワーク化を進めることにより応急復旧対策の迅速化を図る。

ウ 電力

(ア) 耐震性及び津波災害対策の向上

変電設備については、その地域で予想される地震動及び広島県津波浸水想定図に基づく津波浸水域等を勘案するほか、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計する。

送電設備、配電設備の架空電線路については、氷雪、風圧及び不平均張力によって設計する。

地中電線路については、軟弱地盤箇所の洞道、大型ケーブルヘッド及びマンホール内のケーブル支持用ポールについて耐震設計を行う。

(イ) 災害復旧の迅速化

電力設備の広範囲、長時間にわたる停電を避けることを基本にして、配電線のループ化、開閉器の遠方制御化により、信頼性の向上と復旧の迅速化を図る。

エ 通信

(ア) 電気通信設備等の高信頼化

- a 豪雨、洪水、高潮又は津波等のおそれのある地域について、耐水構造化を行う。
- b 暴風又は豪雪のおそれのある地域について、耐風・耐火構造化を行う。
- c 地震又は火災に備えて、耐震・耐火構造化を行う。

(イ) 電気通信システムの高信頼化

- a 主要な伝送路の多ルート構成、若しくはループ構造とする。
- b 主要な中継交換機を分散設置する。
- c 洞道網（共同溝）を構築する。
- d 通信ケーブルの地中化を推進する。
- e 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。
- f 災害時優先電話について、加入者と協議し、2ルート化を推進する。
- g 移動体通信設備の高信頼化

(2) ライフライン共同収容施設等の整備

災害時における水道、電気、電話等のライフラインの安全性、信頼性を確保するため、当面市街地において、幹線共同溝、供給管共同溝、電線共同溝の計画的な整備を推進する。

5 防災性の高い都市構造の形成

町は、町の災害危険度を把握したうえで、防災関係機関や住民の理解と協力を得て防災まちづくり計画を策定し、本地域防災計画に位置付ける。

また、将来にわたって災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくりに取り組んでいくため、長期的な視点を持ちながら、災害リスクの低い地域へ居住を誘導する取組みを推進する。

(1) 防災上重要な公共施設の整備

ア 防災公園の整備

町は県と連携して、災害発生時には避難場所となる公園の整備を促進するとともに、これらの公園に、備蓄倉庫、耐震性貯水槽等の災害応急対策施設の整備を推進し、防災機能の充実を図る。

イ 避難路ネットワークの整備

地域住民の円滑な避難を確保するため、指定された避難場所へのルート複数化等避難路ネットワークを計画的に整備する。

ウ 防災性を高めた住宅宅地開発の推進

防災公園等地域の防災性の向上を図る施設の整備と一体となった住宅宅地開発を推進する。

エ 防災活動拠点の整備

災害時に防災活動拠点となるヘリポートや救援物資集積場所を平常時から整備するとともに、学校敷地等のオープンスペースの利用について検討を進める。

ヘリポート	⇒	資料編「ヘリポート適地の状況」参照
救援物資集積場所	⇒	大崎上島町役場

オ 民間事業者への支援

広場、緑地等防災機能を有する施設の整備を伴う民間のまちづくりに対して、優良建築物等整備事業や各種融資制度の活用等により積極的な支援を行う。

カ 所有者不明土地の活用等

町は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

(2) 町の不燃化の促進

ア 建築物の防火の促進

新築・増改築等の機会をとらえて、東広島市消防局と連携して、建築基準法及び消防法に基づき防火対策の指導を行うとともに、既存建築物等についても、防火避難施設の改善指導に努める。

イ 延焼遮断帯の形成

火災の延焼拡大を抑制するため、道路や緑地の整備を推進し、河川・耐火建築物等との組合せにより延焼遮断帯の形成を図る。

ウ 住宅密集地における防災性の向上

本町は、狭隘な可住地域に住宅が密集している状況にあるため、これらの住宅密集地について防災性の向上を図るとともに、土地の高度利用や都市機能の更新を図るための事業、公共施設の整備改善を目的とした事業並びに密集市街地の整備改善のため、防災機能の充実及び良好な居住環境の確保を図るものとする。

第5節 住民の防災活動の促進に関する計画

1 方針

住民の防災活動を促進するため、防災教育や防災訓練の実施、消防団への入団促進、自主防災組織の育成・指導、ボランティア活動の環境整備、企業防災の促進に努める。これらに当たっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、外国人、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女ニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼育の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。なお、防災ボランティアについては、県、町、住民、他の支援団体が連携・協働して、自主性に基づき活動できる環境の整備に努めるものとする。

また、個人や家庭、地域、企業、団体等が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う「住民運動」を展開し、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等との連携の強化を図る。

町及び県は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取り組みを支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

2 防災教育

(1) 目的

各種の災害についての必要な知識を、災害予防責任者及び防災業務従事者のみならず、住民等に周知徹底し、災害の未然防止と、災害時における迅速かつ的確な措置を行うことにより、被害を最小限度に防止することを目的とする。

また、地震・津波災害について、広島県地震被害想定については、「正しく恐れて備えることが大切であること」の認識と防災・減災対策による被害軽減効果などの知識の普及と啓発を、災害予防責任者及び防災業務に従事する者のみならず、住民等に徹底することにより、地震・津波災害において迅速かつ的確な措置をとり、被害を最小限度に防止するため、防災教育を推進する。

(2) 実施責任者

災害予防責任者（町長、指定地方行政機関の長、その他執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者をいう。以下同じ。）

(3) 実施内容

ア 防災思想の普及、徹底

住民は、「自らの身の安全は自らが守る」という自覚をもち、平常時から食料、飲料水等の備蓄等を含めた、災害に対する備えを心がけるとともに、豪雨、土砂災害、地震・津波等過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、早期避難など災害時には自らの身の安全を守るような行動をすることができ、自主防災活動への参加など地域ぐるみでの安全確保に努めることが重要である。また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、地方

公共団体等が行っている防災活動に協力する等、防災への寄与に努めることが求められる。このため、防災関係機関は、自主防災思想の普及、徹底を図る。

また、教育機関や民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会の開催等により、防災教育を実施する。

イ 住民等に対する防災知識の普及・啓発

町は、防災関係機関等と連携して、災害時に住民等が的確な判断に基づいた行動ができるよう、防災週間や防災とボランティア週間等を通じて、災害についての正しい知識の普及・啓発を行い、意識の高揚を図る。

また、公民館等の社会教育施設を活用するなどして、自主防災組織等地域コミュニティや家庭・家族単位での防災に関する教育の普及促進を図る。

町は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

町は、過去に起こった災害の教訓や災害文化を後世に伝えていくため、各種資料等を収集・整理していくことに努める。

(ア) 災害全般に関する普及・啓発内容

- a 暴風、豪雨、洪水及び地震等の異常な自然現象に対する防災知識
- b 各種の産業災害に対する自主的な安全管理に関する知識
- c 火薬、危険物等の保安に関する知識
- d 電気、ガス施設の安全確保に関する知識
- e 建築物に対する防災知識
- f 土砂災害等の災害危険箇所に関する防災知識
- g 文化財、公共施設等に関する防災知識
- h 災害により交通の途絶しやすい地域に関する防災知識
- i 海上における大規模な流出油等の防災に関する知識
- j 適切な避難行動の実践に必要な知識
- k 基本的な防災用資機材の操作方法
- l 性暴力・DVなどの「暴力は許されない」意識
- m その他防災知識の普及啓発に必要な事項

(イ) 地震・津波災害に関する普及・啓発内容

- a 想定される地震被害と防災・減災対策による被害軽減効果
- b 地震・津波に対する地域住民への周知
- c 様々な条件下で地震発生時にとるべき行動、緊急地震速報利用の心得等
- d 非常用食料、飲料水、身の回り品等非常持出品や救急医薬品の準備
- e 建築物等の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
- f 飼い主による「自助」を基本とする家庭動物への所有明示や同行避難、避難所等での適正な飼養のための準備等（動物用避難用品の確保、しつけ、健康管理、不妊・去勢手術等）の家庭での予防・安全対策
- g 災害情報の正確な入手方法
- h 災害時の家族内の連絡体制の事前確保
- i 出火の防止及び初期消火の心得

- j 外出時における地震発生時の対処方法
- k 自動車運転時の心得
- l 救助・救援に関する事項
- m 安否情報の確認に関する事項
- n 津波浸水予測区域
- o 津波避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
- p 避難場所等への避難が困難な場合における建物の上階への垂直移動の考え方
- q 水道、電力、ガス、電話等の地震災害時の心得
- r 高齢者、障害者等要配慮者への配慮
- s 避難行動要支援者に対する避難支援
- t 各防災関係機関が行う地震災害対策

<地震・津波のときの心得>

(a) 屋内で揺れを感じたとき

家の中にいるときに大きな揺れを感じたら、まず丈夫なテーブルや机の下に隠れて身の安全を確保し、あわてて外へ飛び出さないこと。

(b) 火の始末

火の始末は揺れが収まってから、やけどをしないように落ち着いて行うこと。

(c) 情報の入手

テレビ、ラジオ、携帯電話、インターネット及び防災行政無線により、気象台等が発表する津波予報や地震・津波に関する情報を入手すること。

(d) 海岸で揺れを感じたとき

海岸にいるときに強い揺れ（震度4程度以上）や長い時間のゆっくりした揺れを感じたら、津波のおそれがあるので直ちに高台へ避難すること。

(e) 屋外で揺れを感じたとき

屋外で大きな揺れを感じたら、看板の落下、ビルの窓から割れたガラスの落下、ブロック塀や自動販売機等の倒壊に注意すること。

(f) 傾斜地で揺れを感じたとき

切り立った崖のそばや地盤の軟弱な傾斜地等で大きな揺れを感じたら、山崩れ、がけ崩れのおそれがあるので注意すること。

(g) 徒歩での避難

車での避難は、渋滞に見舞われ防災活動や避難の妨げとなるおそれがあるので、持ち物は最小限にして徒歩で避難すること。

(h) 自宅から避難するとき

避難時には、自宅のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉めること。

(i) 正しい情報の入手

地震・津波の後、余震がしばらく続く場合があるので注意すること。また、災害時には、未確認の情報が風評となり、混乱を招く場合があるので、正しい情報を入手して行動するようにすること。

(j) 平常時からの備え

地震は突然襲ってくるため、平常時から避難方法・避難場所や医療機関等を確認しておくこと。また、携帯ラジオ、懐中電灯等の防災用品、3日分程度、可能な限り1週間程度の食料・飲料水・生活必需品を普段から備蓄し、点検しておくこと。

<津波に対する心得ー陸地にいる人の場合>

(a) 陸地で揺れを感じたとき

強い揺れ（震度4以上）を感じたとき又は弱くても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで高台等の安全な場所に避難すること。

(b) 津波警報が発表されたとき

地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで高台等の安全な場所に避難すること。

(c) 正しい情報の入手

正しい情報をラジオ、テレビ、携帯電話、インターネット、防災行政無線、広報車等を通じて迅速に入手すること。

(d) 津波注意報が発表されたとき

津波注意報でも、危険があるので、海岸には近づかないこと。

(e) 警報、注意報の解除までの警戒

津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報等が解除になるまで気をゆるめないこと。

<津波に対する心得ー船舶の場合>

(a) 乗船時に揺れを感じたとき

強い揺れ（震度4以上）を感じたとき又は弱くても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外（※1）に退避すること。

(b) 津波警報が発表されたとき

地震を感じなくても、津波警報等が発表されたときは、直ちに港外（※1）に退避すること。

(c) 小型船の措置

港外退避ができない小型船は、高いところに引き上げて（※2）固縛する等最善の措置をとること。

(d) 正しい情報の入手

正しい情報をラジオ、テレビ、無線等を通じて入手すること。

(e) 警報、注意報の解除までの警戒

津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報等が解除になるまで気をゆるめないこと。

※1 港外：水深の深い、広い地域

※2 港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

(ウ) 実施方法

- a ホームページ、パンフレット、リーフレット、ポスターによる普及・啓発
- b 広報車、町防災行政無線による普及・啓発
- c 広報「大崎上島」、町ホームページ等の広報媒体による普及・啓発
- d 映画、スライド等による普及・啓発
- e 防災に関する講習会、展示会等の開催による普及・啓発
- f 学校教育を通じての児童、生徒等に対する周知徹底
- g 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練
- h その他時宜に即した方法による普及・啓発

ウ 地震・津波教育、啓発

(ア) 災害全般に関する普及・啓発内容

町及び防災関係機関は、職場内における防災体制を確立するため、災害応急対策業務に従事する職員を中心に、以下の内容を含んだ地震・津波教育の周知徹底を図る。

- a 地震・津波に関する一般的な知識
- b 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- c 職員等が果たすべき役割
- d 地震・津波防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- e 今後地震・津波対策として取り組む必要のある課題

(イ) 児童、生徒等に対する教育

町は、運転免許更新時の講習や各種広報紙等により、児童・生徒等に対して、学校教育等を通じて、地震・津波に関する知識や避難の方法等についての周知徹底を図る。

(ウ) 自動車運転者に対する啓発

町、警察は、運転免許更新時の講習や広報紙等により、地震・津波発生時において、自動車運転者が措置すべき事項について周知徹底を図る。

(エ) その他の防災関係機関による普及・啓発

水道、電力、ガス、通信、道路、船舶等に関わる防災関係機関は、それぞれの業務に関する地震・津波災害対策や利用者等が実施すべき事項等について、利用者等へ普及・啓発活動を行う。

(オ) その他の災害予防責任者による普及・啓発

その他の災害予防責任者においても、地震・津波災害に対する普及啓発活動を実施する。

3 防災訓練

(1) 目的

各種の災害について必要な防災訓練を実施し、災害時における防災業務が迅速、的確かつ実効性のあるものとするを目的とする。

災害想定については、風水害、産業災害、林野火災、地震等とし、概ね次の事項について訓練を実施する。

また、訓練の実施目的ごとに、図上訓練、実動訓練及び両者を組み合わせた訓練の企画・運営を検討する。

(2) 実施責任者

災害予防責任者

(3) 実施事項

ア 防災訓練の実施

(ア) 町は、県、防災関係機関、自主防災組織、企業及び住民等の協力により、総合的、広域的かつ実践的な防災訓練を行う。

訓練の内容は、災害対策本部の設置・運営、災害広報、避難誘導、消火活動、水防活動、交通規制、救護活動、非常無線通信、消防広域応援、自衛隊派遣要請、行方不明者の捜索活動、食料供給・給水活動、道路啓開、緊急道路の確保、緊急物資の輸送、通信施設・電力施設・ガス施設・水道施設の応急復旧、他の都道府県との広域応援、海難救助、山岳遭難者の救助活動、避難救助及び非常招集、海上における大規模な流出油等災害対策、緊急地震速報を利用した安全確保行動、その他防災に関する活動とする。

(イ) 各防災関係機関は、それぞれ防災業務計画に基づき、防災訓練を行う。

(ウ) 災害予防責任者は、訓練実施結果について評価・検討を行い防災体制の改善に反映させるものとする。

イ 地震・津波に備えた訓練

(ア) 職員の動員訓練

町及び防災関係機関は、地震・津波災害発生時における初動体制の確保等応急対策の万全を期するため、職員の動員訓練を適宜実施する。

(イ) 通信運用訓練

町及び防災関係機関は、地震・津波災害時における通信の円滑な運用を確保し、各種地震・津波情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握及び応急対策の指令等を迅速かつ適切に行えるよう、通信運用訓練を適宜実施する。

(ウ) 津波避難訓練

a 津波避難訓練の実施

町及び防災関係機関は、津波避難訓練を適宜実施する。

b 地域ぐるみの実施体制の確立

避難訓練の実施主体は、企業、住民、消防本部（局）、消防団、自主防災組織に加えて漁港関係者、港湾関係者、海岸付近の観光・宿泊施設及び津波避難ビルの管理者等とし、地域ぐるみの実施体制の確立を図るものとする。また、観光客、釣り客、海水浴客等の幅広い参加を促すとともに、避難行動要支援者の避難誘導等の実践的な訓練が可能となるよう参加者を検討するものとする。

c 避難訓練の内容

避難訓練は、津波の高さ、到達予想時間、継続時間等を設定し、想定津波の発生から終息までの時間経過に沿った内容とし、津波浸水予測地域、避難場所及び避難路の確認及び津波避難ビルを含む避難場所への避難、水門・陸閘等の点検等を実施するものとする。

ウ 防災訓練に対する協力等

(ア) 必要な指導助言

町は、防災関係機関等が実施する防災訓練について、必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

(イ) 防災訓練への協力

各防災関係機関は、町が実施する防災訓練に積極的に協力する。

(4) 実施方法

それぞれの災害予防責任者において自主的に計画を樹立して、最も効果のある時期、場所、参加団体等を決定して実施する。

防災会議は、自ら以下の総合訓練を主催するとともに、必要により災害予防責任者が実施する防災訓練の調整を行う。

ア 大規模災害発生時における町、住民、企業及び行政相互の連絡協力体制の確立と地域住民の防災意識の高揚を図るための総合防災訓練

イ 大規模災害発生時における町、県災害対策本部及び防災関係機関との連携強化を図るための図上訓練

なお、災害予防責任者は、訓練実施結果について評価・検討を行い防災体制の改善に反映させるものとする。

4 消防団の入団促進計画

(1) 目的

消防団員数を確保するための取組みとして、地域の実態に即した団員確保方策を検討し、より多くの住民から消防団の入団促進を図ることを目的とする。

(2) 実施責任者

町

(3) 実施内容

町は、消防団員数の確保とともに消防団の充実強化と活性化を図るため、以下に掲げる取組みを積極的に推進する。

ア 地方公共団体職員及び公共的団体職員の入団促進

イ (一社) 全国消防機器協会等の会社社員の入団促進

ウ 女性消防団員の入団促進

エ 町在住の若年層及びOB消防職団員等の入団促進

オ 消防団員の活動環境の整備

カ 消防団と事業所の協力体制の推進

5 地区防災計画の策定等

(1) 地区における防災力の向上

町内の一定の地区内の住民及び事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）は、地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要

に応じて、地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行うこととする。

(2) 地区防災計画の位置付け

町防災会議は、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

6 自主防災組織の育成、指導

(1) 目的

災害時における被害の防止又は軽減を図るため、隣保協同及び「自らの安全は、自らが守る」の精神に基づき、「大崎上島町自主防災組織育成推進要綱」により、自主防災組織の組織化を支援するとともに、その育成、指導を推進することを目的とする。

(2) 実施責任者

ア 町

基本法第5条第2項の規定により、自主防災組織の育成、指導に努める。

イ 県

町との有機的な連携を図り、基本法第5条第2項の規定により、自主防災組織の育成、指導に努める。

ウ その他の災害予防責任者

町及び県の行う自主防災組織の育成、指導に協力する。

(3) 実施内容

町は、具体的な実施計画を作成し、以下の実施事項を積極的に推進する。その際、男女共同参画の促進に努める。

ア 自主防災組織の規約、活動計画等の作成指導

イ リーダー養成のための講習会等の開催

ウ 情報伝達訓練、避難訓練等の防災訓練の実施指導

エ その他自主防災組織の育成、指導に必要な事項

(4) 自主防災組織の編成

ア 自主防災組織は、既存のコミュニティである町内会や自治会等を活用する。

イ 昼間と夜間とで人口が異なる地域においては、昼夜間及び休日・平日等においても支障がないよう組織を編成する。

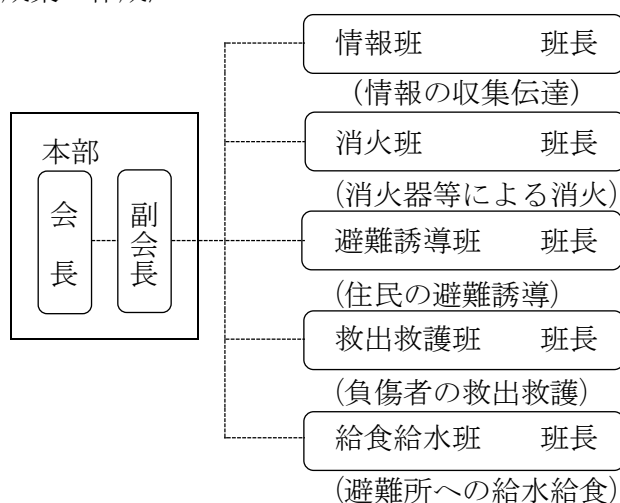
〈現況〉

自主防災組織のかたちとしては、以下の表のようなものがあげられるが、本町における自主防災組織は、このうち「重複型」により19連絡区に組織されている。

この2組織の主な活動内容は、「防災訓練」、「防災知識の啓発」、「災害発生時の情報収集・伝達」、「住民の避難誘導」、「初期消火」等である。

型	組 織	役員構成
重複型	町内会の組織を、そのまま自主防災組織に兼ねさせるかたち	町内会の代表者、役員が自主防災組織の代表者、役員を兼ねる。
内部組織型	町内会の下に、別に自主防災部門をつくり、その部門を自主防災組織とするかたち	町内会役員とは別に、独自に代表者、役員を選ぶ。
別組織型	町内会が中心となり、町内会とは別に自主防災組織を結成するかたち	独自に代表者、役員を選ぶ。

〈組織の編成案の作成〉



(5) 自主防災組織の活動

自主防災組織の構成員は、活動計画等に基づき、平常時及び災害時において効果的に防災活動を行うよう努める。

ア 平常時の活動

- (ア) 情報の収集及び伝達体制の確立
- (イ) 防災知識の普及
- (ウ) 防災訓練の実施
- (エ) 火気使用設備器具等の点検
- (オ) 防災資機材等の備蓄、整備

イ 災害時の活動

- (ア) 被害の状況等情報の収集及び伝達
- (イ) 出火防止、初期消火
- (ウ) 避難誘導活動
- (エ) 避難行動要支援者の避難支援
- (オ) 救出救護活動
- (カ) 給食給水や救援物資の配給への協力

7 ボランティア活動の環境整備計画

(1) 目的

ボランティアの自主性を尊重しつつ、平常時からボランティアの組織化を行い、ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

(2) 実施責任者

町、県、日本赤十字社広島県支部及び広島県社会福祉協議会

(3) 実施内容

ア 町及び県は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討するものとする。

イ 町及び県は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

ウ 町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、町地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（町社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に、災害ボランティアセンターの設置予定場所については、町地域防災計画に明記することや相互の協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

エ 町及び県は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

オ 町及び県は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、町及び県は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

カ 町社会福祉協議会は、ボランティア団体の活動支援やリーダーの育成に努め、町はそれを支援する。

キ 災害時におけるボランティア活動を効果的に支援するため、県、町及び町社会福祉協議会、日本赤十字社広島県支部、広島県社会福祉協議会及びボランティア団体等で構成する「広島県被災者生活サポートボラネット」において、平常時から緊密な連携を図り、ボランティアが速やかに活動できる体制づくりに努める。

8 企業防災の促進計画

(1) 目的

企業の防災意識の高揚を図り、災害時における企業の防災意識の推進を図るものとする。

(2) 実施責任者

町、県、企業、商工会

(3) 実施内容

ア 事業継続計画（BCP）の策定

企業は、災害時の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組合せによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努める。

また、地域住民との連携による相互防災応援協定の締結、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施する等の防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、町・県との協定締結や防災訓練への参加等に努める。

このため、町、県及び民間団体は、こうした取組みに資するため広島県地震被害想定と防災・減災対策による被害軽減効果を含む情報提供等を進めるとともに、企業職員の防災意識の高揚を図るための啓発活動の実施や地域の防災訓練への積極的な参加の呼びかけ、防災に関する助言を行うよう努めるものとする。

イ 関係団体等による連携体制の整備

町、商工会等は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

町及び県は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

9 住民運動の推進

(1) 目的

住民、自主防災組織等、事業者、行政が一体となって住民運動に取り組むことにより、住民及び自主防災組織等が災害から命を守るために適切な行動をとることができるよう、減災の推進を図ることを目的とする。

(2) 内容

住民、自主防災組織等、事業者、町及び県が相互に連携し、一体的に運動を推進するものとする。

ア 災害から命を守るための行動目標

(ア) 災害危険箇所、避難場所、避難経路などを知ること。

(イ) 災害発生の危険性をいち早く察知すること。

(ウ) 自ら判断して適切な行動をとること。

イ 普段から災害に備えるための行動目標

(ア) 防災教室や防災訓練などで災害から命を守る方法を学ぶこと。

(イ) 非常持出品を準備するなど災害へ備えること。

第6節 調査、研究に関する計画

1 目的

この計画は、各種の災害について、災害の未然防止に努め、また被害を最小限にとどめるほか、災害予防対策並びに災害時における応急対策及び復旧対策等に万全を期することを目的とする。

2 実施責任者

災害予防責任者

3 実施事項

- (1) 防災施設の新設又は改良に関する調査研究
- (2) 災害の原因及び災害に対する措置等についての科学的、技術的な調査研究
- (3) 調査研究の結果の公表

4 実施方法

それぞれの災害予防責任者において決定し、必要により町防災会議が関係機関との調整に当たる。

5 地震・津波被害想定調査及び災害危険度判定調査

- (1) 町は、県が実施する広島県地震被害想定調査結果等を踏まえ、大規模な災害を想定した地震に対する災害危険度判定調査を実施するよう努める。
- (2) また、この調査結果は、防災まちづくり計画の基礎資料とするとともに、これを住民に公表し、防災意識の高揚を図る。また、この調査結果は、防災都市づくり計画の基礎資料とするとともに、これを住民に公表し、防災意識の高揚を図ることとする。
- (3) これらの調査は、想定地震の揺れの違いや地盤の特性、地震発生時刻の違いによる火災発生確率の変化等種々の被害要因を反映するとともに、都市構造の変化や、技術革新の進展に即応するよう、必要に応じ、見直しを行うこととする。

第7節 迅速かつ円滑な災害応急対策等への備えに関する計画

1 方針

町及び防災関係機関は、災害が発生した場合に、迅速・的確かつ円滑に災害応急対策を実施するために、必要な備えを万全にすることとする。

2 災害発生直前の応急対策への備え

(1) 配備動員体制の整備関係

ア 町の配備動員体制

町長は、あらかじめ緊急防災要員を指名するとともに、職員の参集基準を明確にする等、初動体制を確立するとともに、訓練・研修を通じた職員の資質向上に努める。

イ 業務継続性の確保

町は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があり、業務継続計画を策定し業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂等を行うものとする。

業務継続計画策定に当たっては、首長不在時の明確な代行順位、職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎、電気・水・食料等の確保方策、通信手段の確保方策、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務について定めておくものとする。

(2) 気象警報等の伝達関係

ア 情報ネットワーク等の整備

町等防災関係機関は、インターネット等の情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

イ 防災行政無線等による情報伝達

町は、平常時から防災行政無線等の町保有の通信施設の整備点検に努めるとともに、パソコン通信やインターネット等の情報ネットワークを活用し、多様な手段で、災害時により細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達できるシステムの構築に努める。

この場合において、要配慮者となり得る者に対する伝達について十分考慮する。

また、小・中学校等の災害時に避難所となる施設との情報連絡についても、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努める。

ウ 伝達手段の多重化、多様化

町は、住民等に対して気象警報や避難指示等が確実に伝わるよう、防災行政無線（同報系）、災害情報共有システム（Lアラート）、広報車、サイレン、テレビ（ワンセグを含む。）、ラジオ、携帯電話（登録制メール、緊急速報メールを含む。）、インターネット等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、運用についての訓練やマニュアルの整備を行うものとする。

(3) 緊急地震速報の伝達関係

町は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努める。

また、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、町防災行政無線をはじめとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

(4) 津波警報等の伝達関係

ア 伝達手段の多重化、多様化

町は、住民等に対して津波警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線（同報系）、災害情報共有システム（Lアラート）、広報車、サイレン、テレビ（ワンセグを含む。）、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（登録制メール、緊急速報メールを含む。）、インターネット、アマチュア無線等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

イ 住民等への周知

町は、津波警報等や避難指示等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。その際、高齢者や障害者等の災害時要配慮者や一時滞在者等に配慮する。

ウ 遠地地震等についての伝達

町は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整える。

(5) 住民等の避難誘導関係

本計画第2章第7節「円滑な避難体制の確保等に関する計画」で定める。

(6) 行動計画（タイムライン）の作成・運用関係

国、県、町等の防災関係機関は、他の関係機関と連携のうえ、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

3 災害発生直後の応急対策への備え

(1) 災害情報の収集・伝達関係

災害時においては、状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練や研修等を通じて構築した関係を持続的なものにするよう努める。

ア 情報ネットワーク等の整備

町等防災関係機関は、インターネット等の情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

イ 防災行政無線等による情報伝達

町は、平常時から防災行政無線等の町保有の通信施設の整備点検に努めるとともに、パソコン通信やインターネット等の情報ネットワークを活用し、多様な手段で、災害時により細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達できるシステムの構築に努める。

この場合において、要配慮者となり得る者に対する伝達について十分考慮する。

また、小・中学校等の災害時に避難所となる施設との情報連絡についても、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努める。

ウ 災害広報実施体制の整備

町は、非常通信協議会とも連携し、災害発生時における被害に関する情報、被災者の安否情報等の収集・伝達に係る体制の整備に努めるとともに、訓練・研修を通じた職員の資質向上に努める。また、放送事業者等に対し、必要に応じて被害情報等の広報の実施を要請する体制を構築する。

(2) 情報の分析整理

ア 町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、国等関係機関と連携し、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

イ 県は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム（SOBO-WEB）に集約できるよう努める。

ウ 町は、県が発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう協力するものとする。

(3) 通信機能の整備関係

ア 災害時優先電話の申込み

町は、応急対策の実施等に関する緊急かつ特別の必要に備えて、あらかじめNTT西日本に災害時優先電話の申込みを行い、また、災害対策用電話について変更があった場合は、速やかにNTT西日本に変更を申し込み、承認を受けておく。

また、緊急地震速報受信設備を整備し、職員をはじめ各施設等の利用者等緊急地震速報を伝達できる体制を構築するよう努める。

本町における災害時優先電話の設置場所は、以下のとおりである。

名称	所在地	電話番号
役場総務課	大崎上島町東野 6625-1	0846-65-3493

イ 災害情報等の迅速な収集・伝達

町は、災害情報等の迅速な収集・伝達、緊急地震速報等の情報を住民に速やかに伝達するため、緊急地震速報受信設備や防災行政無線、IP通信網、公共安全モバイルシステム、臨時災害放送局等のシステムの構築及び多重化・耐震化を進めるとともに、保有する機器の整備・充実に努める。加えて、防災行政無線等の無線通信ネットワークに関しても、多重化・耐震化について努めるものとする。

また、防災関係機関以外の者の所有する無線局について、あらかじめその実態を把握し、その利用について協議して、マニュアルを作成する。

さらに、平常時から地域内のアマチュア無線局の状況を把握するよう努め、災害時において非常通信の協力依頼ができるよう連絡体制の確立に努める。

ウ 耐災害性の確保

町は、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図り、特に、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、国・県・町・消防本部等を通じた一体的な整備に努めることとする。

エ 緊急連絡手段の確保

町は、地震・津波災害により通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。また、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練の定期的な実施に努める。

また、各種の情報連絡を行うために職員用スマートフォンを配備するなど移動体通信（携帯電話）等の有効利用による緊急連絡手段の確保を図る。

この場合において、既存ネットワークのデジタル化や大容量通信ネットワークの整備を推進する。

オ 応急用資機材の確保充実

町は、通信施設について、非常用電源（自家発電用施設、電池等）、移動無線機、可搬型無線機等の仮回線用資機材等、応急用資機材の確保充実を図るとともに、平常時においてもこれらの点検整備を行う。非常用電源の整備に当たっては、専門的な知見・技術を基に耐震性があり浸水する危険性が低い場所へ設置するとともに、保守点検を行い、操作の習熟の徹底を図る。

カ 通信機能の確認

町は、災害時等いつでも迅速・的確に通信運用が行われるよう定期的に機能確認を実施するとともに、平常時から操作方法等の定期的な訓練等を実施し、平常時からの連携体制の構築を図るものとする。

4 災害派遣、広域的な応援体制への備え

(1) 自衛隊災害派遣要請関係

ア 受入れ担当部署

町は、総務課庶務係を、自衛隊災害派遣部隊等の受入れ担当部署とする。

イ 宿营地

町は、自衛隊災害派遣部隊の宿营地を大串キャンプ場と定め、平常時から整備に努める。

ウ 臨時ヘリポート

町は、あらかじめ選定している臨時ヘリポートについて、平常時から整備に努める。

なお、小・中・高等学校等避難所に指定されている施設については、ヘリコプターの出勤を要請した際の、避難者の取扱い等について協議する。

(2) 相互応援協力関係

ア 関係機関との相互応援協力体制の整備

町は、次表のとおり関係機関と相互応援協定を締結しているが、大地震発生に備え、引き続き広域応援体制の整備推進に努める。

また、それぞれの応急対策実施項目に関係する防災関係機関相互をはじめ、事業者、業界団体等との協定等を締結し、円滑な災害応急対策に努める。

さらに、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に国や他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画をそれぞれ作成するよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について実効性の確保に努め、必要な準備を整えるものとする。

協定名	協定機関	協定内容
広島県内広域消防相互応援協定書	県内全市町村及び消防組合	・（自力では災害防御が困難な場合の）消防応援 ・ 応援隊の派遣 ・ 車両、資機材等の提供 等
県内市町村の災害時の相互応援に関する協定	県内全市町村	・ 物資及び資機材の提供 ・ 医療、救護、応急復旧に必要な人員の派遣 ・ 施設の提供 等
広島県内航空消防応援協定書	大崎上島町、広島市	・ 本町内において発生した災害に対する、広島市の所有するヘリコプターを用いた災害の応援
地域情報の提供に関する連携・協力に係る協定書	大崎上島町、町内郵便局	・ 外務職員等が配達途中等に発見した以下の事項についての町への情報提供 ア 道路の損傷等に関する情報 イ 河川施設の異状に関する情報 ウ 土砂災害・山地災害の前兆現象等に関する情報 エ 廃棄物の不法投棄等に関する情報

イ 受援体制の整備

町及び県は、応急対策職員派遣制度を活用して、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。

特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。

ウ 技術職員の確保と派遣体制の整備

町及び県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

資料編	・広島県内広域消防相互応援協定書 ・広島県内広域消防相互応援協定実施細目 ・県内市町村の災害時の相互応援に関する協定 ・広島県内航空消防応援協定書 ・地域情報の提供に関する連携・協力に係る協定書
-----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------

5 救助・救急、医療、消火活動への備え

(1) 医療、救護活動関係

町は、災害の発生に備え、平常時から災害医療関係機関等の防災関係機関との連携体制を確保するとともに、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備や負傷者の発生に対応するための医薬品等医療資機材の備蓄に努める。

また、町は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

県においては、今後の災害発生に備えるため、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の構成員の人材育成を図ることとしている。

(2) 消防活動体制の整備関係

ア 住民及び事業所等への周知

町は、地震・津波発生時の火災防止のため、東広島市消防局と連携して、又は協力を得て、以下の事項について、平常時から広報等を通じ住民及び事業所等に周知する。

(ア) 出火防止及び初期消火

住民及び事業所等は、自らの生命・財産を守るため、出火防止及び初期消火に努める。

(イ) 火災の拡大防止

地震・津波により火災が発生したときは、住民・自主防災組織・事業所等は、お互いに協力して可能な限りの消火活動を行い、火災の拡大の防止に努める。特に危険物等を取り扱う事業所については、二次災害の発生防止に努める。

イ 消防体制の整備

町は、以下の事項について、あらかじめ消防体制を整備する。

(ア) 消防職（団）員の初動体制等

地震・津波発生直後の消防職（団）員の初動体制、初期消火活動の実施計画を定める。

(イ) 出火防止及び火災の延焼状況等の広報等

地震・津波発生直後に、住民に対して出火防止及び火災の延焼状況等を迅速に広報するため、広報の要領、広報班の編成について定める。

(ウ) 各情報の収集体制等

大地震等発生直後の火災を早期に発見するとともに、防火水槽の破損及び道路の通行状況等を迅速に把握できるよう情報収集の体制を定める。

(エ) 取水場所の整備等と消防水利の多元化

大地震等発生時には、水道管の破損や停電等による長期間の給水停止が想定されることから、防火水槽や耐震性貯水槽の設置等を推進するほか、河川、池、水路等の自然水利を積極的に活用するため、取水場所の整備等を行い、消防水利の多元化を図る。

(オ) 消防用機械・資機材の整備

救急患者輸送艇、救助工作車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材及び大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備に努める。

(カ) 緊急消防援助隊の充実強化

緊急消防援助隊の充実強化を図るとともに、実践的な訓練の実施に努める。

(キ) 救助隊の整備

大規模・特殊災害に対応するための高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努める。

(3) 危険物等の災害応急対策関係

災害の発生に備え、事業所においては平常時から関係法令の遵守及び自主保安体制の確立に努める一方、町はこれらに対して、必要な指導を行う。

資料編 ・ 危険物施設の状況

6 緊急輸送活動への備え

町は、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両、船舶等及びそれらの燃料等の調達先を明確にしておき、人員及び物資等の輸送手段を確保するとともに救援物資輸送拠点を選定する。

町は、救援物資輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

道路管理者は、緊急輸送道路を選定し、災害直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に確保するため、緊急輸送道路の道路改良、橋梁耐震補強、法面对策等を計画的に推進する。

町は、「広島県耐震改修促進計画（第2期計画）」により、沿道建築物の耐震診断を義務付ける緊急輸送道路を指定する等、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化対策を推進する。

7 避難の受入れ・情報提供活動への備え

(1) 避難対策のための整備関係

本計画第2章第7節「円滑な避難体制の確保に関する計画」で定める。

(2) 住宅対策関係

町は、応急仮設住宅の建設場所のために、あらかじめ公有地を把握するよう努めるとともに、被災者用の住居として利用可能な空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできる体制の整備を図る。

なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

また、町は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

発災時に、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定が円滑かつ適正に実施できるよう、判定士等の養成、登録、判定資機材の備蓄、情報連絡網の整備・更新、後方支援の体制の整備等、実施体制の充実並びに判定士の技術力の保持・向上に努める。

(3) 帰宅困難者対策関係

災害発生時に、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合に備えて、町は、住民や企業等に対し、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や、従業員等が一定期間事業所内にとどまることができる備蓄の必要性等の周知を図る。また、町は必要に応じて、一時滞在施設の確保等に努めるものとする。

(4) 孤立集落対策関係

災害発生時に、道路の被害等による孤立集落の発生に備え、次の対策の推進に努める。

ア 災害時に孤立する可能性のある集落の状況の把握

イ 指定避難所、集落、世帯等での水、食料、日用品等の必要な物資の備蓄及び調達体制の整備

ウ 無人航空機等の救援物資の輸送手段の確保等、物資輸送体制の整備

エ 防災行政無線、IP通信網、衛星通信など情報通信手段の確保

オ 臨時ヘリポート適地の確保等救助・救援体制の確立

カ 孤立集落の発生を想定した避難計画等の作成や避難訓練等の実施

(5) 感染症の自宅療養者等対策

町は、県及び保健所等と連携し、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における自宅療養者等の被災に備えて、災害発生前から、福祉担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。さらに、これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。

(6) 被災者支援等対策

町は、市町は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握したうえで、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとし、県は、町が進める仕組みの整備等に対して協力や支援等に努めるものとする。

8 救援物資の調達・供給活動への備え

町は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含める等被災地の実情を考慮するとともに、男女のニーズの違いや、要配慮者等のニーズに配慮するものとする。

(1) 食料供給関係

ア 緊急用食料の備蓄

町は、災害に備え、緊急用食料の備蓄に努める。

なお、その際には、県の「広島県地震被害想定調査報告書」に基づき必要量を検討する。

イ 保管場所等の把握

町は、防災関係機関や販売業者等と協力体制の確立に努め、供給可能な数量、その保管場所等をあらかじめ把握する。

(2) 給水関係

町は、災害時に備えて、次のとおり水道システム全体の安定性の向上に努めるものとする

ア 水道施設の耐震性向上

(ア) 浄水場、基幹管路等基幹施設の耐震化

(イ) 老朽管路の更新等

イ 緊急時の給水確保

(ア) 配水池の増強

(イ) バックアップ機能の強化

(ウ) 応急給水拠点の整備

(エ) 遊休井戸等緊急時用水源の確保・管理等

ウ 迅速な緊急対応体制の確立

災害時においては、病院や透析医療機関など優先的に給水が必要な施設の状況を考慮する。

(ア) 他市町等からの受援も想定した応急給水及び応急復旧の手順や方法等を明確にした計画の策定

(イ) 訓練の実施

(ウ) 広域的な相互応援体制等

(3) 生活必需品等供給関係

町は、被災者に対し、衣服、寝具その他の生活必需品を円滑に供給するため、平素から物資の備蓄に努めるとともに、町内の卸売業者、大規模小売店等における生活必需品等の放出可能量の把握、確認に努め、災害時において速やかに調達できるよう体制の確立に努める。

(4) 救援物資の調達・配送関係

町は、国が構築する物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとし、大規模な災害発生のおそれがある場合は、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

9 燃料関係

町は、災害応急対策を円滑に実施するために必要となる緊急車両及び防災拠点施設の燃料の確保について、燃料の確保等に関する協定を締結するとともに、緊急車両への優先給油及び防災拠点施設への燃料配送に関する計画をあらかじめ策定しておくものとする。

また、大規模な災害発生のおそれがある場合には、災害応急対策に係る重要施設を有する事業者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うよう努めるものとする。

10 電源の確保

県は、国、電気事業者等と調整を行い、それぞれが所有する電源車の現時点の配備状況等を確認のうえ、リスト化するよう努める。また、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努めるものとする。

11 倒木等への対策

県、電気事業者及び電気通信事業者は、町と協力して、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。

12 災害応急対策の実施に備えた建設業団体等との協定の締結

町及び県は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。

13 建設業等の担い手の確保・育成

町及び県は、災害応急対策への協力が期待される建設業等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

14 空家状況の把握

町は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

15 男女共同参画の視点

男女共同参画の視点からの対応について、防災担当部局、男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターが連携し、平常時から研修等の啓発や情報提供の在り方の検討等を行うとともに、災害時においては、男女共同参画の視点に配慮した避難所運営、物資補給、相談支援等が迅速に行われる体制整備に努めるものとする。

16 文教関係

(1) 避難計画の作成

町教育委員会は、あらかじめ町長等と協議のうえ、必要に応じて外部の専門家や保護者等の協力を求め、地震・津波災害等地域の状況を十分考慮して、学校内・外における避難場所、避難経路、避難責任者及び指示伝達方法、保護者への児童・生徒等の引渡し方法等について定めた避難計画を作成する。

(2) 応急教育計画の作成

町教育委員会は、あらかじめ応急教育の実施場所、実施方法等必要な事項について応急教育計画を作成し、災害時においても教育活動に支障を来さないよう配慮する。

(3) 幼児・児童・生徒・学生に対する防災教育

ア 災害発生時の対策等の指導

町教育委員会は、住んでいる地域の特徴や過去の教訓等について継続的な防災教育に努め、児童・生徒が危険予測・危険回避能力を身につけることができるよう、計画的に、教科、学級活動・ホームルーム活動、学校行事等、教育活動全体を通じて、災害の基礎的な知識及び災害発生時の対策（各学校の防災計画）等の指導を行うとともに、平常時から登下校中の避難行動及び避難場所について、指導する。

イ 実践的技能の習得

高等学校の生徒を対象にして、応急看護の実践的技能の習得を図る。

(4) 学校施設の耐震化

町は、できるだけ早い時期に、耐震化を完了させるよう取組みを進める。あわせて、建物の天井材や外装材等の非構造部材の耐震化も進める。

(5) 文化財の保護

町は、文化財保護のための施設・設備については、その所有者等に対して、施設等の耐震化の促進に向けて支援する。

(6) 地域の避難所となる場合の対策

ア 利用計画の作成

学校又は公民館等社会教育施設の管理者は、被災者の避難所として使用される場合の受入場所・受入人員等の利用計画を作成する。

イ 配備計画の作成

学校又は公民館等社会教育施設の管理者は、町長と協議のうえ、飲料水及び非常用食料の備蓄に努めるとともに、簡易トイレ・テント等の配備計画を作成する。

(7) 教職員に対する研修

町教育委員会は、生徒等に対する防災教育・応急教育、学校が避難所となる場合の対策等について、教職員の研修を行う。

(8) 社会教育等を通じての啓発

町教育委員会は、PTA、青少年団体、女性団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて、防災に関する知識の普及・啓発を図り、住民がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する意識を高める。

また、文化財を災害から守るため、平素から文化財保護団体の活動等を通じて、その所有者等に対して、施設等の耐震化等防災知識の普及を図る。

17 罹災証明書の発行体制の整備

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

18 上下水道施設の対策

(1) 上下水道施設の耐震化

全ての水道事業者及び下水道管理者は、策定した「上下水道耐震化計画」に基づき、連携して上下水道施設の急所施設※1や重要施設※2に接続する水道・下水道の管路等について、耐震化を推進する。

(2) 上下水道施設が被災した場合の対応

県、町、水道事業者、下水道管理者及び重要施設の管理者は、急所施設や重要施設に接続する水道・下水道の管路等が被災した場合に備え、被災状況の共有を図れるよう相互の情報連絡体制の整備に努めるとともに、被災時にはその状況に応じて、給水設備及び災害用トイレの確保・配備等を連携して実施し、速やかに重要施設の機能が確保できるよう努める。

※1 取水施設、浄水施設、配水池、下水処理場、ポンプ場など、その施設が機能を失えばシステム全体が機能を失う最重要施設

※2 給水区域内かつ下水道処理区域内における災害拠点病院、避難所、防災拠点（警察、消防、県・市庁舎等）など

第7節の2 円滑な避難体制の確保等に関する計画

1 方針

この計画は、風水害等の自然災害が発生した場合に、住民の迅速かつ円滑な避難体制を確保するよう、必要な防災対策を推進する。

また、防災関係機関は、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとする。

2 洪水浸水想定区域等の指定

(1) 洪水浸水想定区域の指定

県及び中国地方整備局は、周辺地域に住宅や要配慮者利用施設等、洪水時に避難を行うことが想定される者が居住・滞在する建築物や避難施設、避難路等の洪水時において避難の用に供する施設が存する河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表するとともに、関係市町の長に通知するものとしている。

町は、洪水浸水想定区域ごとに、以下の事項を定める。

ア 洪水予報等の伝達方法

イ 避難場所及び避難経路に関する事項

ウ 避難訓練に関する事項

エ その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

オ その他追記事項

なお、洪水浸水想定区域内に主として要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、さらに以下の事項を定める。

(ア) 施設の名称及び所在地

(イ) 当該施設の洪水予報等の伝達方法

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

町は、町地域防災計画において、警戒区域ごとに以下の事項を定める。また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、同様の措置を講じるよう努める。

ア 避難指示等の発令基準及び発令対象区域

土砂災害警戒情報が発表された場合における避難指示等の発令基準や、土砂災害警戒区域等を踏まえ、町内会、自治会等、同一の避難行動をとるべき避難単位を設定する。

イ 指定避難所の開設・運営

土砂災害に対して安全な指定避難所の開設、運営体制及び指定避難所開設状況の伝達方法を定める。

ウ 避難路、避難経路

避難経路として適さない区間、土石流等のおそれがある区間から避難する際の避難方向について定める。

エ 要配慮者の支援

要配慮者関連施設の名称及び所在地、在宅の要配慮者に対する情報の伝達体制、要配慮者情報の共有方法を定める。

オ 情報の収集及び伝達体制

雨量情報、土砂災害警戒情報、住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報等についての情報の収集及び伝達体制について定める。

カ 避難訓練の実施

(3) 高潮浸水想定区域の指定

台風等による高潮災害のおそれのある高潮浸水想定区域を明らかにし、施設整備、警戒避難体制等が有機的に連携した高潮防災対策を推進する。

3 津波災害警戒区域の指定

(1) 津波災害警戒区域の指定

県は、広島県沿岸部について、最大クラスの津波が悪条件下で発生した場合に浸水等により住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれが想定される区域を関係市町長の意見を聴いて、津波災害警戒区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される基準水位を公表している。

本町は、津波防災地域づくりに関する法律に基づき指定した区域が存在する地方公共団体となっている。

(2) 津波災害警戒区域の指定を受けた市町が定める事項

ア 津波に関する予報等の伝達方法

イ 避難場所及び避難経路に関する事項

ウ 避難訓練に関する事項

エ その他津波時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

オ 津波災害警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設で津波が襲来するまでに当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、さらに次の事項を定めるものとする。

(ア) 施設の名称及び所在地

(イ) 当該施設への津波に関する予報等の伝達方法

4 ハザードマップの作成

町は、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等について、浸水想定区域等、指定緊急避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料について図面表示等を含むかたちで取りまとめたハザードマップを作成する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。

また、高潮、中小河川及び内水による浸水に対応したハザードマップの作成についても、関係機関が連携しつつ作成する。

ハザードマップには以下の事項を記載する。

- (1) 洪水予報、土砂災害及び津波に関する情報等の伝達方法
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (3) その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項
- (4) 浸水想定区域内の主として要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものの名称及び所在地

5 避難計画の作成等

(1) 多数の人が集まる施設の避難計画

ア 学校、保育所、幼稚園、工場等多数の人が集まる施設の設置者又は管理者等は、町長が避難の指示を行った場合、関係者を速やかに安全な場所へ避難させる責務を有するので、あらかじめ、町長と協議して避難計画を作成する。

イ 幼稚園、小・中学校等保護を必要とする園児・児童・生徒等がいる学校（以下「学校等」という。）並びに病院及び社会福祉施設等（以下「病院等」という。）においては、特に次の事項に留意し、避難対策の徹底を図る。

(ア) 学校等においては、園児・児童・生徒等を避難させる場合に備えて、平素から教育、保健、衛生及び給食の実施方法について定める。

(イ) 病院等においては、患者又は入所者を他の医療機関又は安全な場所に集団で避難させる場合に備えて、平素から受入れ施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者又は入所者に対する必要な措置について定める。

ウ 町及び県は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるように津波浸水予測図等を作成し、津波浸水想定区域について事前に把握し、住民等に周知するものとする。

エ 町は、津波により避難が必要となることが想定される地域（以下「避難対象地区」という。）を明示するとともに、避難対象地区別の指定緊急避難場所、避難路等、具体的な避難実施に関して、津波災害の特性に応じた津波避難計画を作成するものとする。なお、避難対象地区の選定に当たっては、各種防災施設の整備の状況や被害想定の実施等による検証を通じて避難計画を見直していくものとする。さらに、住民が自ら作成する地域ごとの津波避難計画に関して必要な支援を行うものとする。

(2) 指定緊急避難場所、指定避難所の指定及び周知

町は、公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の緒元に応じ、その管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知を図るものとする。

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

ア 指定緊急避難場所の指定・周知

町は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害時発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを、洪水、がけ崩れ、土石流及び地すべり、高潮、地震、津波、大規模な火事等の災害の種類ごとに指定緊急避難場所に指定する。その際、水害と土砂災害、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮することに努める。

また、町は、指定緊急避難場所を指定したときは、県に通知するとともに、住民等へ周知を図り、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域コミュニティを活かした避難活動を促進する。

イ 指定避難所の指定・周知

町は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得たうえで、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、県に通知するとともに、住民等へ周知を図るものとする。

(ア) 指定避難所

指定避難所については、町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

なお、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。避難所としての機能は応急的なものであることを認識のうえ、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

(イ) 福祉避難所

a 町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源やケアを行う際の照明の確保のほか、家族が共に過ごせるスペースや衛生面の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

b 町は、福祉避難所として、要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、施設管理者と十分調整し、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者及び施設管理者に対して円滑かつ正確な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

- c 町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

(3) 避難路の選定

避難路の選定に当たっては、土砂災害など地域の状況を十分考慮したものとするとともに、住民の意見を取り入れた避難路の選定を図るものとする。その際、水害と土砂災害、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。なお、避難路の選定の基準は、概ね、次のとおり。

ア 避難路中の道路、橋梁及びトンネル等、道路施設自体の安全性や周囲の状況について十分検討し、必要ならば適切な措置を講ずる。

避難路の幅員は、原則として15m以上とし、これに該当する道路がない場合は、概ね8m以上の幅員を有する道路を選定することが基準となっているが、本町内道路においては最大7m強の幅員であるため、緊急車両及び一般車両の通行規制等を行うことで避難住民の安全性を確保することとする。

イ 避難路は、相互に交差しないものとする。

ウ 避難路は、道路沿いに火災、爆発等の危険性の大きい工場等がない道路とする。

エ 洪水、高潮等による浸水や土砂災害等も考慮し、海岸、河川及び急傾斜地沿いの道路は、原則、経路として選定しないものとする。

(4) 指定避難所の開設・運営

町は、指定避難所の開設及び運営について、地域住民及び施設管理者等と協力して、あらかじめ避難所運営マニュアルを策定しておくものとする。

また、避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、人道憲章と人道対応に関する最低基準（スフィア基準）を踏まえた避難所の運営管理のために必要な資機材の把握及び知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

町は、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

(5) 避難の誘導

ア 避難行動要支援者の避難

要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難に当たっては、自主防災組織、消防団、近隣住民と連携を図りながら避難誘導を行えるよう、「広島県津波浸水想定図」における津波の浸水域・浸水深・到達時間等を考慮のうえ、町は、避難の連絡方法や避難補助の方法をあらかじめ定める。

イ 避難場所標識の周知

町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努め、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

ウ 不特定多数の利用する施設での避難

不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、「広島県津波浸水想定図」における津波の浸水域・浸水深・到達時間等を考慮のうえ、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。

なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

エ 避難誘導にあたる者の危険回避

町は、水防業務従事者等や避難誘導にあたる者が危険を回避できるよう、津波到達時間内での水防対応や避難誘導に係るマニュアル等を策定するものとする。

6 住民の周知等

町、県及び中国地方整備局は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取り組みを行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努めるものとする。

町は、作成したハザードマップ等を、配布、ホームページへの掲載その他の必要な措置を講じ、住民等へ周知する。また、要配慮者が利用する施設等における浸水被害を防止するため、作成した洪水ハザードマップを、要配慮者が利用する施設等の管理者へ提供する。

ハザードマップ等の周知に際しては、住民が居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努める。

水防管理者は、地域住民の水災に対する警戒、災害時の円滑な避難行動等に資するため、重要水防箇所を一般に周知するように努める。

7 指定避難所等の整備

(1) 施設・設備等の整備

町は、指定避難所となる施設について、必要に応じて施設管理者と調整を行い、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、以下の施設・設備等の整備に努める。

ア 換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備

イ 貯水槽、井戸、給水タンク、マット、パーティション、段ボールベッド等の簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等

ウ 簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレ

エ 要配慮者にも配慮した施設・設備

オ テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器

カ 食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等（指定した指定避難所又はその近傍で確保できるよう努める。）

キ 必要に応じて、指定避難所における家庭動物のためのスペースや家庭動物の飼養に関する資材の確保に努めるものとする。

ク 指定避難所の電力容量の拡大

ケ 停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等

（２）避難行動要支援者への配慮

町は、風水害の際に自力での避難が極めて困難な避難行動要支援者のために、関連する施設について、想定する浸水深に対して安全な構造にする等、一時避難が可能となるよう配慮する。

（３）避難所運営の役割分担

町は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

（４）在宅避難者への支援

町は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

（５）車中泊避難者への支援

町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

（６）専門家との定期的な情報交換

町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保、育成に努めるものとする。

（７）保健・福祉支援の対象者の把握等

町は、保健師、福祉関係者等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ検討するよう努めるものとする。

（８）感染症患者への対応検討

町は、感染症対策のため、平常時から指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

(9) 家庭動物の受入等の状況把握

町は、指定緊急避難所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れられるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

8 動物愛護管理に関する計画

災害発生時には、放浪・逸走動物（特定動物を含む。）や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに指定避難所等に避難してくることが予想される。

そのため、町は平常時から指定避難所等への家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図るものとする。

また、指定避難所等に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、指定避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

なお、町は、動物愛護管理の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会等の関係機関と連携を図りながら、犬や特定動物による人への危害防止や被災動物の保護・受入れ、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応等に係る体制の整備に努める。

また、災害時の対応は飼い主による「自助」を基本とし、飼い主に対して、所有者明示の実施や指定避難所等での適正な飼養のための準備等（動物用避難用品の確保、しつけ、健康管理、不妊・去勢手術等）の周知を図るものとする。

さらに、指定避難所等における家庭動物の受入れや適正な飼養方法について、平常時に担当部局や運営担当（施設管理者など）と検討や調整を行うものとする。

第7節の3 危険物等に関する災害予防計画

1 方針

地震・津波による被害を最小限にとどめるためには、危険物等（危険物、高圧ガス、火薬類及び毒物劇物をいう。以下同じ。）の取扱施設の現況を把握し、消防法等関係法令に基づく安全対策の徹底を図る必要がある。

事業所においては、平常時から関係法令の遵守及び自主保安体制の確立に努める一方、町はこれらに対して必要な指導を行う。

2 実施責任者

災害予防責任者

3 実施内容

(1) 危険物施設の災害予防対策

ア 施設の保全及び耐震化

危険物施設の管理者等は、消防法第12条（施設の基準維持義務）及び同法第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震性の向上に努める。

イ 大規模タンクの耐震化

容量500kl以上の準特定屋外タンク貯蔵所及び特定屋外タンク貯蔵所の所有者等は、当該タンクの基礎、地盤及びタンク本体の構造が危険物関連法令に定められた「新基準」に適合しているか否かの調査を行い、基準に適合していないタンクについては、必要な改修、補修を実施する等、耐震性の向上に努める。

ウ 保安確保の指導

町は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関連法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

エ 自主保安体制の確立

危険物施設の管理者等は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互応援協力体制の強化を図るとともに、消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

資料編 ・ 危険物施設の状況

(2) 毒物劇物取扱施設の予防対策

ア 毒物劇物多量取扱施設における保安体制の自己点検の充実

(ア) 危害防止規程の整備

毒物劇物取扱施設の管理者は、毒物又は劇物による危害を防止するため以下の事項について危害防止規程を整備する。

a 毒物又は劇物関連設備の管理者の選任に関する事項

b 次に掲げる者に係る職務及び組織に関する事項

(a) 毒物若しくは毒物の製造、貯蔵又は取扱いの作業を行う者

(b) 設備等の点検・保守を行う者

(c) 事故時における関係機関への通報を行う者

(d) 事故時における応急措置を行う者

c 次に掲げる毒物又は劇物関連設備の点検方法に関する事項

製造設備、配管、貯蔵設備、防液堤、除外設備、緊急移送設備、散水設備、排水設備、非常用電源設備、非常用照明設備、緊急制御設備等

d 前記 c に掲げる毒物又は劇物関連設備の整備又は補修に関する事項

e 事故時における関係機関への通報及び応急措置活動に関する事項

f 前記 b に掲げる者に対する教育訓練に関する事項

(イ) 防災訓練の実施

前記 e に掲げる事項が適切かつ迅速に行えるよう、定期的に防災訓練を実施する。

イ 毒物劇物多量取扱施設における耐震化の推進

毒物劇物取扱施設の管理者は、毒物又は劇物関連の製造設備、配管及びタンク等貯蔵設備の耐震化について検討し、計画的に整備する。

第7節の4 災害対策資機材等の備蓄等に関する計画

1 目的

この計画は、応急対策活動及び復旧対策活動を迅速かつ円滑に行うため、平常時から災害対策資機材等の備蓄に努めるとともに、調達体制を確立することを目的とする。

2 実施責任者

災害予防責任者

3 災害対策資機材等の対象

(1) 食料、飲料水及び生活必需品等

食料、飲料水及び生活必需品等とは、被服、寝具、その他生活必需品をいう。

(2) 医薬品等医療資機材

(3) 防災資機材

ア 救助・救難用資機材

イ 消火用資機材

ウ 水防関係資機材

エ 流出油処理用資機材

オ 陸上建設機械

カ 被災建築物応急危険度判定資機材

キ 被災宅地危険度判定資機材

4 実施方法

実施責任者は、常時物資及び資材の所要量を確保し整備と点検に努めるとともに、保管場所、保管責任者を明らかにし、物資の調達、配給、輸送方法等についても、あらかじめ物資資材の生産業者、集荷業者、販売業者、配給業者、輸送機関等と緊密な協力関係を樹立するよう努める。

また、各防災関係機関が緊急時に相互に協力できる物資及びその数量等の把握に努める。

(1) 備蓄数量

備蓄数量は、地域特性を考慮した被害想定調査結果や過去の災害事例を基に、設定する。

(2) 備蓄品目の選定

備蓄品目の選定については、想定される最悪のケースに対応できるように品目を選定する必要がある。その際には、電気、ガス、通信、上水道、下水道等住民の生活に重大な影響を与えるライフラインの被害による影響も考慮する必要がある。

(3) 備蓄の実施主体及び役割

備蓄は、各家庭・企業及び町が行う。

ア 家庭・企業

各家庭・企業は、食料、飲料水及び生活必需品等について、3日分程度を目安に可能な限り備蓄し、自らの身の安全は自らで守るよう努める。

イ 町

町は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。

また、円滑な応急対策を行うために必要な物資、資機材を備蓄するよう努める。

さらに、家庭・企業に対して、備蓄に関する啓発を行うものとする。

(4) 備蓄の方法

町は、物資の備蓄倉庫の整備に努めるとともに、物資の性質に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う。

(5) 備蓄場所

備蓄場所は、災害時においても十分に機能が保たれると認められる場所を選定し、町庁舎、民間倉庫をはじめ、避難所となる学校、公民館等にも可能な限り備蓄するよう努める。

5 備蓄及び調達体制の確立

(1) 食料

ア 食料の備蓄

大規模災害発生時においては、建物の損壊、交通機関やライフラインの途絶等により食料の確保が困難となることが予想されるため、各家庭・企業及び町は、ガス、電気、水がなくてもすぐに食べられる食料を中心に平常時から備蓄に努める。

イ 備蓄量等

(ア) 備蓄量

各家庭は、3日分程度の食料の備蓄に努める。

町は、県の被害想定調査結果等を基に算出した備蓄対象者数に対し、発災直後の2食分程度の備蓄に努める。

(イ) 備蓄品目

乾パン、アルファ化米、缶詰、粉ミルク等を備蓄し、保存期限ごとに更新する。

また、備蓄品目の選定にあたっては、要配慮者や食物アレルギー患者等への対応にも配慮するものとする。

ウ 食料の調達体制の確立

「食料供給計画」に基づく応急対策を円滑に実施するため、町は、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努める。

(2) 飲料水

ア 飲料水等の備蓄

災害発生時においては、水道管及び貯水池等が破損し、水道が使用できなくなるおそれがあるため、各家庭、企業、町は、平常時から飲料水の備蓄に努める。

また、町は、迅速な応急給水を行うため、ポリ容器、給水タンク等の資機材の備蓄に努める。

イ 飲料水の調達体制の確立

「給水計画」に基づく応急対策を円滑に実施するため、町は、飲料水等の生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて飲料水の調達に関する契約又は協定の締結に努める。

資料編 ・ 町有給水器具一覧

(3) 生活必需品等

ア 生活必需品等の備蓄

災害発生時においては、建物の損壊、交通機関の途絶等により生活必需品等の確保が困難となることが予想されるため、各家庭・企業及び町は、備蓄に努める。

イ 備蓄量等

(ア) 備蓄量

各家庭は、3日分程度の生活必需品の備蓄に努める。

町は、県の被害想定調査結果等を基に算出した備蓄対象者数に対し、発災直後の1日分程度の備蓄に努める。

(イ) 備蓄品目

毛布、哺乳びん、おむつ、生理用品、簡易トイレ、ポリタンク（飲料水等確保用）、ビニールシート（テント代用、雨漏り防止）、簡易食器類、日用品セット等

ウ 生活必需品等の調達体制の確立

「生活必需品等供給計画」に基づく応急対策を円滑に実施するため、町は、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努める。

(4) 医薬品等医療資機材

災害発生時において、「医療救護・助産計画」に基づく応急対策を円滑に実施するために、町及びその他の医療関係機関は、平常時から医薬品等医療資機材の備蓄に努める。

また、関係業者等と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努める。

ア 備蓄量

被災予測数等を考慮して、備蓄量を算出する。

イ 備蓄品目

災害による負傷の形態を考慮し、最も必要とされる医薬品等医療資機材から順次備蓄に努める。

なお、備蓄に当たっては、家屋倒壊等による負傷者を想定して、包帯、ガーゼ、三角巾、副木、消毒薬、輸液等の外科的治療に用いる医薬品等も備蓄する。

ウ 医薬品の管理

医薬品等医療資機材の備蓄に当たっては、適正な管理と保存期限ごとの更新を行う。

(5) 防災資機材

町及びその他防災関係機関は、以下に掲げる資機材の備蓄に努める。

また、関係業者等と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努める。

ア 救助・救難用資機材

町及びその他防災関係機関は、エンジンカッター、エアジャッキ及び救命ボート等の救助・救難活動に必要な資機材の備蓄や調達のための連絡体制の確立に努める。

イ 消火用資機材

町及びその他防災関係機関は、消火器、消防ポンプ等の消火用資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

ウ 水防関係資機材

町及びその他防災関係機関は、土のう袋、シート、鉄線、杭、縄及び可搬式ポンプ等の水防関係資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

エ 流出油処理用資機材

町及びその他防災関係機関は、吸着マット、オイルフェンス及び油処理剤等の流出油処理用資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

オ 陸上建設機械

町及びその他防災関係機関は、人命救助及び復旧作業等に必要な陸上建設機械の調達のための連絡体制の確立等に努める。

カ 被災建築物応急危険度判定資機材

町は、被災建築物応急危険度判定に必要な判定調査票・判定ステッカー・下げ振り等の資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立等に努める。

キ 被災宅地危険度判定資機材

町は、被災宅地危険度判定に必要な判定調査票・判定ステッカー等の資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立等に努める。

資料編	・ 林野火災対策用資機材保有状況 ・ 町有救難用資機材の状況 ・ 陸上建設機械保有状況 ・ 海上流出油対策用資機材保有状況
-----	------------------------------------------------------------------------

第8節 要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画

1 方針

近年の災害においては、要配慮者が犠牲になるケースが目立つ。特に、本町は高齢者人口比率が県平均よりも高いため、早急な対応が必要となっている。

このため、高齢化や国際化の進展を踏まえ、要配慮者に配慮した環境整備や社会福祉施設、診療所等の安全・避難対策、在宅の避難行動要支援者に対する避難支援等の対策、要配慮者への啓発等の対策を「大崎上島町避難行動要支援者制度実施要綱」及び「避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」に即して、必要な対策を推進することとする。

2 要配慮者に配慮した環境整備

町は、避難場所、避難所、避難路の指定に当たっては、地域の要配慮者の実態にあわせ、安全性や利便性に配慮する。

また、災害時において要配慮者が避難しやすいように、避難場所等の案内板の設置や、「やさしい日本語（普段使われている日本語をより簡単な言葉に言い換える等して、外国人のほか、子どもや高齢者などにも分かりやすく伝えられることば）」あるいは外国語の付記等の環境づくりに努めるとともに、災害等に対する確な対応が可能となるよう、気象情報や災害情報等を伝達するための施設整備に努める等、伝達体制の拡充に努める。

県は、「避難指示」が発令された場合等に、（公財）ひろしま国際センターと協議して必要と認める場合に、「災害多言語支援センター」を設置し、災害関連情報の多言語での発信や、避難所での通訳支援等を行う。

3 社会福祉施設、診療所等の安全・避難対策

町は、新たな地域開発を行う際には、社会福祉施設、診療所等の配置について、土砂災害等の災害危険箇所、避難場所、避難所、避難路との位置関係を考慮する。

（1）組織体制の整備

町は、社会福祉施設、診療所等の管理者に対し、災害発生時において施設利用者等の安全を確保するための組織体制の整備を指導する。

また、自主防災組織や事業所等の防災組織の整備及び指導を通じ、それら防災組織と社会福祉施設、診療所等との連携を図り、施設利用者等の安全確保対策に関する協力体制を構築する。

（2）避難体制の整備

町は、社会福祉施設や診療所等による避難場所の確保や避難場所への搬送の協力依頼機関（消防等）の確保が被災時に困難となる場合に備え、関係機関（他市町、県関係団体等）と連携し、被災施設入所者の避難先の確保等の体制整備を行う。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関連法令に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画を策定するものとする。

なお、町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努め、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

(3) 施設・設備等の整備

町は、社会福祉施設、診療所等の管理者に対し、施設の耐震性・安全性の向上に努めるよう指導する。

また、町は、社会福祉施設等の新規整備について、土砂災害警戒区域や「広島県津波浸水想定図」による浸水の危険性の高い土地等への設置をできるだけ回避するとともに、やむを得ず設置する場合には、避難体制の確立、建築物等の耐震化、情報通信施設の整備等を指導する。

また、町及び社会福祉施設、診療所等の管理者は、災害発生後の施設入所者の生活維持に必要な物資及び防災資機材の備蓄、整備に努める。

診療所や要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

4 在宅の避難行動要支援者対策

(1) 組織体制の整備

町は、県と連携して在宅の避難行動要支援者を把握し、自主防災組織や事業所等の防災組織の整備及び指導を通じ、地域全体で避難行動要支援者の避難誘導、情報伝達、救助等の体制づくりに努める。

(2) 通報体制の整備

町は、在宅の避難行動要支援者、特に聴覚障害者等情報入手が困難な者の安全を確保するため、緊急時における通報体制の整備に努める。

(3) 環境の整備

町は、避難行動要支援者が被災時に安全に避難できるよう、歩道の拡幅、段差の解消、点字案内板の設置等、環境の整備に努める。

(4) 防火器具等の普及・啓発

町は、在宅の避難行動要支援者の安全性を高めるため、広報「大崎上島」、防災パンフレット等によって防災器具や防災製品の普及・啓発に努める。

(5) 避難行動要支援者名簿

ア 町は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

イ 避難行動要支援者名簿は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

ウ 町は、平常時における名簿情報等の整備・更新の効率化及び被災者支援業務に名簿情報等を活用する際の迅速化等の向上を図るため、デジタル技術を活用した情報管理の方法などについて、積極的に検討するものとする。

エ 作成した避難行動要支援者名簿は、避難行動要支援者の同意を得ることにより、又は、町の条例の定めにより、あらかじめ消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織などの避難支援等に携わる関係者に提供するとともに、多様な主体

の協力を得ながら、避難行動要支援者の避難支援体制の整備に努める。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

(6) 個別避難計画の策定

- ア 町は、町地域防災計画に基づき、災害の発生に備え、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、地域の実情等を踏まえて、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民・自治組織、医療・介護等の関係施設・事業所、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携・協力して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、避難経路及び避難先の環境等、地域特有の課題等に留意するものとする。
- イ 個別避難計画は、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。
- ウ 町は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。
- エ 作成した個別避難計画は、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、又は、町の条例の定めがある場合には、あらかじめ消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、提供するとともに、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等に努める。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。
- オ 町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。
- カ 町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体で避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるように努め、また、訓練等により、両計画の整合及び一体的な運用が図られるよう努めるものとする。
- キ 町は、福祉避難所の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整のうえ、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。
- ク 町は、町地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

5 要配慮者への啓発・防災訓練

(1) 防災知識等の普及啓発

町は、要配慮者及びその家族に対し、防災パンフレット、防災マップ等の配布により災害に対する基礎的知識、家庭での予防・安全対策等の理解を深めるとともに、地域の防災訓練等への積極的な参加の呼びかけを行う等、災害発生時にとるべき行動等、防災に対する理解を深めるよう啓発に努める。

また、町は、地域で生活する外国人に対し、「やさしい日本語」あるいは外国語の防災パンフレット、防災マップの配布、防災標識等への外国語の付記等の対策を推進するよう努める。

(2) 防災訓練

町は、要配慮者を想定した、避難誘導、情報伝達などの訓練に努めるものとする。

6 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難体制

(1) 避難確保計画の作成

町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法、土砂災害防止法に基づき、水害や土砂災害が発生する場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めた「避難確保計画」を作成するものとする。

(2) 町長への報告

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法、土砂災害防止法に基づき、「避難確保計画」を作成・変更したときは、遅滞なくその計画を町長へ報告するものとする。

(3) 避難訓練

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、作成した「避難確保計画」に基づいて、避難訓練を行わなければならない。

第9節 広域避難の受入れに関する計画

1 目的

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、県外において災害が発生し、被災都道府県から本県に対して、被災住民の受入れ要請があった場合、町は、県と被災住民の受入れについて協議し、被災住民の円滑な受入れを実施することとする。

2 被災住民の受入れ

(1) 受入れの協議等

ア 町は、被災都道府県からの被災住民の受入れに関して、県と協議することとする。

この場合、町は、町自らが被災するなどの被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとし、避難所を提供する。

イ 町は、避難所を決定した場合、避難所を管理する者その他内閣府令で定める者に通知するとともに、県に報告する。

ウ 町は、被災住民の受入れが不要となった旨について県から通知を受けた場合、避難所を管理する者その他内閣府令で定める者に通知する。

(2) 県の支援

被災住民の受入れを行う場合において、町の受入体制が十分確保できない場合、町は、県に対して支援要請を行う。

要請を受けた県は、被災住民の円滑な受入れを行うため、必要な支援を行う。

第3章の1 災害応急対策計画（基本編）

第1節 基本方針

この計画は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、災害発生の防衛及び拡大防止について迅速かつ実効ある措置を期するため、災害応急対策責任者（町長、県知事、指定地方行政機関の長、指定公共機関の長、指定地方公共機関の長並びに町の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。以下この章において同じ。）の行うべき業務の大綱及び相互の連絡調整について定めることとし、その内容は以下のとおりとする。

- 1 災害発生直前の応急対策に関する事項
- 2 災害発生後の応急対策に関する事項
- 3 ヘリコプターによる災害応急対策に関する事項
- 4 災害派遣・広域的な応援体制に関する事項
- 5 救助・救急、医療及び消火活動に関する事項
- 6 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動に関する事項
- 7 避難生活及び情報提供活動に関する事項
- 8 救援物資の調達・供給活動に関する事項
- 9 保健衛生・防疫、遺体対策に関する活動に関する事項
- 10 応急復旧、二次災害防止活動に関する事項
- 11 ボランティアの受入れ等に関する事項
- 12 文教計画に関する事項
- 13 災害救助法適用に関する事項
- 14 航空機事故による災害応急対策に関する事項
- 15 海上災害応急対策に関する事項
- 16 主な災害の特質及び対策に関する事項

第2節 災害発生直前の応急対策

第1項 組織、動員計画

1 目的

この計画は、災害応急対策に対処するために必要な防災組織の整備、所要要員の配備動員等に関して必要な事項を定め、町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害応急対策の推進に万全を期することを目的とする。

2 災害応急組織の基本原則

(1) 災害応急対策の実施

災害応急対策は、原則として災害応急対策責任者が、それぞれの法令に基づく所掌事務又は業務を通じて行う。

(2) 災害応急対策の総合調整

災害応急対策の実施に関する総合調整は、災害対策本部において行う。

(3) 災害応急対策の分掌

本町における応急対策の分掌は、大崎上島町災害対策本部条例（平成15年条例第12号）の定めるところにより行い、その総合調整は総務課において行う。

3 大崎上島町防災会議

大崎上島町防災会議は、災害対策基本法第16条第1項及び大崎上島町防災会議条例（平成15年条例第11号）に基づいて設置された機関であり、本町における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施を推進するものである。

資料編	・大崎上島町災害対策本部条例 ・大崎上島町防災会議条例
-----	--------------------------------

4 災害対策本部の設置等

(1) 設置場所

ア 設置場所及び代替場所

災害対策本部は、原則として「町役場2階会議室」に設置する。ただし、災害等により町役場が使用不能となった場合は、代替場所を「東野保健福祉センター保健部門指導室」に定め、職員及び関係機関に周知する。

イ 本部の所在の明確化

本部には、本部の所在を明確にするため、町役場正面玄関に「大崎上島町災害対策本部」の標示をする。

(2) 設置の基準

災害対策基本法第 23 条の規定に基づく災害対策本部の設置に係る基準は、以下のとおりである。

災害の種類	判断方法	災害対策本部設置に当たっての判断基準
風水害	総合的な対策を講ずるため、特に町長が必要と認めるとき。	<ul style="list-style-type: none"> ① 降りはじめからの総雨量が 120 mm を超え、かつ、その後の 1 時間雨量の予測が 20 mm を超える降雨が予測されるとき。 ② 1 時間の雨量が 40mm に達し、引き続いて同程度の降雨が予想されるとき。 ③ 本町に、特別警報（大雨、暴風、波浪、高潮、防風雪、大雪）が発表されたとき。 ④ 本町に、土砂災害警戒情報又は氾濫危険情報が発表されたとき、若しくは発表されると見込まれるとき。 ⑤ 本町の全部又は一部が台風の暴風圏内に入ることが確実と予測されるとき。 ⑥ 相当の規模に及び被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 ⑦ 災害応急対策のために、自衛隊の派遣を要請したとき。
地震・津波	自動設置	<ul style="list-style-type: none"> ① 町内において震度 6 弱以上の地震が発生したとき。 ② 広島県に「大津波」の津波警報が発表されたとき。
	総合的な対策を講ずるため、特に町長が必要と認めるとき。	<ul style="list-style-type: none"> ① 町内において震度 5 強の地震が観測され、かつ、相当の被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 ② 町内において震度 5 弱の地震が観測され、かつ甚大な被害が発生したとき。 ③ 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表されたとき。 ④ 広島県に「津波」の津波警報が発表され、かつ甚大な被害が発生したと予想されるとき。
林野火災	総合的な対策を講ずるため、特に町長が必要と認めるとき。	林野火災の鎮圧の見込みがたたず、かつ、住民の生命、住家又は公共施設に相当の規模に及び被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
その他	突発的な事故等による災害が発生し、その被害が相当大規模に及びおそれがあり、かつ、これに対する総合的な対策を講ずるため、町長が必要と認めるとき。	

(3) 組織

ア 災害対策本部の組織

災害対策本部の本部長、副本部長及び本部員は、以下のとおりとする。

本部長	町長（災害対策基本法第23条）
副本部長	副町長、教育長
本部員	総務課長、企画課長、住民課長、税務課長、健康福祉課長、地域経営課長、建設課長、環境衛生課長、広島県水道広域連合企業団大崎上島事務所長、会計課長、議会事務局長、学校教育課長、生涯学習課長、消防署長・消防団長（必要な場合のみ）

イ 職務代理者

本部長又は副本部長が不在又は事故にあった場合等、指揮をとることが困難な場合の職務代理者の順位は、以下のとおりとする。

名称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）
本部長	副町長	教育長
副本部長	教育長	総務課長

ウ 体制

本部に部及び班を設け、部に部長、班に班長を置く。

エ 支所班

本庁に災害対策本部を設置した場合、大崎・木江支所住民課窓口係はそれぞれ支所班を組織し、地域の災害対策に当たる。

オ 県の現地災害対策本部との連携

災害対策本部は、県が現地災害対策本部を設置した場合には、必要に応じて合同会議を開催するなどし、情報の共有と状況認識の統一を図るとともに、救助・救急、医療及び消火活動等の関係機関や県の現地災害対策本部と密接に連携を図り広域災害に対処する。

カ 町の現地災害対策本部の設置

町は、災害の規模その他の状況により、特に現地での応急対策を必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置する。この場合、副町長を現地災害対策本部長とする。

キ 組織図及び分掌事務

以上による災害対策本部の組織を図示すれば別表1（5 配備及び動員（2）動員）のとおりであり、各部班の分掌事務は別表2（5 配備及び動員（2）動員）のとおりである。

ク 災害対策本部の廃止

災害発生のおそれが解消し、又は災害応急対策が概ね完了したと本部長が認めたときは、災害対策本部を廃止する。

(4) 災害対策本部の任務

災害対策本部は、災害対策の推進に関し、総合的かつ一元的体制を確立するとともに、本計画並びにその他法令の規定に定めるところにより、町防災会議と緊密な連絡の下に災害予防及び災害応急対策を実施する。

(5) 設置及び廃止の手続

ア 本部の名称等の告示

災害対策本部を設置した場合、町長は、本部の名称、設置場所等を告示する。

イ 関係機関への通知

設置した場合、町長は、関係機関に通知する。

ウ 本部の廃止

本部を廃止した場合もア、イと同様の手続を行う。

5 配備及び動員

(1) 配備

町における配備体制は、災害の発生又は発生のおそれがある場合において、応急対策を推進するため、以下の体制によって対処する。

ア 注意体制

(ア) 配備体制

気象業務法に基づく注意報が発表されたときの体制で、情報収集及び連絡活動を主として行い、状況によりさらに高度の配備に迅速に移行し得る体制とする。

(イ) 配備の時期

風水害	① 気象業務法に基づく注意報が発表され、災害の発生が予想される とき。 ② 河川の水位が警戒（氾濫注意）水位を超え、なお水位上昇が予想 されるとき。
地震・津波	① 町内に震度4の地震が発生したとき。 ② 広島県に津波注意報が発表されたとき。
林野火災	① 焼損面積が概ね10ha以上になるおそれがあるとき。 ② 地元消防力で対応できないと予想されるとき。
その他	災害が発生するおそれがあるとき。

(ウ) 職員の配備・編成

a 勤務時間中

総務課長は、直ちに各課長に対して、注意報の内容を伝達し、必要な防災体制について通知する。

また、必要な場合は庁内放送により職員に周知するとともに防災行政無線により住民に徹底を図る。

b 勤務時間外

(a) 総務課長への通報

宿日直者が受信し、総務課長に通報する。

(b) 状況の推移に応じた措置

総務課長は、状況の推移に応じて配備要員の増員その他体制の強化について、町長の指示により必要な措置をとる。

イ 警戒体制

(ア) 配備体制

a 気象業務法に基づく警報の発表、又は災害の発生が予想されるとき体制

気象業務法に基づく警報が発表されたとき、又は災害の発生が予想されるとき体制で、情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急措置を実施するとともに、事態の推移に伴い、直ちに非常体制に切り替え得る体制とする。

b 大規模な火災若しくは爆発等による災害の発生時に必要に応じてとる体制

大規模な火災若しくは爆発等による災害の発生時に必要に応じてとる体制で、災害応急対策責任者との連携の下に、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに、事態の推移に伴い、直ちに非常体制に切り替え得る体制とする。

(イ) 配備の時期

風水害	① 気象業務法に基づく警報が発表され、災害の発生が予想され十分な警戒が必要とされるとき。 ② 河川の水位が避難判断水位を超え、なお水位の上昇が予想されるとき。
地震・津波	① 町内に震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき。 ② 広島県に津波警報が発表されたとき。 ③ 南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき。 ④ 町内に震度4の地震が発生し、かつ、災害が発生したとき。
林野火災	自衛隊の派遣を要請したとき。
その他	災害が発生し、又は災害の発生が予想され、町長が必要と認めるとき。

(ウ) 職員の配備・編成

a 勤務時間中

(a) 総務課長による伝達

総務課長は、気象業務法に基づく警報が発表され、警戒体制をとる必要があるときは、町長の指示により、各課長を招集して発表された警報の内容を伝達し、必要な防災体制について通知するとともに直ちに庁内放送により職員に周知する。また、消防署及び消防団本部にも伝達する。

(b) 情報の収集及び各課との連絡調整

総務課長は、総務課において直ちに必要人員をもって情報の収集及び各課との連絡調整に当たる。

(c) 各課長による職員の所在の把握

各課長は、所属する職員の所在を把握し、状況に応じて直ちに配備できる体制にする。

(d) その他の配備要員

その他の配備要員は、各課において執務し、災害に関する情報を得たときは直ちに総務課長に連絡する。

b 勤務時間外

(a) 総務課長への報告

宿日直者が気象警報発表の通報を受けた場合は、直ちに総務課長に報告する。
ただし、注意体制から移行するときは、総務課長が措置する。

(b) 総務課長から各課長への伝達

警戒体制につくときは、総務課長は、直ちに各課長に伝達するとともに、防災行政無線等により住民に情報を周知し、所要の注意を促す。

(c) その他の職員

その他の職員は、指示により直ちに登庁できるよう自宅待機し、自宅以外にいるものは所在を明確にする。

(d) 配備要員の減員

この体制の下においては、その後の気象情報、その他の状況の推移によって配備要員を減員してもよいと認められるときは、課長会議の決定により、その配備要員を減ずる。

c 支所の対応

総務課長は、同様の通知を支所へ電話、ファクシミリ等で伝達する。

住民課各支所窓口係長は、被害状況を把握し本部に報告する。

ウ 非常体制

(ア) 配備体制

災害対策本部が設置されたときの体制とする。

(イ) 配備の時期

本章本節 4 災害対策本部の設置等 (2) 設置の基準に定める設置基準の欄の要件による。

(ウ) 職員の配備・編成

a 勤務時間内

(a) 総務課長から町長への報告

総務課長は、町長及び副町長に報告し、配備体制の指示を受ける。

(b) 総務課長から庶務係長への指示

総務課長は、庶務係長に指示して、各課長はじめ全職員及び消防団長に口頭、庁内放送、電話等により伝達する。

(c) 職員の配置

職員は、町長が命令した配備体制に従い、直ちに定められた配置につく。

b 勤務時間外

(a) 宿日直者から総務課長への連絡

宿日直者は、本編本章本節第4「災害対策本部の設置等」(2)「設置の基準」に定める「設置基準」の欄の要件に該当する通報を受けた場合、電話等により総務課長に連絡をとる。

(b) 総務課長から町長への報告

総務課長は、町長及び副町長に報告し、配備体制の指示を受ける。

(c) 総務課長から庶務係長への指示

総務課長は、庶務係長に連絡して、あらかじめ定められた連絡網により各課長はじめ全職員及び消防団長に通知する。

(d) 職員の配置

職員は、町長が配備を命令した場合、直ちに登庁し、定められた配置につく。

c 支所の対応

総務課長は、同様の通知を支所へ電話、ファクシミリ等で伝達する。

住民課各支所窓口係長は、被害状況を把握し本部に報告する。

(2) 動員

各体制における動員の要員は以下のとおりとする。

ア 注意体制

副町長、各課長、総務課係長以上

ただし、注意報の種類により別途動員体制を定めることができる。

イ 警戒体制

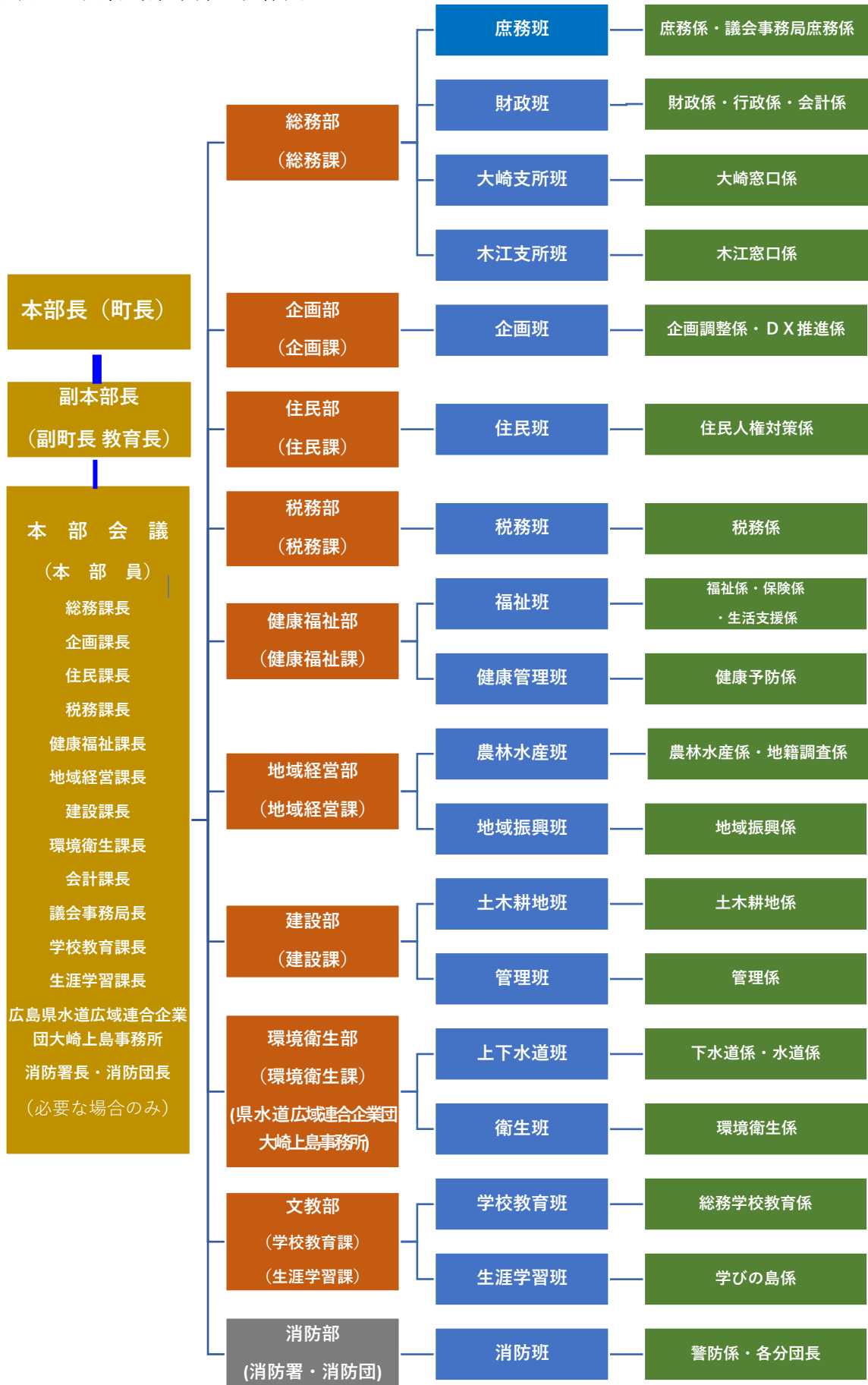
町長、副町長、教育長、各課長、広島県水道広域連合企業団大崎上島事務所長、各係長以上

ウ 非常体制

全職員

動員に当たっては、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、災害対策本部が長期にわたって設置されることを想定し、交代要員やローテーションなどについて、あらかじめ定めるよう努める。

■別表1 災害対策本部の組織図



■別表2 災害対策本部の事務分掌

部 (部長) 〈副部長〉	班 (班長) 〈副班長〉	分掌事務
各部共通	各班	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の職員の動員、配備等に関する事 2 各部・班及び部内の連絡調整に関する事 3 所管の被害状況調査及び応急復旧に関する事 4 関連団体、事業所、関係機関との連絡調整等に関する事 5 他部の応援に関する事 6 各部・班職員の安否確認、参集状況及び参集時に収集した被害状況等の本部への報告に関する事 7 部・班に必要な資機材、車両等の調達に関する事 8 その他本部長の命ずる事項に関する事
総務部 (総務課長) 〈議会事務局長〉 〈会計課長〉	庶務班 (総務課庶務係長) 〈議会事務局庶務係長〉	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の動員及び配備に関する事 2 災害対策本部の設置・運営及び本部会議に関する事 3 本部長の指揮命令の伝達に関する事 4 本部の庶務に関する事 5 災害に関する総合的対策及び各部の総合調整並びに連絡に関する事 6 県等の防災関係機関への報告や連絡に関する事 7 警報等各種気象情報の収集・伝達及び災害広報に関する事 8 町防災行政無線の管理、運営に関する事 9 災害救助法の適用申請に関する事 10 自衛隊その他救援隊等の派遣要請並びに相互応援要請に関する事 11 県防災ヘリコプターの要請に関する事 12 被害情報の収集、連絡に関する事 13 被害状況の調査、取りまとめ及び報告に関する事 14 消防署及び消防団との連絡に関する事 15 災害対策用臨時電話の確保に関する事 16 罹災証明書の発行に関する事 17 災害視察者、見舞者の応接に関する事 18 各部、班との連絡調整に関する事 19 避難指示等の避難情報の発令及び避難誘導に関する事 20 各関係機関から派遣される職員等の受入れに関する事

部 (部長) 〈副部長〉	班 (班長) 〈副班長〉	分掌事務
		21 職員、職員の家族の安否確認や職員の健康管理に関すること。 22 町議会との連絡に関すること。 23 ヘリコプターの離着陸場の開設等に関すること。 24 受援に関する状況把握・取りまとめ、体制確保の統括に関すること。 25 職員等への飲料水、食料等の確保に関すること。 26 自治会、自主防災組織等との連絡調整に関すること。 27 指定避難所・指定緊急避難場所の開設に関すること。
	財政班 (財政係長) 〈行政係長〉 〈会計係長〉	1 災害対策の予算及び資金に関すること。 2 庁舎の整備及び庁舎停電時の対策に関すること。 3 町有施設の災害対策及び被害調査に関すること。 4 本部の事務に必要な施設の整備に関すること。 5 車両の調達、配車に関すること。 6 義援金の受付、配分等に関すること。 7 災害関係出納事務に関すること。
企画部 (企画課長)	企画班 (企画調整係長) 〈DX推進係長〉	1 災害記録の作成に関すること。 2 災害情報や被害情報の発信に関すること。 3 総務部庶務班の応援に関すること。 4 災害時における情報処理システムの管理、復旧対策に関すること。
住民部 (住民課長)	住民班 (住民人権対策係長)	1 避難所の開設及び運営に関すること。 2 被災者の援護及び相談に関すること。 3 埋火葬の許可に関すること。 4 被災者の安否の問合せに関すること。 5 避難所の被害調査、応急対策に関すること。
	大崎支所班 (大崎窓口係長) 〈窓口係員〉	1 本部との連絡に関すること。 2 職員の被災状況、支所・所管施設の被害状況の取りまとめ、報告に関すること。 3 支所、所管施設利用者の安全確保に関すること。 4 避難所の開設及び運営の協力に関すること。 5 地区住民への広報活動に関すること。
	木江支所班 (木江窓口係長) 〈窓口係員〉	1 本部との連絡に関すること。 2 職員の被災状況、支所・所管施設の被害状況の取りまとめ、報告に関すること。 3 支所、所管施設利用者の安全確保に関すること。

部 (部長) 〈副部長〉	班 (班長) 〈副班長〉	分掌事務
		4 避難所の開設及び運営の協力に関すること。 5 地区住民への広報活動に関すること。
税務部 (税務課長)	税務班 (税務係長)	1 固定資産の被害調査及び報告に関すること。 2 住民税及び国民健康保険税の減免、徴収猶予その他災害時の税制に関すること。 3 被災納税者の調査及び報告に関すること。 4 被災納税者の税に関する相談に関すること。 5 住民班の応援に関すること。
健康福祉部 (健康福祉課長)	福祉班 (福祉係長) 〈生活支援係長〉 〈保険係長〉	1 社会福祉施設の災害対策及び被害調査に関すること。 2 災害時の応急保育に関すること。 3 救援物資及び調達物資の仕分け、配分に関すること。 4 災害救助に関すること。 5 社会福祉協議会との連絡に関すること。 6 日赤等社会福祉団体との連絡調整に関すること。 7 ボランティアの受入れに関すること。 8 避難行動要支援者等の救護に関すること。 9 福祉避難所の開設・運営に関すること。 10 生活必需品の調達、あっせんに関すること。 11 応急仮設住宅入居者の選定に関すること。 12 避難住民の確認、誘導、救済に関すること。 13 指定避難所・指定緊急避難場所・救護所の開設、運営に関すること。 14 被災者台帳の整備に関すること。 15 介護サービス事業者との連絡調整に関すること。
	健康管理班 (健康予防係長)	1 災害時の医療、助産、救護に関すること。 2 医療施設の災害対策及び被害調査に関すること。 3 救護班の編成に関すること。 4 被災者の衛生状況調査及び保健指導に関すること。 5 災害時における医師会等の応援要請に関すること。 6 災害対策用薬品その他衛生材料の確保に関すること。
地域経営部 (地域経営課長)	農林水産班 (農林水産係長) 〈地籍調査係長〉	1 農林水産業施設の災害対策に関すること。 2 農林水産物の被害調査に関すること。 3 被災農林漁家の経営指導に関すること。 4 被災農林漁家の災害融資に関すること。

部 (部長) 〈副部長〉	班 (班長) 〈副班長〉	分掌事務
		5 災害用食料の調達、あっせん及び炊き出しに関する事 こと。
	地域振興班 (地域振興係長)	1 商工業施設の災害対策及び被害調査に関する事 こと。 2 観光客の避難に関する事 こと。 3 被災商工業者の災害融資に関する事 こと。
建設部 (建設課長)	土木耕地班 (土木耕地係長)	1 公共土木施設の災害対策及び被害調査に関する こと 2 道路交通の確保、応急対策並びに復旧に関する こと。 3 応急仮設住宅等住宅応急対策に関する事 こと。 4 海岸、港湾施設の災害対策及び被害調査に関する こと。 5 障害物の除去に関する事 こと。 6 農道、ため池等農業用施設の災害対策及び被害 調査に関する事 こと。
	管理班 (管理係長)	1 建築物の災害対策及び被害調査に関する事 こと。 2 被害住宅の復興資金に関する事 こと。 3 災害時の労務提供に関する事 こと。 4 緊急通行車両の標章及び証明書の申請に関する こと。 5 漂流物の保管に関する事 こと。 6 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度 判定に関する事 こと。 7 危険地区等における防災パトロール及び応急対 策に関する事 こと。
環境衛生部 (環境衛生課長) (広島県水道広 域連合企業 団大崎上島 事務所)	上下水道班 (広島県水道広域連合 企業団大崎上島事務 所長) 〈下水道係長〉	1 水道施設の災害対策及び被害調査に関する事 こと。 2 災害時の応急給水に関する事 こと。 3 水道工事業者との連絡調整に関する事 こと。 4 下水道施設の災害対策及び被害調査に関する事 こと。 5 下水道工事業者との連絡調整に関する事 こと。 6 仮設トイレの設置に関する事 こと。
	環境衛生班 (環境衛生係長)	1 し尿、ごみ及び災害廃棄物等の処理に関する事 こと。 2 仮設トイレの設置に関する事 こと。 3 災害時の防疫及び清掃に関する事 こと。 4 死体の処理及び埋火葬に関する事 こと。 5 ペット対策に関する事 こと。 6 災害時における防疫、害虫等の駆除及び清掃に 関する事 こと。 7 被災地の環境保全に関する事 こと。

部 (部長) 〈副部長〉	班 (班長) 〈副班長〉	分掌事務
		8 衛生施設の被害調査に関すること。
文教部 (教育委員会 学校教育課長) 〈生涯学習課長〉	学校教育班 (総務学校教育係長)	1 教育諸施設、保育施設の災害対策及び被害調査に関すること。 2 災害時の学校給食に関すること。 3 教育関係義援金の受付に関すること。 4 炊き出しの協力に関すること。 5 園児、児童、生徒の安全確保、安否確認及び避難誘導に関すること。 6 災害時の応急教育及び学用品の供与に関すること。 7 災害時のP T A等の連絡調整に関すること。 8 教職員の動員に関すること。 9 園児、児童、生徒の心と身体の健康管理、保健衛生対策に関すること。 10 指定避難所・指定緊急避難場所の開設・運営への協力に関すること。 11 園児の臨時保育に関すること。
	生涯学習班 (学びの島係長)	1 社会教育施設の災害対策及び被害調査に関すること。 2 災害時の女性会等との連絡調整に関すること。 3 文化財の保護に関すること。 4 社会教育施設利用者の安全確保に関すること。 5 指定避難所・指定緊急避難場所の開設・運営への協力に関すること。
消防部 (消防団長)	消防班 (副団長)	1 避難誘導、救助・救出活動に関すること。 2 消防部に係る情報の収集及び伝達に関すること。 3 消防団員の動員及び配置に関すること。 4 消防計画及び水防計画に基づく任務に関すること。 5 消防及び水防上必要な物資、資材の備蓄並びに調達に関すること。 6 行方不明者の捜索に関すること。

第1項の2 労働力確保計画

1 目的

この計画は、災害応急対策実施のため、本部組織の動員だけでは十分その効果をあげることが困難な場合に、労働力の確保について応急対策活動の万全を期することを目的とする。

2 実施責任者

災害応急対策上必要とされる労働力の確保は原則として、町長が実施する。

3 実施方法

(1) 町職員等の動員

災害応急対策は、町職員及び消防団員をもって実施する。町職員及び消防団員の動員計画は、本章第2節 第1項 組織、動員計画に定めるところによる。

(2) 民間協力団体等への協力要請

町職員等だけでは十分な災害応急対策の実施が困難な場合には、自主防災組織、区長会、ボランティア等の諸団体の協力を依頼して、必要な労働力を確保する。

(3) 大規模災害時の措置

災害の規模が大きく、町の能力では災害応急対策が完全に実施できない場合には、町長は、災害の状況により以下のいずれかの措置を講じて必要な人員を確保し、災害応急対策を実施する。

ア 応援協定による人員確保（本章第5節 第2項 相互応援協力計画 参照）

イ 自衛隊の派遣要請（本章第5節 第1項 自衛隊災害派遣要請計画 参照）

ウ 知事、他市町長等への応援要請（本章第5節 第2項 相互応援協力計画 参照）

資料編	・ 広島県内広域消防相互応援協定書 ・ 広島県内広域消防相互応援協定実施細目 ・ 県内市町村の災害時の相互応援に関する協定
-----	---------------------------------------------------------------------

第2項 気象警報等の伝達に関する計画

1 目的

この計画は、気象等の予報及び警報等災害に関する情報を、関係機関及び住民に対し迅速かつ確実に伝達し、災害応急対策の実施に万全を期することを目的とする。

2 実施責任者

(1) 町長の伝達

町長は、法令及びこの防災計画の定めるところによって、災害に関する予警報等を関係機関、住民及び関係団体に迅速かつ的確に伝達する。

(2) 異常現象発見者の通報

災害の発生のおそれのある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町長、警察官に通報する。

3 気象等予報及び警報並びに土砂災害警戒情報の伝達

(1) 発表官署

発表官署	発表する場合	法令名
広島地方気象台	異常気象により災害が起こるおそれがある場合	気象業務法第13条及び第13条の2 水防法第10条第1項
広島県土木建築局砂防課 広島地方気象台 (共同)	大雨警報発表中において、降雨により予測可能な土石流発生の危険度がさらに高まった場合	土砂災害防止法第27条 気象業務法第11条
気象庁本庁	津波のおそれがある場合 地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し緊急地震速報(警報)を発表する。	気象業務法第13条及び第13条の2

(注) 震央が日本を遠く離れた地震に起因する津波については、気象庁本庁が行うことになっている。

(2) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

防災関係機関は、「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識をもち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

(3) 種類及び発表の基準

ア 広島地方気象台が発表する注意報、警報及び特別警報

大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、広島県内の市区町ごとに発表される。

また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により、実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。

なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市区町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

(ア) 注意報

気象現象等により県域に災害が予想される場合、住民及び関係機関の注意を喚起するために発表する。

種 類		発 表 基 準	
一般の利用に適合するもの	風雪注意報	雪を伴う強風により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には以下の条件に該当するとき。 降雪を伴い平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上になると予想される時。	
	強風注意報	強風により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には以下の条件に該当するとき。 平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上になると予想される時。	
	大雨注意報	大雨により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には以下のいずれか以上になると予想される時。 避難に備え、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 である。	
		表面雨量指数基準 (浸水害)	土壌雨量指数基準 (土砂災害)
		8	118
	大雪注意報	大雪により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には以下の条件に該当するとき。 12 時間の降雪の深さが 5 cm 以上になると予想される時。	
	濃霧注意報	濃い霧により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には以下の条件に該当するとき。 視程が陸上で 100m 以下又は海上で 500m 以下になると予想される時。	

種 類	発 表 基 準	
雷 注 意 報	<p>落雷等により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。</p>	
乾燥注意報	<p>空気の乾燥により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には以下の条件に該当するとき。 最小湿度が35%以下で、実効湿度が65%以下になると予想されるとき。</p>	
なだれ注意報	<p>「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には以下の条件に該当するとき。 降雪の深さが40 cm以上になると予想されるとき、又は積雪の深さが50 cm以上あって最高気温が10℃以上になると予想されるとき。</p>	
着氷注意報	<p>著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が発生するおそれのあるとき。</p>	
着雪注意報	<p>著しい着雪により、通信線や送電線などへの被害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には以下の条件に該当するとき。 24時間の降雪の深さが、平地で10 cm以上になるか、山地で30 cm以上になり、気温0～3℃が予想されるとき。</p>	
融雪注意報	<p>融雪により災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には、浸水害、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるとき。</p>	
霜 注 意 報	<p>晩霜により、農作物への著しい被害が予想された場合。具体的には最低気温が以下の条件に該当するとき。 晩霜期最低気温が4℃以下と予想されるとき。</p>	
低温注意報	<p>低温による農作物等への著しい被害が予想される場合。具体的には以下の条件に該当するとき。 冬期：最低気温が-4℃以下と予想されるとき。 夏期：最高気温又は最低気温が平年より6℃以上低いと予想されるとき。</p>	
波浪注意報	<p>高い波により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には以下の条件に該当するとき。 有義波高（注4）が1.5m以上になると予想されるとき。</p>	
洪水注意報	<p>上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想される場合。具体的には指数が以下の数値以上になると予想されるとき。 避難に備え、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</p>	
	流域雨量指数基準	
	原田川流域=4.8 原下川流域=3.9	

一般の利用に適合するもの

種 類	発 表 基 準
高潮注意報	<p>台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起する必要がある場合。具体的には以下の条件に該当するとき。</p> <p>潮位が東京湾平均海面上 2.0m 以上になると予想されるとき。</p> <p>高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等が危険な場所から避難する必要とされる警戒レベル3に相当。</p>
地面現象注意報※ ¹	大雨・大雪等による山崩れ、地すべり等により、災害が発生するおそれがあると予想された場合
浸水注意報※ ¹	大雨・長雨・融雪等の現象に伴う浸水により、災害が発生するおそれがあると予想された場合

(イ) 警報

気象現象等により県域に重大な災害が予想される場合、住民及び関係機関の警戒を促すために発表する。

種 類	発 表 基 準				
暴風警報	<p>暴風により、重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には以下の条件に該当するとき。</p> <p>平均風速が陸上で 20m/s 以上、海上で 25m/s 以上になると予想されるとき。</p>				
暴風雪警報	<p>雪を伴う暴風により、重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には以下の条件に該当するとき。</p> <p>降雪を伴い、平均風速が陸上で 20m/s 以上、海上で 25m/s 以上になると予想されるとき。</p>				
一般の利用に適合するもの 大雨警報	<p>大雨により、重大な災害が発生するおそれがある場合。具体的には以下のいずれか以上になると予想されるとき。</p> <p>大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要がある警戒レベル3に相当</p>				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>表面雨量指数基準 （浸水害）</th> <th>土壌雨量指数基準 （土砂災害）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13</td> <td>154</td> </tr> </tbody> </table>	表面雨量指数基準 （浸水害）	土壌雨量指数基準 （土砂災害）	13	154
	表面雨量指数基準 （浸水害）	土壌雨量指数基準 （土砂災害）			
13	154				
大雪警報	<p>大雪により、重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には以下の条件に該当するとき。</p> <p>12時間の降雪の深さが 15 cm以上になると予想されるとき。</p>				
波浪警報	<p>高い波により、重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には以下の条件に該当するとき。</p> <p>有義波高（注4）が 2.5m 以上になると予想されるとき。</p>				
洪水警報	<p>上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には指数が以下の数値以上になると予想されるとき。</p> <p>高齢者等が危険な場所から避難する必要がある警戒レベル3に相当</p>				

種 類		発 表 基 準
		流域雨量指数基準
		原田川流域=6.0 原下川流域=4.9
	高 潮 警 報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により、重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には以下の条件に該当するとき。 潮位が東京湾平均海面上 2.5m 以上になると予想されるとき。 危険な場所から避難する必要がある警戒レベル 4 に相当
	地 面 現 象 警 報 ※ ¹	大雨・大雪等による山崩れ・地すべり等により、重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合
	浸 水 警 報 ※ ¹	大雨・長雨・融雪等の現象に伴う浸水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合

- (注) 1 ※印は要素が気象官署のものであることを示す。
※¹印は、標題を出さないで気象注意報・警報に含めて行う。
- 2 注意報、警報はその種類に関わらず解除されるまで継続される。また新たな注意報、警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報、警報は自動的に解除され新たな注意報、警報に切り替えられる。
- 3 注意報及び警報は、当該気象等の現象の発生予想地域を技術的に特定することができる場合には、地域を指定して発表する。
- 4 有義波高とは、測器による一連の観測で得られた個々の波を、波高の大きい順に並び替え、高い方から数えて全体の 1 / 3 の数の波について平均値をとったものである。
目視観測による波高は有義波高とほぼ等しいといわれている。

大雨、洪水及び高潮警報・注意報基準表の解説	
(1)	大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を設定していないもの、及び、高潮警報・注意報で現象が発現せず基準を設定していない市町村等についてはその欄を“－”で示している。
(2)	大雨警報については、表面雨量指数基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。
(3)	土壌雨量指数基準値は 1km 四方毎に設定しているが、別表 1 及び 3 の土壌雨量指数基準には、市町村等の域内における基準値の最低値を示している。1km 四方毎の基準値については、別添資料（ https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html ）を参照のこと。
(4)	洪水の欄中、「○○川流域=30」は、「○○川流域の流域雨量指数 30 以上」を意味する。
(5)	洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報、氾濫危険情報又は、氾濫発生の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
(6)	高潮警報・注意報の基準の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島しょ部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいは MSL（平均潮位）等を用いる。

<参考資料>	
土壌雨量指数	<ul style="list-style-type: none"> 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数 詳細は土壌雨量指数の説明 (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/dojoshisu.html) を参照。
流域雨量指数	<ul style="list-style-type: none"> 流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面や地中をとって時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。 詳細は流域雨量指数の説明 (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/ryuikishisu.html) を参照

表面雨量指数	<ul style="list-style-type: none"> 表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にとどまっている雨水の量を示す指数。 詳細は表面雨量指数の説明 (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/bosai/hyomenshisu.html) を参照
--------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(ウ) 特別警報

気象現象等により広島県内の市町毎に重大な災害が起こるおそれが著しく大きいと予想した場合、住民及び関係機関に最大限の警戒を促すために発表する。

種 類		発 表 基 準
一般の利用に適合するもの	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。 災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪を予想される場合。
	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。
	暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。
	波浪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合。
	高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合。 危険な場所から避難する必要がある警戒レベル4に相当。
	地面現象特別警報	大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

(エ) 水防活動用気象注意報、警報

種 類		発 表 基 準
水防活動の利用に適合するもの	水防活動用気象注意報	一般の利用に適合する大雨注意報の発表をもって代える。
	水防活動用高潮注意報	一般の利用に適合する高潮注意報の発表をもって代える。
	水防活動用洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報の発表をもって代える。
	水防活動用洪水警報	一般の利用に適合する洪水警報の発表をもって代える。
	水防活動用気象警報	一般の利用に適合する大雨警報又は大雨特別警報の発表をもって代える。
	水防活動用高潮警報	一般の利用に適合する高潮警報又は高潮特別警報の発表をもって代える。

(オ) 地震等大規模災害発生後に暫定的に運用する大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等の発表基準

地震の揺れや大きさの規模に応じ、地盤や建物等の弱体化を考慮し、広島地方気象台は広島県等と必要性を調整のうえで、被災地域に対する大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等について、発表基準を下げた暫定基準により運用する。

暫定基準は、事象発生後に確認あるいは想定される被災状況等に応じて、広島地方気象台が広島県等と調整のうえで、大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等の種類ごと及び二次細分区域ごとに検討し、通常の実発基準に一定の割合をかける等により決定する。

ただし、事象発生後概ね 24 時間以内に降雨が予想される等早急に暫定基準を設定すべき状況にあると広島地方気象台が判断した場合には、事前に準備した暫定基準で大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等を運用する。

事象発生から 1 日程度経過した以降については、広島地方気象台は広島県等と連携して、状況に適合した暫定基準による大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等の運用開始等を調整する。

暫定基準による運用実施後は、広島地方気象台は広島県等と調整のうえで、定期的（概ね 1 か月ごと）に、被災地域の復旧状況及び気象災害発生状況等を考慮のうえ、暫定基準の適否及び運用継続等を見直す。

(カ) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等
警報の危険度分布等の概要

種 類	概 要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で 1 km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で 1 km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1 km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
流域雨量指数の予測値	各河川の上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と 6 時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新している。

(キ) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（広島県南部・北部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（広島県）で発表される。

(ク) 線状降水帯による大雨の可能性の半日程度前からの呼びかけ

「顕著な大雨に関する気象情報」の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性のある程度高いことが予想された場合に、半日程度前から気象情報において、府県単位で線状降水帯による大雨となる可能性を「線状降水帯」というキーワードを使って呼びかける。

(ケ) 注意報・警報の発表地域区分

一次細分区分	北部		南部		
二次細分区分	備北	芸北	広島・呉	東広島・竹原	福山・尾三

(注) 本町は、一次細分区分「南部」、二次細分区分「東広島・竹原」に属する。

イ 広島県土木建築局砂防課と広島地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報

区分	発表・解除基準
土砂災害警戒情報	<p>発表基準 大雨警報又は大雨特別警報発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出した降雨指標が監視基準に達した（降雨により予測可能な土石流発生の危険度が高まった）とき、市区町ごとに発表。</p> <p>解除基準 降雨指標が監視基準を下回り、かつ、短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるとき、市区町ごとに解除。</p> <p>広島県土木建築局砂防課及び広島地方気象台は、地震や火山噴火等の発生後、必要に応じて「地震等発生後の暫定基準」等により、土砂災害警戒情報の発表基準を取り扱うものとする。</p>

ウ 気象庁が発表する緊急地震速報

区分	発表基準
緊急地震速報（警報）	最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し緊急地震速報（警報）を発表する。

(注) 緊急地震速報（警報）は、地震が発生してからその揺れを検知し解析して発表する情報である。解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所では緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

エ 気象庁が発表する津波警報等の種類及び内容

(ア) 種類

- a 大津波警報・津波警報：担当する津波予報区において津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

なお、大津波警報は津波特別警報に位置付けられる。

b 津波注意報：担当する津波予報区において津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

c 津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

(イ) 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

a 津波警報・注意報

種 類	発表基準	解 説	発表される津波の高さ	
			数値での発表	定性的表現での発表
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3メートルを超える場合	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。	10m超 (10m<予想される津波の最大波)	巨大
			10m (5m<予想される津波の最大波≤10m)	
			5m (3m<予想される津波の最大波≤5m)	
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1メートルを超え、3メートル以下の場合	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。	3m (1m<予想される津波の最大波≤3m)	高い
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2メートル以上、1メートル以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れてください。	1m (0.2m<予想される津波の最大波≤1m)	(標記しない)

(注) 1 津波による災害のおそれがなくなつたと認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなつた時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であつて、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

3 地震の規模(マグニチュード)が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。

4 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

5 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

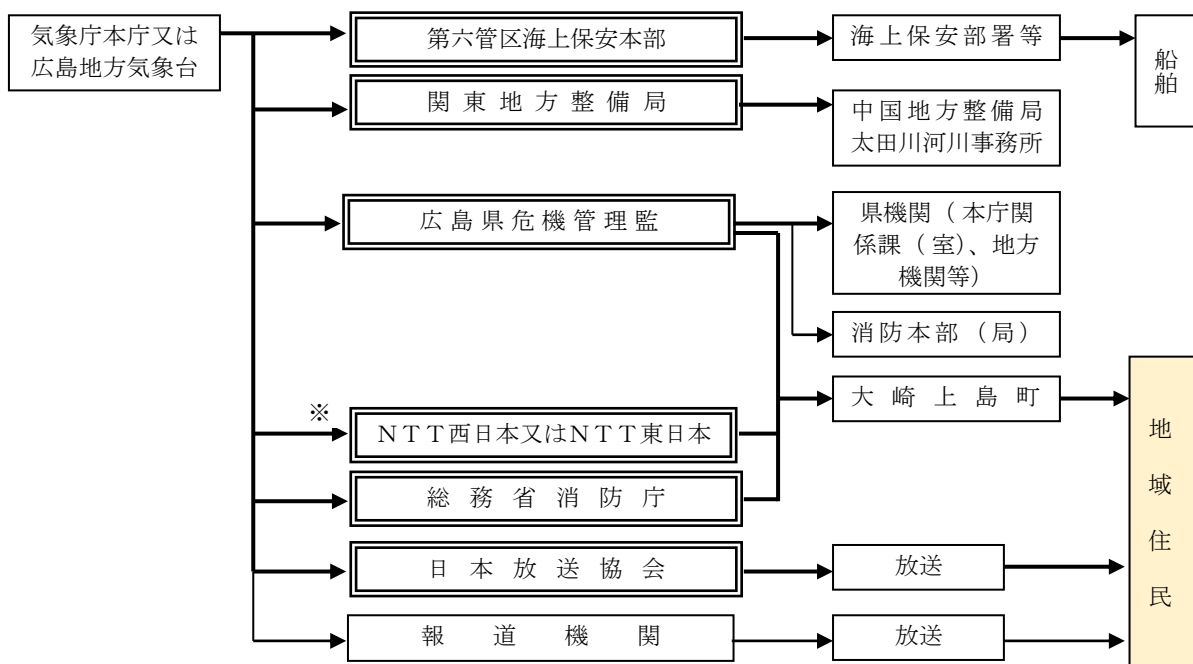
b 津波予報

区 分	発表基準	内 容
津波予報	津波が予想されないとき。(地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2メートル未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表

(4) 気象等の予報及び警報並びに土砂災害警戒情報の伝達

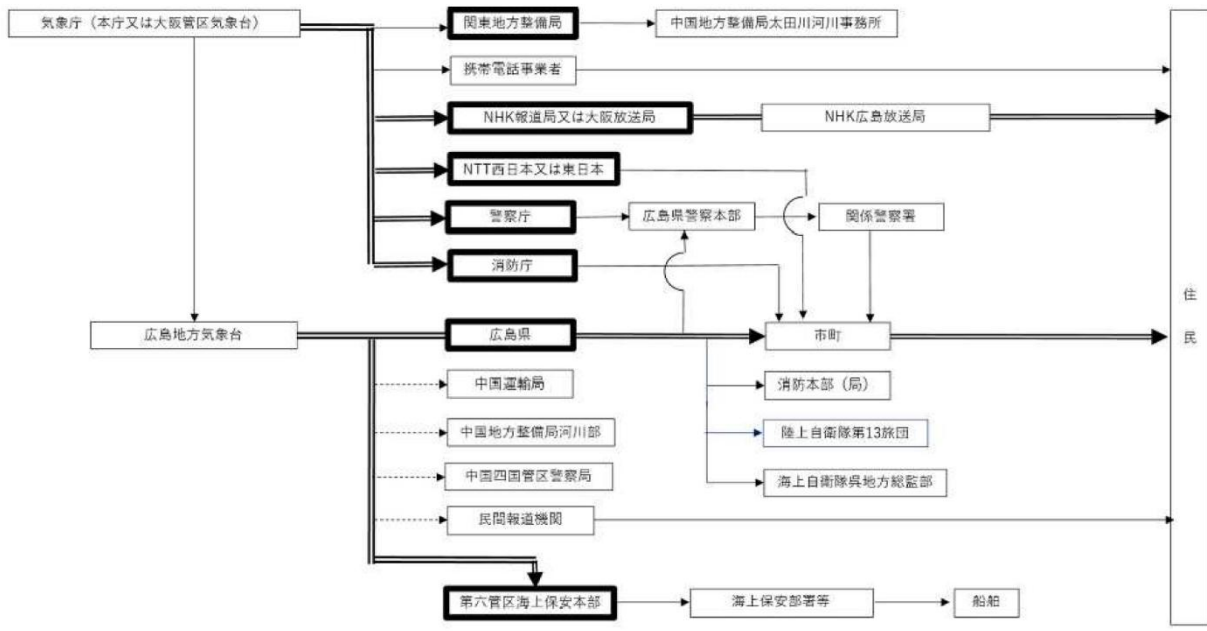
ア 広島地方気象台の伝達

広島地方気象台は、気象等の予報及び警報並びに土砂災害警戒情報（津波警報等及び緊急地震速報（警報）を除く。）を発表した場合、以下の経路により関係機関に通知する。



- (注) 1 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法に基づく法定伝達先
 2 太線は、特別警報が発表された際に、気象業務法によって通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路
 3 ※は、津波警報（同解除を含む。）のみオンラインにより伝達する。
 4 「NTT 西日本又は東日本」とは、NTT西日本株式会社又はNTT東日本株式会社を意味する

イ 気象庁本庁は、津波警報等を発表した場合、次の経路により関係機関に通知する。



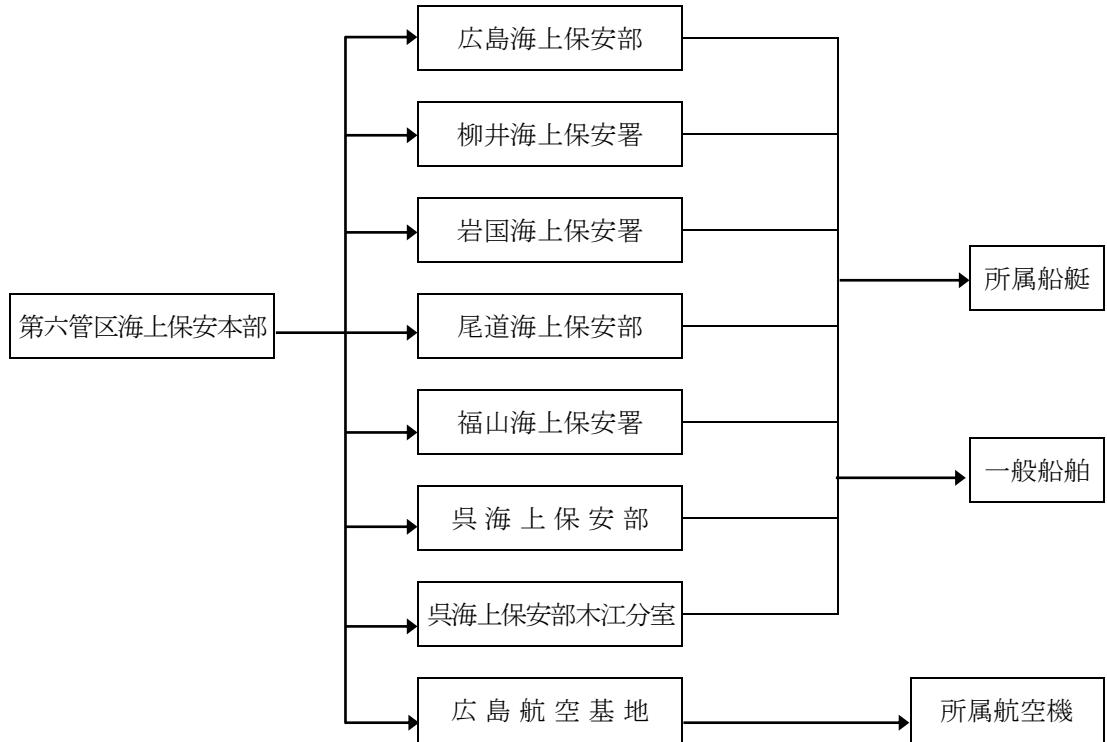
- ・太枠の機関は気象業務法施行例第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達機関
- ・二重線の経路は気象業務法第15条の2により特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路
- ・NHK広島放送局は津波警報が発表された時に、「緊急警報信号」を発信する
- ・NTT西日本又はNTT東日本は、津波注意報の通知は行わない
- ※1 あらかじめ定められた通信系統の障害により関東地方整備局に通知することができない場合は、広島地方気象台が中国整備局太田川河川事務所に代替手段により通知する
- ※2 あらかじめ定められた通信系統の障害によりNHK報道局又は大阪放送局に通知することができない場合は、大阪管区気象台がNHK大阪放送局に代替手段により通知する
- ・広島地方気象台からの伝達経路のうち、点線は副次的な伝達経路である。

ウ 広島地方気象台等から通知を受けた機関の措置

(ア) 第六管区海上保安本部

広島地方気象台等から通知を受けた気象等の予報及び警報並びに土砂災害警戒情報は、以下により関係機関に伝達される。

a 伝達経路



b 伝達方法

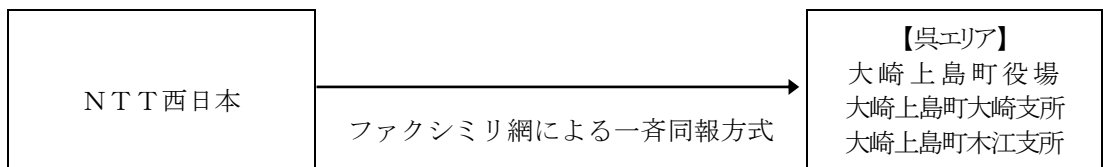
(a) 管内の部署、所属船艇、航空機に対しては、専用通信系により周知させる。

(b) 一般船舶に対しては、地域航行警報、標識の掲揚並びに船艇及び航空機による巡回等により直ちに周知する。

(c) 船舶運航会社、海運組合、漁業協同組合等に対しては、必要に応じ一般加入電話により周知させる。

(イ) NTT西日本株式会社

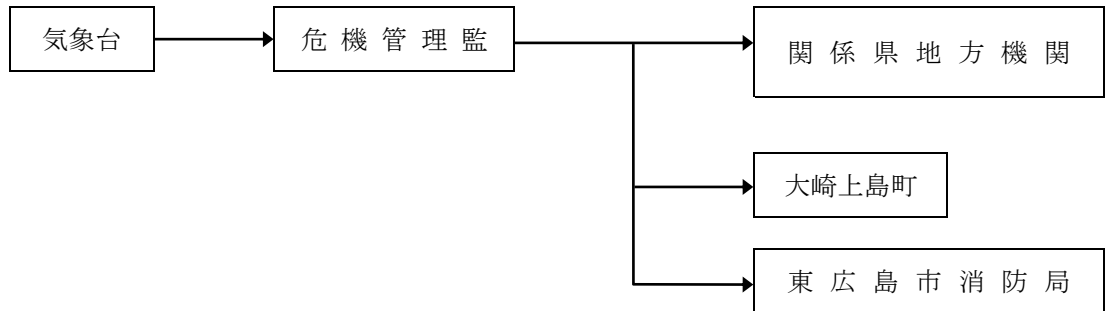
広島地方気象台から通知を受けた警報は、以下の経路により町に伝達される。



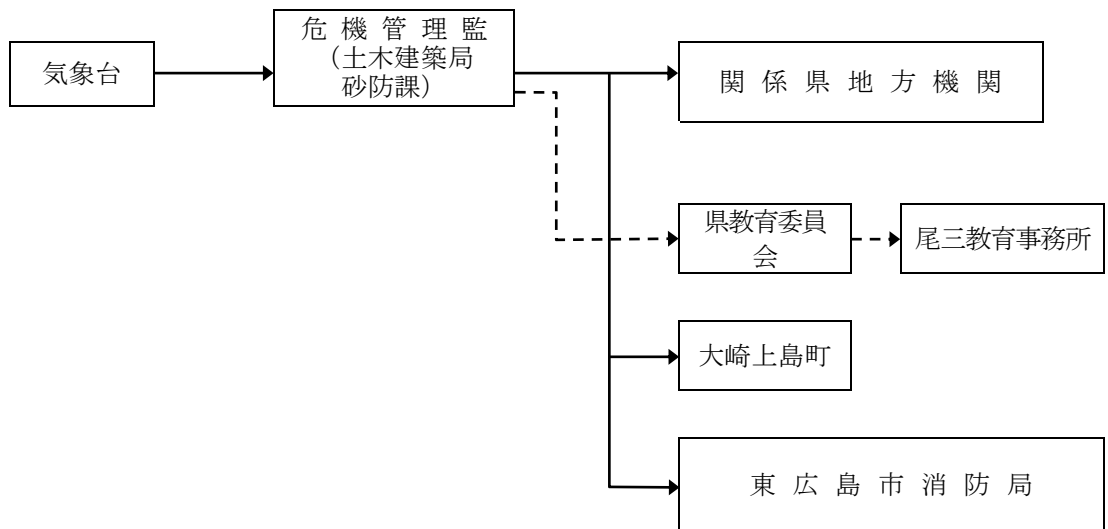
(ウ) 広島県

広島地方気象台から通知を受けた気象等の予報及び警報は、以下により関係地方機関、町及び東広島市消防局に伝達される。

a 注意報



b 警報並びに土砂災害警戒情報



————> 県総合行政通信網による一斉通報 - - - -> 有線電話・ファクシミリによる個別情報

- (注) 1 災害対策本部を設置した場合は、「危機管理監」を「災害対策本部」とし、「関係県地方機関」を「災害対策支部」と読み替える。
2 現地本部が設置された場合の伝達は、災害対策本部が行う。
3 土砂災害警戒情報が発表・解除された場合の伝達は、土木建築局砂防課が行う。
(関係機関のみ)

(エ) 町

a 住民への周知

前各号に定めるところにより気象等の予報、警報、河川洪水予報及び土砂災害警戒情報の通知を受けた場合は、防災行政無線、広報車の利用等の方法により速やかに住民に周知させる。

b 津波警報等の把握

津波警報等の通知を受けた場合は、防災行政無線の利用等の方法により速やかに住民に周知させる。

c 情報の把握

常にラジオ、テレビ等に注意し、気象等の予報、警報、河川洪水予報及び土砂災害警戒情報の発表を知ったときは、関係機関と密接な連絡をとり、事後の情報の把握に努める。

d 避難指示等の発表の判断

河川洪水予報及び土砂災害警戒情報等の緊急性の高い警報等の通知を受けた場合は、避難指示等の発表の判断に利用する。

(オ) 放送機関

広島地方気象台等から通知を受けた気象等の予報、警報、河川洪水予報及び土砂災害警戒情報は以下により放送し、住民に周知させる。

a 警報、河川洪水予報、土砂災害警戒情報及び津波予報

警報、河川洪水予報、土砂災害警戒情報及び津波予報については、即時に放送を行う。

b 注意報

注意報については、定時ニュース等により速やかに放送を行う。

4 水位、潮位等の通報

広島地方気象台から注意報等が発表された場合、又はその他必要な場合は、町内観測所及び東広島市消防局、西部建設事務所東広島支所内に設置された観測所から必要な情報を収集する。

町内における観測所は、資料編に掲げるとおりである。

資料編 ・ 観測施設一覧

5 火災予防上の気象通報

(1) 火災気象通報

広島地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときは、その状況を直ちに県危機管理監に通報し、通報を受けた県危機管理監は、直ちにこれを東広島市消防局に通報する。

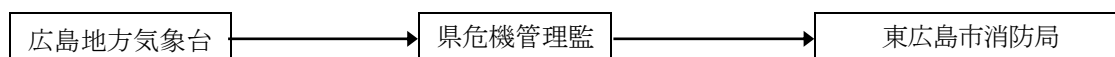
(2) 通報の具体的な基準

広島地方気象台が、火災予防上の気象通報を行う場合の具体的な基準は、「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。

ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪時には火災気象通報として通報しないことがある。

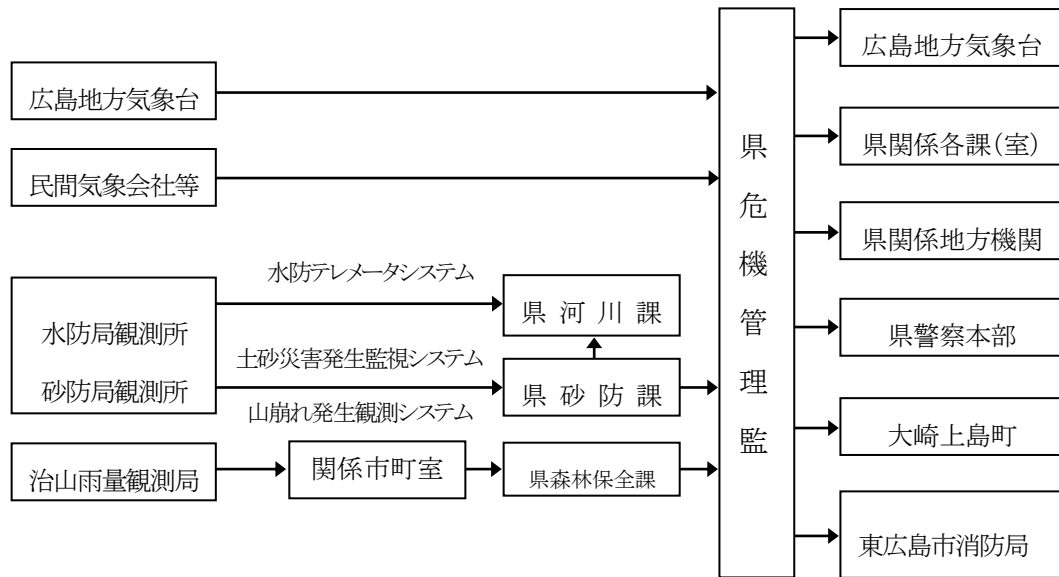
(3) 通報の伝達経路

広島地方気象台が行う火災予防上の気象通報は、以下の経路により通報する。



6 広島県防災情報システムによる気象情報等の提供

県は、広島県防災情報システムに送られてくる各観測施設等の気象情報等を入手し、防災関係機関の災害対応に役立てるため、以下の経路により提供する。



第3項 住民等の避難誘導に関する計画

1 目的

この計画は、災害時において、迅速かつ適切な避難対策を実施することにより、住民の生命及び身体の安全、保護を図ることを目的とする。

2 避難の考え方

- (1) 災害発生時に危険から逃れるために、住民自らが自主的に避難することを基本とする。
- (2) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、生命又は身体を災害から保護し、その他の災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、高齢者等避難の発表や避難指示を速やかに実施し、誘導を行う。また、必要があると認められるときは、国又は県に対して助言を求める。
- (3) 町が実施できない場合には、県等が代行して避難指示等を実施する。
- (4) 避難の必要がなくなったときは速やかにその旨を伝える。
- (5) また、災害未然防止のための避難の指示及び避難した者の保護のため、必要となる避難所の開設等について明記し、生命、身体、財産の保全を図る。
- (6) 集中豪雨等の急な災害が発生し、町の体制が整う前に危険が目前に迫っているとき、消防団はあらかじめ定めた避難誘導計画により住民を避難誘導する。

3 避難の指示等（【警戒レベル5】「緊急安全確保」、【警戒レベル4】「避難指示」又は【警戒レベル3】「高齢者等避難」）

(1) 避難等の指示権者

本部長（町長）は、災害の危険がある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対して避難のための立退きの指示を行う。

実施責任区分は以下のとおりであるが、本部長（町長）の行う避難指示についても緊急を要する場合が当然予想されるため、町職員、消防職員等においても指示を行い得るよう、本部長（町長）の権限の一部を代行させることを考慮する。

なお、町長が不在又は登庁に時間を要する場合は、本部長職務代理者の順位に準じ、①副町長、②総務課長の順に職務を代理する。

実施者は、以下のとおりとする。

ア 災害対策基本法による場合

実施責任者	措置する場合	措置の内容	条項
町長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命、身体を保護し、災害の拡大を防止するため必要な場合	立退き、立退き先を指示する。	災害対策基本法第56条、第60条第1項
知事	同上的場合 災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	同上	災害対策基本法第60条第5項

警察官 海上保安官	同上の場合 町長が指示できないとき又は町長が要求したとき。	同 上	災害対策基本 法第 61 条
町長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命、身体に対する危険を防止するため警戒区域を設定した場合	警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の者の立入制限、禁止又は当該区域からの退去を命ずる。	災害対策基本 法第 63 条第 1 項
警察官 海上保安官	同上の場合 町長又は委任を受けた町の吏員が現場にいないとき又は町長等が要求したとき。	同 上	災害対策基本 法第 63 条第 2 項
自衛官	同上の場合 町長その他町長の職権を行うことができる者がその場にいないとき。	同 上	災害対策基本 法第 63 条第 3 項

イ その他の法令による場合

実施責任者	措置する場合	措置の内容	条項
消防吏員 消防団員	火災の現場で消防警戒区域を設定した場合	区域から退去を命令	消防法第 28 条 第 1 項
警察官	同上の場合 消防吏員等が現場にいないとき、又は消防吏員等の要求があったとき。	同 上	消防法第 28 条 第 2 項
水防団長 水防団員 消防機関に 属する者	水防上緊急の必要があるため、警戒区域を設定した場合	同 上	水防法第 21 条 第 1 項
警察官	同上の場合 水防団長等が現場にいないとき、又は水防団長等の要求があったとき。	同 上	水防法第 21 条 第 2 項
知事、その命を受けた 県職員、水防管理者	洪水、高潮の氾濫により著しい危険が切迫した場合	必要と認める区域の居住者に立退きを指示	水防法第 29 条
知事、その命を受けた 県職員	地すべりの危険が切迫した場合	必要と認める区域内の居住者に立退きを指示	地すべり等防 止法第 25 条
警察官	人の生命、身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがある災害時において特に急を要する場合	関係者に警告を発する。 危害を受けるおそれのある者を避難させる。	警察官職務執 行法第 4 条

実施責任者	措置する場合	措置の内容	条項
自衛官	災害派遣を命ぜられた自衛官は警察官がその場にいないとき、警察官職務執行法第4条並びに第6条第1項、第3項及び第4項の規定を準用する場合	同上	自衛隊法第94条

(2) 【警戒レベル5】緊急安全確保

法令により権限を有する者は、災害が発生又は切迫している状況において、立退き避難することがかえって危険である場合、「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう促したいときに、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、緊急安全確保を指示することができる。

(3) 避難指示

ア 立退きの指示

法令により権限を有する者は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。

イ 警察官の措置

避難の指示をしても避難せず、特に急を要する場合においては、警察官職務執行法第4条の規定に基づき、警察官の措置により避難させる。

ウ 避難指示の際の明示事項

- (ア) 発表者
- (イ) 避難対象地域
- (ウ) 避難指示の理由
- (エ) 指定緊急避難場所及び避難経路
- (オ) 避難の方法及び携行品
- (カ) その他必要な事項

(4) 避難指示等の留意点

ア 全庁的な体制の構築

町は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

イ 発令のための情報収集

町は、あらかじめ災害の発生状況、土砂災害等の危険箇所の異常の有無等、避難指示等を発令するための情報の収集方法等について定めておく。

ウ 避難指示等の発令区域の明確化

町は、土砂災害警戒区域等、あらかじめ危険が予想される地域について、避難指示等の発令単位として事前に設定し、雨量、水位、潮位、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報等を用い、避難の指示を発令する場合の具体的基準を設定しておく。特に、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とする。

エ 発令の伝達工夫

- (ア) 町は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。
- (イ) 台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対してわかりやすく適切に状況を伝達するよう努める。
- (ウ) 町は、あらかじめ避難指示等を住民に伝達する方法を明らかにし、住民に周知徹底しておく。

オ 夜間に発令する場合

町は、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

カ 適切な安全確保措置

町は、災害の状況に応じて避難指示等を発令したうえで、避難時の周囲の状況等により、緊急安全確保といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。

キ 避難指示等に係る助言

町長は、避難指示等をしようとする場合において、必要があると認められるときは、国又は県に対して助言を求めることができるため、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な情報を整えておくものとする。

また、町は、国・県の助言を積極的に聞き、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう努める。

(5) 【警戒レベル4】避難指示の基準

ア 避難指示

避難指示は、災害対策本部長が竹原警察署、県土木機関その他の機関と協議のうえ、時機を失しないよう適切に判断して指示をする。

(ア) 基準

- a 潮位が堤防を大幅に越え、さらに増水のおそれがあるとき。
- b 堤防に亀裂、漏水その他により決壊のおそれが大となったとき。
- c 堤防からの溢流が大となり、又は堤防が決壊することが確定的と判断されたとき。
- d 山崩れ、がけ崩れ等地すべりが起こり、家屋が被害を受けるおそれがあるとき。
- e 火災が発生し、さらに延焼が拡大するおそれがあるとき。

(イ) 伝達方法

避難行動要支援者となり得る者や一時滞在者等に対する伝達について十分考慮し、住民の避難行動につながるよう、分かりやすく、かつ、危機意識が高まるような内容で伝達するよう努める。

- a 車両による伝達
- b 防災行政無線による伝達
- c 県災害対策本部を通して、ラジオ・テレビ（ワンセグを含む。）を利用し伝達

- d 避難信号（サイレン）により伝達
- e 災害情報共有システム（Lアラート）、携帯電話（登録制メール、緊急速報メールを含む。）等による伝達
- f その他、インターネット等有効と思われる方法による伝達

(6) 【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達

町は、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難開始を伝達する。また、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進することを求める高齢者等避難を伝達する。

発災時及び災害が発生するおそれがある場合、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。

(7) 住民への周知

避難の指示をした者又は機関は、速やかに当該地域の住民に対して、その内容を周知する。

避難の措置を実施したときは、当該実施者は速やかにその内容を町防災行政無線、広報車等により住民に伝達する。

また、必要に応じて、防災関係機関及び自主防災組織等の協力を得て住民への周知徹底を図る。

(8) 関係機関との連絡体制

避難指示又は警戒区域設定は、警察官又は海上保安官と相互に緊密な連絡の下に実施する。

なお、警察官又は海上保安官、自衛官が単独で避難指示を行ったとき又は警戒区域を設定したときは、直ちにその旨の報告を受ける。

(9) 避難指示等の発令・伝達マニュアルの作成

町は、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、判断基準を明確にし、どの地域の、誰に、どういったタイミングで、どのような手順で、どのような経路を通じて伝達するかを定めた避難情報の判断・伝達マニュアルを作成する。また、危険な急傾斜地から安全な方向に速やかに離れる等、災害の特性に応じた実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

4 避難指示又は警戒区域を設定した場合の報告

避難指示又は警戒区域を設定したときは、速やかにその旨を知事に報告するとともに竹原警察署長に通知する。

(1) 避難指示等を行った場合

町長は、災害対策基本法第60条の規定により、以下の要領により知事に報告する。

ア 提出先

危機管理監（災害対策本部を設置した場合は本部情報連絡班）に報告する。

イ 報告方法

総合行政通信網電話（ファクシミリを含む。）、広島県防災情報システム又は有線電話とする。

ウ 報告事項

(ア) 指示した場合

その理由、地区名、対象戸数、人員、指示した立退き先、日時

(イ) 避難の必要がなくなった場合

その理由、日時

(2) 指定避難所を開設した場合

災害救助法の規定により、被災者を入所させる指定避難所を開設した場合、以下の要領により知事に報告する。

ア 提出先

危機管理監（災害対策本部を設置した場合は本部情報連絡班）に報告する。

イ 報告方法

開設後直ちに総合行政通信網電話（ファクシミリを含む。）又は有線電話で行い、その後速やかに広島県防災情報システムによる報告を行う。

ウ 報告事項

指定避難所開設日時、場所、箇所数、収容人員、開設期間の見込み及びその他必要と認められる事項

5 避難の誘導及び移送

(1) 避難誘導

避難の誘導者は原則として、町長又は知事の命を受けた職員が行い、誘導に当たっては、警察官、海上保安官、消防職員、消防団員、自衛官、自主防災組織のリーダー、区長等と協力する等、安全と統制の確保に努める。

ア 速やかな避難

指定緊急避難場所・避難路沿いの要点等に誘導に当たる職員等を配置し、あるいは案内標識を設置する等して、住民の速やかな避難を図る。

なお、町長は、あらかじめ選定した指定緊急避難場所、避難路沿い等に案内標識を設置して、速やかに避難できるようにする。

また、帰宅困難者に対しても、交通情報を伝達するとともに帰宅困難な場合は、適切な避難場所への誘導を行う。

イ 避難順位

避難順位については、幼少児、高齢者及び障害者を優先する。

ウ 支援体制の整備

避難行動要支援者に関しては、支援提供者や避難経路等について自治会内での情報共有を啓発するとともに、個別避難計画（わたしの避難計画書）を作成して支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう配慮する。

エ 避難の指示に従わない者

避難の指示に従わない者については、極力説得して任意に避難するよう指導する。

オ 避難の円滑化

指定緊急避難場所又は避難路に障害物あるいは危険物がある場合は、町長の指示の下に当該物件の除去、保安その他必要な措置を講じ、避難の円滑化を図る。

カ ヘリコプター、船舶による避難

交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプター、船舶による避難についても検討し、必要に応じ実施する。

(2) 誘導・移送方法及び経路

ア 避難路をあらかじめ指示すること。

イ 避難路中に危険な箇所がある場合は、標示・縄張等を行い避難誘導員に伝達し、特に危険な箇所については、誘導員を配置し事故を防止すること。

ウ 夜間については、投光機、照明器具等で避難路を照射すること。

エ 浸水地帯においては、必要に応じロープ、船艇等、万全な配置をすること。

オ 誘導員は、出発、到着の際の人員の点検を行うほか、途中の事故を防止すること。

カ 避難者が自力で立退き不可能な場合は、車両・船艇により輸送すること。

6 再避難の措置

誘導に当たる関係防災機関及び職員等は、正確な情報把握に努め、指定緊急避難場所や避難経路の状況が悪化した場合には、機を逸することなく再避難等の措置を講ずる。

7 避難指示の解除

住民の身边から災害による直接の危険が去り、避難の必要がなくなつたと認められたとき解除し、住民に周知する。解除の伝達方法は、指示する際の方法を準用する。

また、町長は、避難指示等を解除しようとする場合において、必要があると認めるときは、国土交通大臣又は県知事に対し、当該解除に関する事項について、助言を求めることができる。その際の、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な情報を整えておくものとする。

8 水防法に基づく避難のための立退き

(1) 町長の指示

ア 町が自ら管轄する堤防等が決壊した場合又は被堤の危険に瀕した場合で、直ちに必要と認める区域の住民に対し立退き又はその準備を指示する。

イ 町長は、町が竹原警察署長にその旨を通知するとき、実施した内容を県に報告する。

(2) 知事又はその命を受けた職員の指示

洪水又は高潮等により危険が切迫し、人命の保護その他災害の拡大防止等のため必要が認められたとき、県知事又はその命を受けた職員は、危険地域の居住者に対し立退きを指示する。

9 警戒区域の設定及び解除

(1) 町長（本部長）

町長（本部長）は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、住民の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第 63 条の規定により警戒区域を設定する。

(2) 水防団長（消防団長）等

水防団長（消防団長）、水防団員又は消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所においては、水防法第 21 条に基づき警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命じることができる。

(3) 設定の解除

災害による危険が去ったと判断した場合には、町長（本部長）は警戒区域の設定を解除するとともに知事に報告する。

10 防災上重要な施設の避難対策

診療所、学校、旅館、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ避難場所、避難経路、誘導責任者及び指示伝達方法について定めた避難計画を作成し、町長が避難の指示を行った場合には、これらの施設に出入りする者等を速やかに安全な場所に避難させ、その者の安全の確保に努める。

保育所、幼稚園、小・中学校等保護を必要とする幼児、児童及び生徒等がいる学校（以下「学校等」という。）並びに診療所及び社会福祉施設等（以下「診療所等」という。）においては、特に以下の事項に留意し、避難対策の徹底を図る。

ア 給食の実施方法等の決定

学校等においては、幼児、児童及び生徒等を避難させる場合に備えて、平常時から教育、保健、衛生及び給食の実施方法について定める。

イ 必要な措置の決定

診療所等においては、患者又は入所者を他の医療機関又は安全な場所に集団的に避難させる場合に備えて、平常時から収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者又は入所者に対する必要な措置について定める。

第3節 災害発生後の応急対策

第1項 災害情報計画

1 目的

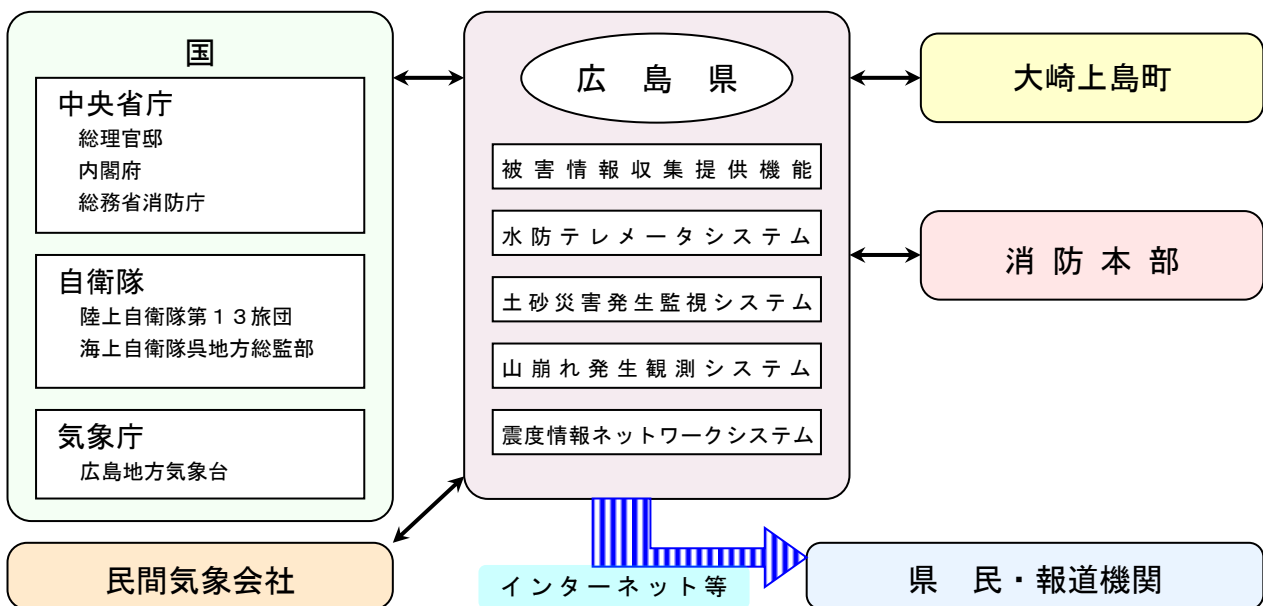
この計画は、関係機関及び住民に対し迅速かつ確実に伝達するとともに、災害が発生した場合における被害地域の実態を的確に把握し、災害応急対策の実施に万全を期することを目的とする。

2 町における災害情報等の収集及び伝達手段

(1) 情報の収集手段

- ア 住民からの電話、口頭による情報
- イ パトロール車等による巡回
- ウ 町防災行政無線による収集
- エ 地元消防機関、警察署からの電話等による通報
- オ その他地元関係機関からの電話等による通報
- カ 無線施設所有事業所等からの情報
- キ 地元アマチュア無線のボランティアの活用
- ク マスコミの報道
- ケ 広島県震度情報ネットワークシステムの活用
- コ 広島県防災情報システムの活用
- サ Web 会議システムの活用
- シ SNS 等による情報
- ス 航空機、無人航空機、高所監視カメラ等による目視、撮影等

広島県防災情報システムの概念図



(2) 関係機関への伝達手段

- ア 電話、ファクシミリ、口頭による報告
- イ 町防災行政無線の活用
- ウ 県総合行政通信網（防災行政無線、衛星通信）の活用
- エ コミュニティFMの活用
- オ 登録制メール、緊急速報メールの活用
- カ 地元アマチュア無線のボランティアの活用
- キ Web会議システムの活用
- ク SNS等の活用

(3) その他の収集伝達手段

インターネット等の情報ネットワークを活用する等、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努める。

3 災害情報の収集伝達

(1) 通常の場合（県災害対策本部が設置されていない場合）の経路

ア 災害の予防、未然防止又は拡大防止のための情報

(ア) 町長から県危機管理監への通報

基本法第54条第4項の規定により災害が発生するおそれのある異常な現象について通報を受けた町長は、速やかにその旨を県危機管理監に通報する。

また、緊急な対応を要する場合は、同時に関係のある県地方機関に通報する。

(イ) 町長から施設管理責任者等への通報

前記2号の場合において急施を要するときは、町長は、県危機管理監への通報に先立ち、その現象が直接影響する施設を管理する責任者に通報する。

イ その他の情報

災害応急対策責任者は、災害に関係ある事実又は情報を知ったとき、及び自己の管理する施設が災害を受けたときは、その情報及び被害の概況並びに災害に対してとった措置の大要を県危機管理監に通報する。

ウ 災害に関する民間団体への通知

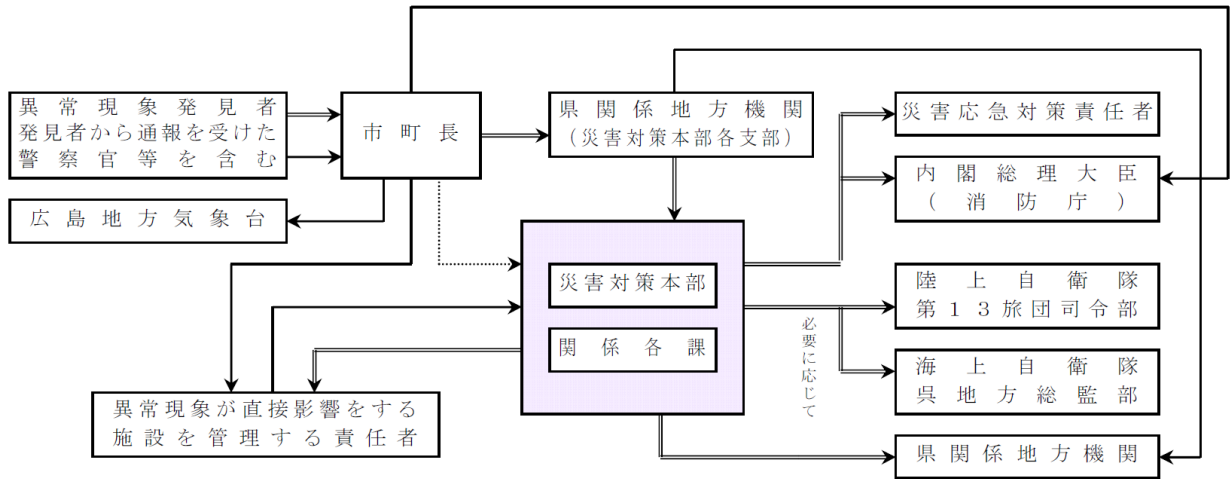
前各号の経路により情報を受けた関係機関は、必要と認めたときは関係のある民間団体へ通知する。

エ 災害応急対策責任者相互の被害情報の交換

災害応急対策責任者は自己の管理する施設が被害を受けたときは、被害の状況及びその災害に対しとった措置をできるだけ相互に通報する。

(2) 県災害対策本部が設置された場合の経路

県災害対策本部（情報連絡班）が設置された場合の災害情報の収集伝達は、以下の経路によって行う。



(注) 1 県地方機関、その他の機関が異常現象発見者である場合は、市町長が行う経路手続きを準用し、その旨をその異常現象発生地域の市町長に通知する。
 2 \longrightarrow は通常の場合の経路であり、 \longrightarrow は急施を要する場合で災害対策本部へ通知するいとまのない場合の経路である。
 また、 $\cdots\longrightarrow$ は、緊急を要する場合で、災害対策本部へ直接通知する場合の経路である。

4 災害発生及び被害状況報告・通報

災害が発生した場合は、応急対策を迅速に実施するため、町は災害対策基本法及びその他関係法令の規定に基づき、県に対し災害発生報告及び被害状況報告を速やかに行う。

なお、県への報告は原則として、広島県防災情報システム（被害情報管理機能）を利用して行う。

災害発生直後については、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。ただし、県に報告できない場合にあっては、直接内閣総理大臣（消防庁経由）へ報告する。

消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等の場合、町は県へ連絡するとともに直接消防庁へも連絡する。

大規模災害の発生による町機能の喪失等により、町が県への被害報告を行うことが困難となった場合、県は、多様な手段を用いて、直接、情報収集に努める。

町は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線網等を活用し、官邸及び非常本部等を含む防災関係機関への共有を図るものとする。

(1) 災害発生報告等の庶務

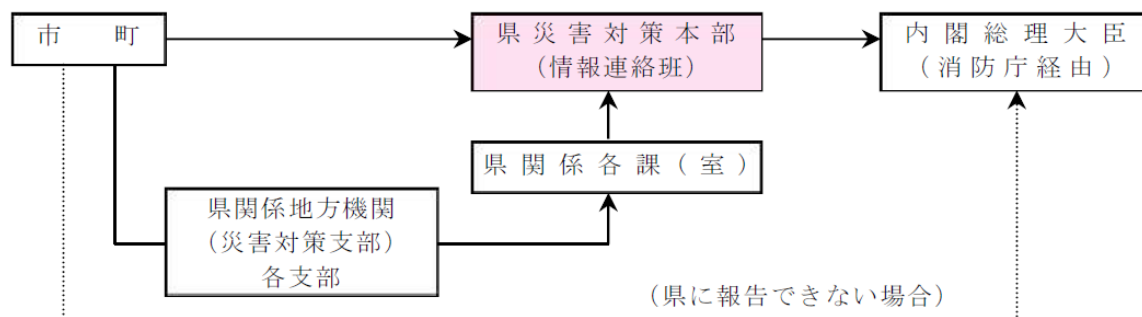
災害発生報告、被害状況報告に係る事務は、総務課が担当する。

(2) 災害発生報告

災害応急対策実施のため、災害対策基本法第53条第1項の規定により行う報告で、災害発生状況の迅速な把握を主眼とする。

ア 伝達経路

災害発生報告は、以下の経路により行う。(災害対策本部が設置されていない場合は「県災害対策本部」は「危機管理監」と読み替える。)



■内閣総理大臣への報告先（総務省消防庁）

回線別		区分	平日 (9:30~18:15) ※ 応急対策室	左記以外 ※ 宿直室
NTT回線	電話		03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX		03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話		7-90-49013	7-90-49101~49103
	FAX		7-90-49033	7-90-49036
地域衛星通信ネットワーク	電話		77-048-500-90-49013	77-048-500-90-49101~49103
	FAX		77-048-500-90-49033	77-048-500-90-49036

イ 災害発生報告の方法

災害発生報告は、原則として、広島県防災情報システムにて、発生日時、場所、人の被害、住家等の被害の有無、対応している措置について迅速に報告するものとする。

また、災害により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を町は、直ちに消防庁及び県に対し報告する。

この場合、即報の迅速性を確保するため、町の消防部局から直接、電話、ファクシミリ等最も迅速な方法により報告する。

ウ 県に報告することができない場合の災害発生時の報告

町が県に報告できない場合の災害発生時の報告先は、内閣総理大臣（総務省消防庁経由）とする。

なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行う。

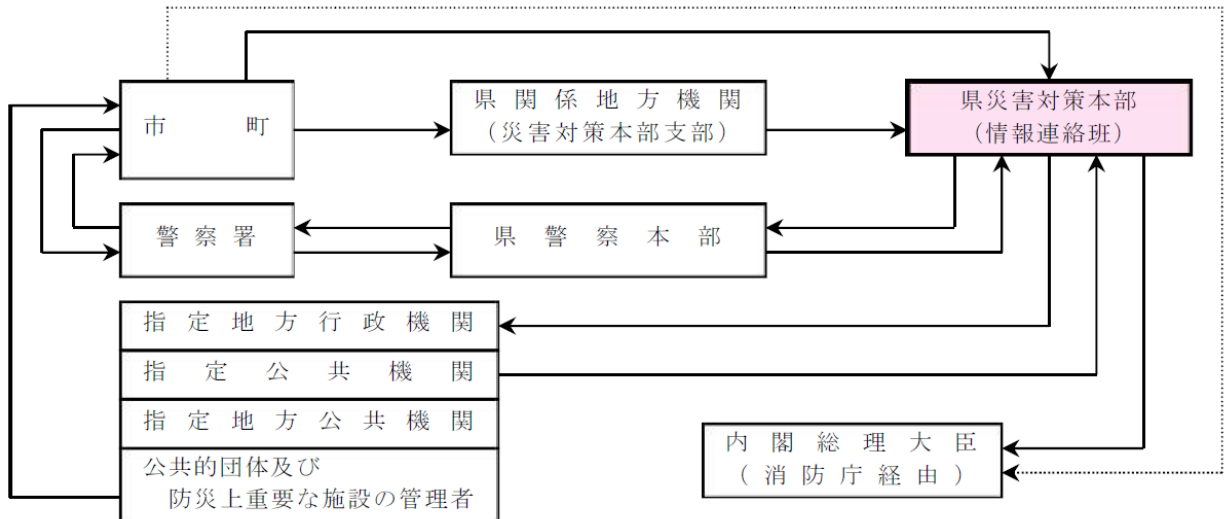
(3) 被害状況の報告及び通報

応急対策の実施及び災害復旧のため、関係法令等の規定により行う報告及び通報で、応急対策の実施及び復旧の措置を講ずるに必要な被害状況を把握することを主眼とする。

ア 伝達経路

被害状況報告及び通報は、以下の経路により行う。(災害対策本部が設置されていない場合は、「県災害対策本部」は「危機管理監」と読み替える。)

(県に報告できない場合)



イ 被害状況の報告

町は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。(被害状況の報告は、資料編掲載の様式第2号により行う。)

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無に関わらず、海上を含む町域内で行方不明になった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村の住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

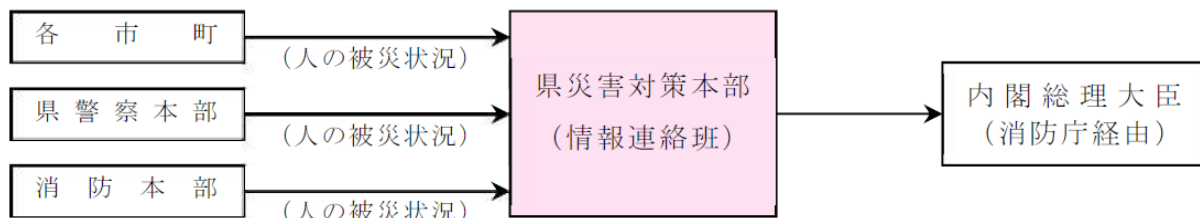
ウ 県に報告することができない場合の被害状況の報告

町が県に報告できない場合の被害状況の報告先は、内閣総理大臣（総務省消防庁経由）とする。

なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行う。

エ 人の被害についての即報

町が、災害による人の被害についての情報を入手した場合は、広島県防災情報システム等を利用して、速やかに県災害対策本部（災害対策本部が設置されていない場合は危機管理監）に伝達する。人的被害の数（死者・行方不明者）については、県が一元的に集約、調整を行い、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告される。



資料編 ・ 様式第2号「被害総括表」
・ 用語の定義

第2項 通信運用計画

1 目的

この計画は、災害時における通信連絡の確保することを目的とする。

2 災害時の通信連絡の確保

災害時における通信連絡は、迅速かつ的確に行わなければならないので、以下のような方法により確保する。

(1) 加入電話の非常申込み

ア 加入電話の優先利用の申込み

防災関係機関は、応急対策の実施等について緊急かつ特別の必要に備えて、災害対策用電話について「災害時優先電話」として、あらかじめNTT西日本に申込みを行い、承認を受けておくものとする。

また、災害対策用電話について変更があった場合は、速やかにNTT西日本に変更を申し込み、承認を受けておくものとする。

申 込 先	申込ダイヤル番号
116 センタ	「116」

イ 非常・緊急電報の申込み

防災関係機関は、応急対策の実施等について緊急かつ特別に必要な場合は、前記アの「災害時優先電話」から、非常・緊急電報の申込みを行う。

区 分	申 込 先	申込ダイヤル番号
非常・緊急電報	電報センタ	「115」

ウ 特設公衆電話（無償）の要請

災害救助法等が適用された場合等に、避難場所等に設置する特設公衆電話（無料）を要請する。

要 請 先	電 話 番 号
NTT西日本広島支店設備部災害対策室	082-505-4800

エ 臨時電話（有償）等の申込み

30日以内の利用期間を指定して、加入電話の提供を受けるための契約電話（有料）をいう。

区 分	申 込 先	申込ダイヤル番号
固定電話	116 センタ	「116」
携帯電話	株式会社ドコモCS モバイルレンタルセンター	0120-680-100

(2) 専用電話、有線電気通信設備の利用

災害時において一般加入電話を利用することが困難な場合には、災害応急対策責任者は応急対策上必要な連絡のため、中国電力株式会社、県警察本部及びその他の機関の設置又は管理する有線通信施設を、その機関の業務に支障を与えない範囲において、基本法第57条及び第79条の規定により優先利用できる。使用する際の手続についてはその機関と協議して決める。

(3) 無線施設の利用

災害時において、有線通信施設を利用することができない場合に、人命の救助、災害の救援、災害情報の収集・伝達等応急活動に必要な通信手段として、県災害対策本部と災害対策支部及び町間をネットワークする広島県総合行政通信網を利用する。

さらに必要とする場合は、中国地方非常通信協議会が策定した非常通信ルートをはじめ、関係機関の無線施設を利用する。

非常通信ルートの利用に当たっては、あらかじめマニュアル等を作成しておく。

なお、アマチュア無線局は設置者も多く緊急時の連絡方法として重要であるので、町の区域内のアマチュア無線の実態を把握し、その利用について協議しておく。

(4) 中央防災無線等の利用

県と総理官邸及び内閣府等を結ぶ中央防災無線、県と消防庁を結ぶ消防防災無線等を大規模災害時の情報連絡手段として利用する。

3 通信施設の応急復旧

被害を受けた通信施設の応急復旧は、施設の設置者が関係機関の協力を得て実施の責務を有する。また、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、中国総合通信局を通じて、県災害対策本部や町の災害対策本部が協力するものとする。

第4節 ヘリコプターによる災害応急対策

1 目的

大規模災害時においては、道路の損壊、建物や電柱の損壊により道路の通行が困難あるいは、孤立集落が生じることが予想されることから、ヘリコプターの特性を十分活用でき、かつ、その必要性が認められる場合において、ヘリコプターを積極的に活用した災害応急対策活動等を行う。

2 活動体制

県内の防災関係機関が所有するヘリコプターとしては、県の防災ヘリコプター、広島市の消防ヘリコプターのほか、県警察及び海上保安庁、国土交通省中国地方整備局のヘリコプターがある。

また、大規模災害時等には他の都道府県の消防・防災ヘリコプターによる応援を受ける。

さらに、災害派遣要請により自衛隊のヘリコプターの支援を受けることができる。

これらのヘリコプターを有効活用するため情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機及び無人航空機の運用に関し、県は災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署（航空運用調整班）を設置し、必要な調整を行うものとする。

3 活動内容

防災関係機関のヘリコプターについては、その特性を十分活用し、以下に掲げる活動を行う。

- (1) 被災状況等の偵察、情報収集活動
- (2) 救急・救助活動
- (3) 救援隊・医師等の人員搬送
- (4) 救援物資・資機材等の搬送
- (5) 林野火災における空中消火
- (6) その他特にヘリコプターの活用が有効と認められる活動

4 活動拠点の確保

町は、ヘリコプターによる災害応急対策活動を円滑に行うため、関係機関と連携して防災活動の拠点となる重要な施設に緊急輸送ヘリポートを計画的に整備するとともに、臨時ヘリポート等を早急に整備する。

資料編 ・ヘリポート適地の状況

5 安全運航体制の確保

(1) 安全運航体制の確立

大規模災害時においては、応援ヘリコプターや報道ヘリコプター等多数のヘリコプターが被災地上空に飛来し、危険な状態となりやすいことから、県の航空運用調整班は、国交省、

自衛隊、海上保安庁、県警察、広島市消防局等航空機運用関係機関の参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行うものとする。

(2) 安全に活動できる体制の確保

県の航空運用調整班は、輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノータム）の発行を依頼するものとする。また、無人航空機等の飛行から災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとし、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。

(3) 無線の周波数

災害時において、複数機のヘリコプターが飛来した場合の航空無線の周波数については、災害時飛行援助通信用周波数を使用する。

(4) 地上支援要員の配置

ヘリコプターの離着陸時の安全確保のために地上支援要員を配置する等安全運航体制を確立する。

6 支援要請手続

(1) 出動要請

町長は、災害の状況等によりヘリコプターの活用が必要と判断した場合は、県又は広島市にヘリコプターの出動を要請する。災害出動に関する受付は、広島市消防局警防部警防課（通信指令室）が行い、他の都道府県への応援要請等は広島県危機管理監危機管理課が行う。

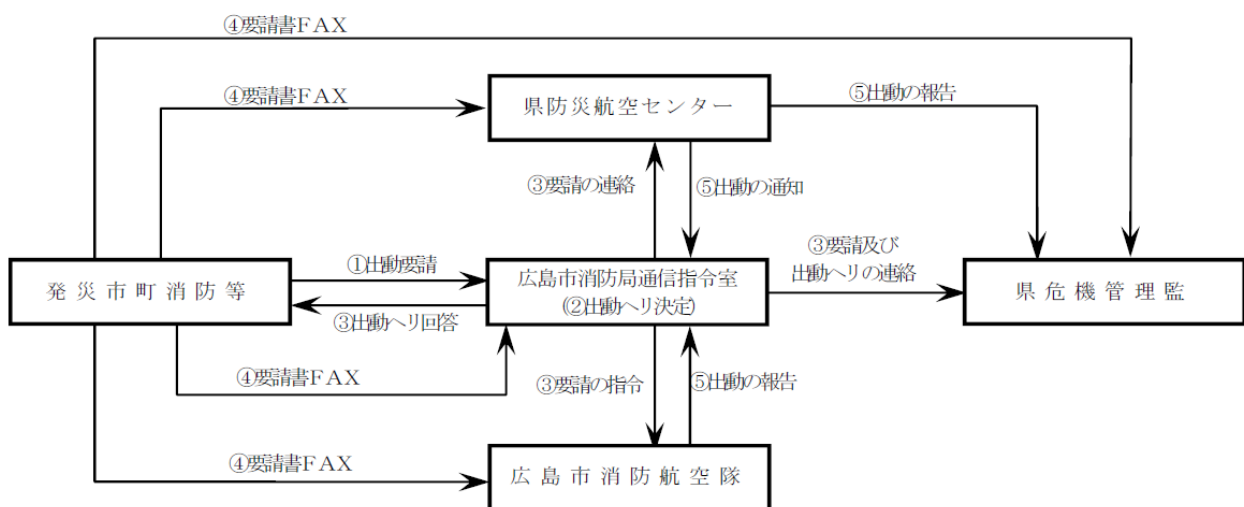
(2) 支援の原則

町長から出動要請を受けた県及び広島市は、公共性、緊急性、非代替性を勘案し、ヘリコプターによる支援の有効性及び必要性が認められる場合に支援を行う。

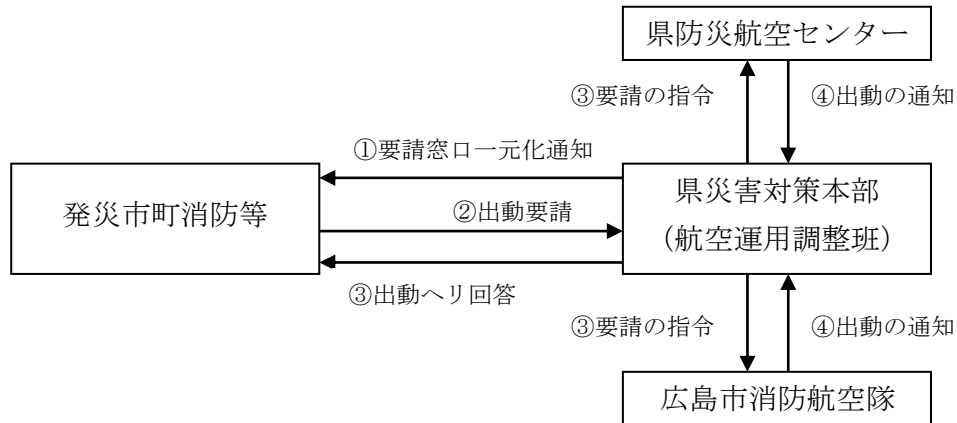
(3) 要請方法

県及び広島市に対するヘリコプターの支援要請は、以下の図による。

ア 通常災害時



イ 大規模災害時



資料編 ・ 広島県内航空消防応援協定書

7 各機関への出動要請

(1) 県警察

県は、地上からの災害状況の把握が困難な場合には、ヘリコプターテレビによる映像の配信を県警察へ要請する。

(2) 海上保安庁

町は、海上保安庁ヘリコプターによる応急対策活動が必要な場合には、第六管区海上保安本部へ出動を要請する。

(3) 自衛隊

自衛隊のヘリコプターの支援要請については、本章第5節 第1項 自衛隊災害派遣要請計画に定めるところによる。


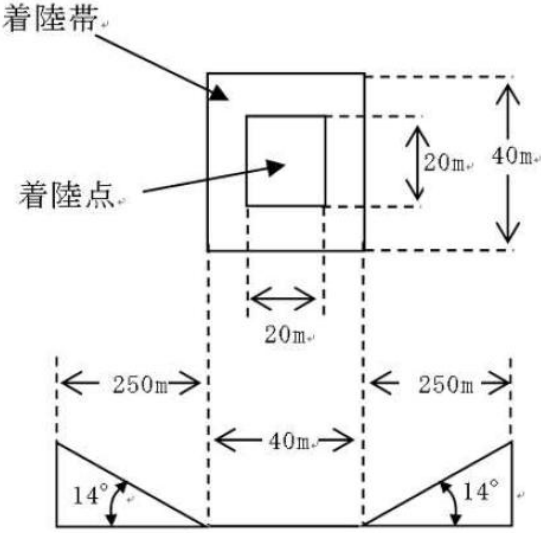





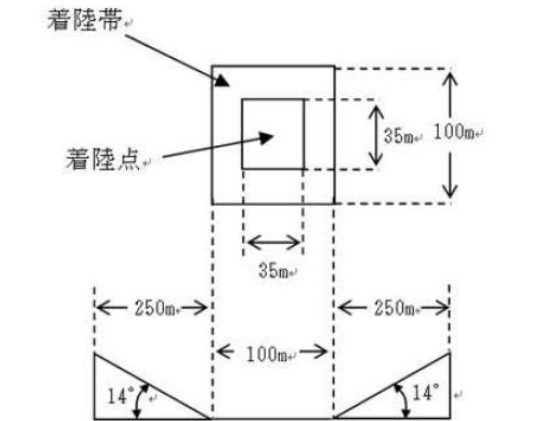


(4) 他県への応援ヘリコプターの要請

町は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（総務省消防庁）」に基づいて応援要請する。

8 臨時ヘリポートの設定

(1) 臨時ヘリポートの設定基準

臨時ヘリポートの設定基準（地積）は、以下のとおりである。

区分	消防・防災ヘリコプター 警察、海上保安庁ヘリコプター	設定基準（地積）
小 中 型	 広島県防災航空隊 アグスタAW139	
	 広島市消防航空隊 AS365N3	
	 広島県警察航空隊 AS365N2	
	 第六管区海上保安本部 広島航空基地 アグスタ AW139	
	 陸上自衛隊 UH-1	
大 型	 陸上自衛隊 CH-47	
	 海上自衛隊 UH-60	
	 海上自衛隊 MCH-101	

(2) 臨時ヘリポートの準備

災害派遣要請をした関係機関は、以下の事項に留意して受入体制に万全を期す。

ア 風圧により巻き上げられる危険性のあるものの撤去

離着陸時の風圧により巻き上げられる危険性のあるものを撤去し、砂じんの舞い上がるおそれがあるときは、十分に散水する。

また、積雪時は除雪又は圧雪する。

イ 離着陸時の安全確保

離着陸時は、安全確保のために関係者以外の者を接近させないようにする。

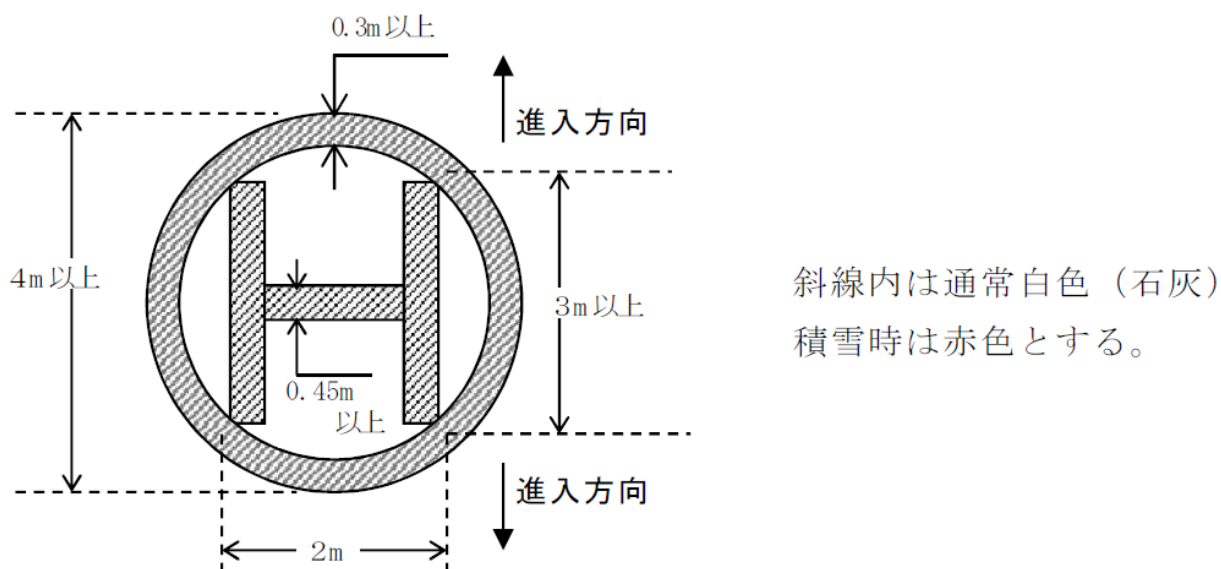
ウ 地理的条件に応じた機能的配置

臨時ヘリポートにおける指揮所、物資集積場所等の配置については、地理的条件に応じた機能的配置を考慮するとともに、事前に派遣部隊等と調整をする。

エ 風向風速の上空からの確認

風向風速を上空から確認し判断できるように、臨時ヘリポート近くに吹き流し又は旗を立てる。これが準備できない場合には航空機の進入方向を示す発煙筒を焚く。

オ 着陸地点には以下の図を標準とした を表示する。



カ 物資計量のための計量器の準備

物資を空輸する場合は、物資計量のための計量器を準備する。

キ 臨時ヘリポートの使用

臨時ヘリポートの使用に当たっては、災害対策本部（危機管理監）及び施設等の管理者に連絡する。

(3) 臨時ヘリポートの選定

臨時ヘリポートを選定する際は、避難場所及び避難所との競合を避ける。

第5節 災害派遣・広域的な応援体制

第1項 自衛隊災害派遣要請計画

1 目的

この計画は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき、町の防災能力で、防災上十分な効果が得られない場合、その他特に町長が必要と認める場合に実施する自衛隊の災害派遣要請の要求について、迅速に対応することを目的とする。

2 災害派遣要請の基準

自衛隊の派遣要請は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき、指定地方行政機関、地方公共団体、及び指定地方公共機関等の防災能力をもってしては、防災上十分な効果が得られない場合、その他特に要請者が必要と認める場合に行う。

なお、陸上自衛隊第13旅団長及び海上自衛隊呉地方総監等は、自衛隊法第83条及び基本法第68条の2の規定により、要請者から部隊等の派遣要請があり、事態やむを得ないと認める場合、又はその事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる場合は、速やかに部隊等を派遣して、災害救助活動を実施する。

3 災害派遣要請の対象となる応急対策の範囲

- (1) 被害状況の把握及び通報
- (2) 遭難者等の捜索・救助
- (3) 消防
- (4) 水防
- (5) 人員及び救援物資の緊急輸送
- (6) 道路及び水路の啓開
- (7) 応急の医療、救護、防疫
- (8) 給食、給水及び入浴支援
- (9) 救援物資の無償貸付又は譲与
- (10) 危険物の保安及び除去

4 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、以下の町長の職権を行うことができる。この場合において、町長の職権を行ったときは、直ちにその旨を町長に通知する。

- (1) 警戒区域の設定、立入制限・禁止、退去命令
- (2) 町の区域内の他人の土地等の一時使用等
- (3) 現場の被災工作物等の除去等
- (4) 町の区域内の住民等を応急措置の業務に従事させること。

5 災害派遣要請の手続

(1) 所定事項を記載した文書によつての要請

要請に当たっては、自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）第 106 条の規定に基づき、所定事項を記載した文書によつて要請する。ただし、緊急を要するときは、電話等迅速な方法で行い、文書の提出はその後において行うことができる。

要請文書には、以下の事項を記載する。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

(2) 派遣要請者連絡先、要請先及び連絡方法

ア 要請者連絡先及び連絡方法

連絡先	所在地	電話番号
(県知事) 県危機管理監危機管理課	広島市中区基町 10-52	082-228-2111 (内線 2783~2786) 082-511-6720 (直通) 082-228-2159

イ 要請先及び連絡方法

連絡先	所在地	電話番号
陸上自衛隊第 13 旅団司令部 第 3 部 (防衛班)	海田町寿町 2-1	082-822-3101 内線 2410 2440 (当直)
海上自衛隊呉地方総監部防衛部 オペレーション	呉市幸町 8-1	0823-22-5511 内線 2823 2222 (当直)
航空自衛隊西部航空方面隊 司令部防衛部運用課	福岡県春日市原町 3-1-1	092-581-4031 内線 2348 2203 (SOC 当直)

(3) 災害派遣要請の要求等

ア 知事への要求

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に自衛隊の災害派遣の要請をするよう求めることができる。

イ 知事への要求ができない場合

町長は、上記(1)の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定するもの（陸上自衛隊第 13 旅団長、海上自衛隊呉地方総監等）に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣等は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、自主派遣等を行うことができる。

ウ 知事への報告

町長は、上記(2)の通知をしたときは、速やかに県知事に通知する。

6 災害情報の連絡

災害情報の連絡は、第3章第1項3「災害情報の収集伝達」の定めるところにより行う。

7 災害地における調整

町長は、自衛隊が要請の趣旨に沿ってその業務が円滑に実施できるよう、災害地における災害応急対策責任者相互間の業務の調整、応急対策実施箇所の調整、その他必要な事項について所要の措置をとる。

8 災害派遣部隊の受入れ

町は、災害派遣を依頼した場合、派遣部隊の受入れに必要な以下の事項について万全を期す。

(1) 派遣部隊到着前

ア 受入準備の開始

総務部庶務班を担当部署とし、受入準備をはじめめる。

イ 派遣部隊指揮所

派遣部隊指揮所及び連絡員が、町及び関係機関と緊密な連絡をとるために必要な場所として「大串キャンプ場」を提供する。

ウ 派遣部隊の宿営地及び駐車場

派遣部隊の宿営地及び駐車場等として「大串キャンプ場」を指定し、準備する。

(平常時から宿営地候補の検討を含む。)

エ 必要な資機材等の準備

派遣部隊が到着後速やかに救援目的の活動を開始できるよう、必要な資機材等を準備する。

オ 臨時ヘリポートの設定

第3章の1第4節ヘリコプターによる災害応急対策計画に示す事項に留意する。(平常時からのヘリポート候補地の選定を含む。)

カ 船艇が使用できる岸壁

船艇が使用できる岸壁として、垂水港、白水港、大西港、鯉崎港、木江港、沖浦港、明石港、大串港を準備する。

(2) 派遣部隊到着後

ア 目的地への誘導

派遣部隊を迅速に目的地に誘導する。

イ 派遣部隊指揮官との協議

他の関係機関の救援活動との重複を避け、最も効果的な救援活動が分担できるよう、派遣部隊指揮官と協議する。

ウ 知事等への報告

派遣部隊指揮官、編成装備、到着日時、活動内容及び作業進捗状況等を知事等に報告する。

9 派遣に要する経費の負担

部隊等が派遣された場合、以下に掲げる経費は自衛隊において負担し、それ以外の経費は、それぞれの災害応急対策責任者の負担とする。

(1) 部隊の輸送費

(民間の輸送力（フェリー等を含む。）を利用する場合及び有料道路の通行を除く。)

(2) 隊員の給与

(3) 隊員の食料費

(4) その他部隊に直接必要な経費

10 災害派遣部隊の撤収要請

町長は、自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めた場合は、知事に対して自衛隊の撤収を要請する。

第2項 相互応援協力計画

1 目的

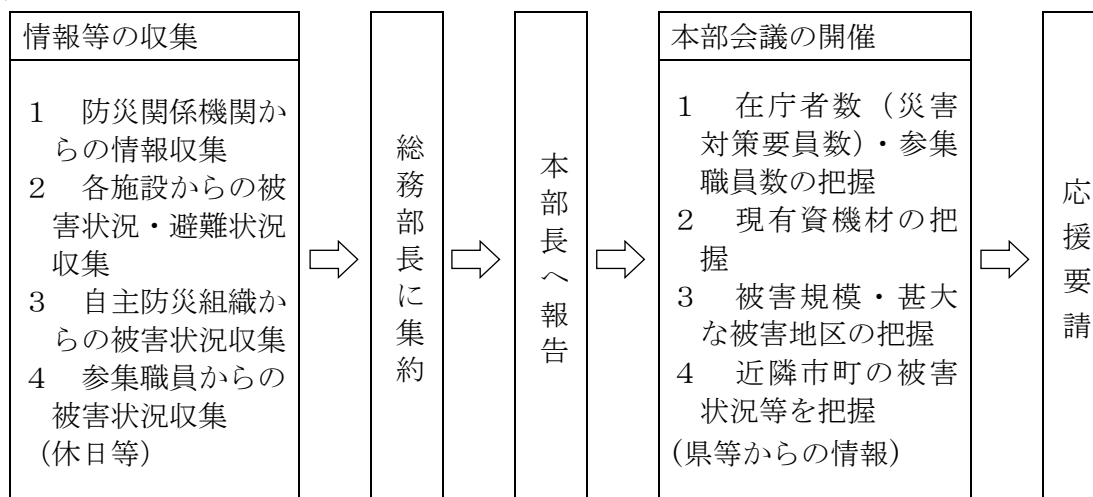
この計画は、大規模災害が発生し、被害が広範囲に及び、町のみでは十分な応急措置ができない場合、他市町や県等の協力を得て迅速かつ適切な応急措置を実施することを目的とする。

2 応援要請の決定

災害が大規模な場合は、防災関係機関からの情報や各施設からの被害状況等に基づき、緊急に本部会議を開催し、本町の現状を把握して応援要請の必要の有無等の決定を行う。

他市町、県等への応援要請は、町長が行う。

応援要請決定フロー



3 応援要請の実施内容

町は、必要に応じて、他の機関に協力を要請し、応急措置等を迅速かつ円滑に遂行する。

(1) 応援協定に基づく応援要請

ア 締結状況

本町は、以下のとおり応援協定を締結している。

- (ア) 広島県内広域消防相互応援協定
- (イ) 県内市町村の災害時の相互応援に関する協定
- (ウ) 広島県内航空消防応援協定

イ 応援要請

町は、災害の種類、災害の規模等に応じて、協定締結機関の中から適切な機関を選定し、応援を要請する。

なお、応援要請の手続等については、資料編に掲載のそれぞれの協定書によることである。

- | | |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 資料編 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 広島県内広域消防相互応援協定書 ・ 県内市町村の災害時の相互応援に関する協定 ・ 広島県内航空消防応援協定書 |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(2) 知事等に対する応援要請

町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第 68 条の規定に基づき、県に対し、原則として以下の事項を示し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

なお、原則として文書により行うが、そのいとまのないときは、口頭又は電話等、迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

明示事項
① 災害の状況及び応援を必要とする理由
② 応援を必要とする職種別人員
③ 応援を必要とする資機材、物資等の品名・数量等
④ 応援を必要とする場所及び応援場所への経路
⑤ 応援を必要とする期間
⑥ その他必要な事項

(3) 他の市町長に対する応援要請

町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県内全市町による災害時の相互応援に関する協定等に基づき他の市町長に応援を求める。

なお、応援を求められた場合には、県が行う市町間の調整に留意するとともに必要な応援を行う。

(4) 緊急消防援助隊の応援等の要請のための連絡

町長は、大規模災害により、自らの町の消防力及び県内応援隊だけでは対応できず、大規模な消防の応援を受ける必要があると判断したときは、「広島県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、速やかに県知事に当該応援等が必要である旨の連絡を行うものとする。

(5) 指定地方行政機関等に対する職員の派遣要請

町長は、災害対策基本法第 29 条に基づき、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、指定地方行政機関の長に対し、指定地方行政機関の職員の派遣を要請することができる。

また、町長は、災害対策基本法第 30 条に基づき、知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。

ア 町長が直接派遣を要請する場合は、以下の事項を記載した文書により行う。(災害対策基本法施行令第 15 条)

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣について必要な事項

イ 町長が、知事に対し職員の派遣についてあつせんを求める場合は、以下の事項を記載した文書により行う。(災害対策基本法施行令第 16 条)

- (ア) 派遣のあつせんを求める理由
- (イ) 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣のあつせんについて必要な事項

4 相互応援協定等の締結

災害時における相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ他の関係機関と相互応援に関する協定等を締結するとともに、共同訓練の実施やその他円滑に相互応援を実施するために必要な措置及び、平常時から担当部署の指定、体制の整備等に努める。

5 応援要員等の受入体制

災害応急対策を実施するに際して、他市町等から必要な応援要員等を要請する場合には、町は以下のとおり受入体制の確保を図る。

(1) 応援要員の受入施設

町は、公共施設の中から適当な施設を確保し、又は旅館等に協力を依頼して、応援要員の宿泊施設を確保する。

(2) 資機材等の受入場所

他市町等からの資機材等は、町有地に搬送する。適当な町有地が見当たらない場合は、私有地を借り上げて搬送する。この場合には、土地所有者又は借地権者と借地契約を結んでおく。

(3) 受入体制の確立

動員された者の作業が効率的に行えるよう、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するとともに、資機材の準備、作業内容、作業場所、その他作業に必要な受入体制を確立する。

6 応急措置の代行

国・県は、災害が発生した場合において、被災により町がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合、応急措置を実施するため町に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、町に代わって行うものとする。

7 被災地への職員の派遣

町は、職員派遣に備え、災害対応業務ごとに、あらかじめ派遣職員名簿を作成するなどして、速やかに応援職員を派遣できる体制を整備するものとする。

また、被災地へ応援職員を派遣する場合、被災地域での居住・勤務経験や災害対応経験等を考慮した職員の選定に努める。

なお、被災地への応援職員派遣は、派遣元の町職員の人材育成を通じた災害対応力の向上につながることから、積極的な応援職員派遣に努めるものとする。

町は、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

第3項 防災拠点に関する計画

1 目的

この計画は、大規模災害時における災害対策活動の拠点を効果的に整備し、救援物資の集積等の拠点を指定配置することを目的とする。

2 防災拠点施設の整備

(1) 防災拠点施設の主な機能

- ア 避難所等、食料、生活必需品、防災資機材の備蓄拠点機能
- イ 救援物資の集積・搬送拠点機能
- ウ 救援部隊の集結・後方支援拠点機能
- エ 防災航空センター機能
- オ 災害対策本部代替拠点機能

(2) 防災拠点施設の指定

町は、大規模災害時に応急活動の拠点となる以下の施設を町の防災拠点として指定し、災害発生時に必要に応じて開設する。

防災活動拠点	
★ 災害対策活動拠点	→大崎上島町役場
★ 避難対策拠点（避難場所）	→各小・中学校、集会所、公民館等
★ 救援物資集積拠点	→大崎上島町防災備蓄倉庫
★ 輸送拠点（ヘリポート）	→小・中・高等学校校庭、大崎上島町場外離発着場、大串ヘリポート等

資料編	・指定避難所一覧 ・ヘリポート適地の状況
-----	-------------------------

(3) 防災拠点施設の整備

ア 耐震化・不燃化の推進

災害対策本部が置かれ、災害時の拠点となる町庁舎、避難施設となる学校その他の公共施設においては、耐震診断を実施し、その調査結果を基に補強工事を行い、耐震化・不燃化を図る。

イ 災害対策活動拠点及び避難対策拠点等

災害対策活動拠点及び避難対策拠点等に、計画的に食料、生活必需品等の備蓄、耐震性貯水槽の設置、非常用自家発電装置等の整備を図る。

ウ 出入口等の段差解消及び手すり等の設置

避難路となる歩道、避難場所、避難所となる公園や公共施設の出入口等の段差解消を図るとともに、公共施設内への手すり等の設置を推進する。

エ 連絡手段の整備

災害時における関係機関との連絡体制の確立を図るため、防災拠点への移動系無線等連絡手段の整備を推進する。

3 防災拠点施設の運営

各防災拠点施設は町が運営するが、必要によりボランティア、自主防災組織等の協力を得て運営する。

第6節 救助・救急、医療及び消火活動

第1項 救出計画

1 目的

この計画は、災害時における救出、救護、そのほか人の生命、身体、財産の保護及び遺体に対して迅速かつ適切な措置を実施することを目的とする。

2 陸上災害救難

(1) 実施責任者

実施責任者	実施の範囲	法令名
県警察 消防機関	災害により住民の生命、身体、財産に危険が迫った場合、危機状態からの救出	警察法 第2条 警察官職務執行法 第4条 消防組織法 第1条
警察官	災害による遺体の調査	警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律
知事 (災害救助法施行令により知事から実施を指示された場合は町長)	被災者の救出 遺体の捜索、処理、埋葬及び障害物の除去	災害救助法第2条、第4条、第13条 広島県災害救助法施行細則第1条
町長	災害時における身元不明、原因不明の遺体の取扱い	行旅病人及び行旅死亡人取扱法第2条

(2) 実施方法

ア 被災者の救出

(ア) 通常の場合

町長が救難責務を有するが、直接の救出は東広島市消防局、県警察がこれに当たる。この場合、町長は、救出担当機関と密接な連携を保ち、救出作業が円滑に行われるよう配慮する。

(イ) 災害救助法を適用した場合

包括的な救出責任は知事が有するが、町長は補助者として東広島市消防局、警察等関係者の協力により救出に当たる。

なお、知事から町長に実施を委任されたときは、町長が実施責任者となり救出を行う。

イ 遺体の捜索、収容、埋葬等

(ア) 遺体の捜索

災害救助法が適用された場合、包括的な責任は知事が有するが、町長は補助者として消防機関、その他の関係者の協力の下に広島県災害救助法施行細則の適用基準に従い捜索を行う。

なお、知事から町長に実施を委任されたときは、町長が実施責任者となり遺体の捜索を行う。

(イ) 遺体の収容、埋葬

災害救助法が適用された場合において、知事から町長に実施を委任されたときは、町長が実施責任者となり遺体の収容、埋葬を行う。

また、災害時における身元不明、原因不明の遺体については、行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定により措置する。

(詳細は、第3章の1第10節第2項 遺体の捜索、取扱い、埋火葬計画)

ウ 障害物の除去

災害救助法が適用された場合、町長は広島県災害救助法施行細則に定める適用基準により、知事の指示に基づいて、被災者の日常生活に著しい障害を及ぼすものを除去する。また、知事から除去の実施を委任された場合は、町長がこれを実施する。

資料編 ・ 広島県災害救助法施行細則 (別表第1・別表第2)

3 海上救難

(1) 実施責任者

実施責任者	実施の範囲	法令名
第六管区 海上保安本部	海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災地変その他救済を必要とする場合の援助	海上保安庁法 第2条、第5条
県警察 消防機関	災害により住民の生命、身体、財産に危険が迫った場合、危機状態からの救出	警察法 第2条 警察官職務執行法 第4条 消防組織法 第1条
知事 (災害救助法施行令により知事から実施を指示された場合は町長)	被災者の救出	災害救助法 第2条、第4条、第13条 災害救助法施行細則 第1条
	遺体の捜索、処理、埋葬及び障害物の除去	災害救助法 第2条、第4条、第13条
町長	町の区域の地先海面における海難の救助救難	水難救護法 第1条

(2) 実施方法

ア 第六管区海上保安本部

第六管区海上保安本部は、自己の防災業務計画により、必要な救助対策を実施する。

イ 県警察及び消防機関

県警察及び消防機関は、警察官職務執行法及び消防組織法の定めるところにより海難の救助を行う。

ウ 知事

知事は、海難につき必要と認めたときは、災害救助法を適用し広島県災害救助法施行細則に定める救助を行う。

エ 町長

町長は、町の管轄区域の地先海面における海難に対して必要と認めたときは、水難救護法の定めるところにより広島海上保安部、竹原警察署、東広島市消防局、港湾管理者等の関係機関の協力を得て対処する。

(3) 遺体の捜索、収容、埋葬等

陸上災害救難に準ずる他、海上保安官は海上保安庁死体取扱規則により遺体を見分するとともに、遺体、身元の調査など所要の措置を行う。

4 惨事ストレス対策

救出活動等を実施する場合は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

5 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊と町は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリアや内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整等必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接な情報共有を図り、連携して活動を行う。

6 活動時における感染症対策

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊と町は、感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等、基本的な感染症対策を徹底する。

第2項 医療救護・助産計画

1 趣旨

災害のため、傷病者の多発等により医療機関の受入可能な患者数を超えたり、町の医療機関の多くが損壊し、医療機能が著しく低下した場合など、町の医療能力だけでは、全ての傷病者に対応できない場合においても、住民に、十分な医療救護、助産が提供できるよう医療救護活動に必要な事項を定める。

2 医療救護体制等の整備（平常時）

県、災害拠点病院は、平常時から防災関係機関や他の災害拠点病院、近隣の医療機関との連携を構築するとともに、災害時に速やかに情報共有できるよう広域災害・救急医療情報システム（以下「EMIS」という。）等の操作訓練等を実施している。町は、町内の医療能力だけで対応できないときに備えて、県や災害基幹病院の活動等を把握し連携を図るものとする。

3 災害時における実施責任者及び実施内容

(1) 医師会との連携

町は、災害発生後、直ちに豊田郡医師会及び医療機関との連携の下に医療救護班を編成して医療救護活動を実施する。

また、災害時の二次的な健康被害を予防するため、保健師等による公衆衛生活動を実施する。

(2) 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を利用した情報収集

町は、災害発生時、EMISを利用して、医療機関の被災状況、被災者の医療ニーズ等に関する情報を総合的に把握するなど災害時医療に必要な情報等を収集するものとする。

(3) 県及び日本赤十字社広島県支部等への協力要請

町の医療救護活動のみでは対処できない場合は、直ちに県及び日本赤十字社広島県支部等に協力を要請する。

(4) 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合、知事が医療救護、助産を行う責務を有するが、同法第13条及び同法施行令第17条の規定により知事から委任された場合は、町長が実施責任者となる。

4 医療救護等の活動内容（県への要請による）

(1) 医療救護

ア 基本原則

(ア) 県内7つの二次保健医療圏を「災害医療圏」とし、災害時の活動単位とする。（本町は広島中央二次保健医療圏に該当。）

(イ) 県及び災害医療圏毎に「災害医療コーディネーター」や「災害薬事コーディネーター」を整備し、必要に応じて県（保健所を含む。）や町に助言や支援を行う等、医療救護活動の調整を図る。

イ 災害派遣医療チーム（DMAT）・ドクターヘリ

(ア) 被災地で活動するDMATは、原則として、被災地内の災害拠点病院（中国労災病院）等に設置されるDMAT活動拠点本部に参集し、病院支援、域内搬送、現場活動を行う。

(イ) 被災地に派遣されたドクターヘリは、医師・看護師等医療従事者の派遣、患者の後方病院への搬送、医薬品等医療器材の輸送等を行う。

ウ 医療救護班

【第Ⅰステージ】

(ア) 医療救護班の出動は、県又は町が調整・連絡する。なお、必要に応じて、切れ目のない医療救護を実施する観点から、DMATメンバーと連絡するとともに、災害医療コーディネーター等の助言や支援を受けるものとする。

(イ) 最初に到着した医療救護班の医師は、消防関係諸機関の現場指揮本部の構成員となり、災害規模の把握、情報収集・発信、エリア設定、医療救護活動の統括に協力する。

(ウ) 後続の医療救護班は、現場指揮に従って各活動拠点等で、DMAT、救急隊員とともに、3T（トリアージ、治療、搬送）を実施する。

(エ) 救護に必要な医薬品及び衛生材料で、現地又は救助機関で確保できないものがあるときは、県、町において、あらかじめ定めた医療薬品等卸業者との調達の方法により、あつせん確保に努める。

(オ) 医療救護班が撤収する時期については、県又は市町が必要に応じて災害医療コーディネーター等の助言を受けながら判断する。

【第Ⅱステージ】

(ア) 町は、必要に応じて避難所等に救護所を設ける。

(イ) 医療救護班は、避難所において、被災者の健康管理、公衆衛生対策を必要に応じて実施する。生活環境の悪化に伴う内科的疾患や災害後の精神的ストレス対策、慢性疾患の管理が中心となり、特に、肺血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）の予防や慢性疾患の管理は重要となり、巡回診療を必要に応じて実施する。

(ウ) その他必要に応じて、医療救護班は、避難所又は近隣において、被災者に対し、巡回診療やニーズ調査、生活指導などを実施する。

(エ) 救護に必要な医薬品及び衛生材料で、現地又は救助機関で確保できないものがあるときは、県、町において、あらかじめ定めた医療薬品等卸業者との調達の方法により、あつせん確保に努める。

(オ) 人工透析など生命維持のために継続した医療が必要な慢性疾患の患者が、交通遮断等で通院が困難となっている場合は、航空機や船舶を利用した患者の広域搬送や医薬品の輸送等によって適切な受療体制を確保するため、警察、消防、自衛隊、海上保安庁、船舶運航事業者など関係機関との調整を行う。

(カ) 医療救護班の撤収時期は、県又は町が必要に応じて災害医療コーディネーター等の助言を受けながら判断し、連絡する。

資料編	・医療機関一覧 ・町内薬局薬店一覧
-----	----------------------

(2) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣

ア 災害時の精神科医療の提供及び精神保健活動の支援を行うため、必要に応じて、医師、看護師等により組織するDPATが被災地に派遣される。

イ 町は、DPATの派遣・受入れを行う場合、その調整を行うとともに活動場所の確保等を図る。

(3) 公衆衛生活動

ア 災害時公衆衛生チーム

(ア) 公衆衛生に係る専門家で構成するチームを編成し、災害による被災者に対して、公衆衛生上の観点から必要な調査や支援を行う。

(イ) 県保健所職員からなる調査班を先行して避難所等に派遣し、公衆衛生上のニーズの収集や必要な公衆衛生スタッフの職種、人数などの状況把握を行う。

(ウ) 調査班の調査結果に基づき、必要なニーズに対応した複数の専門職種からなる保健衛生班を編成し、避難所等に派遣する。

(エ) 保健衛生班は、医療救護班と連携し、被災者へのリハビリテーションや心のケアなどの支援活動を実施する。

イ こども支援チーム

- (ア) 災害時の子どもの心のケアのため、必要に応じて、医師、臨床心理士等により組織するこども支援チームを被災地に派遣する。
- (イ) 必要に応じて被災地の近隣等に相談窓口を設置して被災児童に係る相談を受付、地域住民の利便性を確保する。
- (ウ) 学校、保育所及び幼稚園等、子どもの支援に係る関係機関の従事者向け研修会の開催等により子どもの心のケアの実践に係る対応力の向上を図る。

ウ 保健師

- (ア) 統括保健師は、保健師が行う活動の総合調整を行う。
- (イ) 県保健所保健師は、災害時公衆衛生チームの一員として活動するとともに、町の保健師が行う活動を支援する。

5 惨事ストレス対策

医療・救護活動等を実施する場合は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

6 助産

(1) 原則

原則として医療救護に準ずる。

(2) 災害救助法適用の場合

災害救助法が適用された場合には、以下に定めるところによる。

ア 助産の対象となる者

災害発生の以前又は以後7日以内に分べんした者で、災害のため助産の方途のなくなった者

イ 助産の範囲

分べんの介助、分べん前後の処置、衛生材料の支給

ウ 助産の期間

分べんした日から7日以内

資料編 ・ 広島県災害救助法施行細則（別表第1・別表第2）

7 部隊間の活動調整

町は、災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

第3項 消防計画

1 目的

この計画は、東広島市消防局、消防署及び消防団を活用して、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災等の災害による被害を軽減することを目的とする。

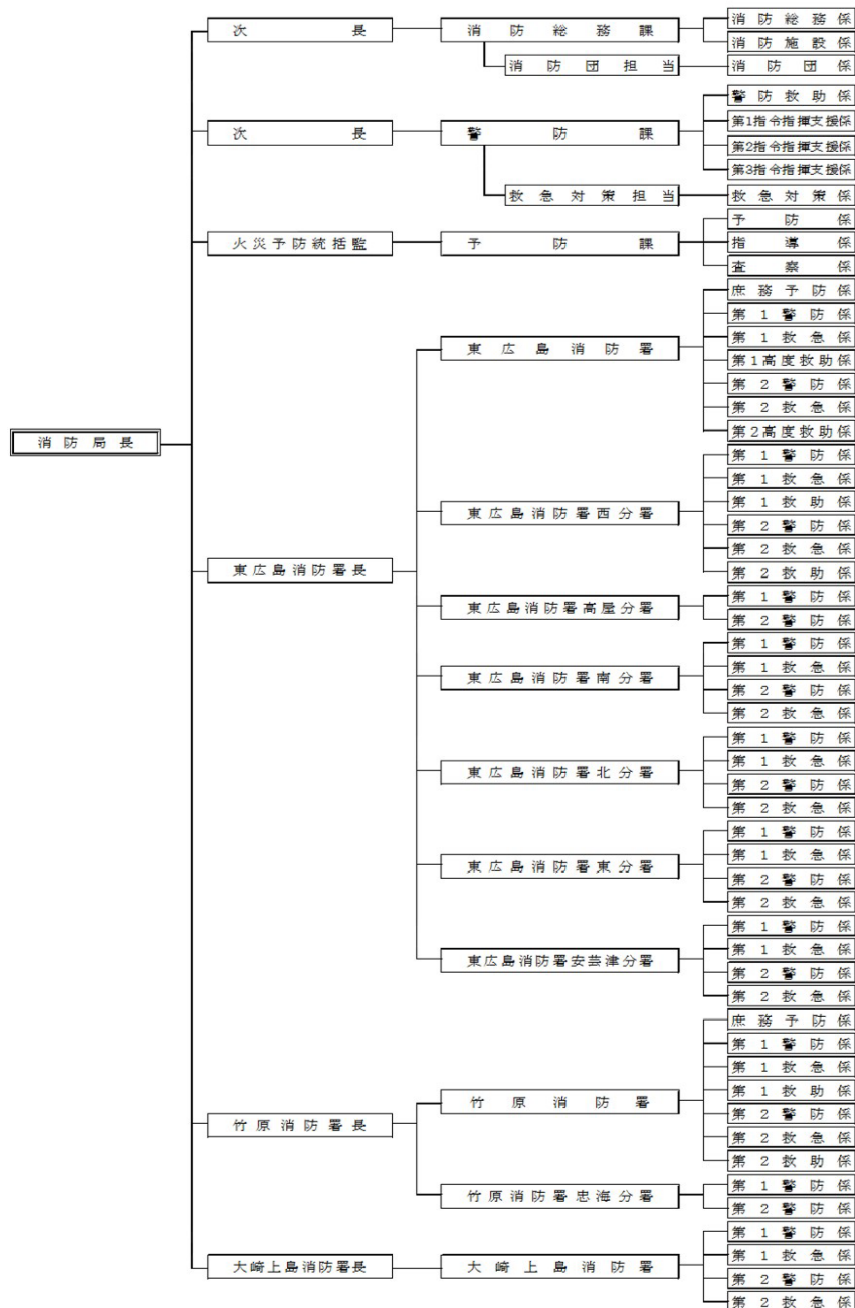
2 実施責任者

消防については、町がその責に任じ、県は非常事態の場合において、緊急の必要があるとき、災害防御の措置に関して、必要な指示をすることができる。

3 組織

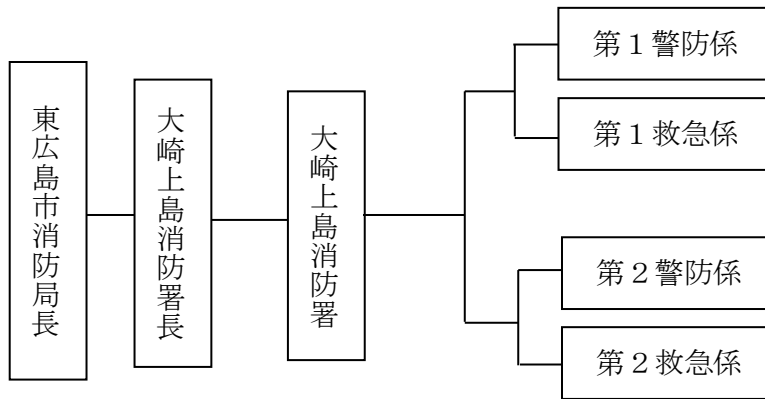
(1) 東広島市消防局（東広島市西条町助実 1173-1）

(令和7年4月1日現在)



(2) 大崎上島消防署 (大崎上島町東野 4154-1) 21 名

(令和 7 年 4 月 1 日現在)



(3) 大崎上島町消防団 (大崎上島町東野 6625-1) 定員 360 名 (実員 307 名)

(令和 8 年 1 月 1 日現在)

名称	部	管轄区域
第 1 分団	第 1 部	外表
	第 2 部	鮎崎
	第 3 部	垂水
第 2 分団	第 1 部	古江・生野島・契島
	第 2 部	盛谷
第 3 分団	第 1 部	白水・小原
	第 2 部	上組・下組・矢弓・大田・脇之浦
第 4 分団	第 1 部	山尻・東原下・原下
	第 2 部	本郷
	第 3 部	片浜
第 5 分団	第 1 部	向山・長島
	第 2 部	大西
第 6 分団	第 1 部	原田
	第 2 部	瀬井・大串
第 7 分団	第 1 部	岩白
	第 2 部	宇浜・郷
	第 3 部	天満・野賀
第 8 分団	第 1 部	上の谷・中浜・木越・三里浜
第 9 分団	第 1 部	向浜・本浜・岡部

4 消防力等の整備

(1) 大崎上島消防署の消防力

大崎上島消防署の消防力は、資料編に掲げるとおりである。

(2) 消防団の消防力

大崎上島町消防団の消防力は、資料編に掲げるとおりである。

(3) 消防水利

本町における消防水利は、資料編に掲げるとおりである。

資料編	・大崎上島消防署の消防力 ・大崎上島町消防団の消防力 ・消防水利の現況
-----	-------------------------------------------

5 計画の内容

(1) 初期活動

風水害等により道路、橋梁等が損壊し、通行不能となり、地域が孤立した場合、各分団員は巡回による出火防止等の広報に当たり、消防機械器具及び消防水利の点検整備をし、万一の火災に備える。

(2) 無線使用不能時の通信の確保

災害により、無線の使用が不能になった場合は、通信を確保するため現地へ携帯無線機を搬入し、情報連絡に当たる。

(3) 火災の消火等の処置

孤立化した地域で火災が発生した場合、消防団員は孤立地域住民の協力を得て火災の早期鎮圧、拡大防止に努めるとともに、無線使用不能時にあつては、隣接地域に近い場所でサイレンを吹鳴し、隣接消防団に連絡、又は徒歩、自転車等を利用して応援を求める。

6 相互応援協力計画

町は、火災発生時に町の消防力では十分な消防活動の実施が困難と判断した場合には、あらかじめ締結している「広島県内広域消防相互応援協定」（昭和 62 年 10 月 1 日締結）に基づき県内他市町等に応援を要請する。

資料編	・広島県内広域消防相互応援協定書
-----	------------------

7 惨事ストレス対策

消防活動等を実施する場合は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

8 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊と町は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリアや内容、情報通信手段等について、情報共有及び活動調整等必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接な情報共有を図り、連携して活動を行う。

第4項 水防計画

1 目的

この計画は、洪水又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減することにより公共の安全を保持することを目的とする。

2 実施責任者

町長は、水防法第3条の規定により洪水又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減し、公共の安全を保持する責務を有する。

3 町の業務

- (1) 各区域内の監視、警戒及び防潮扉等の管理者への連絡通報
- (2) 水防に必要な資機材の点検整備
- (3) 防潮扉等の遅滞のない操作及び防潮扉等の管理者に対する閉鎖の応援
- (4) 水防管理団体相互の協力及び応援

4 水防組織等

- (1) 災害対策本部の事務分掌に基づいての実施

区域内の河川、海岸等に対する監視、予防伝達、連絡、資材の整備等の万全を期するための組織については、災害対策本部の事務分掌の配備に基づいて行う。

- (2) 水防組織の設置

ア 設置基準

水防に係る組織は、以下のいずれかに該当する場合に設置し活動を開始する。

(ア) 広島地方気象台から警報が発せられた場合

(イ) 気象状況等により河川、海岸に対する水防活動の必要を町長が認めて指示した場合

イ 水防準備

水防活動の実施に備えるため水防活動に関する警報が発せられた場合、その他必要な場合、水防準備に服する。

- (3) 動員

水防活動は、役場職員及び消防団員により実施するが、要員が不足する場合、水防管理者である町長は、一般住民の協力を求めることができる。

5 予警報、水位等の連絡

(1) 気象等の予報及び警報の伝達

第3章の1第2節第2項「気象情報等の伝達に関する計画」に定めるところによる。

(2) 水位、潮位等の伝達

第3章の1第2節第2項「気象情報等の伝達に関する計画」に定めるところによる。

6 水防活動

(1) 監視、警戒及び連絡

ア 気象警報が発せられた場合

消防機関は、気象警報が発せられた場合、その他水防上必要があると認められるときは、河川、堤防、急傾斜地等の危険箇所の監視及び警戒に当たる。

イ 異状を発見した場合

消防機関は、河川、堤防、急傾斜地等に異状を発見したときは、直ちに水防管理者（水防本部）に急報するとともに水防作業に従事する。

ウ 県管理に属する場合

町長は、前記の通報を受けた箇所が県管理に属するときは、直ちに西部建設事務所東広島支所に連絡して必要な措置を求める。

(2) 水防施設及び資材器具等

ア 水防倉庫の位置等

水防倉庫の位置及び保管する備蓄資材は、資料編に掲げるとおりである。

イ 資材器具の調達確保

水防本部は、水防倉庫備蓄資材器具の数量を常に把握し、緊急時の輸送、補給についてあらかじめ東広島市消防局と協議を行う。

ウ 資材器具を必要とする場合

水防活動のため水防倉庫に備蓄している資材器具を必要とするときは、関係する消防団長又は班長は、以下の事項を明示し、東広島市消防局に請求する。

ただし、緊急やむを得ない場合は、事後承認とする。

(ア) 品名及び数量

(イ) 使用場所及び数量

(ウ) 送達の方法

(エ) 請求者職、氏名

エ 水防施設の充実強化

水防本部は、排水機及び排水施設といった水防施設等の充実強化に努めるものとする。

(3) えん堤の操作

ア えん堤の操作責任者

えん堤の操作責任者は、下流の出水に悪影響のないように慎重な操作を行うとともに、その状況を水防本部に通報する。

イ 農業用ため池等

農業用ため池等においても、ため池管理者は気象状況による水位の変化を監視し、必要に応じ門扉の開閉を行うとともに、その状況を水防本部に通報する。

資料編 ・ 防災重点農業用ため池の現況

(4) 決壊等の通報

ア 事態等が発生した場合

水防活動中に堤防決壊、急傾斜地崩壊、その他の施設でこれに属する事態等が発生した場合、直ちに水防管理者に通報するとともに、氾濫、土砂流出等による被害が拡大しないように努める。

イ 前項の通報を受けた場合

町長は、前項の通報を受けたときは、直ちにその旨を第3章の1 第3節第1項「災害情報計画」による関係機関及び竹原警察署並びに氾濫、土砂流出方向の消防分団、住民及び近隣の水防管理団体に急報する。

(5) 避難の指示

ア 立退きの指示、勧告

洪水、高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められる場合は、町長は必要な区域の居住者に立退きを指示する。

イ 避難の指示の方法

避難の指示は、防災行政無線、拡声器、サイレン、警鐘等で伝達する。

(6) 水防信号

水防信号は、水防法第20条の規定により以下のとおり定められている。

区分	信号の内容	警鐘信号	サイレン信号
第一信号	河川では量水標が警戒水位 海岸では台風来襲時の危険風向きの風速が 20m 毎秒程度に達し、高潮のおそれがある場合	●休止 ●休止 ●休止	約 5 秒 約 15 秒 ●—— 休 止 ●——
第二信号	水防関係者が直ちに出勤すべき場合	●——●——●——●——●——●——●——●—— ●	約 5 秒 約 6 秒 ●—— 休 止 ●——
第三信号	区域内の居住者が全員出勤すべき場合	●——●——●——●—— ●——●——●——●——	約 10 秒 約 5 秒 ●—— 休 止 ●——
第四信号	区域内の居住者に避難のための立退きを指示する場合	乱打	約 1 分 約 5 秒 ●—— 休 止 ●——

- 備考 1 信号は、適宜の時間継続すること。
2 必要があれば、警鐘信号とサイレン信号を併用することを妨げない。
3 危険が去ったときは、口頭、拡声器放送により伝達周知させること。

(7) 警戒区域の設定

ア 消防団員による警戒区域の設定等

水防活動上緊急の必要がある場所においては、消防団員は警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対し、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又は退去を命ずることができる。

イ 手続について

消防団員が前号における措置をする場合及び警察官が前号の職権を行う場合の手続については、第3章の1 第8節第1項「避難対策計画」に定めるところによる。

(8) 水防記録

町長は、水防活動が終了したときは、水防記録を作成する。その様式は、「広島県水防計画」に定めるところによる。

(9) 公用負担

ア 権限の行使

水防上緊急に必要な場合、水防法第28条の規定により、町長、消防団長又は消防署長は、水防の現場において以下の権限を行使する。

(ア) 土地の一時使用

(イ) 土石、竹木その他の資材の使用又は収用

- (ウ) 車両その他の運搬用機器の使用
- (エ) 工作物その他の障害物の処分
- イ 町長又は消防団長による実施
 - 町長又は消防団長は、前記アの公用負担について、以下に定めるところにより実施する。
 - (ア) 公用負担の権限の委任
 - 公用負担は、水防の現場で緊急の措置として実施されるので、水防上緊急の必要がある場合、以下の者にその権限を委任する。
 - a 消防団副団長
 - b 消防団分団長
 - (イ) 公用負担の範囲
 - 公用負担は、客観的にみて必要な場合に必要な限度において実施する。
 - (ウ) 公用負担を実施した場合の報告
 - 公用負担の委任を受け、若しくは要請を受けて命じた者は、水防活動終了後速やかに町長に報告する。
 - (エ) 公用負担に伴う損失補償
 - 町長は、前記アの規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償する。

7 水防管理団体相互の協力

- (1) 応援を求める場合
 - 町長は、水防のため緊急の必要があるときは、他の水防管理団体に対して応援を求める。
- (2) 応援を求められた場合
 - 町長は、他の水防管理団体から応援を求められたときは、自己の責任区域内の水防に支障のない範囲内で、作業員及び資材器具を提供し、応援する。
- (3) 警察官への応援要請
 - 町長は、必要があるときは、警察官の出動を求める。

8 水防解除

- (1) 住民への周知
 - 町は、河川の水位が警戒水位以下に減じ、又は高潮の氾濫の危険が去り水防の必要がなくなったときは、水防解除を指示し、かつ、その旨を住民に周知させる。
- (2) 水防記録の提出
 - 町は、水防活動が終了したときは、速やかに水防記録を西部建設事務所東広島支所に提出する。

9 水防訓練

水防訓練は、第2章第5節「住民の防災活動の促進に関する計画」に定めるところにより実施する。

第5項 危険物等災害応急対策計画

1 目的

この計画は、危険物、高圧ガス、火薬類及び毒物劇物等の危険性の高い物質（以下「危険物等」という。）を製造、貯蔵又は取扱いを行う事業所においては、危険物等に係る災害の発生を最小限度にとどめ、周辺地域に対する被害の拡大を防止することを目的とする。

2 実施方法

災害の発生に備え、事業所においては、平常時から関係法令の遵守及び自主保安体制の確立に努める一方、町は、これらに対して、必要な指導を行う。

(1) 危険物災害応急対策

当該事業所及び町は、危険物施設等が火災等により危険な状態となった場合、又は爆発等の災害が発生した場合に、地域住民等への危害を防除するため以下の措置を実施する。

ア 危険物施設の所有者、管理者及び占有者

(ア) 安全措置の実施

施設が危険な状態になったときは、直ちに危険物を安全な場所に移動し、あるいは注水冷却する等、安全措置を講ずる。

(イ) 住民への避難警告

県警察及び町へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

(ウ) 初期消火活動の実施

自衛消防隊その他の要員により、初期消火活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て延焼防止活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するに当たっては、海上への波及防止並びに河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。

(エ) 消防機関の誘導

消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性・有毒性物品の所在並びに品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告する。

イ 町

町は、東広島市消防局の協力等を得て、消防法に定める危険物を製造し、貯蔵し、又は取り扱う事業所に対し、大地震等による災害の発生を阻止するため以下の措置を行う。

(ア) 情報収集の実施

県へ災害発生について直ちに報告するとともに、災害の状況について情報収集を行う。

(イ) 東広島市消防局との協力

危険物を製造し、貯蔵し、又は取り扱う事業所に対し、東広島市消防局の協力を得て以下に掲げる措置をとるよう指示し、又は自らその措置を行う。

また、必要があると認めるときは、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

- a 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置
- b 危険物の流出、出火、爆発等の防止措置
- c 危険物施設の応急点検
- d 異常が認められた施設の応急措置

(ウ) 消防団の出動

消防団を出動させ、東広島市消防局の消防活動に協力して、救助及び消火活動を実施する。

(エ) 応援要請

自己の消防力等では対処できない場合は、広島県内広域消防相互応援協定等に基づいて、他の市町及び消防本部に対して応援を要請する。

資料編 ・危険物施設の状況
 ・広島県内広域消防相互応援協定書
 ・広島県内広域消防相互応援協定実施細目

(2) 高圧ガス災害応急対策

当該事業所及び町は、高圧ガス施設等が火災等により危険な状態となった場合、又は爆発等の災害が発生した場合に、地域住民等への危害を防除するため以下の措置を実施する。

ア 高圧ガス施設等の所有者、占有者の措置

(ア) 安全措置の実施

製造施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、充填容器が危険な状態となったときは、直ちにこれを安全な場所に移し、又は水（地）中に埋める等の安全措置を講ずる。

(イ) 住民への避難警告

東広島市消防局へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

イ 町

(ア) 情報収集の実施

県へ災害発生について直ちに報告するとともに、災害の状況について情報収集を行う。

(イ) 東広島市消防局との協力

製造事業者、販売業者、貯蔵所の所有者又は消費者等に対し、東広島市消防局の協力を得て危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、火気使用禁止の広報、警戒区域の設定、住民の立入制限、退去の指示等を行う。

(ウ) 消防団の出動

消防団を出動させ、東広島市消防局の消防活動に協力して、救助及び消火活動を実施する。

(エ) 応援要請

自己の消防力では対処できない場合は、広島県内広域消防相互応援協定等に基づいて、他の市町及び消防本部に対して応援を要請する。

(3) 火薬類災害応急対策

火薬類関係施設等（火薬類の製造所、販売所、貯蔵所、運搬車両、消費事業所）の事業者及び町は、火薬類関係施設等が火災等により危険な状態となった場合、又は爆発等の災害が発生した場合に地域住民等への公共安全を確保するため、以下の措置を実施する。

ア 火薬庫又は火薬類の所有者、占有者

(ア) 安全措置の実施

火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これに移し、かつ、見張人をつけること。通路が危険であるか又は搬送する余裕がない場合には、水中に沈める等安全な措置を講じる。あるいは火薬庫の入口、窓等を目塗土で完全に密閉し、木部には防火の措置を講ずる等、安全な措置を講ずる。

(イ) 住民への避難警告

県警察（又は呉海上保安部）、消防及び町へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

イ 町

(ア) 情報収集の実施

県へ災害発生について直ちに報告するとともに、災害の状況について情報収集を行う。

(イ) 東広島市消防局との協力

火薬類の所有者及び占有者に対し、東広島市消防局の協力を得て危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、火気使用禁止の広報、警戒区域の設定、住民の立入制限、退去の指示等を行う。

(ウ) 消防団の出動

消防団を出動させ、東広島市消防局の消防活動に協力して、救助及び消火活動を実施する。

(エ) 応援要請

自己の消防力では対処できない場合は、広島県内広域消防相互応援協定等に基づいて、他の市町及び消防本部に対して応援を要請する。

(4) 毒物劇物災害応急対策

当該事業者及び町は、毒物劇物施設等が火災、漏えい事故等により危険な状態となった場合、又は爆発等の災害が発生した場合に、地域住民等への危害を防除するため以下の措置を実施する。

ア 毒物劇物施設の所有者、管理者及び占有者

(ア) 防止対策の実施

施設が危険な状態になったときは、直ちに毒物劇物を安全な場所に移動する等、飛散、流出等の防止対策を講ずる。

(イ) 住民への避難警告

西部東厚生環境事務所・保健所、竹原警察署又は東広島市消防局へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

(ウ) 延焼防止活動の実施

自衛消防隊その他の要員により、初期消火活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て延焼防止活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するに当たっては、海上への波及防止並びに河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。

(エ) 消防機関の誘導

消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性・有毒性物品の所在並びに品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告する。

イ 町

(ア) 災害発生の報告

県、西部東厚生環境事務所・保健所、竹原警察署へ災害発生について、直ちに報告する。

(イ) 必要な応急対策の実施

県、施設管理者及び毒物劇物取扱責任者等と密接な連絡をとり、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報活動、住民の立入制限及び避難の指示等必要な応急対策を行う。

(ウ) 消防団の出動

消防団を出動させ、東広島市消防局の消防活動に協力して、救助及び消火活動を実施する。

(エ) 指導の要請

毒物劇物取扱施設にあつては、施設の管理者に対して以下の措置をとるよう、指導を西部東厚生環境事務所・保健所に要請する。

a 毒物劇物の流出等のおそれのある作業等の停止措置

b 毒物劇物の流出等の防止措置及び流出した場合の回収等の処理の実施

(オ) 応援要請

自己の消防力等では対処できない場合は、広島県内広域消防相互応援協定等に基づいて、他の市町及び消防本部に対して応援を要請する。

資料編	・ 毒物・劇物製造所 ・ 広島県内広域消防相互応援協定書 ・ 広島県内広域消防相互応援協定実施細目
-----	---------------------------------------------------------

第7節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第1項 災害警備計画

1 目的

この計画は、災害時における公共の安全と秩序を維持するため、警察法、警察官職務執行法、海上保安庁法及びその他の法令の定めるところにより行われる警察活動について、その組織配備等必要な事項を定めることを目的とする。

2 災害警備対策

県警察は、関係機関と密接な連絡のもとに災害警備対策を推進し、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して情報の収集に努め、住民の生命及び身体の保護を第一とした警備活動に努める。

(1) 災害発生時の警備活動

- ア 災害情報の収集及び伝達
- イ 被害実態の把握
- ウ 被災者の救出、救助等の措置
- エ 避難路及び緊急交通路の確保
- オ 交通の混乱の防止及び交通秩序の維持
- カ 行方不明者の捜索及び遺体の調査、検視
- キ 危険箇所の警戒並びに住民等に対する避難指示及び誘導
- ク 不法事案の予防及び取締り
- ケ 被災地・避難場所及び重要施設等の警戒
- コ 広報活動
- サ 関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力

(2) 災害警備体制

県警察の災害に対処する警備体制は、概ね次のとおり。

区分	基準	配備及び任務
災害警備情報連絡室	災害の発生のおそれが低く、警備実施活動に必要な準備を行う時間的余裕のある場合	情報収集及び連絡活動を主として行い、状況により警戒体制又は非常体制に迅速に移行できる体制とする。
災害警備対策室	相当な被害の発生が予想され、十分な注意と警戒を必要とする場合	情報収集、連絡活動、災害の応急対策を実施するとともに、事態の推移に伴い、直ちに非常体制に切り替える体制とする。
災害警備対策本部	災害により既に相当な被害が発生し、被害の拡大が予想される場合	一切の災害警備活動の実施

(3) 災害警備対策本部等の設置

県警察は災害が発生し又は発生するおそれのある場合には、警備体制の区分に応じ、次の体制を設置して確立する。

- ・準備体制 「災害警備情報連絡室」
- ・警戒体制 「災害警備対策室」
- ・非常体制 「災害警備対策本部」

(4) 第六管区海上保安本部の治安維持対策

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇等及び航空機により次に掲げる措置を講ずるものとする。

- ア 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。
- イ 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

第2項 交通・輸送応急対策計画

1 目的

この計画は、災害時において、交通、輸送、通信の機能が途絶し、又は混乱した場合において、これらの機能又は秩序を速やかに回復し、緊急輸送、通信連絡を円滑に行うことを目的とする。

2 交通秩序応急対策

(1) 陸上交通の確保

ア 交通規制

県公安委員会は、道路の被害及び交通状況の把握に努め、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策を的確かつ円滑に行うために緊急の必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両（災害対策基本法施行令第32条の2で定める、道路交通法「昭和35年法律第105号」第39条第1項の緊急自動車及び災害対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他災害応急対策を実施するため運転中の車両。以下同じ。）以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。

(ア) 被災地及び周辺における優先通行

緊急通行車両であっても、人命救助及び消火活動に従事する車両の通行を最優先する。

(イ) 緊急交通路の確保

被災地及びその周辺に通じる主要道路については、あらかじめ緊急通行車両の交通路（以下「緊急交通路」という。）として選定するとともに、発災後、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限し、緊急交通路を確保する。

また、当該の区域又は道路の区間については、緊急通行車両以外の車両の走行を抑制する。

(ウ) 車両の走行の抑制

緊急交通路以外の主要道路については、必要な交通規制又は指導・広報を行って、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限し、車両の走行を極力抑制する。

イ 運転者に対する指導、広報

県公安委員会は、道路交通情報板や立看板等のあらゆる広報媒体を利用して、通行禁止に係る区域・区間や迂回路等の周知を図るとともに、「運転者のとるべき措置」として、次の事項を遵守するよう指導、広報を実施する。

(ア) 走行中の車両

a 車両の移動

車両を通行禁止区域又は区間以外の場所に速やかに移動させる。移動させることが困難な場合は、できるかぎり車両を道路の左側端に寄せ、緊急通行車両の通行妨害とならないように駐車する。

b 状況に応じた行動

移動、駐車後は、カーラジオ等により、地震情報や交通規制情報等を聴取し、その情報や周囲の状況に応じて行動する。

c 車両を置いて避難する場合

車両を置いて避難するときは、できるかぎり道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側端に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(イ) 避難のための車両

避難は、原則として徒歩で行い、車両は使用しない。(歩行困難な被災者については、最大限公的救助措置をとる。)

ウ 路上の障害物除去等

(ア) 建設業者等との協力

町は、町の管理する道路の障害物について、町内建設業者等の協力を得て、速やかに除去する。

除去に当たっては、町防災拠点等(町役場、指定避難場所、ヘリポート、救援物資集積場所等)を結ぶ路線等を優先して実施する。

(イ) 県公安委員会との連携

町は、県公安委員会から車両の通行禁止区域及び緊急交通路を指定した旨の通知を受けた場合には、県公安委員会と連携して通行禁止区域等における障害物の除去及び応急復旧等を優先的に実施する。(なお、当該道路管理者、漁港管理者又は港湾管理者のことを、以下「道路管理者等」という。)

(ウ) 緊急通行車両の通行確保

交通整理等に従事する警察官は、通行禁止区域等における緊急通行車両の通行を確保するため、車両その他の物件の占有・所有・管理者に対して、道路外の場所への移動等を指示・命令することができる。

なお、指示・命令する相手方が現場にいない等、当該措置等を命ずることができないときは、警察官は自ら当該措置等をとることができる。

また、警察官がいない場合に限り、自衛官及び消防吏員は、自衛隊用及び消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、同様の措置等を講ずることができる。

この場合、措置等を行った自衛官及び消防吏員は、竹原警察署長に直ちに通知する。

(エ) 道路管理者等相互の連携

町は、障害物除去による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者等相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画の内容を把握する。

(オ) 緊急車両の通行ルートの確保

道路管理者等は、災害が発生した場合、緊急の必要があるときは、道路区間を指定して、緊急通行車両の通行を確保するための必要な措置を当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（以下「車両等の占有者等」という。）に命ずることができる。

a 道路区間の指定及び占有者等への車両等の移動命令

道路管理者等は、道路の状況等を勘案し、車両の移動等の措置が必要となる区間が不足なく含まれるよう留意して道路区間を指定し、車両等の占有者に対し、車両等の移動命令をすることができる。

b 指定道路区間の周知

道路管理者等は、道路の区間を指定したときは、指定道路区間内に周知しなければならない。

c 車両等の移動

道路管理者等は、①占有者等への移動命令、又は②道路管理者等自らによる移動のいずれかの方法により車両等の移動を行うことができる。

なお、道路管理者等はやむを得ない限度で、車両その他の物件を破損することができる。

d 土地の一時利用

道路管理者等は、車両等の移動の措置をとるために、やむを得ないときは、必要な限度で、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分できる。

e 損失補償

道路管理者等は、車両移動や土地の一時使用等により、損失が発生した場合は、損失を補償しなければならない。

エ 通行禁止又は制限に関する広報

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限を行ったときには、直ちに居住者等にその禁止又は制限の対象、区域及び期間を記載した標示の設置と広報幕等による現場広報を行うとともに、県警察本部、日本道路交通情報センター、交通管制センター、道路管理者並びに報道機関等を通じて、交通規制状況、迂回路状況、車両の使用抑制及び運転者のとるべき措置等について、徹底した広報を実施する。

オ 関係機関との連携

(ア) 県公安委員会等との連携

県公安委員会が、車両の通行を禁止又は制限した場合には、町等道路管理者等は、県公安委員会、他の道路管理者等の関係機関、関係団体と相互に緊密な連携を保ち、適切な交通規制の実施に協力する。

(イ) 関係機関・団体との協力

交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することになった場合には、関係機関・団体と一致協力して、その解消に適切な対応措置を講ずる。

(ウ) 道路管理者、警察官及び自衛官等との協力

障害物の除去等については、社団法人日本自動車連盟中国本部広島支部（J A F）への要請を図るとともに、道路管理者等、警察官及び自衛官等と協力して必要な措置をとる。

カ 緊急通行車両又は緊急輸送車両の確認、及び規制除外車両の事前届出及び確認

県公安委員会が災害応急対策として緊急の必要があると認め、緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限を区域又は区間を指定して行った場合、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「災対法」という。）、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号。以下「地震法」という。）の規定に基づく、緊急通行車両又は緊急輸送車両（以下「緊急通行車両等」という。）の確認、及び災対法第 76 条第 1 項の規定に基づく通行の禁止又は制限から除外する車両（以下「規制除外車両」という。）のうち、大規模災害後、速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両の一部の車両の事前届出及び確認を、県公安委員会（竹原警察署）において行う。

なお、本事務において確認した車両に交付され、災対法施行令第 32 条の 2 の規定により、前記通行の禁止又は制限が行われた道路を通行するに際し掲示しなければならない「緊急通行車両確認標章（以下この項において「標章」という。）」の様式は、別記のとおりである。

資料編 ・ 緊急通行車両の標章及び確認証明書（様式第 1 号・様式第 2 号）

キ 緊急通行車両等の確認

県公安委員会は、県知事と連絡を取りつつ、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、緊急通行車両等として使用される車両であることについて、災害が発生し、又は正に発生しようとしている時において災対法施行令第 33 条第 1 項等の規定に係る確認の手続きを行う。

また、同条第 2 項等に基づき、災対法第 50 条第 2 項に規定される災害応急対策を実施しなければならない者（指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者（以下この項において「指定行政機関等」という。）」等の車両については、災害等の事態発生前においても緊急通行車両等であることの確認を実施する。

なお、災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両（以下「自衛隊車両等」という。）であって、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）の規定による番号標以外のものを付しているものについては、規制除外車両として整理し、規制の対象から除外するが、標章の掲示は不要とする。

町は、庁用車両のうちから災害応急対策に従事する計画がある車両を事前に届け出る。

(ア) 対象とする車両

a 災対法の規定に基づく緊急通行車両等

大規模災害発生時において、地域防災計画に基づき、災対法第 50 条第 1 項に規定する次の災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両

- ・警報の発令及び伝達並びに避難の指示等に関する事項
- ・消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ・被災者の救護、救助その他保護に関する事項
- ・災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- ・施設及び設備の応急復旧に関する事項
- ・廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
- ・犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序維持に関する事項
- ・緊急輸送の確保に関する事項
- ・その他災害の発生の防衛又は拡大の防止に関する事項

b 地震法の規定に基づく緊急輸送車両

警戒宣言発令時において地震法第 3 条第 1 項の規定に基づき地震防災対策強化地域に指定された地域を管轄する都道府県又はこれに隣接する都道府県を輸送経路として地震法第 21 条第 1 項の次に掲げる地震防災応急対策に係る緊急輸送を行う計画がある車両

- ・地震予知情報の伝達及び避難の指示に関する事項
- ・消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ・応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項
- ・施設及び設備の整備及び点検に関する事項
- ・犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項
- ・緊急輸送の確保に関する事項
- ・地震災害が発生した場合における食料、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項
- ・その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

(イ) 確認の取扱場所

県公安委員会は、緊急通行車両等であることの確認を、次に掲げる場所において取り扱うものとし、確認したものについて緊急通行車両確認証明書等及び標章を交付する。

a 災害が発生し、又は正に発生しようとしている時における確認（災対法施行令第 33 条第 1 項等）

- ・県警察本部（交通部交通規制課）
- ・竹原警察署
- ・交通検問所

b 災害発生前における確認（災対法施行令第 33 条第 2 項等）

- ・当該車両の使用の本拠を管轄する警察署（竹原警察署）

ク 規制除外する車両の事前届出・確認

(ア) 規制除外車両

民間事業者等による社会経済活動のうち、大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、県公安委員会の意思決定により災対法の規定に基づく交通規制等が行われた緊急交通路の通行を認めるものについては、規制除外車両として取り扱う。

(イ) 規制除外する車両の事前届出

県公安委員会は、規制除外車両のうち、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両については、規制除外車両であることの確認に係る事前届出を行わせる。

なお、災害対策に従事する自衛隊車両等であって、道路運送車両法の規定による番号標以外のものを付しているものについては、前2（1）キのとおり標章の掲示を不要とするため、事前届出及び確認の対象としない。

(ウ) 事前届出の対象とする車両

次のいずれかに該当する車両であって緊急通行車両等に該当しないもの。

- ・ 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- ・ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- ・ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- ・ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

(エ) 規制除外車両の事前届出手続

a 取扱場所

車両の使用の本拠を管轄する警察署（竹原警察署）

b 規制除外車両事前届出済証の交付

県公安委員会は、事前届出があった車両について、規制除外車両に該当すると認められるものについては、規制除外車両事前届出済証（以下「除外届出済証」という。）を交付する。

(オ) 規制除外車両の確認手続き

県公安委員会は、災害等が発生し、緊急交通路が指定して緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止又は制限したとき、規制除外車両について確認するものとし、規制除外車両と認められるものについて規制除外車両確認証明書及び標章を交付する。

なお、規制除外車両の範囲やその拡大については、全国的斉一を図る必要があることから、個別に警察庁と調整する。

a 確認の取扱場所

- ・ 県警察本部（交通部交通規制課）
- ・ 竹原警察署
- ・ 交通検問所

b 除外届出済証の取扱い

規制除外車両の確認申出時に、当該車両に係る除外届出済証が添付されたものについては、事前届出を行っていないものの申出に優先して取り扱う。

■ 県指定緊急輸送道路

分類	路線名	区間
第2次緊急輸送道路	県道大崎上島循環線	大崎上島町大串～大崎上島町峠陸平
	県道大田木江線	大崎上島町東野大田～大崎上島町木江
	県道大西大西港線	大崎上島町大西～大崎上島町大西港
第3次緊急輸送道路	県道大崎上島循環線	大崎上島町大串～大崎上島町峠陸平

緊急交通路 指定予定路線	高速自動車国道（山陽自動車道・中国横断自動車道（広島浜田線・尾道松江線）・中国縦貫自動車道 自動車専用道路（西広島バイパス・広島呉道路・西瀬戸自動車道・東広島呉自動車道・広島高速1～4号線） その他国道・県道等の主要幹線道路
-----------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- (注) 1 緊急交通路は、実際の災害状況や道路状況に応じて指定又は変更する。
2 整備中の路線を含む。

(2) 海上交通安全の確保

ア 交通規制等

第六管区海上保安本部は、海上交通の安全を確保するため以下の措置をとる。

(ア) 船舶の安全確保

危険が予想される海域に係る港及び沿岸付近にある船舶に対し港外、沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて入港を制限し、又は港内に停泊中の船舶に対して移動を命ずる等所要の規制を行う。

(イ) 交通整理、指導

船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。

(ウ) 交通の制限及び禁止

海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。

(エ) 船舶所有者への措置等

海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

(オ) 船舶への情報提供

船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁及び航路標識の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と考えられる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。

(カ) 水路の水深異状

水路の水深に異状を生じたおそれがあるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

(キ) 航路標識の損壊

航路標識が損壊し、又は流失したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

イ 航路の障害物除去等

(ア) 港湾管理者及び漁港管理者

港湾管理者及び漁港管理者は、所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、関係機関に報告するとともに、障害物除去に努める。

(イ) 港湾施設及び漁港施設の利用者等

港湾施設及び漁港施設の利用者等は、港湾管理者及び漁港管理者の指導の下に、自動車、コンテナドラム缶、有害物質等が海域に流出し、転落しないよう措置するとともに、災害発生時には、調査点検の実施及び異状を認めた場合の防災関係機関への通報や回復措置をとる。

3 交通施設災害応急対策

(1) 実施責任者

交通施設の区分	実施責任者
道路	道路管理者（県、町）
港湾	港湾管理者（県、町）、中国地方整備局

(2) 実施基準

道路、港湾等の交通施設に係る災害応急対策は、当面必要最小限度の機能を確保することを第一の目標とし、最小限の機能が確保された後、本来の機能回復に努める。

この場合の実施の基準は、概ね以下に掲げる順序による。

ただし、人命、財産の危険のある場合又は急施を要する場合はこの順序によらず実施する。

ア 陸上交通施設（道路）

(ア) 孤立地域の解消

この場合の地域は集落単位を原則とする。ただし、人命の救助等急施を要する場合はこの限りでない。

(イ) その他の道路交通の確保

この場合は交通量の多い路線又は区間から実施する。

イ 海上交通施設（港湾）

(ア) 接岸及び係留施設

(イ) 外かく施設

(ウ) 水域施設

(3) 実施方法

施設の管理者は、それぞれ管理する交通施設の災害に対処する計画を定め、災害応急対策を実施する。

町は、自己の業務に支障のない範囲において、これに協力する。

4 応急輸送対策

災害が発生した場合には、町及び関係機関は、災害応急対策の実施に必要な要員、資機材等の輸送を、各機関又は運送業者等の保有する車両、船舶、航空機等の調達により実施し、緊急輸送体制を確保する。

(1) 緊急輸送の対象とする者及び資機材の範囲

- ア 被災者
- イ 災害対策要員
- ウ 救助用物資・資機材
- エ 救急医薬品、緊急医療用水、衛生材料及び医療用具
- オ 食料、飲料水、生活必需品等
- カ 応急復旧用資機材
- キ その他必要な人員、物資等

(2) 輸送手段の確保

町は、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両、船舶等の燃料の調達先を明確にしておき、被災者及び災害対策要員、応急対策のための資材、物資等の輸送手段を確保する。

なお、町は、町営フェリー「さざなみ」を使用して輸送に当たる。

(3) あっせんの要請

町が運用又は調達する輸送車両等で不足が生じた場合は、以下の事項から、必要な項目を明示して他の市町又は県にあっせんに要請する。

- ア 輸送区域及び借上げ期間
- イ 輸送人員又は輸送量
- ウ 車両、船舶等の種類及び台・隻数
- エ 集結場所及び日時
- オ 車両、船舶等の燃料の給油場所及び給油予定量
- カ その他必要事項

5 交通マネジメント

中国地方整備局は、応急復旧時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限にとどめることを目的に、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「災害時交通マネジメント検討会（以下、「検討会」という。）」を組織する。

県は、市町の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、国土交通省中国地方整備局に検討会の開催を要請することができる。

※交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組み

※交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組み

資料編 ・ 船舶の状況

第8節 避難生活及び情報提供計画

第1項 避難対策計画

1 趣旨

災害未然防止のための避難誘導及び避難した住民の保護のため、必要となる指定避難所の開設等について明記し、適切な避難対策を実施することにより、住民の生命及び身体の安全、保護を図ることを目的とする。

2 指定避難所の開設

(1) 指定避難所設置義務

町は、災害により被害を受けた者又は受けるおそれのある者で避難を必要とする者を、一時的に入所させ保護することを目的に指定避難所を開設する責務を有する。災害救助法が適用され、知事が実施を委任した場合、町長は実施責任者として（災害救助法第13条及び災害救助法施行令第17条による。）、災害が発生した日から7日以内（特に必要な場合は延長を行う。）の間、指定避難所を開設して救助に当たる。

(2) 指定避難所の開設等

町は、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、町は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。

特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

(3) 指定避難所の把握及び周知

指定避難所としては、学校、公民館、神社、仏閣、旅館等が適当とされるが、これらの土地、建物の所有者と事前に協議し、避難予定場所の所在地、名称、概況、受入可能人員等、その実態を把握するとともに、関係者に周知させる。

(4) 指定避難所の設置基準

指定避難所の設置基準は以下のとおりとする。

ア 設置する単位

原則として、自治会又は学区を単位として設置する。

イ 整備された既存建物の使用

原則として、耐震・耐火構造の公共建築物（公立私立の学校、公会堂、公民館等）及び神社の社務所、寺院の本堂、庫裡、工場、倉庫等の既存建物を整備して使用する。

ウ 収容基準

収容基準は、概ね3.3㎡当たり2人とする。

なお、これらの適当な施設を得がたいときは、屋外に天幕の設営や旅館・ホテル等の施設への一時的な収容を考慮する。

(5) 福祉避難所

施設がバリアフリー化されている等、一般の指定避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のために特別の配慮がなされた条件で指定した指定避難所のことである。町は、特別養護老人ホーム等を福祉避難所に指定し、災害発生時には連携をとっている。

3 避難行動要支援者の避難等

町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握のうえ、関係者との共有に努める。また、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図る。

一般の指定避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者が指定避難所で生活するために必要な設備やスペースを確保するとともに、福祉避難所の設置や、避難場所として宿泊施設を借り上げる等、多様な指定避難所の確保に努める。

避難行動要支援者の避難等の措置について、町のみで対応できない場合は、他の市町や関係機関等の協力を求めて、町外の社会福祉施設等へ避難させる。

県は、町が避難行動要支援者を他の市町へ避難させるための協力要請をした場合等、町への支援が必要と考えられる場合には、他の市町や他都道府県との連絡調整等を行う。

4 指定避難所の管理運営

指定避難所の運営に当たっては、町、自主防災組織、ボランティア団体その他防災関係機関職員のそれぞれの役割分担を明確にし、相互に協力して指定避難所での安全の確保と秩序の維持に努める。

指定避難所の管理運営は、あらかじめ施設管理者との調整をしたうえで住民部住民班が行い、発災後の迅速な指定避難所開設や人員配置に努めるとともに、各区長や自主防災組織等と協力、連携して施設の速やかな開錠体制の構築、円滑な運営に努める。また、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

なお、町及び県は、相互に連携を図り、避難者の健全な住生活の早期確保を図ることとし、保護者等への引取や応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等によって避難所の早期解消に努めるとともに、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

指定避難所の具体的な管理運営に係る主な業務については、次の点に留意するとともに、人権憲章と人道対応に関する最低基準（スフィア基準）を踏まえた生活環境の確保に努めるものとする。

(1) 関係防災機関への連絡

情報伝達手段を確保し、避難住民に対して正確な情報及び指示を与えるとともに、避難者数の確認、避難者名簿の作成等により指定避難所及び避難者の状況を早期に把握し、関係防災機関へ連絡する。

また、指定避難所で生活せず食事のみ受け取っている被災者等の情報把握に努め関係防災機関へ連絡する。

(2) 良好な生活環境の維持

食事提供の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、指定避難所の衛生管理等必要な対策を講じるとともに、救護所の設置等の医療体制の確保や、避難者の心身の健康及び福祉的な支援の確保のため保健師等による健康相談、心のケア等必要な対策を行う。

また、プライバシー確保や様々なニーズの違いに対応できるよう、男女双方の視点等に配慮する等、良好な生活環境を維持するよう注意を払う。

(3) 避難の長期化対策

避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師、保健師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

また、指定避難所での健康状態の悪化を防止するための栄養バランスのとれた適温の食料等の分配、食事の提供等栄養管理に努める。とともに、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるものとする。

(4) 効率的な配給

指定避難所における食料、飲料水及び生活必需品等の必要量を把握し、効率的に配給する。

(5) 要配慮者への配慮

要配慮者用の窓口を設置し、ニーズを把握し支援を行う。

また、心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、福祉避難所への避難や必要に応じて福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車いす等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

(6) 感染症対策

町は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努め、また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

町は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(7) 女性の参画

指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用のトイレ、物干場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。

(8) 女性や子ども等に対する配慮

町は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。

また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

(9) 指定避難所に滞在することができない被災者への対策

やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等物資の提供、保健師等による健康相談の実施及び正確な情報の伝達等に努めるものとする。

(10) 動物の管理

町は、「ペット受け入れのための避難所等運営ガイドライン」を活用して、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、指定避難所等の形態や動物の数に応じた飼養ルールを設定し、他の避難者に対しても周知を行い、飼い主が適正に飼養するための指導助言を行うものとする。

また、指定避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、指定避難所における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握及び、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

県は、避難動物の種類や頭数について把握し、避難所での受け入れが難しい場合は、各動物愛護（管理）センターに対し、一時預かり先等について相談する。

(11) 在宅避難者等への対策

町は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

(12) 車中泊避難者への対策

町は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

5 広域的避難

被災した町は、災害の規模、被災者の避難、受入れ状況、避難の長期化等を考慮して、町外への広域的な避難、指定避難所や応急仮設住宅等への受入れ等が必要であると判断した場合には、県に広域避難受入れに関する支援を要請するものとする。

県は、町からの要請を受けた場合等、支援が必要と考えられる場合には、他の市町や他都道府県との連絡調整等を行う。また、被災者の広域避難に当たり輸送手段の確保が必要な場合、運送事業者である指定地方公共機関等に対し、被災者の運送を要請する。

また、大規模災害の発生による町機能の喪失等により、町において広域的避難に係る事務が行えなくなった場合、県は、町に代わり必要な手続を行う。

県及び町は、居住地以外の市町村へ避難する避難者に対して、避難先の自治体と連携のうえ、必要な情報等の提供に努める。

6 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生した場合、県及び町は、住民等への広報を行うとともに、必要に応じ、一時滞在施設等への避難誘導を行う。

第2項 災害広報・被災者相談計画

1 目的

この計画は、災害時における住民の不安解消、混乱の防止を図り、また、被災者の生活再建等を支援するため、災害広報・被災者相談に関して必要な事項を定めることを目的とする。

2 広報活動

(1) 広報責任者

本町における災害時の広報活動は、総務部庶務班及び企画部企画班が行う。

各支所班は、本部と同様に地区住民への広報活動を行う。

(2) 広報の目的及び実施内容等

災害発生直後には、総務部庶務班は、町防災行政無線により、パニック、火災等による二次災害の防止を中心に広報活動を実施する。

応急復旧時には、町防災行政無線によるものと同時に、企画部企画班は、ホームページや広報紙により、食料や交通等の生活情報や被災者の生活再建支援情報を中心に広報活動を実施する。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うよう努める。

支所においても、本部と連携し広報活動を行う。

(3) 広報の内容

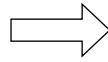
町は、東広島市消防局、竹原警察署、その他関係機関と緊密な連携の下に、以下の事項について広報活動を行う。

ア 広報の内容

災害広報は、災害の経過状況に応じた適時的確な広報を行う。

<災害発生直後の広報>

- (ア) 気象等に関する予警報及び情報
- (イ) 避難に関する情報（避難場所、避難指示等）
- (ウ) 医療、救護所の開設に関する情報
- (エ) 災害発生状況に関する情報
- (オ) 出火防止、初期消火に関する情報
- (カ) 二次災害防止に関する情報（デマの防止、電気、ガス、水道等の措置）
- (キ) その他必要な情報



<応急復旧時の広報>

- (ア) 食料、水、その他生活必需品の供給に関する情報
- (イ) 電気、ガス、水道の復旧に関する情報
- (ウ) 交通機関、道路の復旧に関する情報
- (エ) 電話の利用と復旧に関する情報
- (オ) ボランティア活動に関する情報
- (カ) 仮設住宅、ホームステイ等に関する情報
- (キ) 臨時相談所に関する情報
- (ク) 住民の安否に関する情報
- (ケ) 被災宅地危険度判定活動に関する情報
- (コ) その他生活情報等必要な情報

イ 広報の方法

- (ア) 防災行政無線放送等による広報
- (イ) 窓口における広報
- (ウ) 町ホームページによる広報
- (エ) 広報車、ハンドマイク等による広報
- (オ) 立看板、横断幕、貼り紙等の掲示広報
- (カ) ビラ配布等による広報
- (キ) 自主防災組織、区長を通じての連絡
- (ク) 県に対する広報の要請
- (ケ) 報道機関への情報提供、放送要請
- (コ) 文字、手話、「やさしい日本語」あるいは外国語等を用いた広報
- (サ) 携帯電話による災害速報メールを利用した広報
- (シ) 登録制メール、緊急速報メールの活用

ウ 要配慮者等への広報

災害時に迅速かつ的確な行動がとりにくい高齢者、障害者及び言葉の面でハンディキャップのある外国人等に対する広報については、十分配慮して行う。

エ インターネットを利用した広報の留意点

災害発生時において、ホームページは重要な情報源であることから、広報責任者は、簡易版ホームページの開設やミラーサーバ等を立ちあげるなど、アクセス集中による閲覧障害を回避するよう努めるものとする。

オ 報道機関に対する発表

災害対策の重要事項は、報道機関に発表するとともに、各報道機関が行う独自の取材活動に対しても、情報資料の提供等に協力する。

カ 放送機関に対する放送の依頼

町長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、知事を通じて放送機関に、災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼する。

キ 災害に係る記録写真の取材

企画部企画班は、できるだけ災害記録写真の取材に努め、これを整理保存し、復旧対策及び広報活動の資料として活用する。

ク 災害用伝言ダイヤルの活用

災害発生時には、電話がかかりにくい場合でも被災者が家族等に安否を伝えることができる「災害用伝言ダイヤル」をNTTが開設するので、臨時相談所、広報紙、掲示板等により活用方法を住民に周知させる。

3 被災者相談活動

(1) 被災者相談

町は、災害が発生した場合には、被災者又は関係者からの相談、要望、苦情等に速やかに応じ、被災者の生活環境の早期改善のために被災者相談を行う。

(2) 相談方法

町は、被災者等からの相談・問合せに応じるとともに、要望、苦情等を広く聴取し、問題の早期解決を図るため、相談窓口を設ける。

また、必要に応じて、被災地及び避難場所等への臨時相談所の設置や広報車又は二輪車（バイク、自転車）等による被災地の巡回・移動相談を実施する。

なお、相談窓口は、関係機関が共同で設置するなどしてワンストップサービスの実現に努めるものとする。相談所の規模及び構成員等は、災害の実情に応じて定める。

4 安否情報の提供等

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

第3項 住宅応急対策計画

1 趣旨

この計画は、災害が発生し、災害救助法が適用された場合には、町長は知事と協力して、被災者を受入れするための仮設住宅の建設をはじめとする必要な住宅応急対策を講じることを目的とする。

2 実施する応急対策の内容

- (1) 災害救助法第4条第1項第1号に規定する避難所及び応急仮設住宅の供与（仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ）
- (2) 公営住宅、企業所有の宿泊施設及び職員用住宅等の一時的供与
- (3) 災害救助法第4条第6号に規定する被災した住宅の応急修理

3 実施責任者

(1) 住宅及び施設の確保

知事は、災害救助法及び同法施行細則の規定に基づき、避難所及び応急仮設住宅の供与に必要な住宅（応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げを含む。）及び施設の確保に努める。

(2) 住宅の応急修理

災害救助法及び同法施行細則の規定に基づき、町長は、知事に協力して被災した住宅の応急修理を行う。

(3) 町長による実施

災害救助法第13条及び災害救助法施行令第17条の規定により、知事が（1）及び（2）の救助について町長に実施を指示したときは、町長が実施する。

4 応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ

(1) 供与の対象とする者

応急仮設住宅の供与の対象となる者は、災害救助法に基づき、住家が全壊、全焼又は流失、若しくは、それに準ずる者として発災後、国より通知される要件に該当し、居住する住家がない者で、自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者とする。

(2) 応急仮設住宅の供与の期間

応急仮設住宅の供与の期間は、特別な場合を除き、災害救助法の定める2年以内とする。

(3) 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、町長が行う。

ただし、特別な事情がある場合には、町長の協力を得て、知事が実施する。

なお、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れについても配慮する。

(4) 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、広島県応急仮設住宅建設マニュアルに従い実施する。

ア 建設戸数

建設戸数の決定に当たっては、町長の意見を聴き、知事が決定する。この場合、別途確保し供与する公営住宅、借上げ可能な民間賃貸住宅等の状況を勘案する。

イ 建設場所の確保

建設場所については、保健衛生、交通、教育等について考慮して、あらかじめ把握している公有地に確保する。

ただし、やむを得ない場合は、私有地を利用する。この場合には、利用しようとする土地の所有者との十分な協議を行う。

なお、学校の敷地を建設場所として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

ウ 資機材の調達

県は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等に当たっては、適正かつ円滑に行われるよう、関係団体等との連絡調整を行う。

(5) 民間賃貸住宅の借上げ

知事は、民間賃貸住宅の借上げを迅速に実施するため必要となる取扱い等について、あらかじめ検討を進める。

ア 関係団体との協力協定

(ア) 知事は、災害時に民間賃貸住宅の借上げを迅速に進めるために、民間賃貸住宅に係る関係団体と、借上げ可能な民間賃貸住宅の空家情報の提供について、あらかじめ協力協定を締結する等、環境整備を図る。

(イ) 知事は、民間賃貸住宅の無報酬での媒介について、宅建業関係団体に対して協力を要請する。

(ウ) 知事は、民間賃貸住宅の提供について、協定締結団体に対して協力を要請するものとする。

(エ) 知事は、広域かつ大規模な災害発生に対応するため、複数の関係団体との協力協定の締結に努める。

(オ) 知事は、平時から協定を締結した関係団体と緊急時の連絡体制や制度運用等について情報共有を図るものとする。

5 住宅の応急修理

災害救助法及び同法施行細則の規定に基づく住宅の応急修理については、知事から実施を指示された町長が実施する。

ただし、特別な事情により町長が実施することが困難な場合は、知事が自ら実施する。

(1) 住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理

ア 対象となる者

住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理（以下、「緊急の修理」という。）の対象となる者は、住家が半壊、半焼（大規模半壊から半壊までの住家）又はこれに準ずる程度（準半壊程度相当）の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者とする。

イ 修理の範囲

緊急の修理は、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具（玄関、窓やサッシ等）等の必要な部分とする。

ウ 対象世帯の調査

対象住宅の調査及び決定については、被害認定調査における損害割合の算定方法に準じて、町職員が判断する。

エ 必要資機材及び従事者の確保

必要資機材及び従事者の確保については、協定締結団体の協力を得て、知事が行う。

オ 実施期間

緊急の修理の実施期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、内閣総理大臣と協議を行う。

(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

ア 対象となる者

日常生活に必要な最小限度の部分の修理（以下、「応急修理」という）の対象となる者は、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもってしては応急修理ができない者とする。

イ 修理の範囲

住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等のように日常生活に欠くことのできない必要最小限度の部分とする。

ウ 対象住宅の調査及び対象住宅の決定

対象住宅の調査及び決定については、あらかじめ定める危険住宅判定調査・修理対象基準により町長の意見を聞いて決定する。

エ 必要資機材及び従事者の確保

必要資機材及び従事者の確保については、協定締結団体の協力を得て、知事が行う。

オ 実施期間

住宅の応急修理の実施期間は、災害発生の日から 3 か月以内（ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から 6 か月以内）とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て、必要最小限度の期間の延長を行う。

6 公営住宅の提供

被災市街地復興特別措置法第 21 条の適用がある者について受入れを行う。

また、緊急対応として、災害対策基本法の規定に基づく激甚災害の指定及び災害救助法の適用があった場合については、町内公営住宅の一時的目的外使用許可による収容施設の提供も考慮する。

7 被災建築物応急危険度判定

多くの建築物が被害を受けた場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生じる人的二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定（以下「建築判定」という。）を実施する。

また、実施のための必要な事前準備を行う。

(1) 事前対策

町は、的確な建築判定を実施するため、次の事項についてあらかじめ定めておく。

- ア 建築判定実施の決定と被災建築物応急危険度判定実施本部（以下「建築判定実施本部」という。）の設置
- イ 建築判定の実施に関する県との連絡調整及び県に対する支援要請
- ウ 建築判定対象区域、対象建築物の決定等の基準
- エ 応急危険度判定士及びその他判定業務従事者（以下「建築判定士等」という。）の確保、建築判定の実施体制等
- オ 建築判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項
- カ 建築判定資機材の調達、備蓄
- キ その他必要な事項

(2) 建築判定実施の事前準備

- ア 優先的に建築判定を実施する施設等の基準の準備

町長は、あらかじめ想定される地震の規模、建築物の被害等を推定し、優先的に建築判定を実施する施設、区域及び判定対象危険物の基準を準備しておく。

- イ 体制の準備

地震被害に備え、町は建築判定実施本部を、県は被災建築物応急危険度判定支援本部（以下「建築判定支援本部」という。）の体制について、あらかじめ整備しておく。

(3) 応急危険度判定の実施

- ア 本部の設置及び実施

町長は、地震により多くの建築物が被害を受け、必要があると判断したときは、建築判定の実施を決定し、直ちに建築判定実施本部の設置その他必要な措置を講じるものとする。また、建築判定のための支援を知事に要請することができる。

- イ 県の支援

知事は、市町からの支援要請があったときは、建築判定支援本部を設置し、必要な支援を行う。なお、県は、建築判定士等の派遣等により、積極的に市町の活動を支援するものとする。

- ウ 建築判定士等の確保

町及び県は、建築関係団体等の協力を得て必要な建築判定士等の速やかな確保に努めるものとする。

- エ 建築判定士等の輸送方法等の確保

町及び県は、建築判定の実施の決定後速やかに、建築判定士等の食料の準備、建築判定区域までの移動に係る輸送方法の確保及び必要に応じ宿泊場所の確保等を行うものとする。

(4) 県との連絡調整

- ア 本部設置の連絡

町は、建築判定実施本部の設置を決定したときは、県に速やかに連絡するものとする。

イ 速やかな報告

建築判定実施本部は、知事が建築判定支援本部を設置したとき、現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し、速やかに報告するものとする。

8 被災宅地危険度判定

大地震又は豪雨等によって宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、二次災害を軽減、防止し、住民の安全を確保するために、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、被災宅地危険度判定（以下「宅地判定」という。）を実施する。

（1）事前対策

町は、的確な宅地判定を実施するため以下の事項についてあらかじめ定める。

- ア 宅地判定実施の決定と判定実施本部の設置
- イ 宅地判定の実施に関する県との調整連絡及び県に対する支援要請
- ウ 宅地判定実施方法の決定等の基準
- エ 初動体制整備のための宅地判定士の養成、確保
- オ 宅地判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項
- カ 判定資機材の調達、備蓄
- キ その他必要な事項

（2）宅地判定実施の事前準備

ア 環境の整備

町長は、土砂災害警戒区域図等を参考に、宅地判定実施の可能性が高い地域等を推定し、迅速に判定活動を実施するための環境を整備する。

イ 体制の準備

町長は、宅地判定実施本部の体制について、あらかじめ準備する。

（3）宅地判定の実施

ア 本部の設置及び実施

町長は、大地震又は豪雨の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、必要があると判断したときは、宅地判定実施本部を設置し、宅地判定の実施を決定する。

また、町長は、宅地判定実施のための支援を知事に要請することができる。

イ 県への支援要請

被災の規模等により町単独で危険度判定の実施が困難と判断した場合は、必要な支援を県に要請する。

また、被災の規模等により町が宅地判定の実施に関する事務を行うことができなくなったときは、知事が、宅地判定の実施に関し必要な措置を講じる。

ウ 輸送手段の確保等

町は、宅地判定等の判定区域までの移動についての輸送手段の確保、食料の準備及び宿泊場所の確保を必要に応じて行う。

(4) 県との連絡調整

ア 本部設置の連絡

町は、宅地判定実施本部を設置したときは、県に速やかに連絡する。

イ 速やかな報告

宅地判定実施本部は、県が設置する宅地判定支援本部に現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し、速やかに報告する。

(5) 他の市町に対する支援

町は、県から宅地判定士の派遣等の支援要請があった場合は、可能な範囲で要請に応じる。

9 救助の程度、方法及び期間

災害救助法が適用された場合の、応急仮設住宅及び応急修理における救助の程度、方法及び期間等は、資料編に掲載のとおりである。

資料編 ・ 広島県災害救助法施行細則（別表第1・別表第2）

第9節 救援物資の調達・供給活動

第1項 食料供給計画

1 趣旨

町は、災害発生時における被災者に対し、食料の応急確保に努め、災害救助法による食料の供給又は給食を行う。

また、災害に備え、緊急用食料の備蓄に努める。

なお、被災者の健康状態や要配慮者、食物アレルギー患者のニーズの把握に努めるとともに、避難の長期化等も踏まえ、栄養管理に配慮して食料供給等を行う。

2 実施責任者及び実施内容

(1) 食料供給計画の作成

町長は、災害時に備えて作成した食料供給計画に基づき、食料の確保及び供給並びに給食を実施する。

(2) 知事への応援要請

町長は、必要な食料を確保できない場合は、知事に応援を要請する。

3 食料供給の実施方法

(1) 必要数量の把握

町長は、災害時における食料（米穀、弁当、パン、缶詰、インスタント食品、調整粉乳等）の供給及び給食に必要な副食調味料の確保と供給に努める。

必要な食料の確保及び供給が困難な場合は、知事に対して応援を要請する。

(2) 実施方法

地域経営部農林水産班は、農協、漁協、町内販売業者等から必要量の食料を調達する。町内のみでは必要食料の調達が困難な場合には、「県内市町村の災害時の相互応援に関する協定」に基づき他市町又は知事に応援を要請する。

資料編 ・ 県内市町村の災害時の相互応援に関する協定

(3) 供給体制の整備等

ア 体制の整備

町長は、知事等から食料供給を受けたとき、それを被災者に円滑に供給することができるよう、あらかじめ体制を整備する。

イ 供給可能な数量等の把握

町長は、防災関係機関や販売業者等と密接に連携して、それらからの供給可能な数量、その保管場所等をあらかじめ把握する。

(4) 調達食料等の集積場所

町は、調達した食料及び県等から配給された救援食料を大崎上島町防災備蓄倉庫に集積し、総務部を中心とする職員並びにボランティア、自主防災組織等の協力を得て、仕分け、配送作業等を行う。

(5) 炊き出しの実施

炊き出しは、大崎学校給食センター、木江学校給食調理場、東野学校給食調理場を使用し
て行うが、災害の規模等により設備が不足する場合は、その他の給食施設を有する施設、旅
館、食堂、工場等の協力を得て実施する。

炊き出しは、地域経営部農林水産班が行うが、文教部学校教育班、自主防災組織、ボラン
ティア等の協力を得て、円滑な実施に努める。

なお、炊き出しを実施するに当たっては、常に食品の衛生面に留意する。

4 救援物資の供給

(1) 物資等の調達、仕分け、配送等の区分

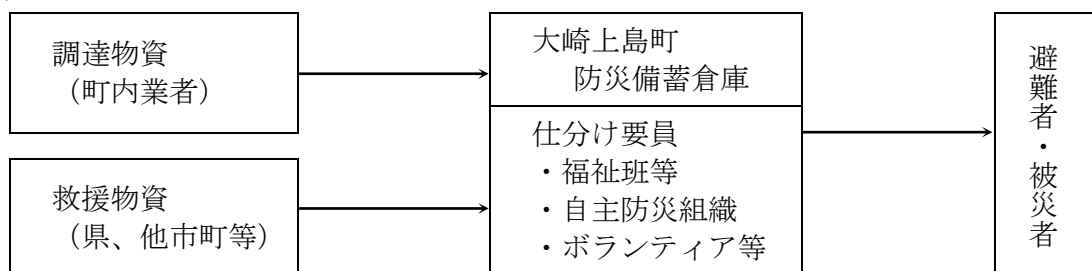
以下の区分により行う。

調達等の内容	担当部・班
町有車両の確保及び緊急車両の調達	総務部財政班
調達・救援物資の仕分け、配分	福祉部福祉班
主食及び食料品の調達	地域経営部農林水産班
生活必需品、燃料等の調達	保健衛生部保健衛生班
炊き出し	地域経営部農林水産班 文教部学校教育班

(2) 協力を得ての実施

物資が大量であり、かつ迅速な処理を必要とする場合は、他部の職員、自主防災組織及び
ボランティア等の協力を得て行う。

■食料の供給フロー



5 食料供給の適用範囲及び期間

(1) 避難所に受入れされた者

(2) 住家の被害が全壊、半壊、床上浸水等であって炊事のできない者

(3) 水道、電気、ガス等の供給がなく、炊事のできない者（医療機関や社会福祉施設等へ入院や入所している者も含む。）

(4) 旅館やホテルの宿泊人及び前記（2）、（3）の住家への宿泊人、来訪者

(5) 被災地内に停船した船舶等の旅客で、責任者の能力によって給食を受けることが期待できない者

(6) 食料供給の期間

食料供給を行う期間は、災害の発生した日から7日以内とし、特に必要がある場合は期間の延長を行う。

5 使途及び経費

災害救助法が適用された場合は、原則として、災害救助法施行細則に定める使途及び支出限度額の範囲で行う。

資料編 ・ 広島県災害救助法施行細則（別表第1・別表第2）

第2項 給水計画

1 趣旨

災害により水道、飲用井戸等の給水施設が破壊され、又は飲料水が汚染されたため、飲料水を得ることができない者に対して、県、町、水道事業者及び水道用水供給事業者は最小限度必要となる飲料水を確保する。

2 実施責任者

災害により以下の事態が発生した場合、それぞれ以下に定める者が供給の責務を有する。

給水を必要とする場合	実施責任者	法令名
災害により現に飲料水を得ることができない場合	知事（知事から実施を委任された場合は、町長）	災害救助法第4条・第13条 災害救助法施行令第17条
知事が生活の用に供される水の使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命じた場合で、その期間の供給を知事が指示したとき。	町長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第31条
災害時に緊急に水道用水を補給することが公共の利益を保護するため必要と厚生労働大臣又は知事が認め、命令を発した場合	水道事業者又は水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）	水道法第40条

なお、災害救助法等が適用される前において、水道により水を供給しているときは、企業が供給の責務を有する。

3 給水の基準

(1) 災害救助法による飲料水の供給

災害のため、その町における井戸等の施設が全て汚染し、飲料に適する水が得られない場合は、7日間以内（必要な場合延長ができる。）の期間供給する。

(2) 井戸等の施設の使用停止区域

感染症予防上必要と認め知事が井戸等の施設の使用停止を命じた場合、その停止区域の住民に対して1人1日20ℓ程度を停止期間中供給する。

4 飲料水等供給方法

給水活動を迅速にかつ円滑に実施するため、上下水道班水道係は、以下の措置を講ずる。

(1) 拠点給水の実施

避難所等で拠点給水を実施する。拠点給水には、受水槽、仮設水槽の活用を図るよう努める。

(2) 応急給水の実施

給水車、給水船、トラック等による応急給水を実施する。特に、病院や透析医療機関など優先的に給水が必要な施設の状況を考慮する。

(3) 受水槽の活用

避難場所周辺のビル等の受水槽の活用を図る。

(4) 水質検査等の実施

必要に応じ水質班を組織し、水質検査及び消毒等を実施する。

(5) 給水用資機材の調達

給水用資機材の調達を行う。

(6) 応急仮配管の敷設等

関連事業者等の協力を得て、応急仮配管の敷設、共用栓の設置等を行う。

(7) 応援の要請

町のみでは、飲料水の確保、給水活動（応急復旧を含む。）が困難なときは隣接市町又は県に応援を要請する。

(8) 衛生上の注意の広報

自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。

(9) 応急給水場所等の住民への周知

応急給水場所や通水状況、通水の見通し等を広報し、住民への周知を図る。

(10) 水源の確保・管理

管理可能な遊休井戸等の緊急時に活用できる水源の確保・管理に努める。

資料編 ・ 町有給水器具一覧

5 救助の程度、方法及び期間

災害救助法が適用された場合の、飲料水供給における救助の程度、方法及び期間等は、資料編に掲載のとおりである。

資料編 ・ 広島県災害救助法施行細則（別表第1・別表第2）

第3項 生活必需品等供給計画

1 趣旨

この計画は、災害により一時的に生活の途を失った被災者に対し、生活必需品の応急確保に努め、災害救助法による被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与を行う。

2 実施責任者

知事が災害救助法を適用した場合、町長は、補助者として給与又は貸与を行う。

なお、同法第13条及び同法施行令第17条の規定に基づき、知事から町長に実施を委任されたときは、町長が実施責任者となり実施する。

3 実施基準

(1) 適用範囲

住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を喪失又はき損し、しかも物資の販売機構等の混乱により資力の有無に関わらず、これらの家財を入手することができない状態にあるものに対し、一時の急場をしのぐ程度の被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与する。

(2) 適用期間

災害発生の日から10日以内とし、特に必要がある場合は、期間の延長を行う。

4 生活必需品等の範囲

(1) 寝具（毛布等）

(2) 外衣（ジャージ等）

(3) 肌着（シャツ、パンツ等の下着、靴下等）

(4) 身の回り品（タオル、サンダル等）

(5) 炊事用具（鍋、包丁、缶切、カセットコンロ、カセットコンロ用燃料等）

(6) 食器（コップ、皿、箸等）

(7) 日用品（トイレットペーパー、歯ブラシ、歯磨き、ビニールシート、軍手、ポリタンク、生理用品、紙オムツ等）

(8) 光熱材料（LPガス、灯油、マッチ、懐中電灯、電池等）

5 実施方法

(1) 必要品目、必要数量の把握

町は、自主防災会長及び区長等を通して被災者が必要とする品目、数量を把握する。

(2) 備蓄物資の供給

町は、被災者へ生活必需品等の給与又は貸与が必要な場合は備蓄物資を供給する。

(3) 町内販売業者等からの調達

町は、上記(2)のみでは不足する場合は、大崎上島町商工会等に協力を依頼して必要な生活必需品等を調達する。

調達に際しては、季節等を考慮し、また要配慮者に配慮して調達する。

(4) 応援協定に基づく調達

上記(2)、(3)でも必要品目、必要量が確保できないときは、「県内市町村の災害時の相互応援に関する協定」に基づき他市町又は県に応援を要請する。

資料編 ・ 県内市町村の災害時の相互応援に関する協定

(5) 生活必需品等の集積場所

町は、調達した生活必需品及び県等から輸送される生活必需品を以下の施設に集積し、福祉部福祉班がボランティア、自主防災組織等の協力を得て、仕分け、配送作業等を行う。

救援物資集積場所

施設名	所在地
大崎上島町防災備蓄倉庫	大崎上島町東野 1869-1
大崎上島町西野防災備蓄倉庫	大崎上島町原田 1128-4

6 救助の程度、方法及び期間

災害救助法が適用された場合の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与における救助の程度、方法及び期間等は、資料編に掲載のとおりである。

資料編 ・ 広島県災害救助法施行細則（別表第1・別表第2）

第4項 救援物資の調達及び配送計画

1 方針

町は、被災者に速やかに物資を供給することができるよう、分散備蓄や救援物資輸送拠点の複数化に努める。

また、物資の調達が困難な場合は、知事に対して応援を要請する。

2 物資の調達及び受入体制

(1) 物資供給体制の整備

被災者に速やかに物資を供給することができるよう、避難所等での分散備蓄や救援物資輸送拠点の複数箇所の選定に努めるとともに、災害により救援物資輸送拠点が使用できない場合等を想定して、民間施設の選定に努める。

また、救援物資の受入窓口をあらかじめ定め、県、事業所との間で救援物資輸送拠点の情報共有に努める。

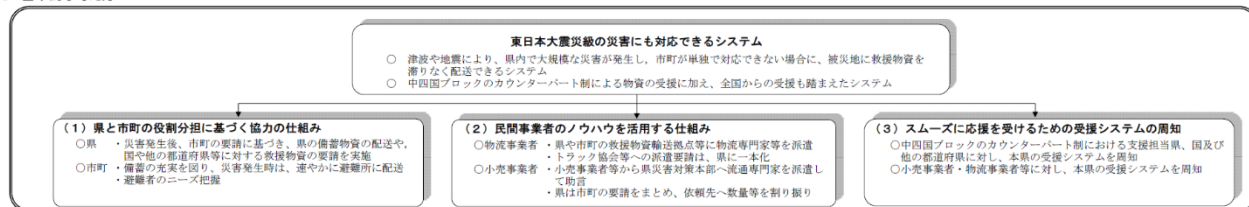
(2) 応援要請

町単独での物資の確保が困難な場合は、知事に対して応援を要請する。

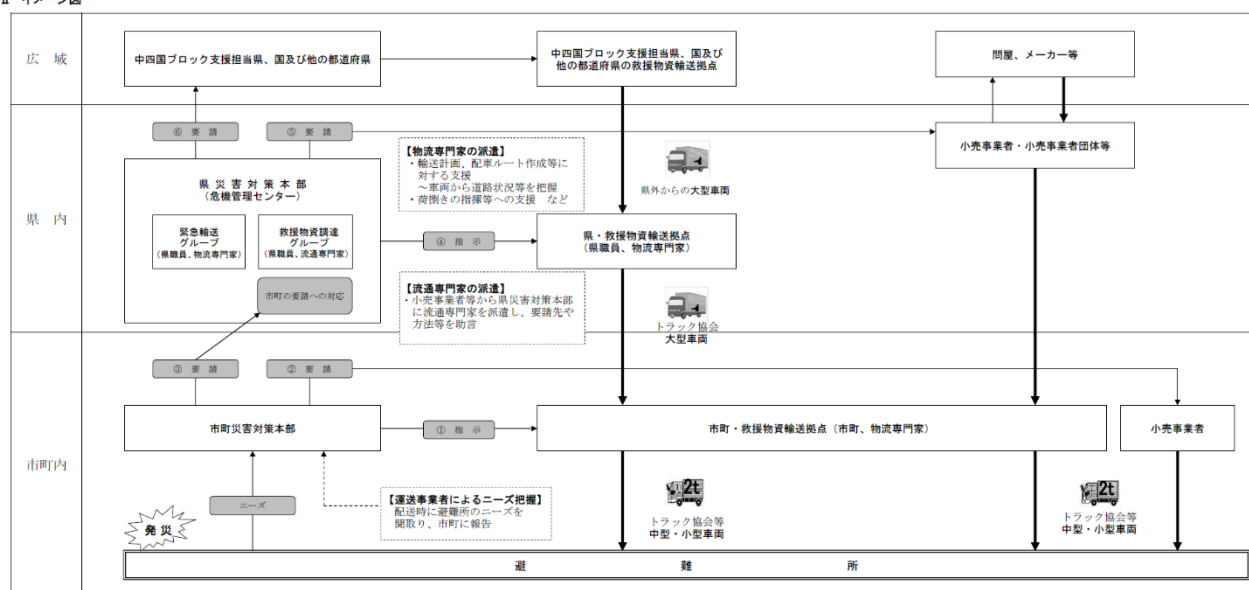
なお、県は、大規模災害により物資等が不足し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認められ、かつ、町の要請を待ついとまがないと認められるとき、町からの要請を待たずに必要な物資の供給を行うことができる。

■広島県における救援物資の搬送対策について

I 基本的な考え方



II イメージ図



第10節 保健衛生・防疫、遺体対策に関する活動

第1項 防疫計画

1 目的

この計画は、災害時において生活環境の悪化、被災者の病原菌に対する抵抗力の低下等の悪条件が重なることにより感染症が発生し、又は発生のおそれがある場合に、感染症の発生に対して、迅速かつ適切な予防とまん延防止を図ることを目的とする。

2 防疫

(1) 感染症の発生予防・まん延防止のための措置

感染症の発生予防及びまん延防止のための措置として、知事が行う措置は以下の表のとおりである。このうち、感染症の病原体に汚染された場所等の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除及び感染症の病原体に汚染された飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒・廃棄等については、知事が感染症患者若しくはその保護者又はその場所を管理する者若しくはその代理をする者に対して命ずることができるが、これらの命令によって感染症の発生予防・まん延防止が困難であると認めるときは、知事の指示により町が実施する。

また、生活の用に供される水の使用制限等を実施した場合には、町は生活の用に供される水を供給する。

実施の内容	条項	対象
病原体に汚染された場所等の消毒	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (以下「法」という。) 第27条	一類感染症 二類感染症 三類感染症 四類感染症
病原体に汚染された飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒・廃棄等	法第29条	新型インフルエンザ等感染症 新感染症
生活の用に供される水の使用制限等	法第31条	指定感染症
ねずみ族・昆虫等の駆除	法第28条	一類感染症 二類感染症 三類感染症 四類感染症 新感染症 指定感染症

実施の内容	条 項	対 象
病原体に汚染された建物等への立入制限等	法第 32 条	一類感染症 新型インフルエンザ 等感染症 新感染症 指定感染症
病原体に汚染された場所の交通制限等	法第 33 条	

(2) 防疫活動

災害時については、(1)による通常の防疫措置のほか、次の防疫活動を計画する。

ア 防疫活動

町は、知事の指示に従い感染症の病原体に汚染された場所等の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除及び感染症の病原体に汚染された飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒・廃棄及び生活の用に供される水の供給を実施する。

イ 感染症患者の発生

災害時に感染症患者が発生した場合、発生の状況を的確に把握し、患者及び無症状病原体保有者の早期発見に努め、入院、病原体に汚染された物件の消毒その他適切な予防措置を講ずるため県に報告する。

ウ 被害の状況報告

町における被害状況は、関係者の協力により速やかに把握し、これを第3章の1第3節 災害発生後の応急対策 第1項「災害情報計画」により県に報告する。

エ 防疫計画の作成及び報告

町長は、知事の指示に従い防疫活動を作成し、計画の概要及び防疫活動状況を県に報告する。

第2項 遺体の搜索、取扱い、埋火葬計画

1 方針

災害により、死亡者が発生した場合、町、県及びその他防災関係機関は、相互に連絡を密にして、遺体の搜索、処理及び埋火葬を実施する。

また、大規模な災害により多数の死者が生じた場合には遺体の取扱いを遅滞なく進める。

2 遺体の搜索

災害救助法が適用された場合、包括的な責任は知事が有するが、町長は補助者として消防機関、その他の関係者の協力の下に広島県災害救助法施行細則の適用基準に従い搜索を行う。

なお、知事から町長に実施を委任されたときは、町長が実施責任者となり遺体の搜索を行う。

(1) 陸上における搜索

知事は、県警察の協力を得て遺体の搜索を行い、遺体を発見したときは速やかに受け入れる。

(2) 海上における搜索

知事は、第六管区海上保安本部及び県警察の協力を得て遺体の搜索を行い、遺体を発見したときは速やかに受け入れる。

3 遺体の取扱い

遺体を発見したときは、町、第六管区海上保安本部及び県警察は、以下の措置を行う。

(1) 町

ア 検視及び医学的検査の実施

遺体について、県警察と協議の下、医師による死因の検視、その他医学的検査を実施する。

イ 身元特定のための資料提供

遺体の身元特定のために必要な資料等について、県警察等に積極的な提供を行う。

ウ 検視場所の確保等

多数の遺体がある場合は、遺族感情への配慮や効率的な検視業務の遂行のため、検視場所の確保に努めるとともに、検視に必要な資機材（水、電気、手袋、エプロン等）の準備・保管・提供について県警察等と連携して対応する。

エ 検視及び検査を終了した遺体

検視及び医学的検査を終了した遺体については、概ね次により処理する。

(ア) 遺体の洗浄等

感染症の予防等に配慮し、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

(イ) 遺体の腐敗防止措置

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合においては、遺体の腐敗防止措置を行ったうえで特定の場所（寺院等の施設の利用又は神社、仏閣、学校等の施設に仮設）に集め、埋火葬の処置をとるまで一時保存する。

なお、死亡者が多数のため、町自ら短時日に埋火葬を行うことができない場合は、県に対して要請を行う。

(2) 第六管区海上保安本部、県警察

ア 遺体の検分、検視

遺体の検分、検視を行うとともに、町と連絡をとり所要の措置を行う。

なお、多数の遺体がある場合は、遺族感情への配慮や効率的な検視業務の遂行のため、検視場所の確保、検視に必要な資機材（水、電気、手袋、エプロン等）の準備・保管・提供、検視等が終了した遺体の洗浄処理等について町と連携して対応するとともに、県公安委員会にあっては、必要に応じて警察災害派遣隊を要請し、体制の確保に努めることとする。

イ 身元不明遺体の場合

身元不明遺体については、写真の撮影、指紋の採取、遺品の保存等を行い、速やかに身元確認に努める。

4 遺体の埋火葬

町は、自ら遺体を埋葬若しくは火葬に付し、又は棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物支給を行う。

なお、町が平常時使用している火葬場の火葬能力では遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、「広島県広域火葬計画」（平成 25 年 10 月 1 日施行）に基づき、県に対して応援を要請する。また、棺、骨つぼ等埋火葬等に必要な物資が十分に確保できない場合も、同様とする。

なお、埋火葬に当たっては、以下の点に留意する。

(1) 身元不明遺体の場合

身元不明の遺体については、県警察その他関係機関に連絡した後に、措置する。

(2) 身元不明かつ原因不明の遺体の場合

身元不明かつ原因不明の遺体については、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号）の規定により措置する。ただし、災害救助法が適用されている場合で、災害により死亡したことが明らかな遺体については、同法に基づき埋火葬を実施する。

(3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による遺体の移動制限等

ア 遺体の移動の制限

知事は、一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症又は指定感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、遺体の移動を制限し、又は禁止する場合がある。

イ 病原体に汚染された死体

一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症又は指定感染症の病原体に汚染された遺体は、火葬する。ただし、十分な消毒を行い、知事の許可を受けたときは埋葬することができる。

ウ 病原体に汚染された遺体の火葬及び埋葬までの時間

一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症又は指定感染症の病原体に汚染された遺体は、24 時間以内に火葬し、又は埋葬することができる。

資料編 ・ 広島県災害救助法施行細則（別表第 1 ・ 別表第 2）

第11節 応急復旧、二次災害防止活動

第1項 公共施設等災害応急復旧計画

1 目的

災害によって被害を受けた公共施設の管理者は、住民生活の安定に重大な影響を及ぼす施設を重点に、速やかに応急復旧工事を実施し、降雨等による水害・土砂災害等に備え、二次災害防止施策を講じるとともに、応急対策の円滑な実施に支障ないように努める。

なお、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討し、必要な施設の新設又は改良等を行う。

2 防災上重要な拠点施設の応急復旧活動

防災上重要な拠点となる施設の管理者は、災害により施設に被害を受けた場合は、被災状況を速やかに調査し、応急復旧を図る。

3 交通施設の応急復旧活動

(1) 道路

道路、橋梁等の管理者は、災害により施設に被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、設定された緊急交通路を早急に確保するため、沿道等の応急復旧計画と調整のうえ、応急復旧工事を実施する。

(2) 港湾及び漁港

港湾管理者及び漁港管理者は、港湾施設及び漁港施設が災害により被害を受けた場合は、被害状況を災害応急対策のため緊急性の高いものから速やかに調査し、沿道等の応急復旧計画と調整のうえ、災害応急対策のため緊急性の高いものから応急復旧工事を実施する。

4 治水施設等の応急復旧活動

(1) 河川、海岸

河川、海岸管理者は、災害により管理する施設に被害を受けた場合には、被害状況を速やかに調査し、二次災害防止のための応急復旧工事を実施する。

(2) 砂防設備等

町及び県は、砂防設備等の損傷や土石流、山崩れ、がけ崩れ等の発生により、二次災害が発生するおそれのある場合には、被害状況を速やかに調査し、崩落土砂の除去や仮設防護柵設置等の応急工事を実施する。

5 治山施設等の応急復旧活動

町、県及び近畿中国森林管理局は、治山事業施工地又は計画地において山腹崩壊等により土砂が流出した場合は、排土等による原状回復に努め、二次災害防止のための応急工事として編柵、土のう積み等を行う。

6 その他公共、公益施設の応急復旧活動

その他、住民生活に重要な影響を及ぼす公共、公益施設については、緊急度に応じて速やかに応急復旧を図る。

7 住民への広報活動

町、県及び公共施設の管理者は、公共施設の損傷等により、二次災害が発生するおそれのある場合等必要に応じて、住民に対し広報する。

第2項 電力・ガス・水道・下水道施設災害応急復旧対策計画

1 目的

この計画は、電力、ガス、水道及び下水道施設の公共性に鑑み、災害時におけるこれらの施設の応急対策を迅速かつ適切に実施することを目的とする。

2 電力施設の災害応急対策

(1) 実施責任者

中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社及びその他の電気事業者は、防災業務計画の災害対策計画に基づき、町内の電気工作物を災害から防護し需要電力を確保する責任を有する。

(2) 実施方法

ア 中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社

(ア) 応急対策及び復旧工事の実施

町は、「災害時における連絡体制及び協力体制に関する取扱い」において中国電力ネットワーク株式会社東広島ネットワークセンターと連絡体制を確立することとなっている。

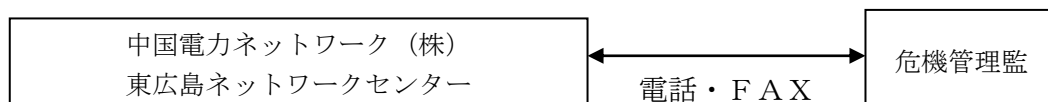
連絡先：中国電力ネットワーク(株)東広島ネットワークセンター 災害対策本部
東広島市西条下見5丁目5番15号 TEL：082-424-0245

中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社は、防災業務計画の定めるところにより応急対策及び復旧工事を実施する。

(イ) 県危機管理監への伝達

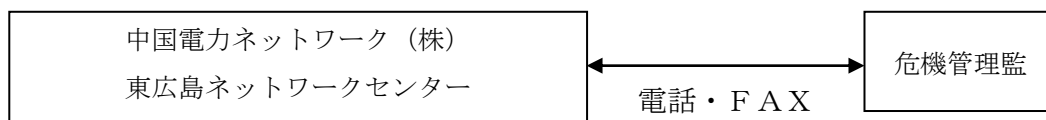
中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社は、社内に災害対策（準備）本部を設置したとき及び大規模な被害又は重大な事故が発生したときは、被害状況、復旧目標、復旧状況等について以下の伝達経路によって危機管理監に伝達する。

a 災害対策（準備）本部を設置したとき。

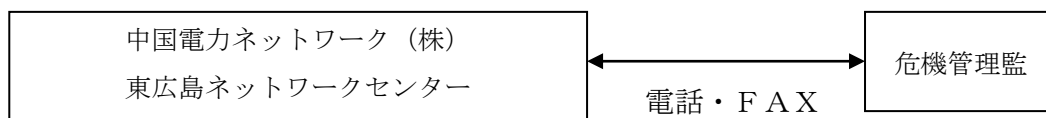


b 災害対策（準備）本部を設置していないとき。

(a) 勤務時間内



(b) 勤務時間外



(ウ) 中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社は、あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保するとともに、必要に応じて請負工事業者等へ応援を依頼する。また、状況によっては、広域的な応援・受援計画により他の電力会社へ応援を依頼する。

(エ) 中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社は、電力施設の停電状況、復旧の見通し、電気使用上の注意等の広報活動をホームページへの掲載を含むインターネットによる発信、防災無線の活用及び広報車による周知等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

(オ) 中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社は、自己の電気工作物の事故等の応急対策の実施に当たって、他の公共施設に与える影響を十分配慮して実施する。

イ その他の電気事業者

中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社の場合に準じて災害応急対策計画を作成し、計画性と公共性に配慮のうえ、応急対策を講ずる。

3 ガス施設の災害応急対策

(1) 実施責任者

ガス事業者は、ガス工作物を災害から防護し、ガスの安定供給を確保する責任を有する。

ガス事故による災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、消防機関、県警察等は自己の所掌事務を通じて処置し、協力する。

(2) 実施方法

ア 応急対策の実施

ガス事業者は、ガス保安関係法令及び自己の定める災害対策計画により応急対策を実施する。

イ 消防機関又は警察署への速報

ガス工作物に関する災害が発生したときは、事故の態様に応じ、直ちに消防機関又は警察署に速報し、応急対策を講ずるとともに、事故の状況、復旧見込み等を最も適切な方法で需要者その他の関係者へ通報する。

ウ 要員の確保

ガス事業者は、あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保するとともに、必要に応じて請負工事業者等へ応援を依頼する。また、状況によっては、広域的な応援・受援計画により他のガス会社へ応援を依頼する。

エ 燃料の確保

災害により、ガス供給が不可能となった場合は、ガス供給業者は可能な限りこれに代わる適当な燃料が確保されるよう努める。

オ 広報活動の実施

ガス施設の被害状況、復旧の見通し、ガス使用上の注意等の広報活動を広報車及びホームページへの掲載を含むインターネットによる発信等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

4 水道施設の応急対策

(1) 実施責任者

町長

企業団

(2) 応急復旧対策

ア 計画の策定

迅速に応急復旧等が行えるよう、あらかじめ手順や方法を明確にした計画の策定に努めるとともに、大規模災害に備えた広域的な相互応援対策などの緊急対応体制の確立に努めるものとする。

イ 応援の要請

応急復旧等が町のみでは困難な場合には、関連事業者、隣接市町村又は県に応援を要請する。

ウ 住民への周知

環境衛生部及び企業団は、応急復旧等の状況や見通しを広報し、住民へ周知する。

(3) 資機材等の確保

応急復旧等に必要な資機材等を備蓄するとともに、関連事業者等との調達体制の確立に努める。

(4) 簡易水道の名称、計画給水区域等

町の簡易水道の名称、計画給水区域、計画給水人口及び計画給水量は、以下のとおりである。

名 称	計画給水区域	計画給水人口	計画給水量 (1日最大給水量)
大崎上島町水道事業	大崎上島町東野、中野、原田、大串、木江、沖浦及び明石の各地域の一部	7,000人	6,000m ³

5 下水道施設の応急対策

(1) 実施責任者

町長

(2) 応急復旧対策

ア 迅速に応急復旧等が行えるよう、あらかじめ、関連事業者等との災害時における復旧支援に関する協定を締結するなど支援体制の確立に努める。

イ あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保し、応急対策を実施する。

ウ 応急復旧等が実施責任者のみでは困難な場合には、関連事業者、近隣市町又は県に応援を要請する。県は、県を越える広域的な支援を必要と認めるときは、「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき支援体制を整える。

(3) 広報サービスの実施

下水道施設の被害状況、復旧の見通し等の広報活動を町防災行政無線、広報車等により行い、住民へ周知する。

(4) 資機材等の確保

ア 復旧要員

災害復旧に必要な要員は、下水道工事認定業者によるほか被害状況に応じて確保する。

イ 復旧資機材

応急復旧等に必要な資機材は備蓄するとともに、関連事業者等との調達体制の確保に努める。

資料編 ・ 指定給水工事事業者一覧

第3項 その他施設災害応急対策計画

1 目的

この計画は、災害時に応急対策が必要なその他の施設について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 防災重点ため池対策

町は、所有者等による応急措置では十分に安全を確保できない場合、防災上必要な措置を行う。

町での措置が極めて困難な場合などにおいては、災害対策基本法に基づく応援の要請を検討する。

3 空家対策

町は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

第4項 廃棄物処理計画

1 方針

し尿、ごみ等による公衆衛生や生活環境の悪化や、一時的に大量に発生した廃棄物が早期の復旧・復興の妨げになることを防ぐため、安全性や生活環境の保全を確保しつつ、廃棄物の適正かつ迅速な処理を実施する。

災害廃棄物の処理に当たっては、可能な限り廃棄物の再生利用を図り、最終処分量を低減させる。また、県内の既存処理施設を最大限に活用しつつ、関係機関と協力して処理体制を構築する。

2 災害廃棄物処理計画

町は、仮置場候補地の選定・設置運営に係る事項など、災害廃棄物の処理主体としての実施事項や周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力に係る事項、町における災害廃棄物の発生推計量等の基礎データを平時から整理し、町災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

(1) 計画が対象とする災害

「南海トラフ巨大地震」と「安芸灘～伊予灘～豊後水道地震」の2地震とする。

地震名	地震の規模 (M)	津波の有無	選定理由
南海トラフ巨大地震	8～9	有	県内の多くの市町で廃棄物が最大
安芸灘～伊予灘～豊後水道地震	6.7～7.4	有	大崎上島町において廃棄物量が最大

(2) 計画が対象とする廃棄物

計画において対象とする廃棄物は、災害により直接発生する災害廃棄物をはじめとした以下の表のとおりである。

種 類	発 生 源 等
生活ごみ	家庭から排出されるごみ
避難所ごみ	避難所から排出されるごみ
し尿	仮設トイレ等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水
災害廃棄物	住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみ、損壊家屋の撤去・解体等に伴い排出される廃棄物

(3) 廃棄物処理体制

担当班	担当職員	業務内容
総合調整担当	環境衛生課 総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各担当の総括・連絡会議の運営 2. 職員の参集状況の把握と配置 3. 町災害対策本部との連絡調整 4. 災害廃棄物対策関係情報の集約 5. 災害廃棄物対策全体の進行管理 6. 災害廃棄物処理実行計画の策定 7. 国・県及び市町、組合との連絡
対外交渉・ 町民広報担当	環境衛生課 環境衛生係 総務課 庶務係 住民課 大崎窓口係 住民課 木江窓口係 健康福祉課 福祉係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害廃棄物等対策の住民周知 2. 住民からの問合せ対応 3. 支援要請及び支援物資
計画担当	環境衛生課 環境衛生係	<ol style="list-style-type: none"> 1. がれき発生量の算定 2. 収集運搬車両・処理施設能力の算定及び手配 3. 仮置場等の必要箇所・面積の算定及び手配
がれき除去担当	建設課 土木耕地係 建設課 管理係	<ol style="list-style-type: none"> 1. がれきの撤去 2. 倒壊家屋等の解体撤去
ごみ処理担当	環境衛生課 環境衛生係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 仮置場の設置及び運営管理 2. 事業者指導 3. 産業廃棄物管理 4. 適正処理困難物・有害廃棄物管理 5. 不法投棄・不適正排出防止 6. ごみ収集運搬の管理 7. 民間事業者との協力に関する協定
し尿処理担当	環境衛生課 環境衛生係 下水道係	<ol style="list-style-type: none"> 1. し尿収集運搬・処理の管理 2. 仮設トイレの設置・維持管理 3. 簡易トイレの運用

(4) 実施主体等

災害廃棄物（一般廃棄物）は、町が主体となって処理する。県は町を中心とした処理体制構築のための連絡調整や町の支援を行う。

町及び県の役割

町	県
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自ら主体となって災害廃棄物の処理を実施 ・ 仮置場の設置運営 ・ 廃棄物の運搬・処分等 ・ 県、他市町、民間支援団体との協力体制に係る連絡調整・支援要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内市町、他都道府県、国、民間支援団体等の協力支援体制の整備に係る連絡調整 ・ 被災市町への事務支援、人的支援 ・ 被災市町による処理が困難な場合に、事務委託により災害廃棄物の処理を実施

(5) 災害廃棄物の処理

ア 収集運搬

町は平時の体制に加え、民間事業者への委託等により収集運搬体制を確保する。県は必要に応じ他市町や民間事業者による支援について調整を行う。

加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

イ 損壊家屋等の撤去等

損壊家屋等の解体・撤去は原則として所有者が行うが、大規模災害時等において町が必要と認める場合は、町が解体・撤去を行う。

解体工事や廃棄物の処理に当たっては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱マニュアル（第3版）」（令和5年4月環境省）を参照し、石綿の飛散防止に努める。

ウ 仮置場での保管・分別・処理

町は廃棄物の処理を進めるために必要な仮置場を設置する。県は仮置場の設置に係る支援を行う。

仮置場の区分

区 分	機 能
住民用仮置場	被災住民の自己搬入用仮置場
一次仮置場	二次仮置場へ搬入するまでの一時保管・分別
二次仮置場	各処理施設へ搬入するまでの一時保管、破碎・選別等の中間処理

エ 処理困難廃棄物等の処理

有害性・危険性のある処理困難廃棄物は、性状に応じて優先的に回収し、製造元、業界団体等、適切に処理できる者に処理を依頼する。

オ し尿・生活ごみ等の処理

被災地域や避難所等で発生するし尿・生活ごみは速やかな処理が必要となる。町はこれらの収集・運搬体制を速やかに構築する。

カ 連携の促進等

災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

災害廃棄物に関する情報のほか、国（環境省）による災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地方公共団体等の関係者によって組織する地域ブロック協議会の取組み等に関して、ホームページ等で周知に努める。

3 災害廃棄物処理実行計画の作成

町は、発災後、国が作成するマスタープランや町の災害廃棄物処理計画等を基に、実際の被災状況を踏まえ、具体的な処理方法等を定めた「災害廃棄物処理実行計画」を作成する。

資料編 ・ し尿、ごみ処理施設及び運搬車等の状況

第5項 有害物質等による環境汚染防止計画

1 目的

被災した工場又は事業場等からの有害物質及び建築物等からの石綿の飛散・流出を防止するため、被害の状況を把握し、適切な措置を講じることにより、災害の拡大及び二次被害の防止を図り、もって住民の健康被害を防止するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

2 実施方法

災害発生時において、関係行政機関は、次のとおり実施する。

(1) 有害物質の飛散・流出防止措置

ア 被災状況の把握

関係行政機関は、被災地域における有害物質使用等事業者に対して施設の点検を指導するとともに、有害物質の飛散・流出の有無等の状況について、速やかに把握する。

イ 環境汚染事故対応

環境汚染事故が発生した場合は、広島県危機対策運営要領（水質汚染事故・大気汚染事故）により、必要な措置を講じる。

ウ 環境影響の把握

有害物質の飛散・流出により、周辺環境への影響が懸念される場合は、大気、土壌、公共用水域等の水質の採取・分析を行い、環境影響の有無を把握する。また、測定結果は、速やかに公表する。

(2) 建築物等からの石綿の飛散防止措置

「災害時における石綿飛散防止に係る取扱マニュアル（第3版）（令和5年4月環境省）」に基づき、必要な措置を講じる。

なお、被災建物等の解体及び解体廃棄物の処理に伴い石綿の飛散が懸念される場合は、大気中のアスベスト濃度のモニタリングを行い、測定結果は、速やかに公表する。

測定地点の選定に当たっては、被災状況、関係市町の意見等を勘案して定める。

3 環境汚染防止の推進等

災害発生時の措置の実施を円滑に行うため、広島県危機対策運営要領及び「災害時における石綿飛散防止に係る取扱マニュアル第3版）（令和5年4月環境省）」に定めるもののほか、次の事項について実施する。

- (1) 被災状況の把握水質汚濁防止法、PRTR法（化学物質排出管理把握促進法）等の届出情報による有害物質使用等事業場の把握
- (2) 大気汚染防止法による石綿飛散防止対策の推進
- (3) 事業者の化学物質の管理体制の整備の促進

第12節 ボランティアの受入れ等に関する計画

1 目的

町、県及び関係団体は、ボランティアによる活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう相互に連携・協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、迅速かつ円滑なボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するため、受入れに携わる要員の育成に努めるものとする。

また、ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

2 ボランティアの受入れ

(1) ボランティアの受入体制

災害時において、県は、災害対策本部を設置した際には、広島県社会福祉協議会が設置する広島県被災者生活サポートボランティアセンターへの支援を行う。被災地の状況、救援要請や救援活動の状況等の情報提供や情報収集を行う等の支援を行う。広島県被災者生活サポートボランティアセンター及び被災地市町社会福祉協議会が設置する市町被災者生活サポートボランティアセンターは、連携を図り、ボランティアなどの受入れや活動支援、情報収集・発信などを行う。

また、特定非営利活動法人ひろしまNPOセンター等の中間支援組織は、必要に応じて、広島県被災者生活サポートボランティアセンター・市町被災者生活サポートボランティアセンターの活動と連携して被災者支援を効果的に展開するため、情報共有の機会を設ける。

(2) 町災害対策本部の役割

ボランティアの受入体制の確保について、町被災者生活サポートボランティアセンター等と連携し、ボランティアの受入窓口や連絡体制を定め、ボランティア活動の円滑な実施を支援する。

また、町被災者生活サポートボランティアセンター等に対して、情報提供等の支援を行う。

(3) 広島県被災者生活サポートボランティアセンターの役割

町被災者生活サポートボランティアセンターや県と連絡・調整し、町被災者生活サポートボランティアセンターの後方支援を行う。

ア 町被災者生活サポートボランティアセンターの運営支援

情報発信、人材の派遣、資機材、資金の調整等の支援を行う。

イ 県内関係機関・団体及び全国への支援要請及び情報発信

県域の災害時の協働ネットワークである「広島県被災者生活サポートボラネット」の構成機関・団体及び全国へ、被災地支援に向けた情報、人材、資機材の確保、資金の呼びかけ等を行う。

(4) 町被災者生活サポートボランティアセンターの役割

広島県被災者生活サポートボランティアセンターや町と連絡・調整し、ボランティア等の受入れや活動支援を行う。

ア 被災者の支援ニーズ等の把握

各災害応急対策責任者や被災者、ボランティア、関係機関・団体等から、被災者の生活支援に係るニーズを把握する。

イ ボランティアの募集

ボランティアのあっせん要請等の需要に対し、ボランティアが不足すると考えられる場合、ボランティア活動の必要な状況を広報し、ボランティアの募集を行う。

ウ ボランティアのあっせん・活動支援

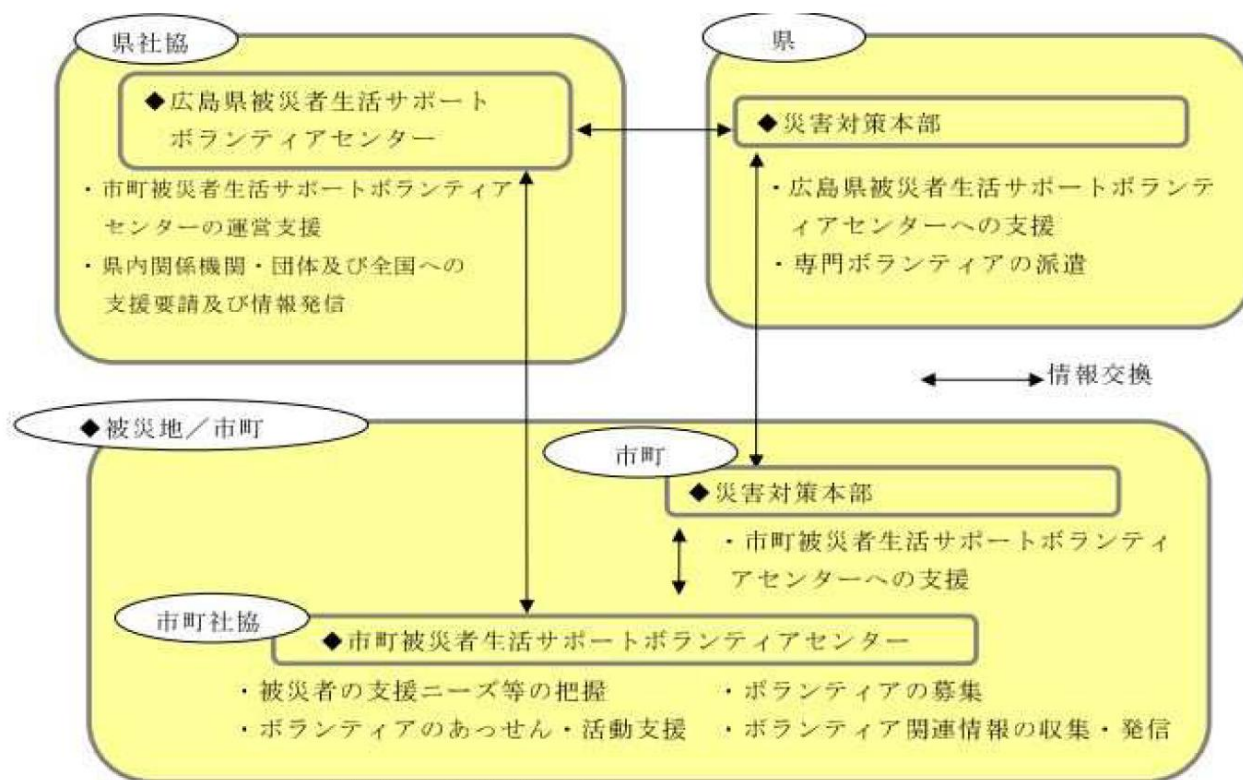
災害発生時におけるボランティア申出者を受付、各ボランティアの活動内容、活動可能日数、資格、活動地域等を把握する。

各災害応急対策責任者から町被災者生活サポートボランティアセンター等に対しボランティアのあっせん要請が出された場合、平常時からのボランティア登録者及び災害後に受け付けたボランティア申出者の中から必要なボランティアをコーディネートする。

また、ボランティアのあっせん要請がない場合でも必要と認められるときは、ボランティアのあっせんを行うことができる。

エ ボランティア関連情報の収集・発信

被災地の状況、救援活動の状況等の情報を、ボランティアに対して的確に提供する。



3 ボランティアの活動拠点及び資機材の提供

町は、庁舎、公民館、学校等の一部を、ボランティアの活動拠点として積極的に提供する。
また、ボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材については、可能な限り貸出し、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努める。

4 災害情報等の提供

町は町被災者生活サポートボランティアセンター等へ、ボランティア活動に必要な災害情報等を積極的に提供するとともに、必要により、被災者生活サポートボランティアセンター等が行う情報共有会議等に参加し、情報の共有を図る。

5 ボランティアとの連携・協働

町は、社会福祉協議会、地元や外部からの被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

6 市町被災者生活サポートボランティアセンターの機能喪失時の補完体制

大規模災害の発生により市町被災者生活サポートボランティアセンター機能の一部又は全部が喪失した場合、広島県被災者生活サポートボランティアセンター及び近隣の市町社会福祉協議会（被災者生活サポートボランティアセンター）は、協働して、センター機能の一部又は全部を担える体制を整備する。

7 ボランティア保険制度

町は、ボランティアの活動中における負傷等に備え、ボランティアが保険へ加入するよう努める。

第13節 文教計画

1 目的

この計画は、町が、災害時において幼児、児童及び生徒（以下「生徒等」という。）の安全を確保し、災害後の生徒等の不安感の解消に努め、教育活動が円滑に実施できるよう応急教育を実施することを目的とする。

また、町は、災害発生時において学校や公民館等、社会教育施設が被災者の避難所として使用されることとなった場合、その使用に支障のないよう適切な運営に努めることもこの計画の目的とする。

2 避難対策

(1) 実施責任者

生徒等の応急教育並びに教育施設の応急復旧は、町教育委員会が行う。

(2) 休業等の実施

町教育委員会は、町長との連絡調整により異常気象の情報収集に努め、必要に応じ休業等の措置をとる。部分休業により生徒等を帰宅させる場合には、気象状況及び通学経路の状況について十分に注意する。

(3) 避難の実施

町教育委員会は、災害が発生した場合又は町長が避難指示等を行った場合には、速やかに学校長に連絡する。学校長は、あらかじめ作成された避難計画に基づいて、教職員及び生徒等を安全な場所に避難させ、その安全の確保に努める。

3 生徒等への相談活動

町教育委員会は、災害による生徒等の被災状況を迅速に把握し、生徒等への相談活動を行い、精神的な不安感の解消に努める。

4 応急教育対策

(1) 応急教育の実施

町教育委員会は、災害により校舎等に被害を受けた場合、応急的に教育を実施するため、実施場所、実施方法等について計画を定め、教育活動に支障を来さないように配慮する。

(2) 応急教育の実施場所

ア 実施場所の選定

校舎に被害を受けた場合には、あらかじめ作成された応急教育計画に基づいて、校内施設の活用又は町内の他の学校、公共施設の利用等について関係者と協議のうえ、実施場所を選定して応急教育を実施する。

イ 教育施設のあっせん要請

応急教育実施場所が町内で得られない場合は、町教育委員会は県教育委員会に教育施設のあっせんに要請する。

(3) 応急教育の実施方法

応急教育は、被害の実情に即した方法により実施する。

ア 状況把握

学校施設、設備、通学路、保護者、教職員、生徒等の状況を把握する。

イ 授業再開

教職員を動員し、授業再開に努める。なお、被害の状況により、必要があるときは、町又は地域住民等の協力を求める。

ウ 応急復旧状況の把握

学校施設及び設備の応急復旧状況を把握し、必要に応じて速やかに応急教育計画の修正を図り、応急教育計画の開始時期及び方法を確実に生徒等及び保護者に連絡する。

エ 分散授業等の実施

生徒等を学校へ一度に受け入れることができない場合は、二部授業又は地域の公共施設を利用した分散授業の実施に努める。なお、二部授業を行う場合には、学校教育法施行令第25条の規定により町教育委員会を經由して県教育委員会に届け出る。

オ 仮校舎等の建築

応急教育の実施に当たって、施設の確保ができない場合は、仮校舎等の建築も検討する。

カ 安全の確保

生徒等の登下校時における安全の確保に努める。

(4) 学用品の調達

ア 県教育委員会への報告

町教育委員会は、災害により教科書及び教材を喪失又は損傷した生徒等がある場合には、県教育委員会に教科書の需要数を報告し、その確保に努める。

イ 災害救助法適用時の措置

知事は、災害救助法を適用した場合は、県教育委員会の協力を得て学用品を以下により調達し、支給する。また、知事からその実施を委任された場合は、町長が実施する。

(ア) 支給対象者

災害により住家に被害（全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水）を受け、教科書等学用品を喪失又は損傷し、就学に支障を生じている児童、生徒

(イ) 支給範囲

- a 教科書及び教材（町教育委員会に届出又は承認を受けて使用しているもの）
- b 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵の具、画筆、画用紙、下敷き、定規等）
- c 通学用品（運動靴、傘、かばん、長靴等）

(ウ) 支給限度額

- a 教科書及び教材 給与に要した実費
- b 文房具及び通学用品 広島県災害救助法施行細則に定めるところによる。

(エ) 支給申請の期限

支給申請の期限については以下のとおりとするが、やむを得ない特別な事情がある場合は、知事を通じて厚生労働大臣の承認を得て期間を延長する。

- a 教科書及び教材 1か月以内
- b 文房具及び通学用品 15日以内

資料編 ・ 広島県災害救助法施行細則（別表第1・別表第2）

(5) 教職員の確保

被災した教職員が多いため、正常な授業や校務運営の実施が困難な場合は、町教育委員会は、県教育委員会にその状況を報告し、教職員の確保について協力を要請する。

(6) 給食

ア 被害状況の報告

現在、学校給食調理場及び学校給食センターにより町内の小・中学校の給食を実施しているが、給食施設及び給食用物資等に被害を受けた場合、町教育委員会はその状況を県教育委員会に報告し、被害物資の処分方法、給食に必要な物資の確保配分等について指示を受ける。

イ 学校給食と被災者炊き出しとの調整

避難場所として使用される学校において、その給食施設が被災者炊き出し用に利用されることになる場合は、学校給食と被災者炊き出しとの調整に留意する。

ウ 保健衛生

被災地においては、感染症発生のおそれが高いため、保健衛生について、特に留意する。

(7) 通学道路等の確保

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、通学時において生徒等を災害から保護するために、町長は関係者と緊密な連携をとり、以下のような対策を講ずる。

ア 運行不能時の措置

バス、船艇等により通学を行っている生徒等に対して、これらが運行不能となった場合には、臨時の寄宿舎の開設等これに代わり得る措置を講ずる。

イ 災害危険箇所の実態把握

災害危険箇所（水害時における道路橋梁の決壊等）の実態を把握し、危険予防のため町長は校長と協議し、通学方法についての指示、その他必要な措置を講ずる。

5 学校が地域の避難所となる場合の対策

(1) 情報提供

町教育委員会は、学校長の協力を得て避難所に供する施設・設備の安全を確認したうえで、町長に対し、その利用について必要な情報を提供する。

また、避難所として必要な人員を確保し、施設・設備の保全に努め、有効かつ的確な利用に万全を期する。

さらに、学校が有する情報伝達機能を有効に活用し、的確な情報提供に努める。

(2) 避難生活の長期化による協議

町教育委員会は、避難生活が長期化する場合には、応急教育活動と避難者への支援活動との調整について町長及び学校長と必要な協議を行う。

6 公民館等社会教育施設が地域の避難所となる場合の対策

(1) 情報提供

公民館等社会教育施設の管理者は、避難所に供する施設・設備の安全を確認したうえで、町長に対し、その利用について必要な情報を提供する。

さらに、避難所として必要な人員を確保し、又は町に要請し、施設・設備の保全に努め、有効かつ的確な利用に万全を期する。

(2) 避難生活の長期化による協議

公民館等社会教育施設の管理者は、避難生活が長期化する場合には、避難者への支援活動について町長と必要な協議を行う。

7 文化財に対する対策

(1) 文化財が被災した場合、所有者又は管理者は、消防機関等に通報するとともに、速やかに町教育委員会に被災状況を報告する。

(2) 町教育委員会は、町指定文化財については所有者又は管理者に対し、必要な応急措置を取るよう指示し、国指定等及び県指定の文化財については、速やかに町教育委員会を通じて県教育委員会に被災状況を報告する。

第 14 節 災害救助法適用計画

1 目的

この計画は、災害に際して被災者の救難、救助その他応急的保護に関して必要な事項を定めることを目的とする。

応急救助は、関係法令の規定により、実施責任者が定められている場合はその実施責任者が、その他の場合は市町長が、その市町内の住民、団体の協力を得て第一次的に実施すべき責任を有するものであるが、この節においては、主として各法令の適用を受けて実施する応急救助について、その実施責任者、実施の大綱及び相互の総合調整等を定めるものとする。

2 災害救助法適用

(1) 趣旨

知事は、災害により一定規模以上の被害が発生した市町に対し、災害救助法を適用し、同法に基づく次の応急救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

なお、災害が発生するおそれがある段階において、災害救助法を適用した場合には、避難所の設置による応急救助を実施する。

- ア 避難所の設置
- イ 応急仮設住宅の供与
- ウ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- エ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- オ 医療及び助産
- カ 被災者の救出
- キ 被災した住宅の応急修理
- ク 学用品の給与
- ケ 埋葬
- コ 遺体の捜索及び処理
- サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

(2) 災害救助法の適用基準

ア 災害救助法は、以下のいずれかに該当する場合に適用される。（同法第 2 条第 1 項に定める適用）

町は、災害救助法の適用に該当する場合、又は該当する見込みがあると認めた場合は、直ちにその状況を知事に報告する。

(ア) 1号基準（災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号）

町の区域内の住家滅失世帯数が、以下の表に示す世帯数以上であること。

町の区域内の人口	住家滅失世帯数
5,000 人以上 15,000 人未満 (令和 2 年国勢調査人口 7、158 人)	40 世帯

(イ) 2号基準（災害救助法施行令第1条第1項第2号）

県の区域内の住家滅失世帯数が2,000世帯以上であって、町の区域内の住家の滅失世帯数が、以下の表に示す世帯数以上であること。

町の人口	住家滅失世帯数
5,000人以上 15,000人未満 (令和2年国勢調査人口7,158人)	20世帯

(ウ) 3号基準（災害救助法施行令第1条第1項第3号）

県の区域内の住家滅失世帯数が9,000世帯以上であって、町の区域内の住家の滅失世帯数が多数であること。

(エ) 4号基準（災害救助法施行令第1条第1項第4号）

多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

(注) 滅失世帯数の算定基準

上記(1)から(3)までの住家滅失世帯数の算定に当たっては、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1の世帯とみなす。

イ 災害が発生するおそれがある場合、災害救助法は、次の全てに該当する場合に適用される。(同法第2条第2項に定める適用)

(ア) 災害が発生するおそれがある場合に、国が災害対策基本法に規定するいずれかの災害対策本部（特定・非常・緊急）を設置し、当該災害対策本部の所管区域として、広島県が告示されていること。

(イ) 県内市町において、当該災害により、被害を受けるおそれがあること。

(3) 災害救助法の適用手続

ア 町における災害が前記(2)のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、町は、直ちにその旨を県に情報提供する。

イ 県は、町からの情報提供又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、国（内閣府）から必要な助言を受けて、災害救助法の適用を決定し、国（内閣府）へ情報提供するとともに、法に基づく救助の実施について、町、各関係機関及び関係部局に連絡・指示する。

ウ 県は、災害救助法を適用したときは、速やかに告示する。

(4) 救助の種類、対象及び期間

災害救助法に基づく救助の種類、対象及び期間等は、資料編に掲載のとおりである。

資料編 ・ 広島県災害救助法施行細則（別表第1・別表第2）

(5) 町長への委任

町及び県は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、災害救助法が適用された場合、同法に基づく救助は、知事が実施責任者となり、町長が補助者となって実施されるが、より迅速な災害対策を行うため、同法第 13 条第 1 項及び同法施行令第 17 条の規定に基づき、救助の実施に関する事務の一部を町長に委任する。

県から、町長への事務委任は、原則として下表のとおりとする。

ただし、複数の市町における災害や市町の行政機能が損なわれる被災状況等、町の実情に応じて、委任する事務を決定する。

なお、救助事務の委任は災害救助法が適用された都度、県から町に通知することにより行うとともに、町へ救助事務を委任した場合であっても、その救助の実施責任者は県にあるため、県は常にその状況把握に努め、万一、町において、事務遂行上不測の事態等が生じた場合等には、県において委任元としての責任をもって、町に対する助言等を行う等、適切な事務の遂行に努める。

町長及び知事それぞれが担当する救助事務

実施者	担当する救助事務
町長	1 避難所の設置 2 炊き出しその他による食品の給与 3 飲料水の供給 4 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与 5 医療・助産（救護所における活動） 6 被災者の救出 7 被災した住宅の応急修理 8 学用品の給与 9 埋葬 10 死体の捜索・処理 11 障害物の除去
知事	1 応急仮設住宅の給与 【建設型応急住宅】 広島県応急仮設住宅 建設マニュアルに定められた役割分担に基づき、県及び町が事務を実施 【賃貸型応急住宅】 被害状況等を考慮して、県及び町が事務を実施 2 医療（DMA Tの派遣など）

第 15 節 航空機事故による災害応急対策計画

1 目的

この計画は、航空機事故（墜落炎上等）による災害から、地域住民等を守るため、防災関係機関相互の緊密な協力体制を確立して各種応急対策を実施することにより、被害の拡大を防止し被害の軽減を図ることを目的とする。

2 実施責任者及び実施内容

(1) 救急救助及び消火活動の実施

必要に応じ関係防災機関、関係公共団体等の協力を得て、救急救助及び消火活動を実施する。

(2) 他の市町への応援要請

災害の規模が大きく、上記 1 の体制では対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町に応援を要請する。

(3) 県への応援要請

被災者の救助及び消防活動等の実施について、必要に応じ県に対して自衛隊の災害派遣を依頼するとともに、化学消火薬剤等資機材の確保について応援を要請する。

第 16 節 海上災害応急対策計画

1 船舶災害

(1) 目的

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等を伴う災害が発生した場合における被害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、各防災関係機関の実施事項を明確化し、かつ、防災関係機関相互の緊密な協力体制を確立することにより、迅速かつ効率的な各種応急対策を実施することを目的とする。

(2) 情報の伝達

ア 町

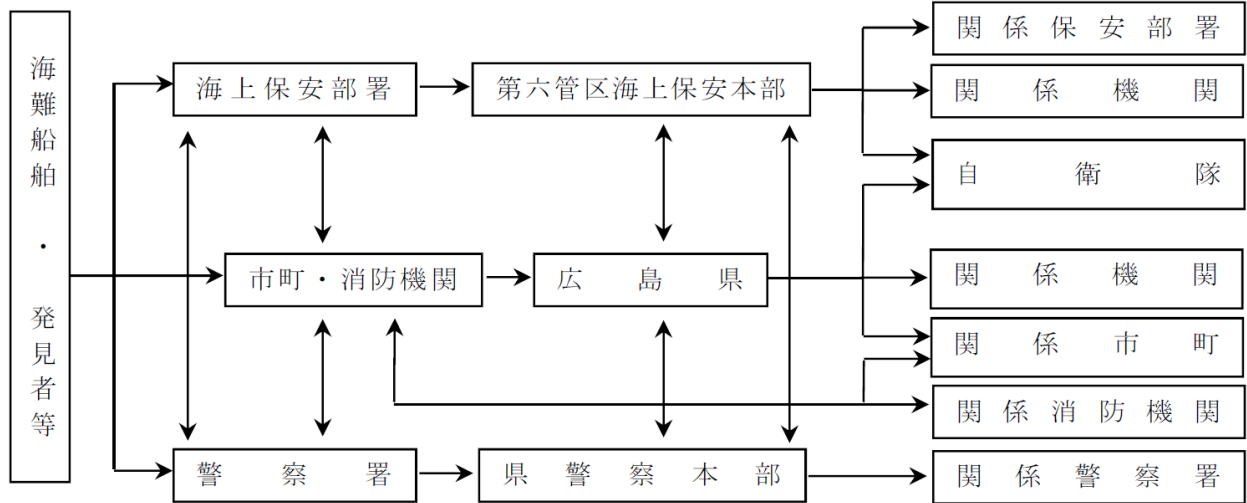
町は、当該区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し被害の把握に努め、これらの被害情報を県に報告するとともに、海上保安部署・警察署等に連絡する。

イ 第六管区海上保安本部

船舶災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合、第六管区海上保安本部は県、関係市町、消防、警察等防災関係機関に連絡する。また、外国船舶に係る災害においては、必要に応じ税関・入国管理局・検疫所等の関係機関にも連絡を行う。

ウ 県

県は、第六管区海上保安本部等から受けた情報を関係市町、防災関係機関に連絡する。



(3) 実施責任者及び実施事項

ア 町

- (ア) 情報の収集及び連絡・通報
- (イ) 各種防災体制への移行
- (ウ) 救助・救急活動
- (エ) 医療救護活動
- (オ) 一時避難所の設置及び運営

- (カ) 合同調整所等での調整
- (キ) その他の災害応急対策
- イ 海難船舶、船舶所有者等
 - (ア) 事故発生及び被害状況の連絡
 - (イ) 避難誘導等の応急対策活動
 - (ウ) 被災船舶や乗船者等に関する情報の提供
- ウ 第六管区海上保安本部
 - (ア) 情報の収集及び連絡・通報
 - (イ) 活動体制の確立
 - (ウ) 捜索活動
 - (エ) 救助・救急活動
 - (オ) 消火活動
 - (カ) 自衛隊に対する災害派遣要請
 - (キ) 海上交通安全の確保
 - (ク) 合同調整所での調整
 - (ケ) その他の災害応急活動
- エ 県
 - (ア) 情報の収集及び連絡・通報
 - (イ) 各種防災体制への移行
 - (ウ) 自衛隊に対する災害派遣要請
 - (エ) 救助・救急活動
 - (オ) 医療救護活動
 - (カ) 合同調整所での調整
 - (キ) その他の災害応急対策
- オ 県警察
 - (ア) 情報の収集及び連絡・通報
 - (イ) 海岸沿いにおける捜索活動
 - (ウ) 救出救助活動
 - (エ) 交通規制
 - (オ) 合同調整所での調整
 - (カ) その他の災害応急活動
- カ 消防機関
 - (ア) 情報の収集及び連絡・通報
 - (イ) 捜索活動
 - (ウ) 救助・救急活動
 - (エ) 消火活動
 - (オ) 合同調整所での調整
 - (カ) その他の災害応急活動

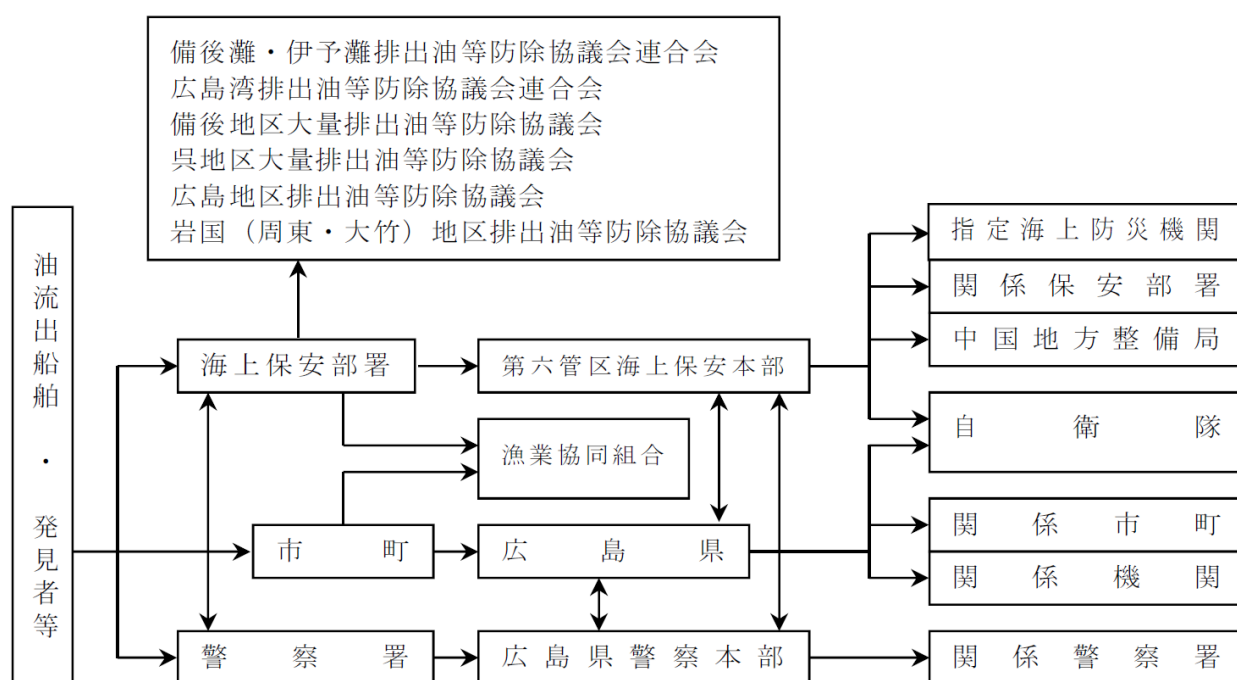
2 大量流出油等災害

(1) 目的

船舶又は海洋施設その他陸上貯油施設等の事故により、海上に大量の油が流出した場合における被害を局限するため、各防災関係機関の実施事項を明確化し、かつ、防災関係機関相互の緊密な協力体制を確立することにより、迅速かつ効率的な各種応急対策を実施することを目的とする。

(2) 情報の伝達

海上において大量の油等の流出事故が発生し、又はそのおそれがある場合の通報、連絡体制は、原則として以下のとおりとする。



(3) 実施責任者及び実施事項

ア 町

(ア) 呉海上保安部への連絡

情報入手機関は直ちに呉海上保安部（呉地区大量排出油等防除協議会）及び各関係機関に連絡する。

(イ) 流出油の措置

関係機関と協力し、流出油について以下の措置をとる。

- a 被害状況並びに拡散状況を調査する。
- b 遭難船の乗組員を救助する。
- c 拡散防止措置を講ずる（オイルフェンスの展張等）。
- d 回収作業を実施する。
- e 油処理剤等により処理作業を実施する。
- f 積荷油の空タンク等への移送による流出油の減少措置を講ずる。
- g 油バージやタンカーへの瀬取り作業を実施する。

(ウ) 沿岸住民に対する広報及び避難指示等

a 住民への周知と注意の喚起

沿岸住民に周知と注意の喚起を図るとともに、必要に応じて避難の指示等を行う。

b 自衛手段の勧告

関係団体等に、災害防止のための自衛手段を勧告し、指導する。

(エ) 資機材及び物資の確保と運用

a 資機材の備蓄

流出油の防止、消火、拡散防止、その他必要な資機材の備蓄及び整備を図り、備蓄資機材の相互融通により、合理的な防災活動を図る。

b 資機材の要請

必要な資機材、物資等を知事その他関係機関に要請して確保する。

c 資機材緊急輸送

防災資機材緊急輸送のため、陸上並びに海上関係機関、団体の協力を要請して確保する。

d 緊急事態への対応

緊急事態に対応するため、連絡方法、資機材の保有状況等をあらかじめ調査把握する。

イ 油流出船舶及び施設の管理者等

(ア) 油等の排出の通報

(イ) 防除措置の実施

ウ 第六管区海上保安本部

(ア) 情報の収集及び連絡・通報

(イ) 流出油等の拡散、性状等の調査、評価及び関係機関への情報提供

(ウ) 防除措置義務者への指導等

(エ) 活動体制の確立

(オ) 流出油等の防除作業

(カ) 防災関係機関への協力要請

(キ) 海上交通安全の確保及び危険防止措置

(ク) 指定海上防災機関への指示

(ケ) その他の応急対策

エ 県

(ア) 情報の収集及び連絡・通報

(イ) 各種防災体制への移行

(ウ) 漂着油の除去作業等

(エ) 自衛隊に対する災害派遣要請

(オ) 回収油等の処理

(カ) その他の応急対策

オ 県警察

(ア) 情報の収集及び連絡・通報

(イ) 避難誘導・広報

- (ウ) 警戒区域及び周辺区域の交通対策
 - (エ) その他流出油等の防除作業などの応急対策
- カ 中国地方整備局
- (ア) 情報の収集及び連絡・通報
 - (イ) 流出油等の防除作業
 - (ウ) その他の応急対策

第17節 主な災害の特質及び対策

1 長雨対策

(1) 災害の特質

- ア 被害は長期間にわたり徐々に発生する。
- イ 日雨量、連続雨量が多くない限り、施設被害は比較的少ない。
- ウ 農産物被害、伝染病発生等の被害が多い。

(2) 応急対策

ア 体制

気象予警報の発表はほとんどない。被害発生状況によって体制を決める。

イ 対策事項

- (ア) 病虫害防除及び指導
- (イ) 再生産のための手段の確保及び指導
- (ウ) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下「災害融資法」という。）の適用等被害農林漁業者に対する資金対策
- (エ) 防疫、廃棄物処理その他の保健衛生対策
- (オ) 家畜衛生及び家畜飼料対策

2 豪雨、台風による洪水、高潮時の対策

(1) 災害の特質

- ア 台風、梅雨前線等による大雨で、河川が増水し、人的、物的被害に至る。
また、雷雨等で局地的に豪雨が集中し、河川が増水による人的、物的被害を起こすこともあり、いずれの場合も短時間に甚大な被害をもたらす。
- イ 台風等による気圧の低下や強風により、海面の異常上昇が起これり、沿岸部に高潮被害を起こす。

(2) 応急対策

ア 体制

- (ア) 注意報発表等による注意体制（水防準備）
- (イ) 警報発表等による警戒体制、水防本部設置（被害発生状況により災害対策本部を設置する。）
- (ウ) 災害発生（被害報告）による出動体制

イ 対策事項

- (ア) 堤防、護岸の補強及び応急復旧
- (イ) 交通、通信手段の確保
- (ウ) 避難の指示
- (エ) 障害物の除去
- (オ) 救難、救助
- (カ) 食料、飲料水、生活必需品の確保等民生安定対策
- (キ) 防疫、廃棄物の処理その他の保健衛生対策
- (ク) 中小企業者の事業用資産等の被害に対する資金対策
- (ケ) 農作物、畜産物の集出荷対策及び農業用施設の復旧

- (コ) 天災融資法の適用等被害農林漁業者に対する資金対策
- (サ) 林産物の集出荷対策及び林業用施設の応急復旧
- (シ) 治山対策
- (ス) 家畜衛生及び家畜飼料対策

3 長雨、豪雨による土石流・がけ崩れ等の対策

(1) 災害の特質

土砂災害は、局地的な集中豪雨、台風等により、急な谷川や谷の出口の扇状地、急峻な土地等に多く発生し、短時間で人的、物的被害が発生する。

(2) 応急対策

ア 体制

- (ア) 注意報（大雨、洪水）発表等により注意体制に入る。
- (イ) 降雨状況、被害発生状況により、注意体制から必要な体制に入る。
- (ウ) 災害発生（被害報告）による出動体制

イ 対策事項

- (ア) 避難の指示
- (イ) 交通、通信手段の確保
- (ウ) 救難、救助
- (エ) 障害物の除去
- (オ) 食料、飲料水、生活必需品の確保等民生安定対策
- (カ) 防疫、廃棄物の処理その他の保健衛生対策
- (キ) 中小企業者の事業用資産等の被害に対する資金対策
- (ク) 農作物、畜産物の集出荷対策及び農業用施設の復旧
- (ケ) 天災融資法の適用等被害農林漁業者に対する資金対策
- (コ) 林産物の集出荷対策及び林業用施設の応急復旧
- (サ) 治山対策
- (シ) 家畜衛生及び家畜飼料対策

4 風害対策

(1) 災害の特質

雨を伴わない台風や竜巻等による強風、波浪、高潮等により、火災、海難等の災害、港湾、海岸施設、農水産物、家屋等の被害が発生する。

風が非常に強い場合は、強風により人的被害や家屋、樹木、鉄塔、電柱の倒壊等が広範囲にわたって発生する。

また、強風により、海水が吹き上げられ、農作物等の被害や停電が発生する。

(2) 応急対策

ア 体制

- (ア) 注意報発表等による注意体制
- (イ) 災害発生により注意体制から必要な体制をとる。

イ 対策事項

- (ア) 避難の指示
- (イ) 海岸、堤防の補強及び応急復旧
- (ウ) 交通、通信手段の確保
- (エ) 災害広報
- (オ) 障害物の除去
- (カ) 救難、救助
- (キ) 食料、飲料水、生活必需品の確保等民生安定対策
- (ク) 防疫、廃棄物の処理その他の保健衛生対策
- (ケ) 中小企業者の事業用資産等の被害に対する資金対策
- (コ) 農水産物被害に対する対策
- (サ) 天災融資法の適用等被害農林漁業者に対する資金対策
- (シ) 海上交通規制

5 林野火災対策

(1) 災害の特質

本町は、地形、地質、林相、気象状況等から、林野火災発生危険度が高い。

近年地域開発等の進展に伴い、人家が山ろくまで建てられている。

一度発生した林野火災は、防御活動に幾多の困難を伴うとともに、これが拡大すると相当の被害をもたらす。

(2) 応急対策

ア 体制

(ア) 林野火災の発生通報等によって注意体制に入る。

(イ) 災害発生状況によって順次必要な体制をとる。(被害発生規模、その他の状況により現地での応急対策を必要と認めるときは、現地本部を設置する。)

イ 対策事項

(ア) 広域的、総合的消防体制の確立

(イ) 火災の予防

- a 林野火災防止対策協議会の開催
- b 巡視、監視等の強化
- c 広報宣伝の充実
- d 発生原因別対策

(ウ) 火災の警戒及び防御

- a 火災の警戒
- b 情報伝達の徹底
- c 森林の防火管理
- d 消防活動の促進

- ①県による林野火災用消防資機材整備費補助
- ②林野火災特別地域対策事業の推進
- ③自衛隊への林野火災用資機材の貸与

- ④自衛隊災害派遣要請の要求と受入体制の確立
- ⑤消防団員の教育訓練の充実

6 突発的災害対策

(1) 災害の特質

船舶の沈没、大規模火災等の事故は、突発的かつ、多くの死傷者が発生するおそれがあり、迅速な被災者の救出及びその支援のための措置をとる必要がある。

(2) 応急対策

ア 体制

多くの死傷者を伴う大規模な事故が発生したときには、警戒体制をとり、災害応急対策責任者との連携の下に、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに、事態の推移に伴い、必要に応じて非常体制に移行し、災害対策本部を設置する。また、必要に応じて、現地本部を設置する。

イ 対策事項

- (ア) 救助活動の促進
- (イ) 情報の収集及び災害状況の把握
- (ウ) 避難の指示
- (エ) 県又は国（消防庁等）への報告
- (オ) 自衛隊への災害派遣要請の要求
- (カ) 豊田郡医師会、県医師会、日本赤十字社広島県支部等への緊急医療活動の要請
- (キ) 防災関係機関への応急措置の要請
- (ク) 二次災害の防止措置の実施
- (ケ) 県及び他市町村等への応援要請

第 3 章の 2 災害応急対策計画（震災対策編）

第1節 基本方針

この計画は、地震が発生し、又は発生のおそれがある場合に、災害発生の防衛及び拡大防止について迅速かつ実効ある措置を期するため、災害予防責任者（町長、県知事、その他執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者をいう。以下、この章において同じ。）の行うべき業務の大綱及び相互の連絡調整について定めることとし、その内容は次のとおりとする。

- 1 災害発生直前の応急対策に関する事項
- 2 災害発生後の応急対策に関する事項
- 3 ヘリコプターによる災害応急対策に関する事項
- 4 災害派遣・広域的な応援体制に関する事項
- 5 救助・救急、医療及び消火活動に関する事項
- 6 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動に関する事項
- 7 避難の受入れ及び情報提供活動に関する事項
- 8 救援物資の調達・供給活動に関する事項
- 9 保健衛生・防疫、遺体対策に関する活動に関する事項
- 10 応急復旧、二次災害防止活動に関する事項
- 11 ボランティアの受入れ等に関する事項
- 12 文教計画に関する事項
- 13 災害救助法適用に関する事項

第2節 災害発生直前の応急対策

第1項 配備、動員計画

1 方針

以下に定める事項のほか必要な措置については、第3章の1第2節第1項「組織、動員計画」を準用する。

2 配備動員体制

(1) 配備体制

ア 時間外における連絡体制の整備

夜間及び休日等、時間外における情報の収集・連絡体制を整備し、災害・危機事案の発生に際して、迅速に対処する。

イ 応急対策の実施体制

地震災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、応急対策を迅速かつ的確に実施するため、町は、以下の体制によって地震災害に対処する。

種別	発令の時期	配備体制
注意体制	【地震】 1 町内に震度4の地震が発生したとき。 【津波】 2 気象庁が、広島県に津波注意報を発表したとき。	情報収集及び連絡活動を主として行い、状況によりさらに高度の配備に迅速に移行し得る体制とする。
警戒体制	【地震】 1 町内に震度4の地震が発生し、かつ、災害が発生したとき。 2 震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき。 3 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表されたとき。 【津波】 4 気象庁が、広島県に「津波」の津波警報を発表したとき。	情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急対策を実施するとともに、事態の推移に伴い直ちに非常体制に切り替え得る体制とする。
非常体制	【自動設置】 1 町内に震度6弱以上の地震が発生したとき。 2 気象庁が、広島県に「大津波」の津波警報を発表したとき。 【町長の命令による設置】 3 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表されたとき 4 町内において震度5強の地震が観測され、かつ、甚大な被害が発生したとき。 5 町内において震度5弱の地震が観測され、かつ、相当の被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。	災害対策本部を設置し、各部において迅速かつ適切に各分掌事務を実施し得る体制とする。
※災害対策本部設置		

種 別	発令の時期	配備体制
緊急非常体制 ※勤務時間外 の体制	1 町内で震度5強以上の地震が発生したとき。 2 気象庁及び広島地方気象台が広島県に「大津波」の津波警報を発表したとき。	勤務時間外における左記の状況下において、災害対策本部の初期活動体制を確保するための体制とする。 また、事態の推移に伴い、必要に応じて非常体制に切り替え得る体制とする。

※ 震度は、原則として、気象庁が発表した値とする。

(2) 緊急非常体制

ア 初期活動体制の確保

勤務時間外に町内で震度5強以上の地震が発生した場合又は気象庁及び大阪管区気象台が広島県に「大津波」の津波警報を発表した場合は、初期活動体制を確保するため、全職員は周囲の安全を確認したうえで、速やかに参集し、配備につく。

なお、必要に応じて、報道機関に対し、テレビ、ラジオによる職員参集の放送を依頼する。

また、職員の中からあらかじめ初動要員を指定する。

交通機関の途絶等によって、災害対策本部の正常な運営が直ちにできない場合は、あらかじめ町長が指名する緊急防災要員等による初動体制によって、被害状況の把握等を行うとともに、災害応急対策を実施する。

参集する職員及び場所並びに担当業務は、原則として以下のとおりである。

参集場所	担当業務
本庁舎	本部の設置、本部の通信連絡等初期活動体制の確立
大崎支所	支部の設置、本部との連絡その他応急対応業務
木江支所	支部の設置、本部との連絡その他応急対応業務

イ 道路の損壊、交通機関等の途絶、火災等により勤務場所に参集できない職員の場合

勤務場所に参集できない職員は、最寄りの避難所等へ駆けつけ、地域の自主防災活動に従事するとともに、その地域の被災状況等を可能な範囲で災害対策本部又は支部に連絡する。

ウ 緊急非常体制に基づく措置

(ア) 職務代理者の順位

町長が事故や不在時等の非常時の職務代理者の順位は、以下のとおりとする。

名 称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）
本部長	副町長	教育長
副本部長	教育長	総務課長

(イ) 非常体制への切替え

緊急非常体制については、事態の推移に伴い、必要に応じて非常体制に切り替える。

(3) 非常体制

災害対策本部の設置基準は、以下のとおりとする。

ア 自動的に本部を設置する場合

(ア) 町内において震度6弱以上の地震が発生した場合

(イ) 気象庁及び大阪管区気象台が、広島県に「大津波」の津波警報を発表した場合

イ 町長の命令で設置する場合

(ア) 町内において震度5強の地震が観測され、かつ、甚大な被害が発生したとき。

(イ) 町内において震度5弱の地震が観測され、かつ、相当の被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

(ウ) 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表されたとき。

(エ) 広島県に「津波」の津波警報が発表され、かつ甚大な被害が発生したと予想されるとき。

ウ 町長が命令できない場合

町長が事故や不在の非常時には、前記職務代理者の順序に従い、設置を命令する。

(4) 動員体制

各体制における動員の要員は、以下のとおりとする。

動員に当たっては、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、災害対策本部が長期にわたって設置されることを想定し、交代要員やローテーションなどについて、あらかじめ定めるよう努める。

各体制	要員
注意体制	副町長、各課長、総務課係長以上
警戒体制	町長、副町長、教育長、各課長、広島県水道広域連合企業団大崎上島事務所長、各係長以上
非常体制	全職員
緊急非常体制	全職員 (交通機関等の途絶、火災等により勤務場所に参集できない場合は、前記2(2)のと通りの措置をとる。)

(5) 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織及び分掌事務は、第3章の1 第1項 別表1及び別表2のとおりとする。また、町は、災害対策本部の代替施設の確保に努めるものとする。

第2項 地震及び津波に関する情報等の伝達に関する計画

以下に定める事項のほか必要な措置については、第3章の1第2節第2項「気象警報等の伝達に関する計画」を準用する。

1 方針

この計画は、町内に地震が発生し、又は地震による津波等の発生するおそれがある場合において、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、津波警報等、地震及び津波に関する情報の収集及び伝達に関して必要な事項を定める。

2 地震・津波情報の収集・伝達

(1) 緊急地震速報が発表された場合の措置

町は、受信した緊急地震速報を同報系防災行政無線等で伝達可能な場合には、住民へ伝達する。

(2) 津波警報等の種類及び内容

ア 種類

(ア) 大津波警報・津波警報：担当する津波予報区において津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

なお、大津波警報は津波特別警報に位置付けられる。

(イ) 津波注意報：担当する津波予報区において津波による災害のおそれがあると予想されるときに発表する。

(ウ) 津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるときに発表する。

イ 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

(ア) 津波警報・注意報

種類	発表基準	想定される被害と取るべき行動	発表される津波の高さ	
			数値での発表	定性的表現での発表
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大
			10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)	
			5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)	

津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れてください。	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない)

- 注) 1 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- 2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
- 3 地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は、地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。
- 4 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- 5 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

(イ) 津波予報

区分	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ってから作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表

(3) 地震・津波に関する情報の種類及び内容

ア 種類

- (ア) 県内で震度1以上の地震を観測したとき。
- (イ) 広島県に津波警報等が発表されたとき。
- (ウ) その他地震及び津波に関する情報を発表することが公衆の利便を増進すると認められるとき。

なお、公衆の利便をさらに増進させるために必要があると認めた場合は、広島地方気象台で収集した資料及び状況を気象庁の情報に付加して発表する。

イ 地震・津波に関する情報の種類及び内容

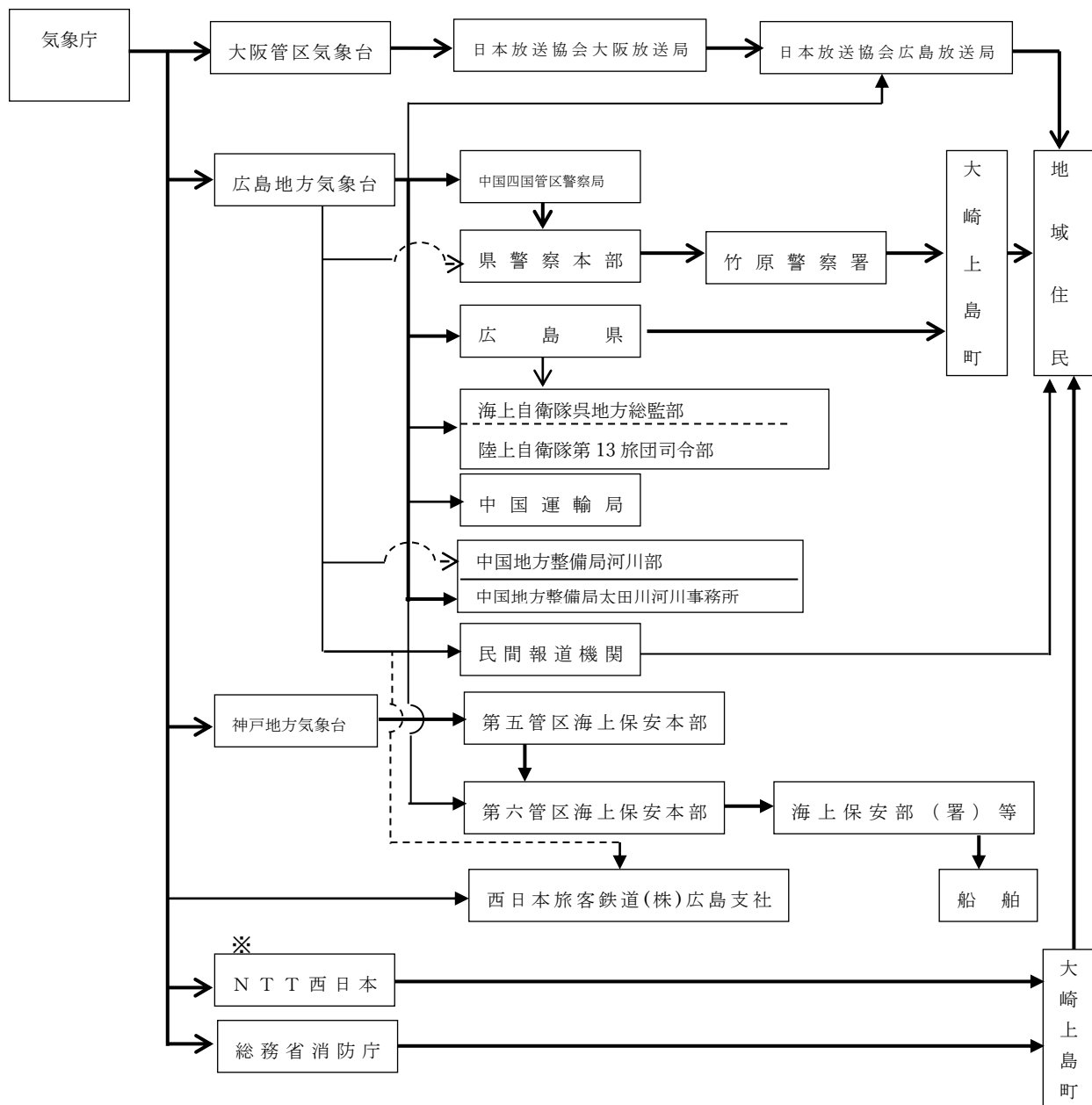
	情報の種類	発表基準	発表内容
地震情報 (注1)	震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。
	震源に関する情報	震度3以上	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
		(津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	
	震源・震度情報	震度1以上	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。
		津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想されたとき	震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
		緊急地震速報(警報)発表時	—
	長周期地震動に関する観測情報	震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。 (地震発生から10分後程度で1回発表)
	遠地地震に関する情報	マグニチュード7.0以上	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を、地震発生から概ね30分以内に発表*1。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。
都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合(国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。)			
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。	
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。	

(注1) 国外でマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合にも、地震の発生時刻、発生場所(震源)、及びその規模(マグニチュード)を、「遠地地震に関する情報」として日本や国外への津波の影響についても記述し発表。

(注2) 津波情報で用いられる広島県の津波観測点は、広島港及び呉港である。(第六管区海上保安本部管理)

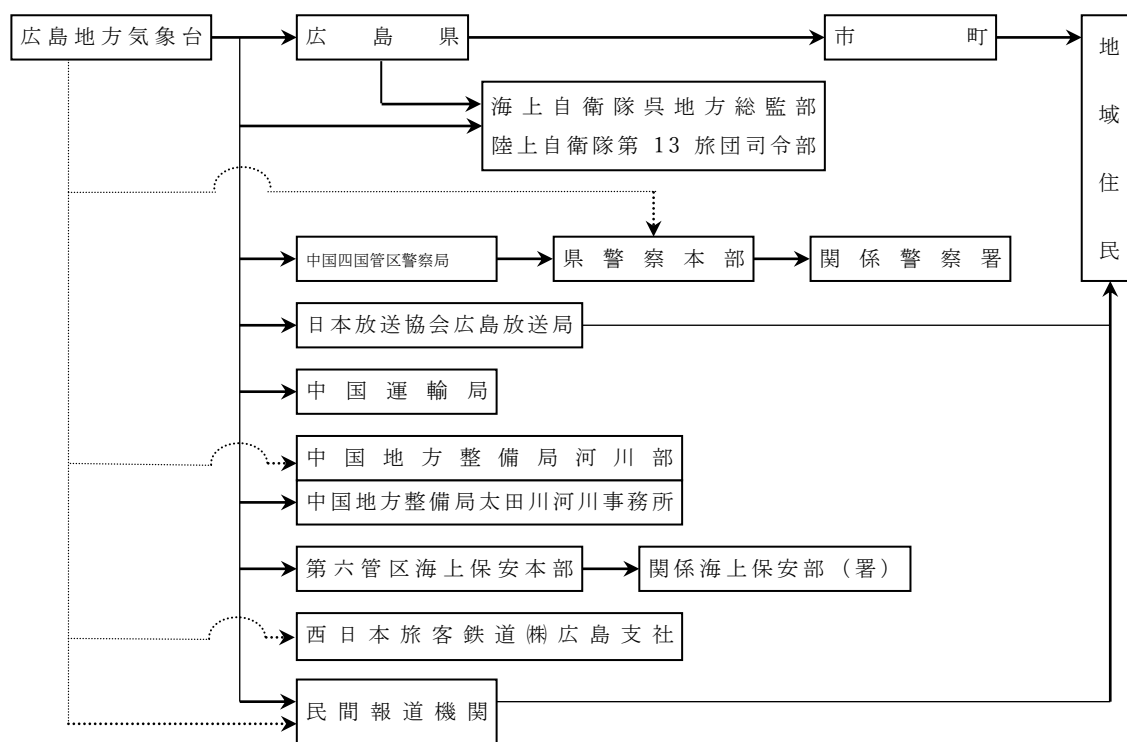
(4) 津波警報等の伝達経路

ア 気象庁本庁は、津波警報等を発表した場合、以下の経路により関係機関に通知する。



- (注) 1 実線は防災情報提供システム専用線、点線は、専用線以外の副次的な伝達経路である。(副次的な伝達経路とは、インターネット回線を利用した防災情報提供システムをいう。)
 2 太線は、「気象業務法に規定される伝達経路」である。
 3 ※は、津波警報等(同解除を含む。)のみオンラインによる伝達である。
 4 日本放送協会広島放送局は、津波警報が発表されたときに「緊急警報信号」を発信する。
 5 民間報道機関は、(株)中国放送・広島テレビ放送(株)・(株)広島ホームテレビ・(株)テレビ新広島・広島エフエム放送(株)・(株)中国新聞社である。
 6 「N T T 西日本」とは、N T T 西日本株式会社を意味する。

イ 広島地方気象台は、必要と認める場合には、地震及び津波に関する情報を発表し、以下の経路により関係機関に通知する。



- (注) 1 広島地方気象台からの伝達経路のうち、実線は防災情報提供システム専用線気象庁本庁からの伝達経路も含む点線は、専用線以外の副次的な伝達経路である。(副次的な伝達経路とは、インターネット回線を利用した防災情報提供システムをいう。)
- 2 民間報道機関は、(株)中国放送・広島テレビ放送(株)・(株)広島ホームテレビ・(株)テレビ新広島・広島エフエム放送(株)・(株)中国新聞社である。

(5) 津波に対する自衛措置

近地地震の発生においては、津波到達までの時間が短く、津波警報等の入手を待つて対策を講じたのでは間に合わない場合があるので、町は、震度4以上の地震が発生した場合、以下の措置をとる。

ア 津波警報等関係気象官署から、何らかの通報が届くまで、地震発生から少なくとも30分間は高台等から海面の状態を監視する体制を確立する。

イ 町に対する津波注意報及び警報の伝達は、放送による方が早い場合が多いので、地震発生から少なくとも1時間はNHK放送を聴取することとし、その責任者を定めておく。(参考) 気象業務法施行令第10条の規定により、津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができない状況にある地の市町長及び災害により津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができなくなった地の市町長は、津波警報を発表することができる。

(6) 緊急地震速報が発表された場合の措置

町は、受信した緊急地震速報を同報系防災行政無線等で住民へ伝達する。

(7) 居住者等への情報の伝達

町及び県は、津波警報等及び津波に関する情報が、管轄区域内の居住者、観光客、釣り客やドライバー等滞在者その他公私の団体（以下「居住者等」という。）に対して、迅速かつ広範に伝達されるよう、以下の措置を講ずる。この場合において、居住者等が具体的に取るべき行動について、あわせて示す。

ア 聴覚障害者や外国人に対する情報伝達として、津波警報等及び津波に関する情報の伝達経路及び方法を明示した看板等を設置する。

イ 観光施設、宿泊施設等の施設管理者に対しては、同報系防災行政無線の戸別受信機等を配備させ、伝達手段を確保する。

屋外にいる者に対しては、同報系防災行政無線の屋外拡声子局、サイレン、電光掲示板等により伝達する。

ウ 海水浴場の施設管理者は、監視施設等へラジオ、戸別受信機等の情報収集機器及び拡声器、放送設備、サイレン等の情報伝達機器を配備し、迅速な情報収集及び伝達を行う。

(8) 船舶関係者（荷役船、作業船、漁船、プレジャーボート）及び養殖事業者等に対する伝達

各海上保安部（署）からの情報伝達とあわせて各媒体を活用して伝達する。

(9) 船舶、漁船等の固定、港外退避等の措置

港湾や漁港に停泊、又は係留中の船舶は、津波の満ち潮によって陸上に打ち上げられ、引き潮によって漂流・転覆するおそれがある。従って、港湾・漁港管理者は、漁業協同組合や船舶管理者との協議に基づき、緊急連絡網及び漁業無線により連絡して措置をとるよう要請することとして、津波避難誘導計画を策定する。

(10) 津波情報の伝達

町は、地震が発生した場合、町に対する津波注意報及び警報の伝達は、放送による方が早い場合が多いので、地震発生から少なくとも1時間はNHK放送を聴取することとし、その責任者を定めておく。

(11) 情報の伝達方法

町は、津波警報等及び情報の伝達手段として、防災行政無線（同報系）の整備を促進するとともに、災害情報共有システム（Lアラート）、広報車、サイレン、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（登録制メール、緊急速報メールを含む。）、ワンセグ、インターネット、アマチュア無線等多様な通信手段を確保し、また、迅速な避難行動がとれるよう、統一的な図記号等を利用した分かりやすい誘導表示板の設置等避難場所、避難路の周知を図る。この場合において、高齢者や障害者等の要配慮者となり得る者や一時滞在者等に対する伝達について十分考慮する。

第3項 住民等の避難誘導に関する計画

以下に定める事項のほか必要な措置については、第3章の1第2節第3項「住民等の避難誘導に関する計画」を準用する。

1 基本方針

地震により、建築物、工作物の破損や広範囲な火災、がけ崩れ、土石流、津波等が発生した場合には、町長又はその他関係法令の規定に基づく避難の措置の実施責任者は、必要に応じ避難のための措置をとり、人命の安全確保に努める。

特に、町長は、災害発生時において適切な措置をとるため、あらかじめ指定緊急避難場所等の指定を行い、平素から住民への周知徹底を図るとともに、住民を含めた訓練に努める。

2 避難の指示等

(1) 指示する者

ア 町長は、火災、がけ崩れ、土石流、津波等の事態が発生し、又は発生のおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがあると認めるときは、速やかに立退きの避難指示等を発令する。

なお、避難指示等を発令したときは、速やかに、その旨を知事に報告する。

イ 町長は、強い地震（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは大津波警報・津波警報を覚知した場合は、速やかに避難指示等を発令する。

なお、津波警報等の覚知により避難指示等を発令する場合には、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定め発令することとする。

ウ 地震の発生により、降雨等による二次災害のおそれのある地域については、雨量・水位等による避難指示等を発する基準を設けておく。

3 津波避難のための事前の準備

(1) 津波浸水想定図等の作成及び周知

居住者等が津波襲来時に迅速かつ的確な避難を行うことができるように、県が作成した広島県津波浸水想定図を基に、町は避難地、避難路等を示す津波ハザードマップ作成を行い、住民等に周知する。なお、町の津波ハザードマップ作成に当たって、県は必要な情報の提供を行う。

(2) 避難場所・避難路の選定

ア 基本原則

町は、居住者等が津波襲来時に迅速かつ的確な避難を行うことができるよう広島県地震被害想定及び広島県津波浸水想定図等を基に、避難場所、避難路を事前に選定又は見直しを行う。選定に当たっては、地域の状況を十分考慮する。

なお、津波災害を想定した避難場所の選定に当たって、高台等地盤の高い場所への避難に30分以上の時間を要する沿岸地域等においては、堅牢かつ耐震性、津波に対する性能を十分確保した高層建物の中・高層階を避難場所に利用する津波避難ビル等を確保す

る。津波到達が早く、避難に必要な時間の確保が困難と想定される場合は、さらなる津波避難ビルの確保等の措置に努める。

この場合において、県で想定される津波波高を考慮し、避難は、原則として3階以上とする。

また、必要に応じて、整備方針等を作成し、避難路・避難階段等の整備を行うものとする。

選定した避難場所・避難路について、平素から広報等により住民への周知徹底を図る。

また、あらかじめ選定した避難場所、避難路沿い等に統一的な図記号等を利用した分かりやすい誘導表示板、案内標識、標高板、海拔表示シート等を設置して、速やかに避難できるようにしておくものとする。

イ 避難場所・避難路の選定基準

(ア) 避難場所

- a 津波により避難が必要となることが想定される地域（以下「避難対象地域」という。）から外れていること。（広島県津波浸水想定図を参考とする。）
- b 十分な地盤標高を有すること。
- c 原則としてオープンスペースであること。ただし、耐震性が確保されている建物は指定することができる。（昭和56年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強済みの建物を指定することが望ましい。）
- d 周辺に山・がけ崩れ、危険物貯蔵所等の危険箇所がないこと。
- e 予想される津波よりも大きな津波が発生する場合も考えられることからさらに避難できる場所があること。
- f 避難者1人当たり十分なスペースが確保されていること。（最低限1人当たり1㎡以上を確保すること。）
- g 夜間照明及び情報機器（伝達・収集）等を備えていること。
- h 避難場所表示があり、入口等が明確であること。
- i 1晩程度宿泊できる設備（毛布等）、飲食料等が備蓄されていることが望ましい。

(イ) 津波避難ビル

- a 3階建て以上かつ耐震性（昭和56年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強済みの建物を指定することが望ましい。）を有してRC（鉄筋コンクリート）又はSRC（鉄筋鉄骨コンクリート）構造であること。（津波の高さや地域の状況によっては2階建てでも選定できる。）
- b 海岸に直接面していないこと。
- c 収容スペースとして、1人当たり1㎡以上を確保すること。
- d 避難路等に面していること。
- e 夜間照明や情報機器が備わっていること。
- f 外部から避難が可能な階段があること。

なお、周辺に適切な避難場所、津波避難ビル等がない場合は、高台の民家や民有地（畑や山林等）を避難目標地点として、利用する。この場合において、所有者の理解を得ておくとともに、避難階段等（津波避難ビルの場合は非常階段等の外階段）を整備しておく。

(ウ) 避難路

- a 山・がけ崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少なく、避難者数等を考慮して、幅員が広いこと。特に、観光客等の多数の避難者が見込まれる地域にあつては、十分な幅員が確保されていること。
- b 橋梁等を有する道路を指定する場合は、その耐震性が確保されていること。
- c 防潮堤や胸壁等の避難障害物を回避する対策（例えば階段等の設置）が図られていること。
- d 原則として、海岸・河川沿いの道路ではないこと。
- e 津波の進行方向と同方向とすること。（海岸方向にある避難場所へ向かつての避難をするような避難路の選定は原則として行わない。）
- f 避難途中での津波の襲来に対応するため、避難路に面した津波避難ビルが確保されていることが望ましい。
- g 家屋の倒壊、火災の発生、橋梁等の落下等の事態にも対応できるように、近隣に迂回路を確保できる道路を選定することが望ましい。
- h 円滑な避難ができるよう、避難誘導標識や同報系防災行政無線等が設置されていること。
- i 夜間の避難も考慮し、夜間照明等が設置されていること。
- j 階段、急な坂道等には手すり等が設置されていることが望ましい。

(3) 津波避難計画の作成

町は、避難対象地域を明示するとともに、避難対象地域別の避難場所、避難路等、具体的な避難実施に関して、広島県地震被害想定及び広島県津波浸水想定図における津波の浸水域・浸水深・到達時間及び津波災害の特性に応じた津波避難計画を作成する。なお、避難対象地区の選定に当たっては、各種防災施設の整備の状況や被害想定の実施等による検証を通じて避難計画を見直していく。さらに、住民や防災上重要な施設の管理者等が作成する地域ごとの津波避難計画に関して必要な支援を行う。

4 避難の誘導

(1) 避難誘導に当たる者

- ア 町職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者
- イ 自主防災組織のリーダー等

(2) 避難誘導の方法

- ア 避難は、原則徒歩とする。
- イ 避難場所・避難路沿いの要点等に誘導に当たる職員等を配置し、あるいは案内標識を設置する等して、住民の速やかな避難を図る。
なお、町長はあらかじめ避難場所を選定し、避難場所、避難路沿い等に案内標識を設置して、速やかに避難できるようにしておく。
- ウ 避難は幼少児、女性、高齢者及び障害者を優先する。

エ 高齢者、障害者等自力で避難の困難な避難行動要支援者に関しては、支援提供者や避難経路等について自治会内での情報共有を啓発するとともに、個別避難計画（わたしの避難計画書）を作成して支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう配慮する。

また、観光客及び外国人等の避難に当たっても、自主防災組織、消防団、近隣住民と連携を図りながら避難誘導を行えるよう、避難の連絡方法や避難補助の方法をあらかじめ定めておく。

オ 避難の指示等に従わない者については、極力説得して任意に避難するよう指導する。

カ 避難場所又は避難路に障害物あるいは危険物がある場合は、町長の指示のもとに当該物件の除去、保安その他必要な措置を講じ、避難の円滑を図る。

（3）再避難の措置

誘導に当たる防災関係機関及び職員等は、正確な情報把握に努め、避難場所や避難経路の状況が悪化した場合には、機を逸することなく再避難等の措置を講ずる。

第3節 災害発生後の応急対策

第1項 災害情報計画

以下に定める事項のほか必要な措置については、第3章の1 第3節 第1項「災害情報計画」を準用する。

1 方針

この計画は、町内に地震が発生し、又は地震による津波等が発生した場合において、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、地震及び津波に関する災害情報、その他災害に関する情報の収集及び伝達に関して必要な事項を定める。

2 地震・津波情報の収集・伝達

(1) 地震動等の観測施設

ア 気象庁が行う地震動及び津波の観測施設

県内には、地震観測装置が庄原市西城町熊野、広島府中市上下町矢多田、北広島町都志見及び呉市音戸中学校の4か所に設置され、このうち広島府中市上下町矢多田を除き震度の観測を行っている。このほか計測震度計が広島市中区上八丁堀、呉市宝町、福山市松永町、広島三次市十日市中、北広島町有田、東広島市黒瀬町、三原市円一町及び広島空港の8か所に整備され、震度の観測を行っている。

また、広島港には巨大津波観測計（2m以上の津波を検知）を設置している。

イ 県が行う地震動の観測

本町をはじめ県内各市町には県により計測震度計が設置され、災害対策支部となる各地域事務所に設置した中継装置を経由して県庁へ送信する震度情報ネットワークシステムが整備されている。

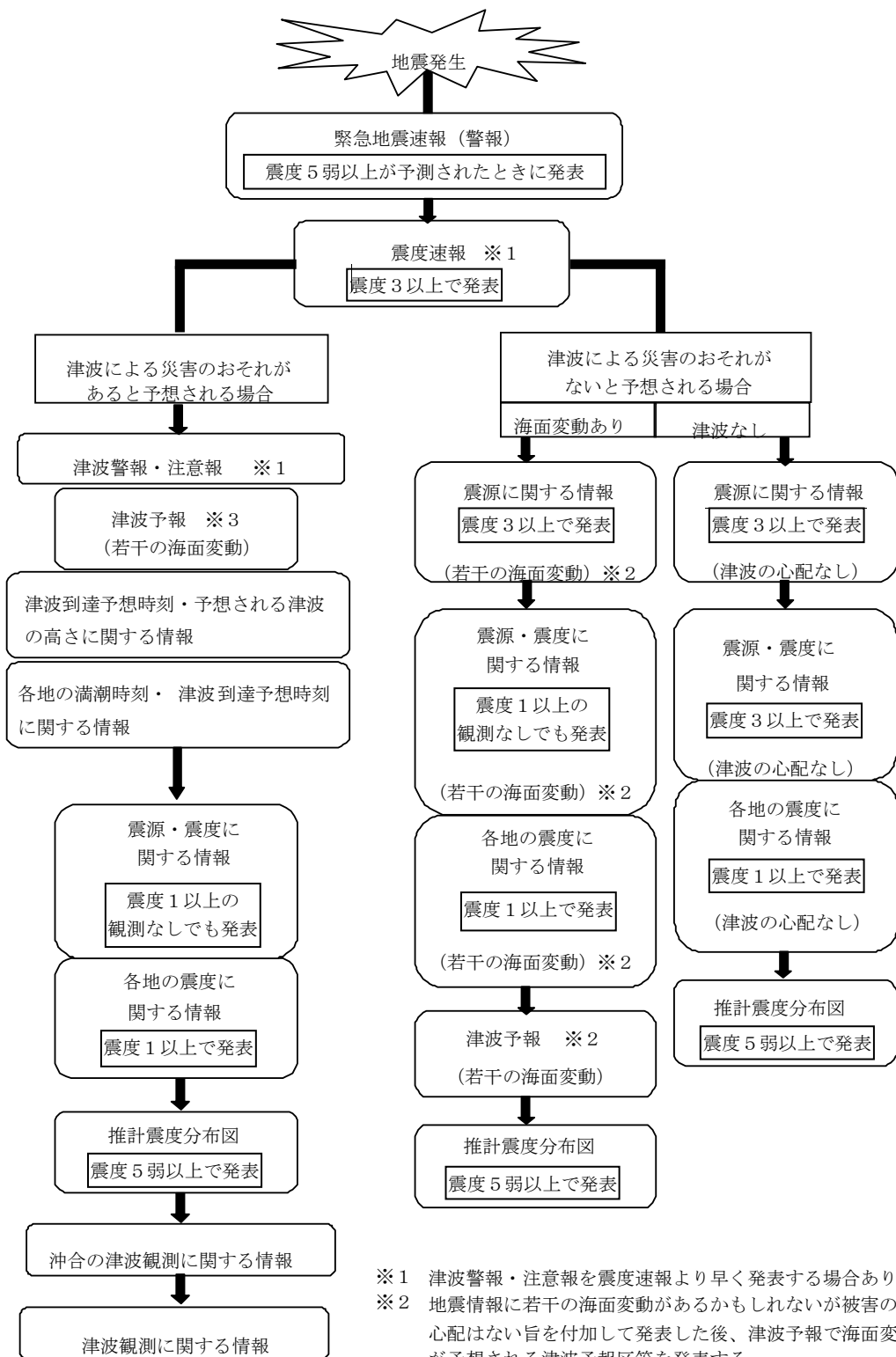
このため、町は、地震発生時において、当該計測震度計により速やかに町内の震度を確認するとともに、広島県総合行政通信網やテレビ・ラジオ等により近隣市町の震度や震源地等を確認し、状況に応じた職員の配備・参集や必要な災害応急対策を行う。

ウ 防災科学技術研究所が行う地震動の観測

防災科学技術研究所は、全国に強震動観測網（K-NETシステム）を整備し、強震記録や震度データの収集を行っている。この観測点のうち県内に設置された以下の20地点について、気象庁が発表する地震情報に活用されている。（三次市三次町、三次市甲奴図書館、庄原市高野町、北広島町豊平郵便局、北広島町川小田、安芸高田市向原町長田、三原市館町、尾道市長江、尾道市因島土生町、広島市中区羽衣町、世羅町東神崎、神石高原町油木、廿日市市大野、福山市東桜町、府中市府川町、東広島市西条栄町、呉市二河町、竹原市中央）

資料編 ・ 観測施設一覧

<地震・津波に関する情報発表の概念図>



※1 津波警報・注意報を震度速報より早く発表する場合あり。
 ※2 地震情報に若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない旨を付加して発表した後、津波予報で海面変動が予想される津波予報区等を発表する。
 ※3 津波警報・注意報を発表している津波予報区以外で海面変動が予想される津波予報区に発表する。

■ 震度階級関連解説表

(平成 21 年 3 月 31 日)

(1) 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯等のつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音をたてることもある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯等のつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音をたてる。座りの悪い置物が倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気づく人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯等のつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのが分かる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないうと歩くことが難しい等、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

(2) 木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁等に軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁等にひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁等に軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁等のひび割れ・亀裂が多くなる。 壁等に大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁等にひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁等に大きなひび割れ・亀裂が入るものが多い。 傾くものや、倒れるものが多い。
7	壁等のひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

- (注 1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置等により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- (注 2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上げ壁（ラス、金網下地を含む。）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。
- (注 3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

(3) 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁、柱等の部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。	壁、梁、柱等の部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。
	1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。

- (注 1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- (注 2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

(4) 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、緩い砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりする等の被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

(5) ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。
	さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある [※] 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある [※] 。
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（輻輳）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震等の災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板等の提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認等のため、時間が掛かることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

【出典】 上記(1)～(5)は、気象庁震度階級関連解説表による。

第2項 通信運用計画

第3章の1 第3節 第2項「通信運用計画」を準用する。

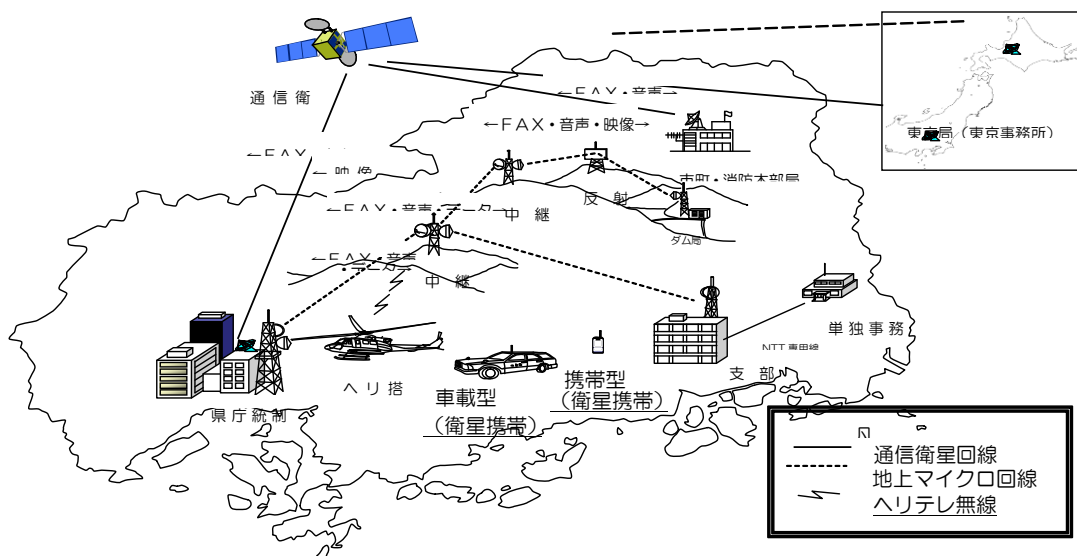
1 広島県総合行政通信網の活用

町及び県は、広島県総合行政通信網の活用により、震災時における迅速かつ的確な通信連絡の確保を図る。

広島県総合行政通信網は、県庁と地方機関庁舎とを地上系多重回線で結ぶとともに、県庁と町及び消防本部とは、衛星系回線で構成した通信網である。

また、この通信網は、災害時には優先的に通信を確保するため、通信回線の統制機能を有するとともに、地域衛星通信ネットワークに加入している全国の地球局と音声、ファクシミリ、データ、映像の受発信機能を有するものである。

広島県総合行政通信網イメージ図



【システムの概要】

- ◇県庁と市町及び消防本部の間は、通信衛星システムを導入、県庁と支部局等の間は現行の地上系無線を再編整備し、高品質のデジタル回線網を構築する。
- ◇災害時における優先通信回線を確保するため、統制機能を有するシステムとする。
- ◇衛星回線と地上マイクロ回線により、災害に強い防災行政無線として安全性、信頼性を確保する。
- ◇通信機器は、二重化と無停電、無瞬断方式を採用し、高信頼性を確保する。
- ◇電話、ファクシミリ、データ、画像等様々な情報を統合し、情報伝送の効率化、高度化を図る。
- ◇行政の各分野で多角的に活用できる総合的なネットワークとして構築する。
- ◇システム全体の運用状況の遠隔監視・制御・記録を行う集中管理システムを導入し、円滑な運用と省力化を図る。
- ◇県内の各局だけでなく地域衛星通信ネットワークに加入している全国の地球局と個別、相互に通信が可能となるシステムを構築する。

第4節 ヘリコプターによる災害応急対策計画

第3章の1 第4節「ヘリコプターによる災害応急対策計画」を準用する。

第5節 災害派遣・広域的な応援体制

第1項 自衛隊災害派遣要請計画

第3章の1 第5節 第1項「自衛隊災害派遣要請計画」を準用する。

第2項 相互応援協力計画

第3章の1 第5節 第2項「相互応援協力計画」を準用する。

第3項 防災拠点に関する計画

第3章の1 第5節 第3項「防災拠点に関する計画」を準用する。

第6節 救助・救急、医療及び消火活動

第1項 救出計画

1 方針

地震・津波による家屋等の崩壊、がけ崩れ及び津波等により多数の要救出者が発生した場合には、町は、県、県警察、第六管区海上保安本部及びその他の防災関係機関等と相互に協力し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。

なお、被災現地においては、原則として、町長が、救出活動の指揮をとる。

2 陸上における救出

(1) 町

ア 救出隊の編成

消防署、消防団員等による救出隊を編成するとともに、救出に必要な車両舟艇、特殊機械器具その他の資機材を調達し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。

イ 町による救出が困難な場合

町による救出が困難なときは、速やかに竹原警察署に連絡し、合同して救出に当たる。

ウ 県及び他の市町への応援の要請

前項によってもなお救出が困難であり、かつ、救出作業に必要な車両舟艇、特殊機械器具等の調達を要するときは、原則として以下の事項を示して県及び他の市町に応援を要請し、必要な場合には、県に対して自衛隊の派遣を要求する。

また、自衛隊への派遣要請については、基本編第3章第5節第1項「自衛隊災害派遣要請要求計画」に定める。

なお、原則として文書により行うこととなるが、そのいとまのないときは、口頭又は電話等、迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

3 海上における救出

町長及び東広島市消防局長、消防署長は、県、県警察、第六管区海上保安本部等防災関係機関と連携をとりつつ、消防及び救難救護を行う。

第2項 医療、救護計画

以下に定める事項のほか必要な措置については、第3章の1 第6節 第2項「医療救護・助産計画」を準用する。

1 方針

地震・津波のため、傷病者の多発等により医療機関の受入可能な患者数を超えたり、被災地の医療機関の多くが損壊し、医療機能が著しく低下した場合など、被災地の医療能力だけでは、全ての傷病者に対応できない場合においても、住民に、十分な医療救護、助産が提供できるよう医療救護活動等に必要な事項を定める。

2 医薬品・医療資機材の確保

(1) 震災発生後初期段階への対応

町は、家屋倒壊等による負傷者を想定して、平常時から包帯、ガーゼ、三角巾、副木、消毒薬、輸液等の外科的治療薬等の確保に努める。

備蓄医薬品・医療資機材の管理については、備蓄先医療機関、豊田郡医師会又は県医師会等に協力を依頼する。

(2) 震災発生後中期以降への対応

避難場所の被災者に対するいわゆる家庭の常備薬（風邪薬、胃腸薬、解熱鎮痛剤等）等については、薬局薬店等に依頼して調達し、不足が生じた場合は、県に関係業者等からの調達を要請する。

3 救急搬送の実施

(1) 医療機関への搬送

負傷者の医療機関への搬送は、原則として町が実施する。

(2) 町で対処できない場合

救護所から医療機関へ搬送する場合で、町が対処できない場合は、県、日本赤十字社広島県支部及びその他の関係機関に応援を要請する。

(3) 緊急に特別な治療を要する傷病者

緊急に特別な治療を要する傷病者は、第1次救急として大崎上島消防署の救急車が町内医療機関へ搬送し、第2次救急として患者を救急患者輸送艇により竹原港又は安芸津港へ搬送する。県及び広島市のヘリコプターの要請とあわせ、迅速な搬送を行う。

(4) 連携体制の構築

迅速・的確な救急救命措置を講じるための医師と救急救命士の連携体制を構築する。

4 救護所設置の広報

町は救護所を開設した場合、速やかに県災害対策本部に報告するとともに、住民に救護所開設の広報を行う。

第3項 消防計画

以下に定める事項のほか必要な措置については、第3章の1 第6節 第3項「消防計画」を準用する。

1 方針

地震・津波発生時における出火防止、初期消火及び延焼阻止等の消火活動を迅速かつ円滑に実施するため、平素から、地域住民による自主防災組織の育成・指導を行うとともに、東広島市消防局と連携して消防機関の活動体制及び消防相互応援体制等の整備充実を図るものとする。

2 消防活動体制の整備

(1) 住民・事業所等への周知

町は、東広島市消防局と連携して大地震発生時の火災防止のため、以下の事項について、平常時から広報等を通じ住民・事業所等に周知する。

ア 出火防止及び初期消火

住民・自主防災組織・事業所等は、自らの生命、身体及び財産を守るため、出火防止及び初期消火に努める。

イ 火災の拡大防止

地震により火災が発生したときは、住民・自主防災組織・事業所等は、互いに協力して可能な限りの消火活動を行い、火災の拡大の防止に努める。特に、危険物等を取り扱う事業所については、二次災害の発生防止に努める。

(2) 消防体制の整備

町は、以下の事項について、あらかじめ消防体制を整備する。

ア 実施計画の策定

大地震発生直後の消防団員の初動体制、初期消火活動の実施計画を定める。

イ 広報班の編成

大地震発生直後に、住民に対して出火防止及び火災の延焼状況等を迅速に広報するため、広報の要領、広報班の編成について定める。

ウ 情報収集体制の決定

大地震発生直後の火災を早期に発見するとともに、防火水槽の破損及び道路の通行状況等を迅速に把握できるよう情報収集の体制を定める。

エ 消防水利の多元化

大地震発生時には、水道管の破損や停電等による長時間の給水停止が想定されることから、防火水槽や耐震性貯水槽の設置等を推進するほか、河川、池、水路等の自然水利を積極的に活用するため、取水場所の整備等を行い、消防水利の多元化を図る。

3 消防活動

(1) 火災発生状況等の把握

町は、消防団員を指揮し、また自主防災組織及び区長等から町内の消防活動に関する以下の事項について情報を収集し、東広島市消防局及び竹原警察署と相互に連絡を行う。

ア 延焼火災の状況

イ 自主防災組織の活動状況

ウ 消防ポンプ自動車その他の車両の通行可能道路

エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利等の活用可能状況

(2) 消防活動の留意事項

町は、以下の事項に留意して消防団員をもって活動する。

ア 安全地区の確保

延焼火災件数の少ない地区は、集中的な消火活動を実施し、安全地区を確保する。

イ 住民の安全確保

多数の延焼火災が発生している地区は、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じて避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。

ウ 避難誘導等の安全措置

危険物の漏えい等により災害が拡大し、又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。

- エ 防火活動の拠点となる施設等の火災防御
救護活動の拠点となる診療所、避難所、幹線避難路及び防火活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。
- オ 医療機関等への救急搬送
要救助者の救助救出と負傷者に対する応急措置を行い、医療機関等へ救急搬送する。
- カ 自主防災組織との連携
自主防災組織が実施する消火活動や救出活動等との連携、指導を図る。

4 事業所等の活動

町は、事業所等に対し、以下の措置を講ずるよう指導する。

(1) 火災予防措置

LPガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等、異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

(2) 火災が発生した場合の措置

ア 初期消火及び延焼防止活動

事業所等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。

イ 従業員、顧客等の避難誘導

必要に応じて、従業員、顧客等の避難誘導を行う。

(3) 災害拡大防止措置

LPガス、高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し、災害が拡大するおそれがあるときは、以下の措置を講ずる。

ア 情報の伝達

周辺地域の居住者等に対し、避難の行動をとるうえで必要な情報を伝達する。

イ 状況の連絡

警察及び消防機関等関係防災機関へ速やかに状況を連絡する。

ウ 必要な措置

立入禁止等の必要な措置を講ずる。

第4項 水防計画

以下に定める事項のほか必要な措置については、第3章の1 第6節 第4項「水防計画」を準用する。

1 方針

地震・津波が発生した場合には、堤防に亀裂が生じ、水門、樋門、ダム及びため池等が損傷あるいは破損するおそれがあるため、これらの施設の管理者は地震・津波発生時には防災関係機関と相互に協力し、速やかに応急対策を実施する。

2 応急対策

(1) 避難の指示

地震の発生に起因して堤防、ため池等の破損による洪水の襲来が予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた町長又は県職員は、必要とする区域の居住者に対し、水防法第29条による避難のための立退きの指示を行う。

なお、町長が立退きの指示を行う場合は、その旨を竹原警察署長に通知する。

(2) 応急対策の実施

大規模地震が発生した場合には、堤防に亀裂が生じ、ため池等が損傷あるいは破損するおそれがあるため、河川、海岸、ため池、防潮扉及び樋門等の管理者は、大地震発生後、防災関係機関と相互に協力し、直ちに所管施設の被害状況を点検把握し、応急措置を講ずる。

また、速やかに被害状況、措置状況等を関係機関に連絡する。

資料編 ・ 防災重点農業用ため池の現況

(3) 巡視及び連絡

町は、大規模地震発生後直ちに区域内の河川、海岸、ため池等を巡視するとともに、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに当該施設の管理者に連絡して必要な措置を講ずるよう求める。

なお、緊急を要する場合には、防潮扉及び樋門等（以下「防潮扉等」という。）の操作その他適宜に水防活動を行う。

3 津波、高潮対策

町及び防潮扉等の管理者は、津波予報を入手したとき、あるいは震度4以上の地震が発生し、津波又は高潮が襲来するおそれがあると判断した場合は、以下の措置をとる。

(1) 防潮扉等の管理者等

ア 津波警報を知った場合

防潮扉等の管理者及び潮位観測人等は、津波予報を入手したとき、又はラジオ、テレビ等により津波警報を知ったときは、水位、潮位の変動を監視し、臨機応変に防潮扉等の開閉を行う。

イ 水位、潮位に変動があった場合

水位、潮位の変動があったときは、水位、潮位の変動状況、措置状況等を速やかに関係機関に通報する。

第5項 危険物等災害応急対策計画

以下に定める事項のほか必要な措置については、第3章の1 第6節 第5項「危険物等災害応急対策計画」を準用する。

1 方針

危険物、高圧ガス、火薬類及び毒物劇物等の危険性の高い物資（以下「危険物等」という。）を製造、貯蔵又は取り扱う事業所においては、地震発生時には、自衛消防組織等の活動により、危険物等に係る災害の発生を最小限度にとどめ、周辺地域に対する被害の拡大を防止するものとする。

また、関係行政機関は消防法（昭和23年法律第186号）、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）及び毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）等の関係法令の定めるところにより所要の措置を行う。

なお、地震・津波の発生に備え、事業所においては、平素から関係法令の遵守及び自主保安体制の確立に努める一方、関係行政機関は、これらに対して、必要な指導を行う。

2 危険物災害応急対策

（1）関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を実施させる。

- ア 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置
- イ 危険物の流出、出火、爆発等の防止措置
- ウ 危険物施設の応急点検
- エ 異常が認められた施設の応急措置

（2）施設の管理者と密接な連絡をとり、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

3 火薬類災害応急対策

施設の管理責任者等と密接な連絡をとり、災害の拡大を防止するための消火活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止の広報及び避難の指示等必要な応急対策を行う。

4 毒物劇物災害応急対策

県、保健所、警察署及び消防本部と速やかに連絡をとることとするが、緊急を要する場合には、次の措置を行い災害の発生及び拡大等を防止する。

また、施設の管理者及び毒物劇物取扱責任者等と密接な連携をとり、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を行う。

第7節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第1項 警備、交通規制、交通確保計画

以下に定める事項のほか必要な措置については、第3章の1 第7節 第1項「災害警備計画」及び第2項「交通・輸送応急対策計画」を準用する。

1 海上交通安全の確保

第六管区海上保安本部は、海上交通の安全を確保するため、津波による危険が予想される海域に係る港及び沿岸付近にある船舶に対しては、港外、沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて入港の制限又は港内停泊中の船舶に対する移動を命ずる等、規制を行う。

第2項 輸送計画

第3章の1 第7節 第2項「交通・輸送応急対策計画」を準用する。

第8節 避難の受入れ及び情報提供活動

第1項 避難対策計画

第3章の1 第8節 第1項「避難対策計画」を準用する。

第2項 災害広報・被災者相談計画

第3章の1 第8節 第2項「災害広報・被災者相談計画」を準用する。

第3項 住宅応急対策計画

第3章の1 第8節 第3項「住宅応急対策計画」を準用する。

第9節 救援物資の調達・供給活動

第1項 食料供給計画

第3章の1 第9節 第1項「食料供給計画」を準用する。

第2項 給水計画

第3章の1 第9節 第2項「給水計画」を準用する。

第3項 生活必需品等供給計画

第3章の1 第9節 第3項「生活必需品等供給計画」を準用する。

第4項 救援物資の調達及び配送計画

第3章の1 第9節 第4項「救援物資の調達及び配送計画」を準用する。

第10節 保健衛生・防疫、遺体対策に関する活動

第1項 防疫計画

1 方針

町及び県は、地震・津波災害発生時において、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等により感染症の発生が予想されるため、防疫について必要事項をあらかじめ定め、感染症の予防及びまん延の防止のための防疫活動を実施する。

津波被害の被災地においては、津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生等衛生上の課題が生じ得ることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意する。

なお、必要な措置については、第3章の1 第10節 第1項「防疫計画」を準用する。

第2項 遺体の捜索、取扱い、埋火葬計画

第3章の1 第10節 第2項「遺体の捜索、取扱い、埋火葬計画」を準用する。

第11節 応急復旧、二次災害防止活動

第1項 公共施設等災害応急復旧計画

第3章の1 第11節 第1項「公共施設等災害応急復旧計画」を準用する。

第2項 電力・ガス・水道・下水道施設応急復旧対策計画

第3章の1 第11節 第2項「電力・ガス・水道・下水道施設応急復旧対策計画」を準用する。

第3項 その他施設災害応急対策計画

第3章の1 第11節 第3項「その他施設災害応急対策計画」を準用する。

第4項 廃棄物処理計画

第3章の1 第11節 第4項「廃棄物処理計画」を準用する。

第5項 有害物質等による環境汚染防止計画

第3章の1 第11節 第5項「有害物質等による環境汚染防止計画」を準用する。

第12節 ボランティアの受入れ等に関する計画

第3章の1 第12節「ボランティアの受入れ等に関する計画」を準用する。

第13節 文教計画

第3章の1 第13節「文教計画」を準用する。

第 14 節 災害救助法適用計画

第 3 章の 1 第 14 節「災害救助法適用計画」を準用する。

第4章 災害復旧計画

第1節 目的

この計画は、災害に対する応急対策を行った後において、被災者の生活の安定、生業の維持、回復及び被害を受けた施設の復旧及びこれに要する資金等について必要な事項を定め、災害復旧・復興の迅速かつ完全な実施を図ることを目的とする。

第2節 被災者等の生活再建の支援及び生業回復等の資金確保計画

1 方針

町及び県は、被災者の生活再建及び生業回復のため、住民へ各種支援措置等の広報を行うとともに、国、県、町及び各種金融機関の協力の下に、現行の法令及び制度の有機的な運用を行い、所要資金の確保や手続の迅速化を講ずる。

また、各種の支援措置等を早期に実施するため、町においては、罹災証明の交付体制を確立する。

なお、町は、災害により、町が保管する戸籍等のデータが喪失した場合に備え、データのバックアップを行うこととする。

2 各種調査の住民への周知

町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

3 罹災証明書の交付

町は、被災者が各種の支援措置を早期に受けられるよう、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

住家等の被害の程度を調査するに当たっては、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

(1) 罹災証明実施責任者

罹災証明は町長が行い、総務部庶務班（総務課庶務係）が発行の事務を行う。

なお、火災による罹災証明は、東広島市消防局において行う。

(2) 罹災証明書の発行

総務部庶務班は調査した被害結果を基に罹災台帳を作成し、罹災証明の発行が必要な場合は、総務部庶務班において取り扱う。罹災台帳で確認できないときは、申請者の立証資料等を基に必要ながあれば再調査のうえで判断する。

4 被災者台帳の整備

町は、必要に応じて、個々の被災者の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

5 各種支援措置等

町及び県は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握したうえで、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

各種制度の概要等は、広島県地域防災計画附属資料に掲載されている。

(1) 支援制度及び救済制度

- ア 被災者生活再建支援法による支援金の支給等
- イ 国税及び地方税の減免等

(2) 災害弔慰金等の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、町は、災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金を支給し、精神又は身体に著しい障害が生じた住民に対して災害障害見舞金を支給する。

(3) 災害融資制度の充実

災害援護資金をはじめとする各種資金の貸付、農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫その他金融機関の災害融資制度により、被災者の生活安定等を図るための資金の確保に努める。

災害融資制度は、以下のとおり（詳細は広島県地域防災計画附属資料に掲載）である。

関係法令等	貸付金の種類
日本政策金融公庫法	農業基盤整備資金 農地、牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金 農林漁業施設資金（主務大臣指定） 農林漁業施設資金 農林漁業セーフティネット資金 （災害等の資金） 林業基盤整備資金 （樹苗養成施設資金、造林資金、林道資金） 農林漁業施設資金 （主務大臣指定施設、共同利用施設）
広島県農林水産業関係単独事業補助金 交付要綱	農業災害特別対策資金 漁業災害特別対策資金
生活福祉資金貸付制度要綱	生活福祉資金 （福祉資金、緊急小口資金、災害援護資金）
緊急生活安定資金貸付制度要綱	緊急生活安定資金
災害弔慰金の支給等に関する法律	災害援護資金

母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子・父子・寡婦福祉資金（住宅資金、転宅資金）
母子家庭等緊急援護資金貸付制度要綱	母子家庭等緊急援護資金（生活安定資金）
独立行政法人福祉医療機構法	新築資金 増改築資金（甲種、乙種） 機械購入資金 長期運転資金
商工組合中央金庫法	災害復旧貸付
日本政策金融公庫法	災害復旧貸付
広島県県費預託融資制度要綱	緊急対応融資（セーフティネット資金）
独立行政法人住宅金融支援機構法	災害復興住宅融資
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法	経営資金 事業資金

6 町内諸団体の資金の充実

町内の公共的団体と協力して民生金庫の設置等により災害資金制度の充実を図る。

第3節 被災者の生活確保に関する計画

1 基本方針

災害発生後、被災者がいち早く平常の生活ができるようにするために、迅速かつ適切な生活関連物資の安定供給、物価の安定対策及び雇用の確保について各種支援策を講ずる。

2 生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策

町は、生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策のために以下の措置を実施し、被災者の生活確保に努める。

- (1) 価格及び需給動向の把握並びに情報の提供
- (2) 関連業界への安定供給及び価格の安定に係る協力依頼

3 被災者等に対する生活相談

町は相談窓口を設置し、各種の要望、苦情等を聴取し、その解決を図る。
また、必要に応じて関係機関に連絡し、連携して早期解決に努める。

4 雇用の安定支援

- (1) 町は、災害による失業を防止し雇用の安定を図るため、失業者の発生状況に応じて、労働局、県等と連携して、雇用に関する情報収集、就業に係る相談、職業訓練、労働相談等の対策に努める。
- (2) 県と連携し、雇用を確保するため、事業所の被災による安易な解雇及び新卒者の内定取消し等の防止に努める。

第4節 施設災害復旧計画

1 基本方針

(1) 短期間での復旧完了

町は、応急対策を実施した後、被害を受けた施設の復旧をできるだけ迅速に着工し、短期間で完了するよう努める。

(2) 施設の防災機能向上への配慮

災害復旧については、再度災害の原因とならないよう、完全に復旧工事を行うとともに、原形復旧にとどまらず、さらに災害に関連した改良事業を行う等、施設の向上に配慮する。

(3) 職員の派遣要請と協力要請

災害復旧対策の推進のため、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

2 復旧計画

(1) 復旧計画の目標

災害復旧に関しては、現行の各種法令の規定により恒久的災害復旧計画を作成し、速やかに応急復旧を実施するとともに、早期着工、早期完成を図る。

(2) 施設の災害復旧に関する法律

施設の災害復旧に関する主な法律は、以下のとおりである。

ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）

イ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）

ウ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）

エ 道路法（昭和27年法律第180号）

オ 河川法（昭和39年法律第167号）

カ 砂防法（明治30年法律第29号）

キ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）

ク 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）

ケ 森林法（昭和26年法律第249号）

コ 海岸法（昭和31年法律第101号）

サ 港湾法（昭和25年法律第218号）

シ 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）

ス 公営住宅法（昭和26年法律第193号）

セ 生活保護法（昭和25年法律第144号）

ソ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）

タ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）

チ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）

ツ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）

テ 売春防止法（昭和31年法律第118号）

ト 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）

- ナ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）
- ニ 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）
- ヌ 海上交通安全法（昭和 47 年法律第 115 号）

第5節 激甚災害の指定に関する計画

1 基本方針

災害により甚大な被害があった場合、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、所定の手続を行う。

2 激甚災害に関する調査

町は、激甚な災害が発生した場合には、速やかに被害状況を把握し、県に報告するとともに、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

第6節 義援金、救援物資の受入れ及び配分に関する計画

1 方針

災害時に必要とされる義援金や救援物資の受入体制を確立し、迅速かつ適切に被災者に配分することを目的とする。

2 義援金の受入れ及び配分

(1) 義援金の受入れ

災害に際し、義援金の受入れを必要とする場合は、以下の場所に受付窓口を設置し、必要事項を広報する。なお、総務部財政班は義援金専用の預貯金口座を設け、払出しまでの間、預貯金を保管する。

義援金の受付窓口 ⇔ 総務部財政班

(2) 義援金の配分

義援金の被災者への配分については、町、県、日本赤十字社広島県支部、広島県共同募金会、日本放送協会広島放送局等からなる義援金配分委員会を設置し、また、町単独で受け入れた義援金の被災者への配分については、町、町教育委員会及び町社会福祉協議会等からなる義援金配分委員会を設置し、適正な配分について協議したうえで迅速に行う。

なお、被災状況を速やかに把握するとともに、被災規模によっては義援金の一部を支給するなど配分方法等を工夫し、被災者への迅速な支給に配慮するものとする。

3 救援物資の受入れ及び配分

(1) 受入れの方針

ア 救援物資の調達

救援物資は、提供を申し出る企業や団体と事前の調整のうえで調達する。

イ 義援金での協力依頼

個人からの救援物資の受入れは行わず、義援金での協力を依頼する。

(2) 救援物資の受入れ

ア 受付窓口の設置

災害に際し、救援物資の受入れを必要とする場合は、以下の場所に受付窓口を設置する。

救援物資の受付窓口 ⇨ 福祉部福祉班

イ 救援物資の把握

町は県と連携し、受入れを希望する救援物資を把握する。

ウ 輸送方法等の検討

一時保管場所の確保や避難所への迅速な輸送方法等を検討する。

(3) 受入体制の広報

円滑な受入れのため、以下の事項をホームページや報道機関を通じて広報する。

ア 必要な物資と必要な数量

イ 救援物資の受付窓口（事前連絡先）

ウ 救援物資の送付先、送付方法

エ 一方的な救援物資の送り出しは行わないこと。

オ 個人からの救援物資は受け入れないため、義援金での協力依頼

(4) 救援物資の配分

町は、県との連携の下に、避難所へ救援物資を配分する。その際には、物資の種類に偏りが生じないように、各避難所のニーズに応じた、適正な配分に努める。

なお、送付先を避難所に設定する等、状況に応じた対応を行う。

(5) 問合せ窓口の設置

近隣市町で災害が発生した場合は、必要に応じ救援物資に関する問合せ窓口を設置するとともに、被災地のニーズについての広報等を行い、被災者に必要な物資が行き届くよう支援する。

(6) 保管場所の確保

町は、大量の救援物資が送られてくることを想定し、以下の施設を一時保管場所として整備するとともに、避難所への輸送方法等を迅速に定める。

施設名	所在地
大崎上島町防災備蓄倉庫	大崎上島町東野 1869-1
大崎上島町西野防災備蓄倉庫	大崎上島町原田 1128-4

(7) 個人からの救援物資の受入れの例外

必要物資の不足により、個人からの救援物資が必要となる場合においては、まとまった数を提供できる個人に限定するという前提で、3の(1)から(4)までを広報し、物資の確保に努める。

第7節 災害復興計画（防災まちづくり）

1 基本方針

- (1) 町は、市街地の復興に当たり、再度災害防止と、より快適な都市生活環境を目指すものとする。
- (2) 災害復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

2 被災地における生活基盤の再建及び復興

町及び県は、市街地を計画的かつ迅速に復興するため、あらかじめ取組みのプロセスや役割分担等の明確化に努めるものとする。

また、市街地生活基盤整備等の実施により市街地を復興する場合には、住民の早急な生活再建の観点から、まちづくりの方向について、速やかに住民との合意形成に努めるものとする。

3 学校施設の復興

県及び町は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。